

博士論文

ブラセロ・プログラムとメキシカンの権利保障
－ 移民政策をめぐる 1940-60 年代の米墨関係

戸田山 祐

目次.....ii

図表一覧.....iv

序章.....1

第1節 本論文の目的、用語の定義.....1

第2節 問題の所在.....5

第3節 先行研究の整理.....15

第4節 本論文の問題設定と構成.....25

第1章 ブラセロ・プログラムの前史.....34

第1節 第一次世界大戦期のメキシコ人短期移民労働者の導入.....34

第2節 大恐慌と帰国・送還政策.....41

第2章 第二次世界大戦期のブラセロ・プログラムをめぐる米墨間交渉 - テキサスへのブラセロ導入禁止を中心に (1942-45年)50

第1節 戦時期ブラセロ・プログラムの成立.....51

第2節 テキサスへのブラセロ導入禁止と非合法入国者問題.....60

第3節 戦時下のテキサスにおけるメキシカンの権利保障の試み.....64

第4節 戦時期ブラセロ・プログラムの延長.....73

第3章 非合法移民問題とブラセロ・プログラム (1946-48年).....79

第1節 サトウダイコン農場へのブラセロ導入をめぐる米墨間交渉.....80

第2節 非合法移民問題の深刻化とブラセロ・プログラムの延長.....85

第3節 公法 40 号の成立.....90

第4節 1948 年協定とテキサス.....93

第5節 テキサス州政府と綿花加工業組合の協力関係.....98

第4章	エル・パソ事件と戦後期ブラセロ・プログラムの成立- ブラセロ・プログラムの中 断と再開をめぐる米墨政府間交渉(1948-49年)	106
第1節	メキシコ人の米国への流入増の背景.....	107
第2節	エル・パソ事件の経緯.....	114
第3節	ブラセロ・プログラム再開交渉と 1949 年協定.....	131
第5章	ブラセロ・プログラムの安定化から終焉へ (1949-64 年)	142
第1節	公法 78 号と 1951 年協定 - ブラセロ・プログラムの安定化.....	144
第2節	ブラセロ・プログラムとウェットバック作戦(1952-54 年).....	161
第3節	ブラセロ・プログラムの安定期から終焉へ (1955-64 年)	186
第6章	ブラセロ・プログラム延長と非合法移民問題への米墨労働組合の対応(1946-64 年).....	203
第1節	NFLU の成立とブラセロ・プログラムの延長 (1946-48 年)	204
第2節	エル・パソ事件の米墨農業労働運動への影響 (1948-49 年)	213
第3節	米墨労組間協力の模索 (1949-57 年)	219
第4節	AWOC による農業労働者組織化の試み (1959-64 年)	226
終章	237
参考文献	247

図表一覧

図 1. メキシコ全図.....	30
図 2. テキサス州全図.....	31
図 3. テキサス州南部の郡.....	32
図 4. テキサス州南部の都市およびメキシコ側の国境都市.....	33
図 5. ブラセロ募集地（1948 年）	118
図 6. エル・パソとシウダー・ファレスおよび周辺地帯.....	121
図 7. ブラセロ募集地（1949 年）	139
図 8. ブラセロ募集地・受付拠点（1951 年）	161
図 9. ブラセロ募集地・受付拠点（1954 年）	183
図 10. ブラセロ募集地・受付拠点（1961 年）	189
表 1-1. 米国内のメキシコ生まれの住民人口の推計値.....	37
表 1-2. メキシコ人合法入国者数の推移（1920-29 年）	43
表 2-1. 米国内で農業に従事する外国人労働者、戦争捕虜および復員兵の数の推移.....	76
表 4-1. メキシコ国内における農業労働者の平均日給（1947-49 年）	108
表 4-2. 土地を持たない農業従事者数の増減.....	111
表 4-3. 1951 年の州別ブラセロ出国者数.....	112
表 4-4. ブラセロ募集計画（1948 年 4 月）	116
表 5-1. 国境警備隊の隊員数の変遷.....	185
表 5-2. メキシコから米国への入国者数（1942-64 年）	186
表 5-3. 機械で収穫される綿花の割合（1956-62 年）	189
表 5-4. カリフォルニアとテキサスでのブラセロ雇用数の変遷（1960 -63 年）	190

序章

第1節 本論文の目的、用語の定義

1. 本論文の目的

本論文の目的は、1940年代から60年代中葉のアメリカ合衆国（以下、米国とする）におけるメキシカンの法的・社会的地位や権利が、ブラセロ・プログラムをめぐる同時期の米国とメキシコの外交関係といかに結びついていたのかという問題について考察することである。とくに、同プログラムが継続されていた時期に全米で最大級のメキシカン人口を抱えていた、テキサス州でのメキシカンの法的・社会的地位や権利をめぐる問題との関係に焦点を当てる。また、ブラセロ・プログラムが米国内のメキシカンを中心とする農業労働者の運動に及ぼしたのかという問題についても明らかにしたい。

2. 本論文における呼称

本論文では、米国内に居住・滞在し、メキシコに由来する出自を持つ者を、滞在期間および国籍にかかわらず総称する用語として「メキシカン (Mexican)」または「メキシコ系」を使用する。このような総称を用いる理由としては、まず、本研究が対象とする時期の史料においては、メキシコに由来する出自を持つ者はしばしば単に英語では「メキシカン」、スペイン語では「メヒカノ(mexicano)」とまとめて呼ばれており、国籍を区別することがかならずしも容易ではない場合があるということがあげられる。さらに、米国内に居住・滞在していたメキシコに由来する出自を持つ人々が、国籍にかかわらず受けていた処遇および、それに対するかれらのさまざまな反応が移民政策をめぐる米墨関係に及ぼした影響について考察するという本研究の目的も、「メキシカン」という総称を使用する理由である。なお、「メキシカン」のなかで米国籍を持つことが史料上明らかな者は「メキシコ系アメリカ人」、メキシコ国籍を持つ者は「メキシコ人」とする。

また、「ラテンアメリカン (Latin American)」という呼称については、基本的に分析対象とな

っている時代に書かれた史料から直接引用する際のみを使用する。この呼称は、20 世紀前半の米国においては「ラテンアメリカに由来する出自を持つ者」という、基本的には現代と同じ意味合いで使われることも多かったが、しばしば「メキシカン」ないし「メキシコ系アメリカ人」と同義で使われていた。本論文が対象とする時代において、とくにテキサスではメキシカンは英語では「ラテンアメリカン」または「ラテン」とみずから名の傾向が強く、また他のエスニック集団に属する者からも、公式な場面を中心にしばしばそのように呼ばれていた¹。

「ヒスパニック (Hispanic)」および「ラティノ (Latino)」という、スペイン語圏に起源を持つ米国内の住民の総称は、1970 年代以降に使用されるようになったものであり、本論文の分析対象とする時代には現在のような意味を持っていなかった。これらの総称は 1970 年代以降の事例について言及する際に限って使用する²。

本論文では、「メキシカン」と対置されるもう一つの米国内の人種・エスニック集団の総称として「アングロ (Anglo)」という呼称を使用する。これは、アングロ＝サクソン系の英語話者に留まらず、スペイン系を除いたヨーロッパ系移民およびその子孫の総称として使用する³。ま

¹ メキシコ系アメリカ人を中心に「ラテンアメリカン」という呼称が好まれた理由としては、みずからの「アメリカ人」としての国籍を強調したいという意識が指摘されている。日常的に「メキシカン」と他集団から呼ばれていたかれらは、メキシコ人とみずからを区別するための呼称を必要としていたのである。また、テキサスでは「メキシカン」という呼称にはしばしば差別的な意味合いがあった。Mario T. García, *Mexican Americans: Leadership, Ideology, and Identity, 1930-1960* (New Haven: Yale University Press, 1989), 35; Carlos Kevin Blanton, *George I Sánchez: The Long Fight for Mexican American Integration* (New Haven: Yale University Press, 2015), 128. 「ラテンアメリカン」という呼称は学術用語としても一般的に使われていた。そのような用例については、たとえば 1940 年代から 50 年代初頭出版された、以下の文献の題目があげられる。Everett Ross Clinchy, Jr., *Equality of Opportunity for Latin-Americans in Texas* (Ph. D. dissertation, Columbia University, 1954; reprint, New York: Arno Press, 1974); Pauline R. Kibbe, *Latin Americans in Texas* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1947).

² 「ヒスパニック」という呼称は、1960 年代までの米国ではスペイン／メキシコに出自を持つニューメキシコの人々を指していた。かれらは英語で「ヒスパニック (Hispanic)」、スペイン語で「イスポノ (hispano)」と自称していた。そのような用例については、たとえば以下を参照。E. B. Fincher, *Spanish Americans as a Political Factor in New Mexico, 1912-1950* (Ph. D. dissertation, New York University, 1950; reprint, New York: Arno Press, 1974); Nancie González, *The Spanish-Americans of New Mexico* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1967). 「ヒスパニック」という総称の成立および定着の過程については、以下の論文を参照。佐藤夏樹「エスニック・マイノリティ『ヒスパニック』の創出 - 1970 年センサスと OMB 指令第 15 号」『西洋史学』第 255 号、2014 年、1-21 頁。

³ たとえば、テキサスではドイツ系やチェコ系など他のヨーロッパ系移民およびその子孫も、

た、米国内のアフリカ系の住民の呼称については、「黒人」ないし「アフリカ系アメリカ人」を使用する。

2. ブラセロ・プログラムの概要、時期区分

ブラセロ・プログラムとは、1942年から64年まで、米国とメキシコのあいだで締結された行政協定に基づいて実施されたメキシコ人短期移民労働者⁴の導入政策である。この政策の実施期間を通じて、米国内に延べ460万人の短期移民労働者（ブラセロ⁵）が導入され、農業労働に従事していた。ブラセロの導入に当たって米墨両国間で結ばれた政府間協定は数次にわたって改定されたが、いずれの協定にも、ブラセロに対する差別を禁止する規定や、最低賃金や労働条件にかんする規定が含まれていた。

ブラセロ・プログラムは、その実施形態に応じて4つの時期に区分することができる⁶。まず、

1940年代から50年代初頭までにはほぼ完全に「アングロ」の範疇に含められるようになった。Marian Jean Barber, “How the Irish, Germans, and Czechs Became Anglo: Race and Identity in the Texas-Mexico Borderlands” (Ph.D. dissertation, University of Texas, 2010).

⁴ 本論文では、短期移民労働者 (temporary worker) という語を、定住を前提とした「移民 (immigrant)」とは異なる移民法上の資格によって米国内に入国し就労する外国人労働者の総称として用いる。「ゲストワーカー (guestworker)」という用語は現在では米国でも一般的に用いられるが、これはドイツ語の *Gastarbeiter* の直訳であり、本論文の対象時期にはまだ使われていなかった。なお、この表現には、当該の外国人労働者は非合法移民ではなく、受け入れ国の「ゲスト」として合法的に滞在しているが、いずれは帰国するという前提が含まれる。この語は、1950年代から60年代にかけて、当時の西ドイツが受け入れていた外国人労働者を指して使われるようになった。外国人労働者を指すさまざまな呼称の意味合いおよび変遷については、以下の論文に詳しい。Cindy Hahamovitch, “Creating Perfect Immigrants: Guestworkers of the World in Historical Perspective,” *Labor History*, 44, no. 1, (2003): 69-94.

⁵ 「ブラセロ (bracero)」はスペイン語の「腕 (brazo)」に由来し、「働き手」、「労働者」の原意から転じて、米国へ出稼ぎに向かうメキシコ人を指す呼称として使用される。本論文では、米墨政府間の協定で定められた正規の契約を結んだ労働者を指す呼称としてこの語を用いる。

⁶ これは本論文のオリジナルな時期区分である。多くの先行研究は1942-47年、1947-54年、1954-64年の3区分を採用している。ここでは、1940年代後半から1950年代前半の時期が、ブラセロ・プログラムが継続される一方、非合法移民が急増した時期として、ひとまとめに扱われている。Manuel García y Griego, *The Importation of Mexican Contract Laborers to the United States, 1942-1964: Antecedents, Operation and Legacy* (San Diego: University of California, San Diego, 1980); 中野達司「ブラセロ・プログラム - 米国におけるメキシコ人労働力のあり方」『亜細亜大学国際関係紀要』第7巻第2号、1998年、119-35頁；庄司啓一「ブラセロ計画についての一考察」『城西経済学会誌』第19巻第1号、1983年、19-38頁。一方、リチャード・B・クレイグは1942-51年、51-52年、52-59年、59-64年の4つの時期区分を採用している。Richard B. Craig, *The Bracero Program: Interest Groups and Foreign Policy* (Austin: University of Texas Press, 1971).

第1期は第二次世界大戦期とその直後の、1942年から47年3月までの時期である。この時期、ブラセロ・プログラムは戦時労働体制の一環として位置づけられ、外国人労働者の導入は全般的に不足している労働力を補うものとされた。また、労働者の移動にかかる費用はすべて政府負担とされ、契約や労働の条件は米国とメキシコの政府間協議によって決定された。さらに、大戦中には善隣外交政策や戦時協力の一翼を担うものとして、ブラセロ・プログラムの外交的意義が強調される傾向があった。

第2期は、第二次世界大戦直後の1947年4月から1948年までである。この時期には、労働者の移動にかかる費用が政府ではなく、農場経営者によって負担されるようになった。その結果として、米墨国境に近い地域を中心に、多くの農場主はメキシコ国内からの移動に費用と時間を要するブラセロではなく、非合法入国者を雇用することを選んだ。

第3期は1949年から1954年の時期である。この時期にはブラセロ・プログラムは非合法移民への対策の一環として位置づけられた。国境警備に支出できる予算が米墨両国で限られていたこの時期には、ブラセロ・プログラムによって米墨両国政府の管理のもと、メキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障する方針が定着していった。また、この時期には米国内で非合法に就労していたメキシコ人労働者を合法的な雇用の対象とする施策がさかんにおこなわれた。しかし、メキシコからの非合法移民の流入が米国内でこの時期に問題視されるようになり、1954年夏には「ウェットバック作戦(Operation Wetback)」と呼ばれた、メキシコ人非合法移民の大規模な摘発・送還が実施された⁷。

⁷ メキシコ人非合法入国者・非合法就労者を指す語として英語の「ウェットバック(wetback)」、スペイン語の「エスパルダ・モハダ(espalda mojada)」、「モハド(mojado)」などの呼称があるが、現在では基本的には蔑称ないし俗称と見なされるため、本論文では他文献からの引用部分および「ウェットバック作戦」という固有名詞の一部としてのみ使用する。いずれの表現も、これらの非合法入国者が、ニューメキシコからテキサスにかけて米墨を分かつ国境線となっているリオ・グランデ川を泳いで越境するとされていることに由来している。なお、国境の鉄条網(スペイン語で alambre という)をかいくぐってカリフォルニアやアリゾナへ越境する者は「アランブリスタ(alambrista)」と呼ばれる。なお、これらの呼称の用法、意味合いについては以下の文献が詳述している。Jorge A. Bustamante, "The 'Wetback' as Deviant: An Application of Labeling Theory," *The American Journal of Sociology*, 77, no. 4 (January 1972): 706-18; Julian Samora, *Los Mojados: The Wetback Story* (Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press, 1971).

1954年から、ブラセロ・プログラムが終了した1964年までが第4期に当たる。この時期には、それまでメキシコ政府が基本的には許可してこなかった国境地帯での募集が広くおこなわれるようになり、非合法入国者が減少した代わりにブラセロの雇用数は急増した。1950年代末までには年間40万人以上のメキシコ人が同プログラムを利用して米国内の農場で就労していたが、1960年代に入って綿花収穫作業の機械化によって労働力への需要が低下したことに加え、大規模な短期移民労働者の導入は米国内の労働者の賃金や労働条件に悪影響を与えるとの批判が高まったため、1964年12月31日を以てブラセロ・プログラムは廃止された。

この時期区分は、ブラセロ・プログラムの展開過程でのテキサスの扱いの変化とも密接に結びついている。第1期と第2期は、州内でのメキシカンへの差別・隔離や搾取を理由に、メキシコ政府によってテキサスへのブラセロの導入が禁止されていた時代に相当する。さらに、第2期にはテキサスを筆頭にメキシコと境を接する各州への非合法移民の移動が米墨両国によって問題とされるようになった。1948年10月にメキシコによっていったんブラセロ・プログラムは中止されるが、そのような措置を同国がとった理由は、テキサスへの大規模な非合法移民の流出だったのである。第3期には、綿花農場を中心にメキシコ人短期移民労働者への多大な需要が存在していたテキサスへのブラセロの導入が米墨両国の合意によって認められるが、同州では多数の非合法移民が依然として雇用され続けていた。1950年代中葉の非合法移民の大規模な摘発と国境での募集解禁などのブラセロの導入要件の緩和によって、第4期に入ってようやくブラセロの雇用はテキサスでも定着し、1950年代後半に同州は最多数のブラセロを雇用する州となった。しかし、1960年代に入って綿花の収穫の機械化が進展するとテキサスでのブラセロの雇用は減少し、同時にブラセロ・プログラムの規模も縮小していったのである。

第2節 問題の所在

1. ブラセロ・プログラムと米墨関係

ブラセロ・プログラムが実施されていた1942年から64年にかけての約20年間は、米墨両国の関係がおおむね安定していた時期であった。1910年に勃発したポルフィリオ・ディアス

(Porfirio Díaz) 政権の打倒を目指した武装蜂起から、1917 年の新憲法制定を経て、1934 年から 40 年までのラサロ・カルデナス (Lázaro Cárdenas) 政権による一連の改革に至るメキシコ革命の時期には、米墨関係はしばしば緊迫した様相を呈していた。ウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson) 政権による、1914 年の米国海兵隊のベラクルス上陸に端を発するメキシコ革命への米国の介入はメキシコの革命政府および国民のナショナリズムを高揚させ、米国への警戒感を煽る結果となった。カルデナスが 1938 年に断行した石油産業の国有化は、メキシコに多大な投資をおこなってきた米国からの反撥を招いたが、ドイツや日本への接近を示唆するメキシコに対して米国側は強硬な介入政策を実施することはできなかった。この時には、1933 年にフランクリン・D・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 政権によって開始された善隣外交政策に則り、米国は内政干渉を控えた⁸。

1940 年代以降、米墨関係は第二次世界大戦と冷戦を背景に、以前と比較して相対的に安定していった。1940 年にメキシコの大統領に就任したマヌエル・アビラ・カマチョ (Manuel Ávila Camacho) は、就任直後から米国との関係改善と連合国への協力に積極的な方針を示していた。1941 年 7 月にメキシコは米国に資源の優先的な供給をおこなうことを決定し、翌 42 年 5 月には連合国の一員として第二次世界大戦に参戦した。1946 年の任期終了までに、アビラ・カマチョは米国の同盟国として戦争の遂行に協力しつつ、カルデナス政権期の経済ナショナリズムを抑制し、米国からの投資を積極的に受け入れる体制を構築した。アビラ・カマチョ政権によって確立された米国への親和的な政策は、1946 年から 52 年まで大統領を務めたミゲル・アレマン (Miguel Alemán) をはじめに、1960 年代までのメキシコの歴代政権におおむね受け継がれた。この時期、メキシコの内政はおおむね安定に向かい、政府の行政能力は向上した⁹。

⁸ 1910 年代から 30 年代のメキシコ革命の展開と、同時期の米墨関係については、以下を参照。Douglas W. Richmond and Sam W. Higgins, ed. *The Mexican Revolution: Conflict and Consolidation, 1910-1940* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2013)。カルデナス政権期の米墨関係については以下を参照。Friedrich E. Schuler, *Mexico between Hitler and Roosevelt: Mexican Foreign Relations in the Age of Lázaro Cárdenas, 1934-1940* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1998); Stephen R. Niblo, *War, Diplomacy, and Development: The United States and Mexico, 1938-1954* (Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1995), chap. 2.

⁹ Niblo, *War, Diplomacy, and Development*, chaps. 3-4; Blanca Ramírez Torres, *Historia de la*

このように比較的良好な米墨関係のもと、メキシコから米国への労働力輸出政策であるブラセロ・プログラムは実施されていた。次章で述べるように、ブラセロの送出は戦時中のメキシコにとって、同盟国である米国およびその他の連合国への戦時協力という側面を強く持っていた。戦後期にも、少なくとも公式には米墨両国の政府は、ブラセロ・プログラムを両国の友好関係を象徴するものと位置づけてきた。そのため、二国間協定に基づいて米国内で就労するブラセロに対する差別・隔離や搾取は、メキシコ側では米墨関係を毀損する行為として捉えられていたのである。さらに、ブラセロに留まらず、米国内に居住・滞在するメキシコ系の人々全体に対する差別・隔離や搾取も、同様にメキシコ国内で問題視されていた。外交担当者を中心に米墨両国の政府内では、メキシコ系全体に対する差別・隔離や搾取は、メキシコ国内での反米感情を増幅させ、比較的良好に推移してきた米墨関係に悪影響を及ぼすとの懸念が共有されていた。また、米墨両国間の協力によって成立しているブラセロ・プログラムは、メキシカン
の処遇をめぐる対立によって二国間関係が悪化すれば存続が困難になるとも予想されていた。このため、1940年代から1960年代中葉にかけて、メキシカンの権利保障が米墨間の重要な外交上のイシューとなったのである。

2. メキシカンの権利をめぐる問題とブラセロ・プログラム

本論文の議論でのメキシカンの「権利」とは、米国内で少なくとも正規の法的資格に基づいて滞在・居住・就労する者であれば、基本的には国籍にかかわらず享受しうるはずである権利を指す。つまり、政治的な平等権を含む公民権 (civil rights) ではなく、社会・経済的な権利である¹⁰。まず、公共・商業施設への平等なアクセスの権利がこれに含まれる。さらに、米国の

revolución mexicana, 1940-1952, vol. 19: México en la Segunda Guerra Mundial (México, DF: El Colegio de México, 1979).

¹⁰ 実際は、米国市民に固有のものでされる陪審員となる権利は、法制度上は認められつつも、しばしばメキシコ系アメリカ人から剥奪されていた。投票権についても、法的には認められていたとはいえ、1960年代前半までテキサスでは選挙人登録に当たって人頭税の支払いが義務づけられていたため、低所得者の多かったメキシコ系アメリカ人は選挙への参加を阻まれていた。なお、テキサスは米国の州としては比較的遅い1921年まで外国人投票権を認めており、制度上はメキシコ国籍しか持たない者でも投票は可能であった。Clare Sheridan, “‘Another White Race.’”

法律が定める賃金水準や労働条件を享受する権利にも本研究では焦点を当てる。

本研究が対象とする 1940 年代から 60 年代にかけて、メキシカンは多くの場合これらの権利を保障されていなかった。後で詳述するが、米国内でのメキシカンに対する隔離は黒人に対するものとは異なり、法的な裏付けがあったわけではない。しかしながら、米墨国境地帯の州を中心に、メキシカンはしばしば商業施設や、学校を含む教育施設で隔離の対象とされ、居住地にも制限を受けていたのである¹¹。

ここで、当時の米国におけるメキシカンの法的・社会的地位および権利の問題について考える際に確認しておくべきことは、法律上メキシカンはアングロと同様に「白人」と見なされてきたことである。1848 年の米墨戦争終結時に、米国とメキシコのあいだで締結されたグアダルペ・イダルゴ条約は、米国に割譲された領土に住むメキシコ市民に米国市民となる、つまり帰化する権利を認めるものであった¹²。当時有効だった 1790 年米国移民法は「自由白人」のみに帰化の権利を認めており、これと照らし合わせれば、メキシカンは「白人」として位置づけられる集団であった¹³。

Mexican Americans and the Paradox of Whiteness in Jury Selection,” *Law and History Review*, 21, issue 1(Spring 2003): 109-44; Ignacio M. García, *White but Not Equal: Mexican Americans, Jury Discrimination, and the Supreme Court* (Tucson: University of Arizona Press, 2009); Martha Menchaca, *Naturalizing Mexican Immigrants: A Texas History* (Austin: University of Texas Press, 2011).

¹¹ テキサスにおけるメキシカンへの差別・隔離状況を示す同時代の文献としては、たとえば以下を参照。Alonso S. Perales, *Are We Good Neighbors?* (San Antonio: Artes Graficas, 1948). また、以下の研究はオーラル・ヒストリーの手法を用いてテキサスにおけるメキシカンへの差別・隔離の実態を明らかにしている。Jennifer R. Nájera, *The Borderlands of Race: Mexican Segregation in a South Texas Town* (Austin: University of Texas Press, 2015). メキシコ系ないしスペイン系が多数居住していたニューメキシコにおける、かれらの経済的・社会的疎外状況は以下に詳しい。Fincher, *Spanish Americans as a Political Factor in New Mexico*. カリフォルニアの事例については、農村史研究が中心となるが、以下を参照。José M. Alamillo, *Making Lemonade out of Lemons: Mexican American Labor and Leisure in a California Town, 1880-1960* (Urbana, IL: University of Illinois Press, 2006); Matt Garcia, *A World of Its Own: Race, Labor, and Citrus in the Making of Greater Los Angeles, 1900-1970* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2001); Martha Menchaca, *The Mexican Outsiders: A Community History of Marginalization and Discrimination in California* (Austin: University of Texas Press, 1995); Stephen J. Pitti, *The Devil in Silicon Valley: Northern California, Race, and Mexican Americans* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2003).

¹² Richard Griswold del Castillo, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990), chap. 5.

¹³ テキサスにおけるメキシカンの「白人」としての法的地位については以下の文献を参照。Sheridan, “‘Another White Race’”; Steven H. Wilson, “Brown over ‘Other White’: Mexican Americans’ Legal Arguments and Litigation Strategy in School Desegregation Lawsuits,” *Law and History Review*,

メキシカンとしての法的地位の根拠は、さらにテキサス共和国まで遡ることができる。1836年にテキサス共和国がメキシコから独立した際に、「アフリカ人およびアフリカ人の子孫 (Africans, the descendants of Africans)」と「インディアン」を除いて独立以前からテキサスに居住していた者すべてに憲法一般規定第 10 項に基づき市民権が付与され、この権利は 1845 年の米国への編入以後も保たれていたのである¹⁴。

ただ、法的には「白人」であったとはいえ、実際にはメキシコと国境を接する各州を中心にメキシカンへの隔離が実施されていた。1940年代から50年代にかけて米国内で最大のメキシコ系の人口を擁していたテキサス¹⁵では、メキシカンに対する隔離や差別はとりわけ顕著であった。テキサス出身の政治学者 V・O・キー (V. O. Key, Jr.) が、南部各州の政治の特質を分析した研究『州と国家における南部政治 (Southern Politics in State and Nation)』で 1940 年代末に指摘していたように、同州におけるメキシカンの社会・経済的地位は、他の南部の州と同様に法律に基づく人種隔離の対象とされていた黒人と、他の「白人」の「中間のどこか」に位置するものであった¹⁶。

21, no. 1 (Spring, 2003): 145-94.

¹⁴ テキサス共和国憲法の条文については以下を参照。

“Constitution of the Republic of Texas (1836),” Tarlton Law Library, University of Texas, accessed May 5, 2014, tarlton.law.utexas.edu/constitutions/texas1836.

¹⁵ 1940年の国勢調査によれば、テキサスの人口は約 641 万人、黒人は約 92 万人（約 14 パーセント）であった。メキシカンを中心とした「ヒスパニック」人口は約 74 万人（約 11.5 パーセント）と推計されている。“Texas - Race and Hispanic Origin: 1850 to 1990,” in Campbell Gibson and Kay Jung, *Historical Census Statistics on Population by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic Origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States* (Washington, DC: U.S. Census Bureau, 2002), Table 58. 1940年のカリフォルニアの人口は約 691 万人、黒人は約 12 万人（約 1.7 パーセント）であった。メキシカンを中心とした「ヒスパニック」は約 42 万人（約 6 パーセント）と推計されている。“California - Race and Hispanic Origin: 1850 to 1990,” in Campbell Gibson and Kay Jung, *Historical Census Statistics on Population by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic Origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States* (Washington DC: U.S. Census Bureau, 2002), Table 19. 1950年のテキサスの「スペイン語姓(Spanish-surnamed)」人口は 103 万 3768 人、カリフォルニアでは 76 万 453 人であった。1960年にカリフォルニアはテキサスに代わって全米で最多の「ヒスパニック」人口を抱える州となる。Marc Simon Rodríguez, *The Tejano Diaspora: Mexican American and Ethnic Politics in Texas and Wisconsin* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011), 15.

¹⁶ V. O. Key, Jr., *Southern Politics in State and Nation* (New York: Knopf, 1949), 272. キーは、白人と、選挙権を剥奪された黒人から構成される南部の他州とは異なるテキサスの政治の特質を形成する要素として、同州南部やサン・アントニオのメキシカンに注目し、メキシカンの政治参加の形態を北部の都市のヨーロッパ系新移民を中心とするマイノリティ（キーは“national minorities”

カリフォルニアなど、やはり多数のメキシカン人口を抱えていた他州でもメキシカンに対する差別的な扱いは存在しており、それはしばしばテキサスと同様に公共・商業施設や教育機関での隔離という形をとって現れることもあったのは確かである。しかし、本研究が対象とする1940年代から60年代中葉にかけては、同時期の米墨両国間の外交文書を見る限り圧倒的にテキサスでの問題に対する関心が高かったといえる。1942年にメキシカンの若者の変死体発見を機にロサンゼルスで起きた大規模冤罪事件である「スリーピー・ラグーン事件(Sleepy Lagoon murder)」や、翌43年に同市で発生した米軍兵士と地元のメキシカンの若者の衝突事件「ズート・スーツ暴動(Zoot Suit riot)」といった、偶発的な事件を契機にカリフォルニアでのメキシカンの処遇が米墨間の懸案となることはあった¹⁷。一方、テキサスでのメキシカンへの差別・隔離事案をめぐる米墨両国の外交担当者のあいだでの情報交換や折衝ははるかに頻繁に、日常的といってもよいほどの頻度でおこなわれていた。

テキサスにおけるメキシカンに対する差別や隔離の問題がメキシコ政府によって深刻視されていたことは、ブラセロ・プログラムの開始直後から1940年代末まで、同州のみがメキシコ側の要望に基づいてブラセロの導入を禁止されていたことに端的に示されている。その背景には、全米最大のメキシカン人口を擁し、メキシコとの人的・経済的な結びつきも米国内の他州に比べて強かったというテキサス固有の状況があった。同州でのメキシカンに対する扱いに対しては、メキシコの国内世論の関心もとくに高かったのである。テキサスでのメキシカンに対する差別や隔離は、地元在住のメキシコ系アメリカ人や在米メキシコ人のみならず、一時的な就労、

と呼んでいる)のボス・マシーン政治と比較した。同じように同時代のメキシカンの法的・社会的地位と政治参加の問題に注目し、これを米国地方政治の研究の重要なトピックとして扱おうと試みた政治学者として、キーの一代前にはオリヴァー・ダグラス・ウィークス(Oliver Douglas Weeks)がいる。O. Douglas Weeks, "The League of United Latin-American Citizens: A Texas-Mexican Civic Organization," *Southwestern Political and Social Science Quarterly*, 10, no. 3 (December 1929): 257-78; O. Douglas Weeks, "The Texas-Mexican and the Politics of South Texas," *American Political Science Review*, 24, no. 3 (August 1930): 606-27. メキシカンを含むヒスパニック／ラティノが「黒人」と「白人」のあいだに占める「間隙的性格」一般については、日本語の研究では以下を参照。村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティノー・エスニシティー「非合法移民問題」の社会文化史』(東京大学出版会、2007年)、第4章。

¹⁷「スリーピー・ラグーン事件」および「ズート・スーツ暴動」については以下に詳しい。Eduardo Obregón Pagán, *Murder at the Sleepy Lagoon: Zoot Suits, Race and Riot in Wartime L.A.* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2003).

商用、観光などの目的でテキサスを訪れるメキシコ人にも向けられていた。また、その対象となっていたのは貧困層や労働者に限られず、メキシコ系アメリカ人社会の指導者層や、メキシコから同州にやってきた企業経営者やメキシコ政府関係者など、社会的な影響力を持つ人々も含まれていた。

差別問題解決への有効な方針を州政府が策定するか、あるいはメキシカンへの差別を禁じる州法や連邦法が制定されない限り、テキサスでのブラセロの就労は許されないとの世論がメキシコ国内では影響力を保っていた。米墨両国の外交担当者は、同州への大規模な労働者の送出国をメキシコ政府が強行すればブラセロ・プログラムの存続を危うくするばかりか、メキシコ国内での反米感情を刺激し、米墨関係全体が険悪化する危険性を認識していた。テキサスでのメキシカンの処遇は、1940年代から50年代半ばにかけて、米墨関係の重大なリスク要因の一つであったといえる。

テキサスでのメキシカンの権利保障をめぐる問題をいっそう複雑なものにしていた要因として、同州ではメキシコ人非合法移民の大規模な雇用がおこなわれていたことが指摘できる。とくに、綿花の栽培がさかんで、収穫期には多数の低賃金労働力が必要とされていた州南部のリオ・グランデ川流域地帯では、1950年代中葉に摘発が強化されるまで、多数の非合法入国したメキシコ人がおもに綿花農場で雇用されていた。

テキサスへのメキシコ人の非合法的な移動がメキシコ側で問題視されていた理由としては、国内からの労働力の流出への懸念や、自国民が米墨両国のいずれの法律にも違反して、非正規な形で出国することへの批判があげられる。さらに、とくにメキシコ政府内部ではテキサスでのメキシカンに対する差別と、同州への非合法移民を相互に関連する問題として捉える傾向が強かったことも指摘しておく必要がある。非合法移民はその不安定な法的地位によって、とりわけ搾取や差別の被害を受けやすかったうえ、在米領事館や大使館によってその存在が把握されていないために、メキシコ政府による介入を通じてかれらの権利を保障するのは困難であるとの懸念が抱かれていた。

以上であげた、テキサスでのメキシカンに対する差別・隔離と、これと密接に関連する同州

での非合法移民の大規模な雇用の問題は、ブラセロ・プログラムの策定と実施に携わっていた米墨両国政府の担当者に対して、解決の難しい矛盾を突きつけていた。メキシカンへの差別や隔離の状況が深刻なテキサスをブラセロ・プログラムの対象に含めれば、州内で就労するブラセロの権利が侵害され、これが両国間での問題に発展する恐れがあった。一方、テキサスでのブラセロの雇用を禁止し続けたとしても、州内での多大なメキシコ人労働者への需要によって、同州へ非合法に越境するメキシコ人労働者は後を絶たないと予想された。非合法移民労働者は、ブラセロが少なくとも制度上は享受できた最低賃金や労働条件を保障されず、低劣な労働条件と賃金に甘んじることになるのは明らかであった。1950年代末まで、テキサス州内のメキシコ人農業労働者への需要は全米でも最大であったため、同州でのブラセロの雇用を認めることは合理的ではあったのだが、メキシコ国内では賃金や労働条件の面でメキシカンへの差別的な扱いが見られる地域へのブラセロ送込に対する反対論が強かったのである。このため、ブラセロ・プログラムの開始直後から、米墨両国政府のブラセロ・プログラム担当者のあいだでは、メキシカンへの処遇の改善と引き換えに、テキサスでのブラセロの雇用を解禁する方針が共有されるようになった。

このような米墨両国間の合意は、テキサス州内のメキシコ系アメリカ人による、みずからの権利保障を求める運動にも影響を及ぼした。1929年の設立以来、米国市民に会員資格を限定するなどアメリカ化への強い志向を示してきたと評価される¹⁸ことの多い、統一ラテンアメリカ系市民連盟 (League of United Latin American Citizens、以下 LULAC と略記) に代表されるメキシコ系アメリカ人団体は、少なくとも 1940 年代末までは州内のメキシコ領事館との緊密な協力関係を通じて米墨両国の連邦政府およびテキサス州政府に働きかけることで、メキシコ系アメリカ人を含めたメキシカン全体の処遇を改善させようとする戦略をとっていたのである¹⁹。

¹⁸ 村田『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ』、155-58 頁。

¹⁹ LULAC は 1929 年にメキシコ系アメリカ人に会員資格を限定した公民権団体として結成された。同団体の母体となった組織であるアメリカの息子友愛会(The Order of the Sons of America/El Orden Hijos de América)は、国籍にかかわらずメキシコに出自を持つ者すべてを対象とした相互扶助団体としての性格を持っていたが、米国市民として政治に参加することで自らの権利を主張・獲得する戦略を指向する勢力が内部で台頭した結果、メキシコ人会員を排除す

テキサス州政府および州内の雇用主も、メキシカンへの差別撤廃とブラセロの導入実現による農業労働力の確保は相互に密接に結びついた課題だということは認識していた。労働集約的な雇用形態を採用していた州南部の綿花農場を筆頭に、農業労働力の供給をメキシコ人労働者にかなりの部分依存していたテキサスにとって、州内に滞在・居住するメキシカンに対する扱いを改善する姿勢を内外に示し、ブラセロの導入解禁を実現することは喫緊の課題であった。

ここまでの議論を踏まえたうえで、当時のテキサスにおいてメキシカンがみずから向けられた差別に立ち向かうに当たっては、同様に隔離や差別の対象とされていた黒人が持たない二つの有利な条件が存在していたということを指摘したい。

第一の条件は、繰り返しになるが、メキシカンは法的には「白人」であったことである²⁰。このことは、人種隔離を定めたさまざまな州法の規定を州議会の議決に付したうえで変更することなく、州政府や州内の各自治体の行政措置や、民間レベルでの自主的な取り組みによって、メキシカンが日常の社会生活において直面していた差別や隔離を是正することを原則的には可能にするものであった²¹。

第二の条件として、テキサスとのあいだに政治的・経済的に緊密な関係を保っていた隣国メキシコに出自を持つという、メキシカンのエスノ・ナショナルな背景が指摘できる。すでに述べてきたように、当時のメキシコ政府はテキサスにおけるメキシカンへの差別を米墨関係の重大な懸案事項として捉えており、さまざまな外交チャンネルを通じてテキサス州政府および米国連邦政府に対してその解決を促していた。

る形で改組された。この経緯については以下の研究に詳しい。三浦順子「テキサスにおけるメキシカンの組織活動、1910年-1929年-メキシコ系アメリカ人およびメキシコ人移民による二分法的エスニック・アイデンティティを越える試み」『北大史学』第47号、2007年、1-27頁；Cynthia E. Orozco, *No Mexicans, Women, or Dogs Allowed: The Rise of the Mexican American Civil Rights Movement* (Austin: University of Texas Press, 2009).

²⁰ むろん、法律上での「白人」としての規定が平等な扱いを意味したわけではない。米国において、法によっていかに「白人性」が規定されてきたのかについては以下を参照。Ian Haney-López, *White by Law: The Legal Construction of Race*. New York: New York University Press, 1998.

²¹ 戦時中から綿花農場でブラセロがかなりの数雇用されていたアーカンソーでも同様の措置がとられていた。Julie Meira Weise, “Fighting for Their Place: Mexicans and Mexican Americans in the U.S. South, 1910-2008” (Ph. D. dissertation, Yale University, 2009); Julie Meira Weise, “Braceros and Jim Crow in Arkansas” in *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, Paul López, ed. (Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010), 197-213.

つまり、ブラセロ・プログラムの開始と、その直後の同プログラムからのテキサスの排除は、同州政府がメキシカンの権利保障を政策化するための新たな契機をもたらしたといえる。ブラセロの導入を実現し州内の農業労働力需要を満たすため、テキサス州政府はメキシカンへの差別や隔離の撤廃に向けた努力を米墨両国政府に示す必要があったのである。1943年には州内のメキシカンに対する隔離および差別行為の実態調査、州民への啓発活動、対外交渉などを担当する州政府機関としてテキサス善隣友好委員会（Texas Good Neighbor Commission）が設立され、1980年代まで活動を続けた²²。善隣友好委員会の設立後、テキサス州政府は同委員会を窓口として、米墨両国の政府に対しメキシカンへの差別撤廃の取り組みを積極的に伝えつつ、ブラセロ導入の解禁を求める働きかけをおこなっていった。

このように、外国からの短期移民労働者の導入と引き換えに、当該の送出国に出自を持つ国内のマイノリティの権利保障が、受入国である米国政府と送出国の政府、さらに州政府の共同の政策として試みられた例は、米国の移民政策史においてはほとんど類例を見ないものであった。なぜこのような政策が実現しえたのか、その影響はいかなるものであったのかという問題について考察することは、ブラセロ・プログラムの歴史的意義を評価するためにも、テキサスにおける人種・エスニック集団間関係の歴史をトランスナショナルな視座から再考するためにも有意義だと考えられる。

3. ブラセロ・プログラムと農業労働者の権利保障

先にも述べたように、ブラセロ・プログラムは米墨両国の政府間交渉を経て締結された行政協定に基づいた政策であった。二国間協定には、ブラセロの最低賃金や労働・居住条件についての詳細な規定が設けられ、就労中に障害を負った場合の保障も盛り込まれていた。これは、米国の国内法をそのままメキシコ人労働者にも適用したものではなかった。ブラセロ・プログ

²² 本組織はメキシコ側のアクターとの対外交渉のみならず、州内のアングロとメキシカンの関係の改善も主たる任務としていたため、本組織の名称の訳語を「善隣外交委員会」とするのは不適切であろう。したがって、本論文では「善隣友好委員会」という訳語を使用する。

ラムの実施されていた時期において、米国内の農業労働者は全国労働関係法（National Labor Relations Act）の適用対象に含まれていなかったため、その最低賃金は保証されておらず、労働条件も劣悪なままの状態に置かれていたのである²³。

したがって、ブラセロ・プログラムに対する米国の農業労働者の反応は両義的なものであった。ブラセロの導入と、それに付随して 1940 年代後半より顕著になった非合法移民の流入は、メキシコ系アメリカ人を多数含む、カリフォルニア、テキサスおよび南西部諸州の農業労働者にとって脅威となっていた。これらの州の農業労働者たちは、メキシコからの非合法移民の流入には一貫して反対し続け、国境警備の強化と非合法移民を雇用した者への罰則の導入を主張していた。しかし、ブラセロ・プログラムについては、メキシコ人労働者との競争をもたらすとして否定的な見方を示す一方で、二国間協定に定められた最低賃金や労働条件の規定については肯定的に捉え、これらを米国内の労働者にも適用するよう求めていた。

さらに、1950 年代に入ってブラセロ・プログラムが定着してゆくなかで、米国の農業労働組合はメキシコの労働組合に接触し、米国内で合法的に就労するメキシコ人労働者および、メキシコ系アメリカ人の農業労働者の双方の労働条件や賃金水準の保障を目指した国際的な協力関係を構築しようと試みた。米墨両国の労働組合は、非合法移民の抑制や合法的に就労するブラセロの権利保障といった、共通の利害を軸に協力関係の構築を図ったのである。

第3節 先行研究の整理

本研究の議論は、米国内のマイノリティの処遇と対外関係の関連に注目している点において、メアリ・ドウジアック（Mary Dudziak）やトマス・ボーステルマン（Thomas Borstelmann）の研究と関連している²⁴。また、外交関係史と移民史の接合を目指している点において、ダナ・R・

²³ Greg Schell, “Farmworker Exceptionalism under the Law: How the Legal System Contributes to Farmworker Poverty and Powerlessness,” in *The Human Cost of Food: Farmworkers’ Lives, Labor, and Advocacy*, ed. Charles D. Thompson, Jr., and Melinda F. Wiggins (Austin: University of Texas Press, 2002), 139-66.

²⁴ Mary L. Dudziak, *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2000); Thomas Borstelmann, *The Cold War and the Color Line: American*

ガバッチア (Donna R. Gabaccia) の近年の研究とも共通の関心を持つものである²⁵。

そのうえで、以下では本論文の内容に直接かかわる先行研究の内容をテーマ別に検討する。ここでは、ブラセロ・プログラムおよびメキシコ人非合法移民問題についての研究に加えて、テキサスでのメキシカン権利保障の研究、および米墨両国の労働運動の関係史をめぐる研究がおもな検討の対象となる。

1. ブラセロ・プログラムおよびメキシコ人非合法移民問題についての研究

ブラセロ・プログラムについての研究は、同プログラムが実施されていた最中の 1950 年代から、政治学者、経済学者および社会学者によって始められた。1950 年代から 70 年代初頭には、利益団体論の事例研究としてブラセロ・プログラムを扱った研究が多く出されている。これらの研究は、米墨間の労働力移動を促す要因として米国内の農場経営者の利害を直接に反映した、米国の移民・国境警備政策や労働政策に焦点を当てている。そのうえで、ブラセロ・プログラムは安価に雇用できるメキシコ人農業労働者の導入を求める農場経営者団体が、農村部選出議員の支持母体として政治的な圧力を行使することで長期的に継続されてきたと主張している²⁶。これらの研究はいずれも、ブラセロ・プログラムが継続された理由や 1950 年代に米国で注目されるようになった非合法移民問題の淵源を、米国の農業主の利害に焦点を当てて考察するものであり、メキシコ側の要因については分析されていない。

メキシコ側の政治・経済的利害や社会的背景も分析視角に組み込むことを試みた、ブラセロ・プログラムについての政治学研究は、米国では 1960 年代中葉以降にいくつか発表されている²⁷。そのなかでももっとも浩瀚なものが、リチャード・B・クレイグ(Richard B. Craig)の『ブラセロ・

Race Relations in the Global Arena (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2001).

²⁵ Donna R. Gabaccia, *Foreign Relations: American Immigration in Global Perspective* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2012).

²⁶ George O. Coalson, "Mexican Contract Labor in American Agriculture," *Southwestern Social Science Quarterly*, 33, no.3 (December 1952): 228-38; Ellis W. Hawley, "The Politics of the Mexican Labor Issue, 1950-1965," *Agricultural History*, 40, no.3 (July 1966): 157-76; Robert D. Tomasek, "The Migrant Problem and Pressure Group Politics," *The Journal of Politics*, 23, no. 2 (May 1961): 295-319.

²⁷ その最初の例は以下の論文である。James F. Creagan, "Public Law 78: A Tangle of Domestic and International Relations," *Journal of Inter-American Studies*, 7 (October 1965): 541-56.

プログラム (*The Bracero Program*)』である²⁸。本研究は、利益団体研究の視点から米墨両国でブラセロ・プログラムに対する賛成派と反対派を構成した勢力の見取り図を示している。同時期の他の研究と同様に、クレイグは米国の農場経営者および、その支持を受けた議員をブラセロ・プログラム賛成派の筆頭にあげている。これに加えて、クレイグは米墨両国の政府官僚が、メキシコ人に米国内で就労する機会を与えることで、非合法移民問題を抑制する手段としてブラセロ・プログラムを推進していたことを指摘している。ただし、本研究では外交史料がほとんど使われておらず、ブラセロ・プログラムをめぐる米墨両国の折衝のなかでメキシコ側のアクターがどのような主張をしていたのか、それが同プログラムの策定および実施にいかなる影響を及ぼしていたのかについての実証は不十分である。クレイグの研究の意義は、ブラセロ・プログラムに対する米国内の農業利益団体の影響力と、同プログラムの継続をめぐる連邦議会での立法過程を緻密に描き出した点にある。

メキシコ国内の具体的な状況に注目し、ブラセロの出稼ぎの経済的要因を考察した研究として、米国の社会学者リチャード・H・ハンコック (Richard H. Hancock) やメキシコの経済学者グロリア・R・バルガス・イ・カンポス (Gloria R. Vargas y Campos) の研究があげられる。これらの論者は、いずれもメキシコ農村の現金収入の少なさや土地不足が農村からの出稼ぎにつながっていると指摘し、労働者がメキシコ国内の経済状況への反応として出稼ぎという行動を起こしているという図式を提示している²⁹。

1980年代以降はメキシコの移民送出政策に対する関心も高まっており、米国内に在住・滞在するメキシコ人移民やメキシコ系アメリカ人に対するメキシコ政府および非政府アクターの関

²⁸ Craig, *The Bracero Program*.

²⁹ Richard H. Hancock, *The Role of the Bracero in the Economic and Cultural Dynamics of Mexico: A Case Study of Chihuahua* (Stanford, CA: Hispanic American Society, 1959); Gloria R. Vargas y Campos, “El problema del bracero mexicano” (Tesis Profesional, Licenciado en Economía, Universidad Nacional Autónoma de México, 1964). 同様にブラセロ送出のプッシュ要因としてメキシコ国内の経済状況に注目しつつ、米国内でのブラセロの生活・就労状況についても論じた文献としては以下を参照。Ignacio Téllez García, *La migración de braceros a los Estados Unidos de Norteamérica* (México, DF: Hemeroteca Nacional, 1955); José Lázaro Salinas, *La emigración de braceros. Visión objetiva de un problema mexicano* (León, Guanajuato: Imprenta Cuauhtemoc, 1955).

与や対応についての研究も出てきている³⁰。もっとも、これらの研究はブラセロ・プログラムについては部分的に言及しているのみに留まっている。日本においても、1980年代中葉から90年代にかけて、国際労働移民に対する関心の高まりを背景に、経済学・経済史研究者や社会学の研究者によってブラセロ・プログラムの展開過程と、その背景に存在する経済構造に焦点を当てた研究が発表されている。これらの研究は独立論文であるため、紙幅の制約もあり、同政策の策定および運用の過程についての考察は十分とはいえない面もあるが、日本における米墨間の労働力移動の研究として先駆的なものである³¹。

歴史学者によるブラセロ・プログラム研究は、まだ同プログラムが続いていた1950年代末から試みられていた。その草分けがオテイ・M・スクラッグズ (Otey M. Scruggs) によって1950年代から60年代にかけて発表された一連の研究である。スクラッグズは、米国連邦議会の議事録や公刊された行政資料を中心に、当時から公開されていた行政の内部文書も一部使用しつつ、ブラセロ・プログラムの成立過程について分析している。スクラッグズの研究では、テキサスでの非合法移民の雇用や、州内に在住・滞在するメキシカンの処遇がブラセロ・プログラムの開始当初からの両国間の懸案事項であったことが、メキシコ側の動向も視野に収めたいうえで指摘されており、これは本論文の問題関心とも重なる点である³²。また、エルネスト・ガラ

³⁰ Jorge Durand, *Más allá de la línea. Patronos migratorios entre México y Estados Unidos* (México, DF: Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, 1994); Jorge Durand, "Migration Policy and Asymmetry of Power: The Mexican Case, 1900-2000" in *Citizenship and Those Who Leave: The Politics of Emigration and Expatriation*, ed. Nancy L. Green and François Weil (Urbana, IL: University of Illinois Press, 2007), 224-42; David Fitzgerald, *A Nation of Emigrants: How Mexico Manages Its Migration* (Berkeley: University of California Press, 2009); David Fitzgerald, "Inside the Sending State: The Politics of Mexican Emigration Control," *International Migration Review*, 40, no. 2 (Summer 2006): 259-93; Natasha Iskander, *Creative State: Forty Years of Migration and Development Policy in Morocco and Mexico* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 2010); Alexandra Délano, *Mexico and Its Diaspora in the United States: Policies of Emigration since 1848* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011).

³¹ 庄司啓一「ブラセロ計画についての一考察」; 庄司啓一「ブラセロ計画とカリフォルニア農業」『立教経済学研究』第44巻第2号、1990年、71-86頁; 庄司啓一「ブラセロ・プログラム再考 - 非合法移民問題の起源をめぐって」『城西経済学会誌』第35巻、2010年、35-63頁; 小井戸彰宏「メキシコ系『非合法』移民労働者とアメリカ国家 - 歴史的動態と1986年移民法改革」百瀬宏、小倉充夫編『現代国家と移民労働者』(有信堂、1992年)、89-118頁; 中野達司「ブラセロ・プログラム - 米国におけるメキシコ人労働力のあり方」。

³² Otey M. Scruggs, *Braceros, "Wetbacks," and the Farm Labor Problems: Mexican Agricultural Labor in the United States, 1942-1954* (Ph. D. dissertation, Harvard University, 1957; reprint, New York: Garland Publishing, 1988); Otey M. Scruggs, "Evolution of the Mexican Farm Labor Agreement of 1942,"

ルサ (Ernesto Galarza) の 1964 年の著作は、カリフォルニアの大規模農場に焦点を当て、ブラセロに代表されるメキシコ人低賃金労働者に依存する農業生産の形態を批判的に考察した研究であると同時に、ブラセロ・プログラムの通史としても重要なものである³³。

ブラセロ・プログラムの政策史研究はいまだに少ないといえる。そのなかでも、米墨国境警備政策とブラセロ・プログラムの関連について論じた研究として、キティ・カラヴィータ (Kitty Calavita) の 1992 年の著書はいまだに重要なものである。本研究は、米国移民帰化局 (Immigration and Naturalization Service) が第二次世界大戦後のブラセロ・プログラムの存続に果たした役割について考察している。カラヴィータによれば、移民帰化局は非合法移民問題に対処する必要と、農場経営者からのメキシコ人労働者導入を求める圧力の両方に直面していた。そのため、ブラセロ・プログラムを存続させて米国内の農業労働力需要を満たす一方で、1950 年代中葉から非合法移民の摘発と国境警備の強化を実施する方針を打ち出したのである。他方で、労働省は国内労働者の保護を重視する立場から、移民帰化局および同局を管轄していた司法省とはしばしば対立していた。カラヴィータは、司法省・移民帰化局と労働省の対立と交渉に焦点を当てて、ブラセロ・プログラムの策定と実施の過程を分析している。カラヴィータの研究はブラセロ・プログラムをめぐる米国連邦政府内の省庁間関係を明らかにするとともに、農場経営者およびその支持を受けた議員の同政策への影響力についても詳述している。しかしながら、本書では国務省については比較的 analysis が少なく、ブラセロ・プログラムの策定および運用の過程で、メキシコ政府と米国政府のあいだでどのような折衝がおこなわれていたのかについても詳しく論じられてはいない³⁴。しかし、政治学者のキース・フィッツジェラルドが指摘するように第二次

Agricultural History, 34, no.3 (July 1960): 140-49; Otey M. Scruggs, "The United States, Mexico, and the Wetbacks, 1942-1947," *Pacific Historical Review*, 30, no.2 (May 1961): 149-64; Otey M. Scruggs, "The Bracero Program under the Farm Security Administration, 1942-1943," *Labor History*, 3, no. 2 (Spring 1962): 149-68; Otey M. Scruggs, "Texas, Good Neighbor?" *Southwestern Social Science Quarterly*, 43, no. 2 (September 1962): 118-25; Otey M. Scruggs, "Texas and the Bracero Program, 1942-1947," *Pacific Historical Review*, 32, no.1 (February 1963): 251-64.

³³ Ernesto Galarza, *Merchants of Labor: The Mexican Bracero Story* (Santa Barbara, CA: McNally and Loftin, 1964).

³⁴ Kitty Calavita, *Inside the State: The Bracero Program, Immigration, and the I. N. S* (New York: Routledge, 1992).

世界大戦後のブラセロ・プログラムの延長と制度化には、移民政策をめぐるメキシコとの交渉を担当していた国務省が重要な役割を担っていたのであり、この政策の実証的な歴史研究においても同省の動向に注目することは必要であろう³⁵。

ブラセロ・プログラムとメキシコからの非合法移民への対策の関係について論じた研究として、フアン・ラモン・ガルシア（Juan Ramón García）やケリー・リトル・エルナンデス（Kelly Lytle Hernández）の著作がある。ガルシアやエルナンデスもカラヴィータと同様に、1950年代後半のブラセロの雇用の拡大が非合法移民の摘発強化と結びついていたことを論証している。しかし、これらの研究では、テキサスでの非合法移民の雇用がブラセロ・プログラムの開始直後から米墨間の懸案となっていたことについて十分に論じられていない³⁶。

農業経済史や農村史の分野では、1990年代以降、ブラセロの導入された地域ごとに実証的な研究がなされてきた。カリフォルニアで外国人労働者に依存する労働集約的な大規模農場が成立する過程で、ブラセロ・プログラムが果たした役割に注目した、ドン・ミッチェル（Don Mitchell）の著書はそのなかでも主要な研究である³⁷。また、米墨国境から離れた北西部を対象としたエラスモ・ガンボア（Erasmus Gamboa）やジム・ノリス（Jim Norris）の研究は、同地域のメキシカン労働者人口の複雑な構成について明らかにしている点で興味深い。ガンボアは、ブラセロの米国内での移動費用が農場経営者の負担とされた第二次世界大戦後、北西部の雇用主はメキシコ出身の労働者の雇用を忌避するようになり、テキサス、カリフォルニアや南西部から、より高い賃金を求めて移動してきたメキシコ系アメリカ人を雇用するようになったことを明らかにするとともに、メキシコ系アメリカ人の国内移動を促した要因としてブラセロの導入を指摘している³⁸。

³⁵ Keith Fitzgerald, *The Face of the Nation: Immigration, the State, and the National Identity* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1996), 189-91, 203-4.

³⁶ Juan Ramon García, *Operation Wetback: The Mass Deportation of Mexican Undocumented Workers in 1954* (Westport, CT: Greenwood Press, 1980); Kelly Lytle Hernández, *Migra! A History of the U.S. Border Patrol* (Berkeley: University of California Press, 2010).

³⁷ Don Mitchell, *They Saved the Crops: Labor, Landscape, and the Struggle over Industrial Farming in Bracero-Era California* (Athens, GA: University of Georgia Press, 2012).

³⁸ Erasmo Gamboa, *Mexican Labor and World War II: Braceros in the Pacific Northwest, 1942-1947* (Austin: University of Texas Press, 1990); Jim Norris, *North for the Harvest: Mexican Workers, Growers, and the Sugar Beet Industry* (St. Paul, MN: Minnesota Historical Society, 2009).

近年のブラセロ・プログラム史研究では、オーラル・ヒストリーの手法を用いたものが増加している。これらの研究は、ブラセロ経験者やその家族の語りを史料として使用し、かれらにとってブラセロ・プログラムが持っていた意味について考察するとともに、ブラセロを送出していたメキシコ国内の地域のコミュニティに同プログラムが与えた影響について明らかにしようとするものである³⁹。

このように、地方レベルでのブラセロ・プログラムの実施過程および、同プログラムのローカルなレベルでの影響についてはある程度研究が進んでいる。ただ、テキサスにおけるブラセロ・プログラムの展開に焦点を当てた実証的な歴史研究は、先に紹介したスクラッグズによる 1960 年代の論文を除いていまだにほとんどない⁴⁰。本論文が目指す、テキサスでのメキシカン権利保障と、ブラセロ・プログラムや非合法移民問題をめぐる米墨関係を結びつけた歴史叙述のためには、以上の先行研究の成果を踏まえつつ、米墨両国の連邦政府レベルでのブラセロ・プログラムの形成過程を分析するとともに、地方レベルでの人種・エスニック集団間関係やメキシカンの労働の実態にも焦点を当てる必要がある。

2. テキサスのメキシカンの権利保障政策についての歴史研究

テキサスにおけるメキシカンの権利保障への取り組みについての研究の多くは、フランクリン・D・ローズヴェルト(Franklin D. Roosevelt)政権によって推進され、第二次世界大戦期を通じて継続された連邦レベルでの善隣外交政策との関連に注目している。このような研究では、大戦下でメキシコからの戦時協力を取り付けるという外交上の理由と、総力戦遂行のために国内の人種関係全般の改善を迫られたという内政上の理由の双方から、米国政府はメキシカんに

³⁹ Deborah Cohen, *Braceros: Migrant Citizens and Transnational Subjects in the Postwar United States and Mexico* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011); Mireya Loza, “Braceros on the Boundaries: Activism, Race, Masculinity, and the Legacies of the Bracero Program.” (Ph.D. dissertation, Brown University, 2011); Paul López, ed. *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration* (Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010); Ana Elizabeth Rosas, *Abrazando el Espíritu: Bracero Families Confront the US-Mexico Border* (Berkeley: University of California Press, 2014).

⁴⁰ Scruggs, “Texas, Good Neighbor?”; Scruggs, “Texas and the Bracero Program, 1942-1947.”

対する差別問題の解決をテキサス州政府に促したことが強調される。しかし、これらの研究は戦時期のみを対象としているため、戦後のテキサスで依然として農業労働者の確保とメキシカンの権利擁護が相互に結びつけられた政策課題であり続けた理由を明らかにしていない⁴¹。

他方で、戦後期まで扱った研究は少ない。また、これらの研究は基本的にはテキサスへのブラセロの導入が実現した 1940 年代末から 50 年代初頭までの時期で分析を終えているため、戦時期のみを対象とした研究と同様の問題を抱えている⁴²。このなかではロバート・S・ロビンソン (Robert S. Robinson) の未公開博士論文がもっとも詳しい。ロビンソンは、善隣友好委員会設立後のテキサス州政府による、米墨両国の連邦政府に対するブラセロ導入を目的とした働きかけについて詳細に分析している。ただし、この論文のおもな研究対象は 1950 年頃までの同委員会の活動であり、テキサスでのブラセロの雇用が認められた後の時期についての考察は不十分である⁴³。

戦時期のみを分析対象としているが、本論文の問題関心と関連して重要な先行研究が、トマス・A・ググリエルモ (Thomas A. Guglielmo) による 2006 年の論文である。ググリエルモは、テキサスのメキシカンによる「白人種(Caucasian)」としての権利保障を求める運動と、それに対するテキサス州政府および議会の対応について論じている。メキシコ政府および米国連邦政府からの働きかけを利用して、テキサスのメキシカンは白人としての法的地位の承認を州政府および議会に迫っていた。その結果として、1943 年に州議会は、州内の「白人種(Caucasian Race)」全員に「公共の用に供する商業および娯楽施設」での同等の待遇を保障することを謳った決議

⁴¹ Emilio Zamora, "Mexico's Wartime Intervention on Behalf of Mexicans in the United States: A Turning of Tables," in *Mexican Americans and World War II*, ed. Maggie Rivas-Rodriguez (Austin: University of Texas Press, 2005), 221-43; Emilio Zamora, *Claiming Rights and Righting Wrongs in Texas: Mexican Workers and Job Politics during World War II* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2009); Mathew Gritter, *Mexican Inclusion: The Origins of Anti-Discrimination Policy in Texas and the Southwest* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2012).

⁴² Johnny M. McCain, "Texas and the Mexican Labor Question, 1942-1947," *Southwestern Historical Quarterly*, 85, no. 1 (July 1981): 45-64; Timothy J. Henderson, "Bracero Blacklists: Mexican Migration and the Unraveling of the Good Neighbor Policy," *The Latin Americanist*, 55, no.4 (December 2011): 199-217.

⁴³ Robert S. Robinson, "Creating Foreign Policy Locally: Migratory Labor and the Texas Border, 1943-1952" (Ph. D. dissertation, Ohio State University, 2007).

を採択したのであるが、これは黒人に対する人種隔離を定めた州法の改定を回避する形で制定された宣言であった。ググリエルモは、テキサスという人種隔離が法制化された州において、日常生活においてはしばしば「白人」であることを否定されていたメキシカンが、法律上の「白人」としての地位を強固に主張し、黒人との差異化を図っていたと結論付けている⁴⁴。

この論文の発表に先立って、ググリエルモは世紀転換期から 1930 年代にかけてのシカゴのイタリア系移民の社会的地位や処遇と、「白人」としての法的地位の関係について論じた著書を発表している。本書で強調されているのは、「白人」としての法律上の地位がイタリア人には確約されていたことの重要性である⁴⁵。ググリエルモも指摘するように、メキシカンの「白人性」はイタリア人のそれと比べて、はるかに疑いの目を向けられていたのはたしかである⁴⁶。また、ベンジャミン・H・ジョンソン(Benjamin H. Johnson)が論じているように、そもそも当時のメキシカンはかならずしも「白人性」のみを追求していたのではなく、先住民と白人との人種混淆を称揚する思考は、LULAC の幹部のあいだにも一定程度は広まっていたのはたしかであろう⁴⁷。

しかし、人種隔離が法制化されたテキサスにおいて、疑いの余地なく非白人であった黒人に対して、メキシカンはその「白人性」を法的に認められており、それを根拠に自己の権利保障を求めることが可能であった。かれらが直面していた日常生活における差別や隔離を重視するあまり、メキシカンの「白人」としての法的地位が当時持っていた意義を看過してしまうべきではないだろう⁴⁸。というのも、先述したようにメキシカンが法律上は「白人」であることにつ

⁴⁴ Thomas A. Guglielmo, "Fighting for Caucasian Rights: Mexicans, Mexican Americans, and the Transnational Struggle for Civil Rights in World War II Texas," *Journal of American History*, 92, no. 4 (March 2006): 1212-37.

⁴⁵ Thomas A. Guglielmo, *White on Arrival: Italians, Race, Color, and Power in Chicago, 1890-1945* (Oxford: Oxford University Press, 2003). ググリエルモの議論に対する批判としては、たとえばつぎの研究を参照。David R. Roediger, *Working toward Whiteness: How America's Immigrants Became White* (New York: Basic Books, 2005). なお、メキシカンの「白人」としての法的地位については本書で十分な分析がなされているとはいいがたい。

⁴⁶ *Ibid.*, 10.

⁴⁷ Benjamin H. Johnson, "The Cosmic Race in Texas: Racial Fusion, White Supremacy, and Civil Rights Politics," *Journal of American History*, 98, no. 2 (September 2011): 404-19.

⁴⁸ 中野耕太郎は、南・東欧移民に向けられた偏見と、「有色人」に対する帰化・市民権の否定や物理的隔離のあいだには大きな隔たりがあると指摘している。中野耕太郎「新移民とホワイトネス - 20 世紀初頭の『人種』と『カラー』」川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』名古屋大

いては、少なくともテキサス州政府および米国連邦政府は公式には認めていたからである。また、後に述べるように、メキシコ政府も人種隔離が実施されているテキサスなどの南部諸州においてメキシカンの権利を擁護するためには、かれらの「白人」としての法的地位に訴える以外の手段はないと認識していた。

3. 米墨の労働組合の移民問題をめぐる関係史

第二次世界大戦後の米墨の労働組合による移民問題をめぐる協力の歴史について扱った先行研究はきわめて限られている。ハーヴェイ・リーヴンスタイン (Harvey Levenstein) およびファン・ゴメス・キノネス (Juan Gómez-Quiñones) は、アメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor、以下 AFL と略記) および産業別組織会議 (Congress of Industrial Organizations、以下 CIO と略記) は 1950 年代にメキシコの労働組合とのあいだで戦後のブラセロ・プログラムの継続と非合法移民の流入増加に対応するための協議をおこなっていたが、メキシコ側はブラセロ・プログラムの存続を前提にメキシコ人労働者の保護を主要なアジェンダとする一方、米国側は外国人労働者の導入阻止を強調していたため、両者のあいだでの合意形成は難しく、協力関係の効力も限定されていたと述べている⁴⁹。

スティーヴン・ピッティ (Stephen Pitti) やデボラ・コーエン (Deborah Cohen) は、1940 年代後半から 50 年代にかけて活動していた農業労働者組織である「全国農業労働組合 (National Farm Labor Union、以下 NFLU と略記)」によるブラセロの組織化の試みについて言及しているが、その成果が不十分なものに留まった理由として、メキシコ側の労働組合の移民労働者問題に対す

学出版会、2005 年、140-63 頁。中野が言及している北部大都市圏での南・東欧系移民の経験と、本論文が焦点を当てるテキサスでのメキシカンの経験を同列に扱うことはできないが、人種差別が法制化されている社会で法的地位の違いが持っていた意味を無視すべきではないだろう。

⁴⁹ Juan Gómez-Quiñones, *Mexican American Labor, 1790-1990* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1994), 160-62; Harvey A. Levenstein, *Labor Organizations in the United States and Mexico: A History of Their Relations* (Westport, CT: Greenwood Publishing Company, 1971), chap. 13; Harvey A. Levenstein, "Sindicalismo norteamericano, braceros y 'espaldas mojadas,'" *Historia Mexicana*, 28, no.2 (October-December 1978): 153-84.

るコミットメントの弱さや、両国の農業労働者組織そのものの弱体性を指摘している⁵⁰。

メイ・M・ナイ (Mae M. Ngai) は、メキシコ系アメリカ人を「アメリカ人」労働者としての利害を共有する存在として糾合し、ブラセロや非合法入国者に対抗しようと試みた当時の米国の農業労働運動の戦略は、メキシコ人移民労働者とメキシコ系アメリカ人労働者のあいだに存在した接触を否定し、農業労働者の持つトランスナショナルな性格を隠蔽する結果をもたらしたと評価している。ナイは米墨両国の労働組合のあいだの協力についても言及しているが、AFL-CIO やその協力相手であったメキシコの労働運動のナショナルセンターの農業労働者組織化に対する支援の不十分さによって、この協力関係は実効性をもちえなかったと述べている。しかし、ナイは 1950 年代に入って米墨両国がブラセロ・プログラムを継続してゆくなかで、米国の農業労働組合はみずからの組織に受け入れるべき対象を、米国籍を持つ農業労働者から、米国内に定住する外国籍労働者、さらにはブラセロまでに拡大していったということについてはほとんど言及していない⁵¹。

移民問題をめぐる米墨両国の労働組合の関係について扱った先行研究は、いずれもブラセロ・プログラムの展開に連動して、農業労働運動の戦略がいかに変化していったのかについての分析を欠いている。また、これらの研究では、米国の農業労働者が二国間協定に規定された最低賃金・労働条件の保障規定をどのように捉えていたのかについての考察も不十分である。

第4節 本論文の問題設定と構成

1. 本論文の問題設定

以上の先行研究の評価を踏まえたうえで、本論文はこれらの研究が十分に検討してこなかったつぎの二つの問題について考察する。第一に、ブラセロ・プログラムが実施されていた時期に、米国内、とくにテキサスでのメキシカン権利保障と、ブラセロの導入実現による農業労働者

⁵⁰ Stephen J. Pitti, *The Devil in Silicon Valley: Northern California, Race, and Mexican Americans* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2003), 136-45; Cohen, *Braceros*, chap. 6.

⁵¹ Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2004), 158-66.

働力の確保という二つの 이슈が、米墨の両連邦政府および地方政府、さらにメキシコ系アメリカ人組織や雇用主団体などの多様な民間団体によっていかに関連付けられたのか、その過程での交渉はいかなるものであったのかを明らかにする。また、そのような交渉がいかにブラセロ・プログラムの策定と実施に影響を与えていたのかについても考察したい。

第二の問題は、ブラセロの導入に当たって米墨両国間で結ばれた政府間協定に含まれていた、最低賃金および労働条件の保障規定が、いかに米国内の農業労働組合にメキシコ側のアクターとの協力を通じてみずからの権利を主張する根拠と機会をもたらしたのかという問題について考察することである。

これらの二つの問題について考察することで、メキシカンの経験に焦点を当てた労働史、移民史およびエスニック・ヒストリーの研究成果を踏まえつつ、ブラセロ・プログラムの政策史研究にも寄与することが可能になると考えられる。

2. 本論文の使用史料

本論文は、米国連邦政府の動向を示す一次史料として公刊外交文書 (*Foreign Relations of the United States*) および、米国国立公文書館(National Archives and Records Administration)所蔵の国務省、労働省および司法省史料を使用する。また、米国立法府の動向を示す史料として連邦議会本会議と各種委員会の議事録を参照する。さらに、史料の保存・公開状況との兼ね合いもあり、入手できた史料の質と量には限界があるが、メキシコ側の動向を示す史料として国立総合文書館 (Archivo General de la Nación) および外務省公文書館 (Acervo Histórico de la Secretaría de Relaciones Exteriores) 所蔵の史料を用いる。テキサス州政府関連の史料としては、オースティンのテキサス州公文書館 (Texas State Archives) 所蔵の州知事文書および善隣友好委員会文書を使用した。農業労働組合関係の史料は、スタンフォード大学所蔵のエルネスト・ガラルサ文書 (Ernesto Galarza Papers)、メリーランド州シルヴァー・スプリングのジョージ・ミーニー記念労働文書館 (George Meany Memorial Labor Archives)、ワシントン D.C.の労働省図書室 (Wirtz Labor Library, Department of Labor) で収集した。メキシコ系アメリカ人組織の動向については、テキサ

ス大学ネティ・リー・ベンソン・ラテンアメリカン・コレクション (Nettie L. Benson Latin American Collection, University of Texas) 所蔵のジョージ・I・サンチェス文書 (George I. Sánchez Papers) およびエドゥアルド・イダール・ジュニア文書 (Eduardo Idar, Jr. Papers) を使用した。このほか、米墨両国の国勢調査をはじめとした統計資料、さらに米国国務省、司法省、農務省の刊行物を使用している。また、米墨両国の一般紙および雑誌、労働組合やメキシコ系アメリカ人組織の機関紙やニューズレターなども史料として利用している。

3. 本論文の構成

本論文の各章の内容は以下の通りである。

第1章では、世紀転換期から1930年代までのメキシコから米国への人の移動を概観し、本論文の中心的な分析対象であるブラセロ・プログラムの成立に至る歴史的背景について考察する。ここで注目するのはメキシコ人に対する同時期の米国の出入国管理政策の特質である。永住と米国市民権の取得を前提とせず、労働力需要の変動に応じて利用することができる短期移民労働者としてメキシコ人を受け入れる制度的枠組みが、この当時から米国には存在していた。このような形での受け入れが、出入国者の管理や記録が米墨国境では不徹底であったことと相まって、いかに在米メキシコ人の滞在・就労資格を不安定なものとしていたのかを示す事例として、1930年代の大恐慌のもとでのメキシカンに対する送還・追放政策を取り上げる。

第2章では、第二次世界大戦中のブラセロ・プログラムをめぐる米墨両国の外交関係を中心的なテーマとして検討する。ここでは、テキサスにおけるメキシコ系アメリカ人およびメキシコ人の社会的地位や処遇の問題に焦点を当てたうえで、米国内で就労するメキシコ人労働者の権利保障がブラセロ・プログラムの策定と実施にどのような影響を及ぼしていたのかに注目する。そこで、本章ではブラセロ・プログラムの対象からテキサスが外された経緯を検討しつつ、テキサス州政府と議会によるメキシカン差別問題への取り組みと、それに対するメキシコ政府およびテキサスのメキシコ系アメリカ人の反応について考察する。最後に、次章の内容との橋渡しをするために、戦時中の労働力不足への対応策として開始されたブラセロ・プログラムが、

第二次世界大戦の終結にもかかわらず臨時に延長されるに至った過程を分析する。

第3章では、ブラセロ・プログラムがどのような理由によって戦後も継続されるようになったのか、また継続に伴っていかにその性格を変えたのかという問題について考察する。まず、戦後に非合法移民問題が米墨両国で問題視されるようになるにつれて、ブラセロ・プログラムを存続させたうえで、メキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を与えるべきとの合意が両国で形成される過程について分析する。続いて、1947年に開催された米国連邦議会公聴会での議論に焦点を当て、農場経営者のブラセロ・プログラムに対する要求がいかなるものであったのかを検討する。最後に、1947年から48年にかけて展開されるようになった、テキサス州政府と州内の民間団体の協力によるメキシカンへの差別撤廃に向けた取り組みに注目し、これがブラセロ・プログラムの延長をめぐる米墨政府間の交渉に与えた影響について考察する。

第4章では、1948年10月に起きたメキシコ人労働者の大量非合法入国事件によって、ブラセロ・プログラムが停止された後、翌49年8月に同プログラムが再開されるまでの経緯を分析する。この事件の研究を通じて、本章で考察される問題は以下の3点である。まず、米国内へのメキシコ人労働者の非合法的な移動は、当時のブラセロ・プログラムの実施状況とどのように関係していたのかを明らかにする。また、「エル・パソ事件」に対する米墨両国内の反応と、事件が両国政府の政策決定に与えた影響について検討する。さらに、ブラセロ・プログラムの再開およびテキサスでのブラセロの雇用の実現に向けて、米墨両国政府に対してテキサス州政府がいかなる働きかけをおこなったかを分析する。

第5章では、まずブラセロ・プログラムが1949年8月に再開された後、いかに米墨両国間の労働力移動を管理する方策として定着していったのかについて、1950年代のテキサスを中心とした国境沿いの米国各州への非合法移民の流入問題をめぐる米墨政府間の交渉に焦点を当てて考察する。つづいて、1954年に米国内で実施されたメキシコ人非合法移民の大規模な摘発の展開について概観するとともに、そのテキサスの地域社会への影響について善隣友好委員会を中心としたテキサス州政府の動向に焦点を当てつつ検討する。さらに、1960年代前半のブラセロ・プログラムの廃止に向けた流れについて、おもに労働省の動向と連邦議会での議論を分析する

とともに、国務省内では米墨間の移民の今後の動向についていかなる議論がなされていたのかについて考察する。

第6章では、1940年代後半から60年代初頭にかけて米国とメキシコの労働組合のあいだで展開された、米国内で就労するメキシコ人移民労働者の組織化をめぐる一連の交渉に注目する。ここでは、米国内でメキシカン農業労働者を組織していた農業労働組合が、ブラセロ・プログラムの継続と定着が進むなかで、いかにメキシコの労働組合との協力関係を通じて組織化の対象をブラセロにも拡大していったのかについて分析することで、短期移民労働者の組織化の可能性と限界について考察する。

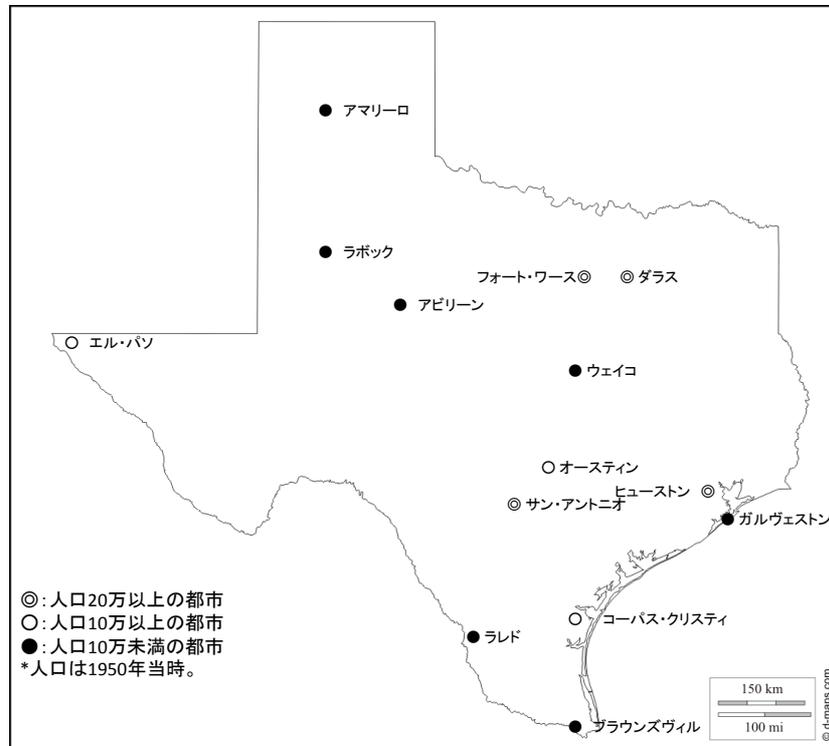
最後に、終章では本論文の議論をまとめたうえで、ブラセロ・プログラムをめぐる米墨関係とメキシカンの法的・社会的地位や権利の結びつきについて、それが同時代に持っていた意義と限界について考察する。そのうえで、短期移民労働者政策についての研究に対して、本論文が示唆しうる論点を提示する。

図1. メキシコ全図



出典：フリー素材「メキシコ合衆国の地図」(http://www.freemap.jp/item/north_america/mexico.html)より筆者作成。

図 2. テキサス州全図



出典 : Texas-D-Maps, accessed August 12, 2015
(http://d-maps.com/carte.php?num_car=12649&lang=en.)より筆者作成。

図 3. テキサス州南部の郡



出典 : South Texas, Texas Parks and Wildlife, accessed August 12, 2015,
 (https://tpwd.texas.gov/landwater/land/habitats/southtx_plain/regulatory/)より筆者作成。
 Artwork courtesy Texas Parks and Wildlife Department © 2004.

図 4. テキサス州南部の都市およびメキシコ側の国境都市



出典 : South Texas, Texas Parks and Wildlife, accessed August 12, 2015,
 (https://tpwd.texas.gov/landwater/land/habitats/southtx_plain/regulatory/)より筆者作成。
 Artwork courtesy Texas Parks and Wildlife Department © 2004.

第1章 ブラセロ・プログラムの前史

はじめに

本章の目的は、世紀転換期から 1930 年代までのメキシコから米国への人の移動を概観し、メキシコ人に対する同時期の米国の出入国管理政策がいかなるものであったのかを明らかにすることである。ここで注意すべきは、ブラセロ・プログラムの開始以前から、永住と米国市民権の取得を前提とせず労働力需要の変動に応じて利用することができる短期移民労働者としてメキシコ人を受け入れる制度的枠組みが米国には存在していたということである。これは、出入国者の管理や記録が米墨国境では不徹底であったことと相まって、在米メキシコ人の滞在・就労資格を不安定なものとしていた。

第 1 節では、19 世紀末から第一次世界大戦期のメキシコ人の米国への移動について、とくに大戦中の短期移民労働者導入政策に焦点を当てて分析する。第 2 節では、1930 年代の大恐慌のもとでのメキシカンに対する送還・追放政策を取り上げ、当時の米国内に居住していたメキシコ系の人々の滞在資格の不安定さについて考察する。

第1節 第一次世界大戦期のメキシコ人短期移民労働者の導入

19 世紀末には、米国へのメキシコ人の移動はすでに大規模な現象となっていた。その契機は、1880 年代前半に米墨両国を結ぶ鉄道が相次いで開通したことであった⁵²。これらの鉄道は、メキシコ人移民の米国への移動を容易にすると同時に、かれらの就労先にもなっていた。1890 年代に入ると、線路の敷設や保守に携わるメキシコ人労働者が米国南西部および西部を中心に広

⁵² 1882 年にはアリゾナ州ノガレスから太平洋岸を南下し、ソノラ州グアイマスに至るメキシコ・サザン・パシフィック鉄道 (Southern Pacific Railroad of Mexico/Ferrocarril Sud-Pacífico de México) の路線が開通した。1884 年にはテキサス州エル・パソとメキシコシティを結ぶメキシコ中央鉄道 (Mexican Central Railway/Ferrocarril Central Mexicano) が完成している。これらの鉄道は、いずれも開業当初は米国資本による経営であった。Fred Wilbur Powell, *The Railroads of Mexico* (Boston: Stratford Co. Publishers, 1921), chaps. 15 and 23; Daniel Lewis, *Iron Horse Imperialism: The Southern Pacific of Mexico, 1880-1951* (Tucson: University of Arizona Press, 2007), chaps. 1 and 2.

く雇用されるようになった⁵³。

メキシコから米国への移動を比較的容易にしていた要因は、距離の近さに加えて、移民法の規定および運用であった。世紀転換期から 1910 年代まで米墨国境を通過する人の流れの管理は厳格に実施されていなかった。また、1907 年移民法では米国への入国者には 4 ドルの入国税が課せられることになっていたが、メキシコ、キューバ、カナダおよびニューファンドランド出身者はその支払いを免除されていた⁵⁴。鉄道で働くメキシコ人の離職率は、会社が帰国費用を負担していたこともあってきわめて高く、両国のあいだを労働需要の変化に応じて頻繁に行き来する単身の出稼ぎ労働者は多かった⁵⁵。

他方で、1910 年代までに、カリフォルニア、テキサス、南西部を中心に長期滞在するメキシコ人のコミュニティが形成されていた⁵⁶。また、20 世紀初頭から、カンザス、ネブラスカ、サウスダコタ、ノースダコタの各州ではサトウダイコン農場でメキシコ人が雇用されるようになった。サトウダイコン農場で働く労働者はしばしば家族単位で移住し、春から晩秋までの半年間、作物の植え付けから収穫までおこなっていた⁵⁷。メキシカンには 20 世紀初頭には中西部の工業都市にも移住するようになった。1920 年代までに、シカゴやインディアナ州北部の工業地帯、さらにデトロイトなどに、鉄道や製造業で就労するメキシコ人移民およびメキシコ系アメリカ人のコミュニティが形成されていた⁵⁸。なお、メキシコからの移民の多くは、ハリスコ、ミチョア

⁵³ Jeffrey Marcos Garcilazo, *Traqueros: Mexican Railroad Workers in the United States, 1870 to 1930* (Denton, TX: University of North Texas Press, 2012), chaps. 1 and 2.

⁵⁴ Public Law 96, 34 Stat. 898, *United States Statutes at Large* (hereafter cited as *USSL*), 59th Cong., 1905-1907, vol. 34, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1907): 898-911.

⁵⁵ Michael M. Smith, "Beyond the Borderlands: Mexican Labor in the Central Plains, 1900-1930," *Great Plains Quarterly*, 1, no. 4 (Fall 1981), 244-46.

⁵⁶ F. Arturo Rosales, *Chicano! The History of the Mexican American Civil Rights Movement* (Houston: Arte Público Press, 1997), 20-23; Carey McWilliams, *North from Mexico: The Spanish-Speaking People of the United States* (1949; reprint. Westport, CT: Greenwood Press, 1968), chap. 9; Emilio Zamora, *The World of the Mexican Worker in Texas* (College Station, TX: Texas A & M University Press, 1993); Katharine Benton-Cohen, *Borderline Americans: Racial Division and Labor War in the Arizona Borderlands* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009).

⁵⁷ Smith, "Beyond the Borderlands," 240-41.

⁵⁸ McWilliams, *North from Mexico*, 184-85; 大塚秀之「1920 年代シカゴにおけるメキシコ人労働者 - ポール・S・テイラーの研究を中心に」『神戸市外国語大学研究年報』20 号 (1982 年)、53-90 頁。20 世紀前半のシカゴ都市圏のメキシカンについての近年の研究はつぎを参照。Michael McCoyer, "Darkness of a Different Color: Mexicans and Racial Formation in Greater Chicago,

カン、グアナフアト、サン・ルイス・ポトシ、サカテカスといった、人口の多い中央高原（英：Central Plateau/西：Mesa Central）各州の出身であった⁵⁹。

米国内に在住するメキシコ生まれの住民の人口は、1910年から1930年のあいだにおよそ6倍に増加している。1910年代には、メキシコ革命によってもたらされた混乱や暴力から逃れるため、米国へ移住するメキシコ人はさらに増加した。この時には、米国政府はメキシコからの入国者を「難民」として保護し、国境沿いの軍の施設に収容している⁶⁰。

この時期に米国に移住したメキシコ人の社会・経済的地位は多様であり、そのなかには「リコス (ricos)」と呼ばれた富裕層や専門職従事者も含まれていた。かれらはテキサスやカリフォルニアの都市に成立したメキシカンのコミュニティの指導者となり、会員の相互扶助を中心に活動するエスニック組織の設立にもかかわっていった⁶¹。

しかし、メキシコ人移民およびメキシコ系アメリカ人の多くは非熟練労働に従事し、かれらの雇用はしばしば不安定であった。1903年にはロサンジェルスで鉄道線路の工事に携わっていたメキシコ系労働者約700人が賃金の引き上げを求めてストライキを起こしている⁶²。メキシカンが参加した労働争議は、1910年代に入ってカリフォルニアから南西部、さらにはテキサスの農場、鉱山や工場で頻発するようになった⁶³。

1916-1960” (Ph. D. dissertation, Northwestern University, 2007); Gabriela F. Arredondo, *Mexican Chicago: Race, Identity, and Nation, 1916-39* (Urbana, IL: University of Illinois Press, 2008); Michael Innis-Jiménez, *Steel Barrio: The Great Mexican Migration to South Chicago, 1915-1960* (New York: New York University Press, 2013).

⁵⁹ Smith, “Beyond the Borderlands,” 239-40.

⁶⁰ Durand, “Migration Policy and Asymmetry of Power,” 225-26.

⁶¹ メキシコ革命の前後に米国に移住したリコスの典型がイグナシオ・ロサノ (Ignacio E. Lozano) である。ロサノは1886年にメキシコで生まれたジャーナリストで、1908年に米国へ移住し、サン・アントニオやロサンジェルスでスペイン語新聞を発行していた。1926年にロサノがロサンジェルスで創刊した『ラ・オピニオン (La Opinión)』は米国本土の大手スペイン語紙の一つとして、いまでも発行されている。Richard A. Garcia, *Rise of the Mexican American Middle Class, San Antonio, 1929-1941* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 1991), chap.8; Richard A. Buitron, Jr., *The Quest for Tejano Identity in San Antonio, Texas, 1913-2000* (New York: Routledge, 2004), 21-23; Orozco, *No Mexicans, Women or Dogs Allowed*, 24-25.

⁶² Charles Wollenburg, “Working on El Traque: The Pacific Electric Strike of 1903,” *Pacific Historical Review*, 42, no.3 (August 1973): 358-69.

⁶³ Gómez-Quíñones, *Mexican American Labor*, 75-85.

表 1-1. 米国内のメキシコ生まれの住民人口の推計値

1900 年 : 10 万 3393 人

1910 年 : 22 万 1915 人

1920 年 : 48 万 6418 人

1930 年 : 64 万 1462 人

出典 : Bureau of Census, U.S. Department of Commerce, *Fifteenth Census of the United States: 1930, Population*, vol. 2 (Washington, DC: G.P.O., 1933), Table 4, Country of Birth of the Foreign-born Population of the United States: 1850 to 1930, 233.

1917 年はメキシコからの移民にとっての大きな転機となる年であった。米国が同年 4 月に第一次世界大戦に参戦すると、すでにヨーロッパからの移民が停止していたうえ、軍隊への動員や軍需産業の急成長によって米国内の労働力需要は急速に拡大した。そのため、メキシコを含む近隣諸国からの短期移民労働者の導入が実施されたのである。参戦に先立って 1917 年 2 月 5 日に改定された移民法⁶⁴は、米国内で労働力が不足していると労働長官が認定した職種について、外国人が一時的な労働に従事することを可能にした⁶⁵。同法は、非識字者の入国を制限すべく、16 歳以上の移民を対象として入国審査時に識字テストを課すと定められていたが、1917 年 8 月にウィリアム・B・ウィルソン (William B. Wilson) 労働長官によって、この規定を農業労働者として入国するメキシコ人に対して 1921 年 3 月までのあいだ免除する決定がなされた。ウィルソン労働長官は、1918 年 7 月には鉄道、鉱山および建設現場で働くメキシコ人短期移民労働者に対してもこの措置を適用した⁶⁶。

第一次世界大戦期のメキシコ人短期移民労働者の導入は、メキシコとの行政協定や条約によらず、米国の国内法である 1917 年移民法のみに基づいて実施された政策であった。労働者の送出国を認めるよう米国国務省からメキシコ外務省に対して働きかけがなされたこともあったが、

⁶⁴ Public Law 301, 39 Stat. 874, *USSL*, 64th Cong., Sess. 2, 1917, vol. 39, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1907): 874-98.

⁶⁵ *Ibid.*, 877. なお、1940 年に司法省に移管されるまで移民政策は労働省の管轄であった。

⁶⁶ Barbara A. Driscoll, *The Tracks North: The Railroad Bracero Program of World War II* (Austin: University of Texas Press, 1999), 42.

両国の政府のあいだでこの政策を運用するための協力体制が構築されたわけではなかった⁶⁷。米国内では、労働省がメキシコ人短期移民労働者の受け入れを監督することとされていた。短期移民労働者を雇うことを希望する雇用主は、必要な人数、雇用地、賃金および仕事の内容を労働省に通知したうえで、すでに合法的に米国内に入国し、労働省への登録を済ませた労働者のあいだで契約を結ぶこととされていた。労働省はメキシコ人短期移民労働者の居住環境や雇用期間についてのガイドラインを作成していたが、このような規定は多くの場合守られることはなかった。多くのメキシコ人労働者は英語を話せず、母語スペイン語での識字能力も不十分だったため、適切な労働契約を雇用主とのあいだで結ぶことはきわめて困難であった。また、この時期にはメキシコ政府は自国民の米国への流出を止めることができず、非合法移民の雇用が常態化していた⁶⁸。

米墨両国の政府の監督が不十分であり、労働者に対する権利保障規定も適切に定められていなかったため、米国内で就労するメキシコ人短期移民労働者は不安定な状況に置かれていた。とりわけメキシコ人短期移民労働者を含む在米メキシコ人の不安をかき立てていたのが、短期移民労働者の受け入れの開始とほぼ同時期の1917年5月に始まった選抜徴兵制であった。21歳から30歳の成人男子であれば在米外国人も登録を義務づけられた⁶⁹ため、登録に応じれば入隊させられるのではないかとの懸念が広がったのである。実際に、登録を済ませたメキシコ人が徴兵される事態も同年6月までに起きていた⁷⁰。選抜徴兵の開始直後の1917年6月の時点で、カリフォルニアからだけでも9,000名以上、テキサスからも数千名のメキシコ人が帰国したとの報告もある。どれほどの数のメキシコ人が最終的に出国したのかは定かではないが、1917年から18年にかけて米国を出てメキシコに入国したメキシコ人は13万2385人にのぼり、これはその直前の5年間の入国者数の合計とほぼ等しい数であった。このような突然の大規模な出国は、

⁶⁷ Fernando Saúl Alanís Enciso, *El primer programa bracero y el gobierno de México, 1917-1918* (San Luis Potosí: El Colegio de San Luis, 1999), 37-38.

⁶⁸ Driscoll, *The Tracks North*, 43; Neil Foley, *Mexicans in the Making of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2014), 47.

⁶⁹ 第一次世界大戦中の米国の選抜徴兵の実態については、中野耕太郎『戦争のつぼー第一次大戦とアメリカニズム』(人文書院、2013年)、第2-3章を参照。

⁷⁰ Alanís Enciso, *El primer programa bracero*, 52.

南西部の農場や鉱山での労働力不足をもたらしていた⁷¹。

事態を重く見た米国政府は、メキシコ政府や米国内の民間人の協力を取り付けて、メキシコ人の大量出国を停止させるべく「反プロパガンダ」キャンペーンを開始した⁷²。まず、国務省はヘンリー・P・フレッチャー（Henry P. Fletcher）駐墨大使を通じて、国境付近の米国の都市に駐在するメキシコ領事に対し、「[みずからが徴兵対象になっているとの] メキシコ市民の誤解を解く」ために協力するよう要請した。また、選抜徴兵システム構築の責任者であったイーノック・クローダー（Enoch Crowder）憲兵大將は、米国への帰化の意志を宣誓していないメキシコ市民は徴兵の対象から除外されるとの声明を発表した⁷³。多数のメキシカン住民を抱えていたテキサス州サン・アントニオのカトリック教会司教は、州内のカトリック教会の司祭に対し、メキシコ人労働者は徴兵の対象とされないとの旨をミサの席で伝えるよう要請した⁷⁴。これらの施策が功を奏して、1917年の秋以降は、メキシコ人の出国数は減少傾向となっていった。

1917年の夏以降、1921年までに約7万2000人のメキシコ人が1917年移民法の規定の免除を受けて入国した⁷⁵。農場経営者から契約を請け負った代理人は労働者をメキシコ国内で募集し、米国各地の農場に送り出していた。とりわけ多数のメキシコ人を雇用していたのは南西部の綿花業者で、たとえばアリゾナの綿花業組合は1918年から21年までに約3万人を導入している⁷⁶。また、同時期には鉄道会社も多数のメキシコ人を線路の補修要員として雇用していた⁷⁷。

第一次世界大戦期に実施された短期移民労働者としてのメキシコ人の導入は、移民制限論者にとっては、米国内へのメキシコ人移民の定着阻止という目標を実現するための手段でもあっ

⁷¹ Ibid., 46; José A. Ramírez, *To the Line of Fire: Mexican Texans and World War I* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2009), 32-34.

⁷² 当時、メキシコ人の大規模な徴兵が実施されるとの噂が、ドイツのスパイや作員によって米墨両国内で流されているとの懸念が米国連邦政府やテキサス州政府の内部で広まっていた。Ramírez, *To the Line of Fire*, 49-52.

⁷³ Alanís Enciso, *El primer programa bracero*, 62-63.

⁷⁴ Mark Reisler, *By the Sweat of Their Brow: Mexican Immigrant Labor in the United States, 1900-1940* (Westport, CT: Greenwood Press, 1976), 38.

⁷⁵ Ibid., 26.

⁷⁶ Ibid., 36-37; Alanís Enciso, *El primer programa bracero*, 23-24, 27-33.

⁷⁷ Paul S. Taylor, "Some Aspects of Mexican Immigration," *The Journal of Political Economy*, 38, no. 5 (October, 1930), 609-12.

た。すでに1915年にはカール・ヘイデン (Carl Hayden) 下院議員 (民主党、アリゾナ州選出) が、当時ドイツ帝国で実施されていた、ロシアやオーストリア＝ハンガリー帝国出身の外国籍ポーランド人を短期移民労働者として農場で就労させる政策をモデルとして米国もメキシコ人を対象とした同様の制度を構築すべきだと主張していた。シュラミス・デボラ・カン (Shulamith Deborah Kang) によれば、ポーランド人を短期移民労働者として導入することで、ドイツは国内人口の「人種的一体性」を保ちつつ世界でもっとも繁栄する工業国の一つとなることができたとしてヘイデンは同国の政策を高く評価し、米国もこの先例に倣うべきだと主張したという⁷⁸。このヘイデンの発言は、同時期の米国での移民政策の策定過程において、いかに他国の事例が参照されていたのかを示す事例として興味深いものだといえる。また、長期的な滞在と将来の帰化を前提で受け入れる移民とは差異化された集団として短期移民労働者を入国させるという考え方が、すでに1910年代中葉には米国でも広まりつつあったことを示唆している点でも注目に値する。19世紀末から1910年代のドイツにおいては、外国籍ポーランド人は労働力として必要とされつつも、その流入と定着が懸念される集団であった⁷⁹。同様に、1910年代から20年代の

⁷⁸ Shulamith Deborah Kang, “The Legal Construction of the Border: The INS, Immigration Law, and Immigration Rights on the U.S.-Mexico Border, 1917-1954” (Ph.D. dissertation, University of California, 2005), 170-71.

⁷⁹ シンディ・ハハモヴィッチ (Cindy Hahamovitch) は、19世紀末から1910年代のドイツ帝国による外国籍ポーランド人短期移民労働者導入政策は、その後の各国の政策とのあいだに以下の共通点を持つと指摘している。1) 外国人労働者導入による賃金の抑制。2) 短期移民労働者としての外国人の受け入れは、移民受け入れに対する世論の反撥を抑える目的で実施。3) 受入国国民からの隔離および外国人労働者同士の団結の防止という形をとった、移民政策と労務管理の結びつき。なお、外国籍ポーランド人短期移民労働者は、身分証明書の携帯を義務付けられるとともに、ドイツ語の使用を禁じられ、ドイツ人から隔離された。また、外国籍ポーランド人とドイツ国籍ポーランド人の団結を防ぐためか、ポーランド語を使用した集会の開催も禁止されていた。Hahamovitch, “Creating Perfect Immigrants,” 74-78. ポーランド語使用の制限や集会の禁止など、同時期のドイツ帝国による国内のポーランド人に対する政策の抑圧性については、伊藤定良『異郷と故郷 - ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人』(東京大学出版会、1987年)に詳しい。ただし、伊藤はドイツ国籍ポーランド人と短期移民労働者として入国した外国籍ポーランド人との関係についてはほとんど触れていない。世紀転換期から1910年代のドイツにおけるポーランド系住民・移民の動向については、足立芳弘『近代ドイツの農村社会と農業労働者 - 〈土着〉と〈他所者〉のあいだ』(京都大学学術出版会、1997年)、第2-3章を参照。また、ポーランド系住民・移民が当時のドイツでいかに問題とされていたかを示す同時代文献としては、以下を参照。マックス・ウェーバー (肥前栄一訳) 『東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態』(未来社、2003年)。

米国では、メキシコ人は一時的に米国内に滞在・就労する短期労働移民としてのみ歓迎される集団となっていったのである⁸⁰。

第2節 大恐慌と帰国・送還政策

1920年からの景気後退を受けて米国へのメキシコ人入国者数は一時期減少し、1921年以降はメキシコへの帰国者も増えていたが、1923年に入って米国経済が回復するとふたたび増加に転じ、1920年代末に至るまで流入が続いた⁸¹。1930年の国勢調査によれば、米国内の「メキシカン」人口は142万2533人に達し、そのうち国内生まれは80万5535人、国外生まれは61万6998人であった⁸²。

当時の米国では、メキシコ人の米国への適応・同化能力や「人種的資質 (racial qualities)」を問題視し、メキシコに対する移民制限を求める議論も一定の影響力を持っていたが、1924年移民法で本格的に導入された出身国別割当制限はメキシコを含む西半球諸国に適用されることは

⁸⁰ この過程については、たとえば以下の研究を参照。Linda C. Noel, *Debating American Identity: Southwestern Statehood and Mexican Immigration* (Tucson: University of Arizona Press, 2014).

⁸¹ Reisler, *By the Sweat of Their Brow*, 49-55.

⁸² 本文の「メキシカン」人口の数字の出典は以下の通り。*Fifteenth Census of the United States: 1930, Population*, vol. 2, Table 8, Population of the Minor Races by Nativity, for the United States: 1900 to 1930, 34. ただし、この数字はメキシコ生まれの「白人(white)」人口(2万4743人)と、両親ないし父母のどちらかがメキシコで生まれたが、本人は米国内生まれの「白人」である者の数(4万2225人)を含んでいない。これらの数の出典は以下の通り。*Fifteenth Census of the United States: 1930, Population*, vol. 2, Table 4, Country of Origin of the Foreign White Stock, by Nativity and Parentage, for the United States: 1930, 268. このようにメキシコ生まれの者および親がメキシコで生まれた者の区分が複雑になっている理由は、1930年の国勢調査に限り、「メキシカン」は「白人」でも「黒人(Negro)」でもない「他の人種(other races)」の一集団として区分されたことにある。国勢調査局は調査官に対し、「メキシコ生まれのすべての者、あるいはメキシコで生まれた親を持つ者で、白人、黒人、インディアン、中国人、日本人のいずれかに明確に当てはまらない者」にはこの区分を適用するよう指示していた。ただし、メキシコ生まれないし、親がメキシコで生まれた者であっても「白人」であると見なされれば「白人」に区分された。*Fifteenth Census of the United States: 1930, Population*, vol. 2, 28. 国勢調査の区分において、従来は全員が「白人」に含められてきたメキシカンはこの措置に強く反撥し、1940年国勢調査でふたたび「メキシカン」はすべて「白人」とされた。国勢調査の区分の再変更を求めたメキシコ系アメリカ人の働きかけについては、以下を参照。Patrick D. Lukens, *A Quiet Victory for Latino Rights: FDR and the Controversy over "Whiteness"* (Tucson: University of Arizona Press, 2012), chap. 5 and chaps. 9-10. 19世紀後半から1930年までの国勢調査における人種区分の変遷については、以下の研究に詳しい。Jennifer L. Hochschild and Brenna Marea Powell, "Racial Reorganization and the United States Census 1850-1930: Mulattoes, Half-Breeds, Mixed Parentage, Hindoos, and the Mexican Race," *Studies in American Political Development*, 22 (Spring, 2008): 59-96.

なかった⁸³。また、1924 年には米墨・米加国境を通過する人の流れの管理を目的に国境警備隊 (United States Border Patrol) が設立されたとはいえ、依然として多数のメキシコ人が入国し続けていた。しかしながら、つぎに述べる理由により、これらのメキシコ人移民の多くの法的地位や滞在資格は不安定なものであった。

1924 年移民法は、8 ドルの入国税の支払いと、入国に先立って米国領事館に 10 ドルの手数料を支払いビザの発給を受けることをすべての移民に義務づけた。このため、合法的に米国に入国するための費用の支出が困難な低所得層を中心に、メキシコからの非合法移民は増加していった。1925 年には 1,751 件であったメキシコへの強制送還は、1929 年には 1 万 5000 件を上回った⁸⁴。ローレンス・A・カルドーソ (Lawrence A. Cardoso) は、1920 年代を通じて、平均して約 10 万人が毎年メキシコから非合法に入国していたと推計している⁸⁵。

さらに、合法的に入国したメキシコ人のなかには 6 ヶ月から 1 年のあいだ米国内に滞在する「短期滞在者(nonimmigrant)」が多数含まれていた。カナダ人、メキシコ人、キューバ人の短期滞在者に対しては、米国との相互の取り決めによりビザおよびパスポートの所持が免除されていた⁸⁶。長期滞在を前提とする「移民(immigrant)」としての入国に当たっての審査や、入国後の帰化申請に要する手間や費用を嫌い、短期滞在者としての入国を希望するメキシコ人も多かつ

⁸³ 連邦議会では、ウィリアム・ハリス (William Harris) 上院議員 (民主党、ジョージア州選出) や、ジョン・C・ボックス (John C. Box) 下院議員 (民主党、テキサス州選出) がこのような立場を代表していた。1920 年代後半を通じて南部や中西部選出議員を中心にメキシコへの移民制限に賛成する者も多く、1930 年には同国を出身国別割当制限の対象にする法案が提出され上院で可決された。しかし、メキシコとの外交・通商関係に配慮したフーヴァー大統領は、下院での審議をおこなわないよう下院規則委員会に圧力をかけた結果、同法案は不成立に終わった。Robert Divine, *American Immigration Policy, 1924-1952* (New Haven, Yale University Press, 1957), 61-66; Abraham Hoffman, “El cierre de la puerta trasera norteamericana. Restricción de la inmigración mexicana,” *Historia Mexicana*, 25, no. 3 (January-March 1976): 403-22. 他方で、1910 年代から 20 年代初頭にかけてテキサス州選出の一部の議員を中心に、メキシコ人は「生物学的に」米国の気候や環境には適応できず、国内に定着するリスクは低いため、移民制限の対象とする必要はないと主張する議論も見られた。Alexandra Filindra, “The Emergence of the ‘Temporary Mexican’: American Agriculture, the US Congress, and the 1920 Hearings on the Temporary Admission of Illiterate Laborers,” *Latin American Research Review*, 49, no. 3 (2014): 85-102.

⁸⁴ Ngai, *Impossible Subjects*, 67.

⁸⁵ Lawrence A. Cardoso, *Mexican Emigration to the United States, 1897-1993* (University of Arizona Press, 1980), 94.

⁸⁶ *Ibid.*, 70-71.

たのである。以下の表からは、1920年から27年までの各年に合法的に入国したメキシコ人の約17パーセントから40パーセントが短期滞在者であったことが読み取れる。

表 1-2. メキシコ人合法入国者数の推移（1920-29年）

年	移民(immigrants)	短期滞在者(nonimmigrants)	合計
1920	51,042 (74.6%)	17,350 (25.4%)	68,392
1921	29,603 (63.3%)	17,191 (36.7%)	46,794
1922	18,246 (60.2%)	12,049 (39.8%)	30,295
1923	62,709 (82.5%)	13,279 (17.5%)	75,988
1924	87,648 (82.9%)	18,139 (17.1%)	105,787
1925	32,378 (65.1%)	17,351 (34.9%)	49,729
1926	42,638 (71.3%)	17,147 (28.7%)	59,785
1927	66,766 (82.8%)	13,873 (17.2%)	80,639
1928	57,765 (93.7%)	3,857 (6.3%)	61,622
1929	38,980 (92.0%)	3,405 (8.0%)	42,385

出典：Cardoso, *Mexican Emigration to the United States, 1897-1993*, 94.

メキシコ人短期滞在者の多くは農作業に従事する季節労働者であった。長期滞在を前提としない外国人の受け入れによって、労働力需要の変動に応じた入国管理が可能となったのである。

1929年3月に制定された移民法では、移民帰化局が定める正規の手続きを経ずに米国に入国した者に対して1年以下の懲役か1,000ドル以下の罰金、あるいはその両方を課すと規定していた。また、米国から送還された外国人が再入国した場合、2年以下の懲役か1,000ドル以下の罰金ないしその両方が課せられることとされた⁸⁷。1929年移民法で導入された非合法移民への罰則規定は、同年10月に始まった大恐慌のもとでメキシコ人の大量送還が実施された際に重要な意味を持つことになった。

ハーバート・フーヴァー（Herbert Hoover）政権は1930年に入って、貧民など「公共の負担となりうる（likely to become a public charge）」移民の入国を認めないと定めた1917年移民法の規定を厳格に適用すべきの方針を打ち出した。これは本来、新規に入国しようとする移民を対象とした規定であったのだが、メキシコ人に対してはすでに米国内に在住している者の滞在資

⁸⁷ Public Law 1018, 45 Stat. 690, *USSL*, 70th Cong., 1927-1929, vol. 45, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1929): 1551-52.

格を剥奪する目的でも適用されるようになった。メキシコ人失業者や福祉受給者は「公共の負担」と見なされ、滞在期限の更新が認められなくなったのである。さらに、1930年12月に就任したウィリアム・N・ドーク（William N. Doak）労働長官は、外国人労働者の国外退去を進めることでアメリカ人労働者の雇用状況を改善するという方針を示していた。就任直後、ドークは約40万人と見積もられた非合法移民のうち、少なくとも10万人を国外へ退去させるとの声明を発表し、移民人口の多い都市部を中心に非合法移民の大規模な摘発を開始した⁸⁸。ここで摘発作戦の主要な対象の一つとされたのが、大規模なメキシコ系コミュニティを擁していたロサンジェルスであった⁸⁹。ロサンジェルス郡および市当局の協力のもと、1931年2月に移民局（Bureau of Immigration）は多数のメキシカンを逮捕・拘留し、正規の滞在資格を持たない者を強制送還の対象とした。このときには、110人のメキシコ人が強制送還されたのに加え、159人がメキシコへの自発的な帰国を選んだという⁹⁰。このような摘発はその後もロサンジェルスで繰り返されたほか、シカゴ、エル・パソ、ヒューストン、フェニックスなど、メキシコ系の集住地域を抱えていた他都市でも実施された⁹¹。

また、大恐慌下でメキシカン労働者の労働条件や賃金水準は低下した。都市部での労働争議に加えて、農村部でも農業労働者や食品加工労働者が大規模な労働争議を起こすようになっていた。ストライキに参加した者はしばしば滞在資格にかかわらず送還の対象とされ、地元の農場主や治安機関の協力のもとに摘発が進められていった⁹²。

⁸⁸ Abraham Hoffman, *Unwanted Mexican Americans in the Great Depression: Repatriation Pressures 1929-1939* (Tucson: Arizona University Press, 1974), 39-40.

⁸⁹ ロサンジェルス郡のメキシコ系人口は1930年当時、16万7024人であった。これはカリフォルニア州のメキシコ系人口約36万8000人の半数近くに達していた。Abraham Hoffman, "Stimulus to Repatriation: The 1931 Federal Deportation Drive and the Los Angeles Mexican Community," in *The Chicano*, ed. Norris Hundley, Jr. (Santa Barbara and Oxford: Clio Books, 1975), 110-12.

⁹⁰ Hoffman, *Unwanted Mexican Americans in the Great Depression*, 64-65.

⁹¹ Hoffman, "Stimulus to Repatriation," 121.

⁹² Camille Guerin-Gonzales, "Repatriación de familias inmigrantes mexicanas durante la Gran Depresión," *Historia Mexicana*, 35, no. 2 (October-December 1985), 265-71; Camille Guerin-Gonzales, *Mexican Workers and American Dreams: Immigration, Repatriation, and California Farm Labor, 1900-1939* (New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1994), chap. 6; Gilbert G. González, *Labor and Community: Mexican Citrus Worker Villages in Southern California County, 1900-1950* (Urbana, IL: University of Illinois Press, 1994), chap. 6.

1929年から37年までのあいだにメキシコへの出国を迫られた人々の数について、エイブラハム・ホフマン（Abraham Hoffman）は、メキシコ政府が国務省に提供していた米国からメキシコへの月ごとの帰国者数の記録に基づき、45万8023人としている⁹³。実際には、これらの帰国者のすべてが大恐慌下でのメキシコ人移民に対する取締り強化の結果として米国を離れたのかどうかは定かではないが、この時期にメキシコへの帰国者が大幅に増加したのは明らかである⁹⁴。

なお、強制送還されるということは、米国への正規の再入国や将来的な帰化の道を絶たれることを意味していた。また、送還に当たって必要とされる裁判所での審理にかかるコストを回避するため、移民帰化局は強制送還措置を受ける前に「自発的」に米国を離れるよう摘発された者に促していた⁹⁵。このため、少なくない数のメキシコ人が「自発的」に出国している。たとえば、1930年から32年までに米国から強制送還された外国人は約5万4000人にのぼり、その44パーセントがメキシコ人であった。また、同時期に強制送還を避けて帰国したのは約4万4000人で、そのほとんどはメキシコに戻っている⁹⁶。

非合法移民の摘発はしばしば自治体の福祉関係職員やソーシャル・ワーカーの協力で支えられていた。ヨーロッパ系移民とは異なり「同化不可能」と見なされていたメキシコ人移民は、福祉受給者としても不適格とされており、非合法移民の摘発強化を機にメキシコ人住民を抱える自治体はかれらの追放を図ったのである。メキシコ人の帰国を促すべく、これらの自治体は帰国希望者に旅費や荷物の運送費を援助する一方で、かれらの福祉受給資格を停止していた⁹⁷。

⁹³ Abraham Hoffman, "Mexican Repatriation Statistics: Some Suggested Alternatives to Carey Williams," *Western Historical Quarterly*, 3, no. 4 (October 1972), 397-99.

⁹⁴ 米墨両国の統計資料を使用した最近の研究では、1930年代の米国からメキシコへの出国者数を約35万としたうえで、その多くは「自発的」に出国したとの説も提示されている。Brian Gratton and Emily Merchant, "Immigration, Repatriation, and Deportation: The Mexican-Origin Population in the United States, 1920-1950," *International Migration Review*, 47, no. 4 (Winter 2013): 944-75.

⁹⁵ Daniel Kanstroom, *Deportation Nation: Outsiders in American History* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2007), 216.

⁹⁶ Cybelle Fox, *Three Worlds of Relief: Race, Immigration, and the American Welfare State from the Progressive Era to the New Deal* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2012), 127.

⁹⁷ Fox, *Three Worlds of Relief*, chaps. 6 and 7; Zaragosa Vargas, *Labor Rights Are Civil Rights: Mexican American Workers in Twentieth-Century America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2005), 46-54.

さらに、カリフォルニア州議会は 1931 年に州の公共事業からの外国人の排除を定めた法律を制定するなど、労働市場からもメキシコ人を中心とする外国籍住民は排除されていった⁹⁸。

メキシコ政府は、送還政策の影響を受けた在米メキシコ人に対し積極的な支援を実施した。たとえば、ロサンゼルス駐在のメキシコ領事は、地元の行政当局の担当者と協力して帰国のための交通手段の手配をおこなっていた⁹⁹。このような支援策は、1920 年代の在米メキシコ人に対する援助の延長線上にあった。革命後のメキシコ政府は在米メキシコ人およびメキシコ系アメリカ人コミュニティを自国の国民社会の延長たる「外部のメキシコ (México de afuera)」と捉え、各地の領事館を通じた援助や介入の対象としていた。メキシコ領事館は管轄地域のメキシコ系住民が法律面でのトラブルに直面した際に支援していたほか、学校や商業の場でのメキシカンに対する差別や隔離に対しても抗議していた。また、大恐慌が始まると、困窮者に対する経済的な援助や無料の医療サービスの提供もおこなわれるようになった¹⁰⁰。在米メキシコ人への領事館を通じた支援は、革命後のメキシコ政府の正統性を示すうえで有効な手段と考えられていた。メキシコ革命によって引き起こされた混乱を逃れて米国に移住したメキシコ人のなかには、革命後の体制に対して反撥や不信感を示す者も少なくなかったのである。したがって、このような支援は国民統合の一環として位置づけられていた¹⁰¹。

在米メキシコ人と本国のあいだの紐帯を保とうとするメキシコ政府の政策は、より具体的な目的に基づいたものでもあった。メキシコ政府は、米国内で近代的な技術や労働倫理を身につけた移民をいずれメキシコに帰国させ、同国の近代化・産業化に貢献させることを構想していたのである¹⁰²。1910 年代末から 20 年代にかけて、メキシコ政府は領事館を通じて帰国費用の援

⁹⁸ Vargas, *Labor Rights Are Civil Rights*, 46.

⁹⁹ George J. Sánchez, *Becoming Mexican American: Ethnicity, Culture, and Identity in Chicano Los Angeles, 1900-1945* (Oxford: Oxford University Press, 1993), 123.

¹⁰⁰ 大恐慌下での在米メキシコ人に対するメキシコ領事館の支援については以下の研究に詳しい。Francisco E. Balderrama, *In Defense of La Raza: The Los Angeles Mexican Consulate and the Mexican Community, 1929 to 1936* (Tucson: University of Arizona Press, 1982).

¹⁰¹ Jaime R. Aguila, "Protecting 'México de Afuera': Mexican Emigration Policy, 1876-1928" (Ph.D. dissertation, Arizona State University, 2000); Gilbert G. González, *Mexican Consuls and Labor Organizing: Imperial Politics in the American Southwest* (Austin: University of Texas Press, 1999); Sánchez, *Becoming Mexican American*, chap. 5.

¹⁰² Sánchez, *Becoming Mexican American*, 122-24.

助や、帰国後の再就職の支援を実施していた¹⁰³。

大恐慌下の送還政策の結果として実施された、米国からの帰国者の受け入れと再定住はメキシコ政府に多大な負担を強いるものであったが、ジョージ・J・サンチェス（George J. Sánchez）が指摘するように、これは同時にメキシコ政府が望んでいた自国民の帰還を実現させる結果をもたらした¹⁰⁴。しかし、メキシコ政府は大恐慌下で生じた多数の帰国者に対して職や住居を提供することはできなかった。農務省と内務省は帰国者を比較的開発が進んでいない地域に再定住させ、農地の開発に動員するという構想を打ち出したが、ほとんど実行に移されなかった。1934年に就任したラサロ・カルデナス大統領は農地改革による耕作地の分配を重要な政策としていたが、その主要な対象はすでに国内に在住している農民であり、帰国者への農地の付与は優先度が低かったのである。例外的に、州・準州政府と連邦政府の協力のもとソノラ州やバハ・カリフォルニア準州¹⁰⁵では再定住が実施されたが、帰国者の大多数は公的支援を受けられず、出身地に戻るか親族や知人の居住地に身を寄せたという¹⁰⁶。また、約15パーセントはメキシコシティやグアダハラハラなどの大都市に移住したが、そこでの経済的な機会も貧弱なものであった¹⁰⁷。さらに北部国境地帯の都市では、滞留する帰国者が地元経済への負担となっていた¹⁰⁸。

米国での生活に慣れた帰国者にとって、メキシコの農村部の暮らしへの適応は多くの場合困難を伴った。とりわけ、親の帰国に伴ってメキシコに移住した米国生まれのメキシコ系アメリカ人の子どもや若者は、生活水準や習慣の違いから社会不適応を起こすことも多かった。この

¹⁰³ Lawrence A. Cardoso, “La repatriación de braceros en época de Obregón: 1920-1923,” *Historia Mexicana*, 26, no. 4 (April-June 1977): 576-95; Fernando Saúl Alanís Enciso, “No cuenten conmigo: La política de repatriación del gobierno mexicano y sus nacionales en Estados Unidos, 1910-1928,” *Mexican Studies/Estudios Mexicanos*, 19, no. 2 (Summer 2003): 401-31.

¹⁰⁴ Sánchez, *Becoming Mexican American*, 123.

¹⁰⁵ バハ・カリフォルニアは1953年に州となった。

¹⁰⁶ Fernando Saúl Alanís Enciso, “The Repatriation of Mexicans from the United States and Mexican Nationalism, 1929-1940,” in *Beyond La Frontera: The History of Mexico-U.S. Migration*, ed. Mark Overmyer-Velázquez (Oxford: Oxford University Press, 2011): 51-78. なお、アラニース・エンシソによれば、北部のバハ・カリフォルニアやソノラへの帰国者の再定住にメキシコ政府が力を入れた背景には、同地域に中国系や日系の住民が多数居住していたという事情があったという。これを問題視していたメキシコ政府は、帰国者の再定住とアジア系住民の国外退去によって、同地域の人口構成を「メキシコ化(mexicanizar)」することを構想していたのである。

¹⁰⁷ Sánchez, *Becoming Mexican American*, 217.

¹⁰⁸ Guerin-Gonzales, *Mexican Workers and American Dreams*, 100-101.

ような若年層は、しばしば差別や偏見の対象ともなっていた¹⁰⁹。

大恐慌下の帰国・送還政策によって、移民一世は米国のメキシカン・コミュニティ内での影響力およびメキシカン人口に占める割合を低下させた。さらに、在米メキシコ人は米国市民権の取得を志向する傾向も強めた。ニューディールの開始によって導入された公的扶助は外国人住民も排除していなかったが、同時期に開始された公共事業促進局（Works Progress Administration）主導の公共事業は、米国国民および帰化の意思を示して手続きを開始した外国籍の移民のみに雇用の対象を限定していた¹¹⁰。帰国・送還政策の影響を受けて滞在資格が不安定化したうえ、大恐慌下での失業や貧困の影響を強く受けていたメキシコ人にとって、もし可能であるならば、米国への帰化は同国内での生活を続けるためのほぼ唯一の選択肢と映るようになっていたのである。

おわりに

19世紀末以来、メキシコ人労働力は米国の各地において、農業やその他の産業部門で恒常的に利用されてきた。1924年移民法の制定に至る、20世紀に入ってから移民規制・選別の強化にもかかわらず、メキシコからの入国者に対して出身国別割当制度は適用されなかった。しかしながら、メキシコ人入国者は米国の市民社会の構成員として歓迎されたわけではない。基本的には短期間滞在する外国人労働者として入国する集団と見なされ、労働力需要の変動に応じた出入国管理が可能だとされたゆえに、メキシコ人は東・南欧系移民のように米国への適応・同化能力を問題視されることがなかったのである。ブラセロ・プログラムに先立つ、1917年から21年までの短期移民労働者としてのメキシコ人の受け入れは、まさにこのような発想に基づいて、第一次世界大戦によって生じた労働力需要の拡大とヨーロッパからの移民の停止に対応するための臨時措置として実施されたのであった。20世紀に入ってから1930年代までのメキシ

¹⁰⁹ Ibid., 218-19; Francisco E. Balderrama and Raymond Rodríguez, *Decade of Betrayal: Mexican Repatriation in the 1930s*, rev. ed. (Albuquerque: University of New Mexico Press, 2006), 237-63.

¹¹⁰ Sánchez, *Becoming Mexican American*, 221-22; Fox, *Three Worlds of Relief*, chap.9.

コ人に対する米国の出入国管理は、比較的短期の滞在と就労を容易にすることで米国内の労働力需要への柔軟な対応を可能にする形での制度設計がなされていたといえる。

しかし、このような方法による受け入れは永住および帰化を前提としたものではなかったため、1930年代の大恐慌下でのメキシカンの大規模な送還・追放につながった。後にブラセロ・プログラムが開始された際に、米墨両国間の協定に労働者の待遇や滞在期間についての詳細な規定が設けられるとともに、ブラセロの募集・契約・雇用に対して両国政府が責任を持つよう定められた背景には、1930年代までのように米国移民法のみを法的根拠とした労働者の受け入れ体制では自国民の権利保障が不十分になるというメキシコ側の認識があったのである。

第2章 第二次世界大戦期のブラセロ・プログラムをめぐる米墨間交渉 - テキサスへのブラセロ導入禁止を中心に (1942-45年)

はじめに

本章では、第二次世界大戦中のブラセロ・プログラムをめぐる米墨両国の外交関係を中心的なテーマとして検討する。ブラセロ・プログラムは、米国の国内法である移民法のみを法的根拠として実施されていた第一次世界大戦期の短期移民労働者受け入れ政策とは異なり、米墨両国の政府間交渉を経て締結された行政協定にも基づいた政策であった。ブラセロ・プログラムの開始直後から問題となっていたのは、米国内で就労するメキシコ人労働者の権利保障であった。第1章で述べたように、第一次世界大戦中やそれ以前に米国内で就労していたメキシコ人労働者は、その滞在資格がしばしば不安定だったこともあり、その多くが低劣な労働条件や搾取に直面していた。さらに、大恐慌の影響を受けて1930年代には多数の在米メキシコ人がメキシコへの帰国を迫られるという事態も生じていた。このような経験を踏まえて、ブラセロ・プログラムでは二国間協定に労働者の待遇や滞在期間についての詳細な規定が設けられるとともに、ブラセロの募集および契約の過程への米墨両国政府の関与が大幅に強化されたのである。したがって、同プログラムの策定および成立後の運用においては、米墨両国政府の担当者のあいだで頻繁な意見・情報の交換をおこない、対立する両国の利害を調整する必要があった。

ブラセロの権利保障をめぐる米墨両国の外交交渉について考察するうえで本章が焦点を当てるのは、テキサスにおけるメキシコ系アメリカ人およびメキシコ人の社会的地位や処遇の問題である。当時、テキサスの各地ではメキシコ系住民に対する商業・公共施設での人種隔離や、労働市場での差別が広範に存在していた。テキサスにおけるこれらの問題が米墨関係の重大な懸案の一つとなっていたことは、ブラセロ・プログラムの開始直後から1949年に至るまで、テキサスのみがメキシコ政府の要望に基づいてブラセロの導入を禁止されていたことに端的に示されている。この措置はテキサス州政府や州議会に対してメキシカンへの処遇改善の必要性を認識させるとともに、州内のメキシカンにはみずから向けられた差別に立ち向かう新たな機

会をもたらすものでもあった。なぜなら、ブラセロ・プログラムの開始後、テキサスでのメキシカンへの差別・隔離は、同プログラムの存続を脅かす可能性さえ持つきわめて深刻な問題として米墨両国の外交担当者に認識されるようになり、この問題への取り組みを促すテキサス側への圧力は従来に比べて強まっていたからである。

まず第 1 節では、ブラセロ・プログラムの策定過程での米墨両国政府間の交渉および、同政策の開始前後の両国内での利益団体の動向について概観する。第 2 節と第 3 節ではブラセロ・プログラムの対象からテキサスが外された経緯を検討しつつ、テキサス州政府と議会によるメキシカン差別問題への取り組みと、それに対するメキシコ側の反応について考察する。第 4 節では、戦時中の労働力不足への対応策として開始されたブラセロ・プログラムが、第二次世界大戦の終結にもかかわらず臨時に延長されるに至った過程を分析する。

第1節 戦時期ブラセロ・プログラムの成立

1. ブラセロ・プログラム開始の背景

1941 年夏、米国連邦政府に対し、米墨国境沿いの各州の農場経営者が労働力を確保するよう働きかけ始めた。第一次世界大戦時と同様に、労働力の供給源としてはメキシコが想定されていた。カリフォルニアの農場経営者が 3 万人のメキシコ人労働者を導入するよう求めていたほか、アリゾナ、ニューメキシコおよびテキサスの綿花農場主やサトウダイコン農場主もメキシコ人労働者の導入を要請していた¹¹¹。

1941 年当時、全国平均失業率は 9.9 パーセントといまだ高水準を保っていたが、軍隊および軍需産業の拡大によって農業労働者の減少が始まっていた。農務省内では同年の春から夏にかけて、農業労働者不足の可能性が取りあげられるようになった。すでに 1940 年 10 月には選抜徴兵が開始されていたが、クロード・ウィッカード (Claude Wickard) 農務長官は 1941 年 5 月に農村地帯での徴兵対象者選抜に当たっては農作業への影響を考慮するよう要請している。ウ

¹¹¹ Galarza, *Merchants of Labor*, 45.

イカードによれば、1940年4月から41年4月までに米国内の農業労働者は17.8パーセント減少した¹¹²。とくに、軍需産業が急成長していたカリフォルニアや東部・中西部諸州では、農業労働者の不足が深刻化していた¹¹³。一方、南部では農業労働者が極端に不足することはなく、機械化の遅れによって労働力の利用形態は非効率になりがちであった。しかし、ガソリンの配給制が開始されてからは農業労働者の移動は困難になったため、労働力不足が深刻化している地域に他地域から労働者を導入することもできない状態だった¹¹⁴。

このような状況を踏まえて、移動労働者問題の調査をおこなっていた国家防衛移住調査委員会 (Select Committee to Investigate National Defense Migration¹¹⁵) は1942年3月にメキシコ人労働者の導入を指導・監督するための合同委員会設置を提言した。この提言に基づいて、農務省、国務省、司法省、労働省、戦時労働力委員会 (War Manpower Commission)、米大陸間問題調整局 (Office of the Co-ordinator of Inter-American Affairs、以下 OCIAA と略記) の代表から構成される委員会が設置され、4月より計画の策定作業が開始された¹¹⁶。

メキシコ側では1942年5月、マヌエル・アビラ・カマチョ (Manuel Ávila Camacho) 大統領により外務省 (Secretaría de Relaciones Extranjeras)、内務省 (Secretaría de Gobernación)、労働・社

¹¹² Wayne D. Rasmussen, *A History of the Emergency Farm Labor Supply Program, 1943-47* (Washington, DC: U.S. Department of Agriculture, 1951), 19.

¹¹³ 1942年3月、カリフォルニア州知事カルバート・オルソン (Culbert Olson) は、労働力の確保のため、農務省、国務省、労働省へメキシコ人労働者の導入を要請している。Craig, *The Bracero Program*, 39. 農場での労働力不足を補うために、1942年以降、カリフォルニアでは夏休みなどに高校生を学校単位で募集し、収穫作業に導入する試みもおこなわれた。“Schools and ‘Victory Vacations,’” *Associated Farmer*, 3, no. 5 (May 20, 1942), 3.

¹¹⁴ Harry Schwartz, “Hired Farm Labor in World War II,” *Journal of Farm Economics*, 24, no. 4 (November 1942), 828-31. なお、外国人労働者導入を促した要因として、農業労働者の需給について各地から寄せられる報告が矛盾していたため、米国政府の担当者は労働力の調達先を国内に限定することは困難と認識していたことが指摘されている。Scruggs, “Evolution of the Mexican Farm Labor Agreement of 1942,” 141. ただ、1944年から45年にかけて戦時食糧局と国防輸送委員会 (Office of Defense Transportation) は、移動労働者を輸送する車輛へのガソリン配給をおこなうなど、国内を移動する労働者への支援策を実施している。

¹¹⁵ 本委員会は委員長を務めたジョン・H・トーラン (John H. Tolan) 下院議員 (民主党、カリフォルニア州選出) に因みトーラン委員会 (Tolan Committee) と通称される。ニューディール期に失業救済を目的とした「困窮市民州際移住調査委員会 (Select Committee to Investigate the Interstate Migration of Destitute Citizens)」を1941年3月に改名し、戦時下での労働力の配置政策の調査を主たる役割とした。庄司啓一「ブラセロ・プログラム再考」、36頁。

¹¹⁶ Galarza, *Merchants of Labor*, 46-47.

会保障省（*Secretaría del Trabajo y Previsión Social*）から構成される省庁合同委員会（*Comisión Intersecretarial*）が設置された。しかし、議論の過程では米国へ労働者を送り出すことに反対する意見も数多く表明された。その背景にあったのは、第一次世界大戦時に入国したメキシコ人労働者に対する差別・搾取や、30年代に展開された在米メキシコ人に対する帰国・送還政策の経験であった。米国内の労働力不足の信憑性に対する疑問も表明され、自国の労働者が低賃金労働力を確保するために出国することへの懸念が広まった¹¹⁷。さらに、全国商業会議所連合会（*Confederación de Cámaras Nacionales de Comercio*、以下 *CONCANACO* と略記）は人口密度の低い北部で労働力不足が起きる可能性を指摘し、労働力の輸出には消極的な態度をとっていた。1942年5月には、テキサス州エル・パソからリオ・グランデ川を隔てて対岸に位置するチワワ州シウダー・ファレスの商工会議所から *CONCANACO* に対し、国境地帯からの労働者の無制限の出国を懸念する書簡が送られている。この書簡では、米国内で仕事を確保できずに困窮化した労働者が大量に帰国した場合、国境地帯の地域社会に社会・経済的な負担と治安上の問題をもたらす可能性に言及されていた¹¹⁸。

反対に、外務省を中心に労働力の輸出政策を連合国への戦時協力の一環として位置づける意見も唱えられていた。戦時中、外務省はブラセロ・プログラムを外交・安全保障政策の重要な一環として位置づけ、これを強固に支持していった。また、ブランカ・トレス・ラミレス（*Blanca Torres Ramírez*）によれば、ハイメ・トレス・ボデー（*Jaime Torres Bodet*）外務次官は、1940年代に入って目立つようになった米国への非合法の出稼ぎを抑える手段として、二国間協定による労働力輸出プログラムが必要だと米国側に伝えたという。いずれにせよ、メキシコ側は自国民の米国内での労働を認める条件として、契約期間、賃金、労働・居住条件を明確に規定することと、メキシコ人労働者への差別の禁止を要求した¹¹⁹。

¹¹⁷ *Ibid.*, 47.

¹¹⁸ William P. Blocker to the Secretary of State, May 13, 1942, box 314, RG 166, National Archives and Records Administration, College Park, MD (hereafter cited as NA).

¹¹⁹ Blanca Torres Ramírez, *Historia de la revolución mexicana, 1940-1952, vol. 19: México en la Segunda Guerra Mundial* (México, DF: El Colegio de México, 1979), 250-51.

2. 1942年協定の成立とブラセロ・プログラムの開始

1942年5月22日の枢軸諸国への宣戦布告以降、メキシコでは米国への労働力輸出の外交的意義が強調され、その実施に向けた動きが加速していった。7月にメキシコシティで開催された米州農業会議（Inter-American Conference on Agriculture/Conferencia de Agricultura Interamericana）では、米国政府による労働者の権利保障、契約の監督が確約された。7月13日にはメキシコシティで公式協議が開始され、8月4日には米墨両国のあいだで「メキシコ人農業労働者の短期移民にかんする協定」が締結された¹²⁰。このときブラセロ・プログラムの基本方針として定められたつぎの4項目は、1964年の同プログラム廃止まで原則として残されることとなった。

1. メキシコ人労働者は米国内で軍務に服することはない。
2. メキシコ人労働者は米国内でいかなる差別も受けない。
3. メキシコ人労働者はメキシコ労働法第29条により移動費、生活費、報酬を保証される¹²¹。
4. メキシコ人労働者の募集は米国内の労働力需要に応じて実施される。また、メキシコ人労働者は米国内の労働者を置き換えたり、その賃金を低下させたりしてはならない。

さらに、契約期間は原則として最長でも1年未満とされ、この期間を過ぎて米国内に残留する労働者は米国の移民法上、非合法移民と見なされるとの規定も定められ、これもその後の二国間協定の原則の一つとなった。

米国側では農業安定局（Farm Security Administration）と米国雇用局（United States Employment Service）を中心とした組織がブラセロ・プログラムの実施に当たった¹²²。農業安定局はブラセロがメキシコ国内を出発してから米国内の農場に到着するまでの過程の監督に加えて、米国内の

¹²⁰ EAS 278, *United States Statutes at Large* (hereafter cited as *USSL*), 77th Cong., 2nd Session, 1942, vol. 56, part 2 (Washington, DC: G.P.O., 1943): 1759-69.

¹²¹ 当時のメキシコ労働法第29条は、外国で就労するメキシコ人の移動費、生活費の雇用主ないし契約者による負担と、契約に定められた賃金の保証について規定していた。

¹²² 第二次世界大戦中には米国雇用局は戦時労働力委員会の一部であった。戦後になって雇用局は労働省に吸収される。Driscoll, *The Tracks North*, 183.

農場へのブラセロの導入および導入後の労働条件の監督をその任務としていた。雇用局の役割は、米国内で農場主からのブラセロ導入要請を受理し、地域ごとの労働力需要に基づいてブラセロ導入を許可することであった。また、雇用局はメキシコ国内に職員を駐在させ、メキシコ政府の担当者と協力してブラセロの募集をおこなった¹²³。

メキシコ側では外務省が米国側との折衝に当たり、ブラセロの募集は国境警備および移民政策を担当する内務省の管轄となった。また、労働・社会保障省は内務省と協力して、ブラセロの募集枠を国内の各州に割り当てる役割を負っていた。内務省はブラセロとして米国に出国する者に対し、氏名、居住地、顔写真と指紋を載せた身分証明書を交付していた¹²⁴。なお、ブラセロ・プログラムに応募するメキシコ人は、居住地の役所ないし公証人から、身体的・道徳的に健全であり、募集センターまでの旅費を自弁できる旨を証明する書類の発行を受ける必要があった¹²⁵。

応募者の審査から雇用契約までを一括しておこなう募集センターはメキシコシティに設置された。1930年代の帰国・送還政策の際に問題になったように、国境地帯の都市では概してインフラが十分に整備されておらず、多数の滞在者を受け入れる設備がなかったことが、メキシコシティで一括して募集を実施することになった一因であった¹²⁶。また、国境地帯で募集をおこなった場合、人口密度が当時低かった北部諸州から労働力が流出する可能性や、米国内での就労を希望していたが正規の契約を結べなかった労働者が容易に非合法出国できることが危惧されていた¹²⁷。北部の地方政府関係者や経済団体は賃金の高い米国に地元の労働者が流出する可能性を強く警戒していた。たとえば、ブラセロ・プログラム開始直後の1942年8月、カリフォルニア

¹²³ Craig, *The Bracero Program*, 42-43

¹²⁴ Ibid., 42-43. なお、内務省発行の身分証明書の写真が以下のウェブサイトに掲載されている。Maria Molina Hernandez, "Oral History of Maria Molina Hernandez." *El Programa Bracero/The Bracero Program, Community History Project* (<http://www.cgc.maricopa.edu/Library/Bracero/Pages/MariaMolinaHernandez.aspx>), accessed September 22, 2015. Published by Chandler-Gilbert Community College, Maricopa, Arizona.

¹²⁵ Rosas, *Abrazando el Espíritu*, 22-23.

¹²⁶ Craig, *The Bracero Program*, 43.

¹²⁷ Jorge Durand, "¿Un acuerdo bilateral o un convenio obrero patronal?" in *Braceros. Las miradas mexicana y estadounidense. Antología (1945-1964)*, Jorge Durand, ed. (México, DF: Miguel Ángel Porrúa, 2007), 23-24.

アと境を接するバハ・カリフォルニア準州の知事は、地元の綿花業者の要求に応じて、同準州でのブラセロの募集を禁止するとの声明を出している¹²⁸。また、1943年5月には、チワワ州シウダー・フアレスの農業団体が、米国への無制限の労働者の出国によって、労働力がすでに不足している同地の農場に深刻な影響がもたらされるとの懸念を表明した¹²⁹。同様に、シウダー・フアレス市長やチワワ州知事も、米国内での同地域出身者の就労は労働力に余裕がある場合に限られるべきと主張した¹³⁰。実際に、米国南西部での農業労働力需要の拡大を受けて、1942年の秋にはシウダー・フアレスなどの国境都市に米国への出国の機会を窺う多数のメキシコ人労働者が滞留するようになっていたのである¹³¹。

また、1943年8月にはメキシコ中部のグアナフアト、ミチョアカン、ハリスコの各州では、ブラセロの流出によって農業労働力の不足が生じていると、メキシコ農務省が米国側に伝えている。実際にブラセロとして米国で就労できる以上の数のメキシコ人労働者が、居住地での農作業を放棄してメキシコシティに向かうことをメキシコ側では懸念していたのである。このときには、メキシコ政府はブラセロ応募者に対し、本人の米国への出国によって農業生産に支障が出ないことを証明する出身地の自治体からの保証書を提出するように義務づけた。なお、この措置は米国側への事前の通告もなく実施されたため、米国大使館は抗議し、すでに手続きを始めた応募者についてはこの義務を免除させている¹³²。

他方で、米国の農場経営者はメキシコ人労働者の入国手続きの簡素化と国境での労働者募集の許可を求めている。移動費用は米国政府の負担であったとはいえ、メキシコシティの募集センターから米国内の雇用地までブラセロが到着するまでには数日以上とかなりの時間を要したため、ブラセロ・プログラムの利用を敬遠する農場主も多かったのである¹³³。

¹²⁸ Orray Taft, Jr., to the Secretary of State, August 24, 1942, box 314, RG 166, NA.

¹²⁹ Stephen Aguirre to the Department of State, May 6, 1943, box 314, RG 166, NA.

¹³⁰ William P. Blocker to the Department of State, April 27, 1943, box 314, RG 166, NA.

¹³¹ William P. Blocker to the Department of State, October 8, 1942, box 314, RG 166, NA.

¹³² Embassy of the United States in Mexico to the Secretary of State, August 10, 1943, box 314, RG 166, NA.

¹³³ Richard J. Coronado, "A Conceptual Model of the Harvest Labor Market, The Bracero Program, and Factors Involved in Organization among Farm Workers in California, 1946-1970" (Ph. D. dissertation, Notre Dame University, 1980), 69-70; Scruggs, "The Bracero Program under the Farm Security

3. 1943年協定と公法45号の成立、鉄道ブラセロ・プログラムの開始

1942年の協定は、ブラセロの「雇用主(employer)」を、農場経営者ではなく米国政府と定義していた。一方、労働者の代表はメキシコ政府とされ、労働条件や賃金についての交渉は両国政府のあいだでおこなわれることとなっており、労働者と「副雇用主(sub-employer)」である農場経営者のあいだでの交渉は認められなかったのである¹³⁴。経営者に許されたのは必要な労働者の数を雇用局に申請し、それに応じた割り当てを受けることだけであった。

米墨両国の交渉によって決定された雇用条件および賃金は、当時の米国やメキシコの農業労働者が置かれていた状況からすれば、かなりの水準に達していた。まず、メキシコ国内の募集地から米国内の農場までのブラセロの移動費用は米国政府によって負担された。ブラセロの負担は、自宅から募集地までの移動費用に限られた。賃金は同じ地域で同種の作業に従事するアメリカ人労働者と同額を支給されることが前提とされ、時給の額は30セント以上と協定で定められた。また、契約期間の75パーセントは仕事が保証され、仕事がない場合は1日3ドルが生活費として支給されると決められていた¹³⁵。ただし、給料の一部は天引きされて農村基金(rural savings fund)に積み立てられたうえで、メキシコの国立農業信用銀行(Banco Nacional de Crédito Agrícola)の口座に移され、ブラセロが帰国後に使えるようになっていた¹³⁶。一方、1942年当時、米国内の農業労働者は全国労働関係法の適用対象に含まれておらず、その最低賃金は保証されていなかった。

Administration,” 152-58.

¹³⁴ EAS 278, 1766.

¹³⁵ Ibid, 1767-68.

¹³⁶ 協定には明記されていないが、ブラセロ・プログラムの開始後は賃金の10%が差し引かれていた。Esequiel Padilla to the U.S. Ambassador in Mexico, July 6, 1944, box 314, RG 166, NA.1949年の協定でメキシコ政府はこの施策を停止した。Craig, *The Bracero Program*, 45. また、多くのブラセロは差し引かれた給料を受け取ることはなく、積立金の入金先に指定されていた国立農業信用銀行に対して苦情が寄せられていた。Trabajadores mexicanos- Gestiones para el cobro de los mismos por los Consules Mexicanos. José Montoya Vega to Cesar Martino, December 25, 1945, XII/666(72:73)/1, Acervo Histórico de la Secretaría de Relaciones Exteriores, Mexico City (hereafter cited as SRE). 近年、メキシコ国内の元ブラセロたちによって未払い分の返還運動が展開されている。Eduardo Stanley, “Braceros claman por justicia,” *La Opinión*, February 18, 2002, 4B; Jorge Luis Macias, “Ex braceros inician una acción sin precedents,” *La Opinión*, July 8, 2002, 1B; Jesús Ramírez Cuevas, “Con ex braceros hay una deuda nacional,” *Masiosare*, 299, September 14, 2003, 5-7.

しかし、まさにこの保護規定ゆえにブラセロ・プログラムは農場経営者による批判の対象となった。とくに経営者側が問題視したのは、小規模農家やシェアロッパーの生活支援や権利の保障を任務としていた農業安定局がブラセロ・プログラムの管轄機関とされたことであった。農場経営者は、ブラセロへの権利保障が先例となって米国の農業部門全体の労使関係に政府の規制や介入が拡大されることを望んでいなかったのである。農場経営者からの圧力によって1943年3月、ブラセロ・プログラムの管轄は農業安定局と比べて経営者寄りの組織とされていた戦時食糧局（War Food Administration）に移された¹³⁷。

1943年4月26日に改定された協定ではブラセロの移動・生活にかかる費用の負担主体・処理方法が明確化され、移動費に加えて生活費も米国政府が負担することになった。さらに、この協定には駐米メキシコ領事およびメキシコ政府労働監督官（Mexican Labor Inspectors）がブラセロの働く職場へ立ち入ることを認める規定が盛り込まれ、ブラセロの権利擁護に対する米国側の協力義務が明確化された¹³⁸。

1943年4月29日には、ブラセロ・プログラムを含む農業労働者の確保を実施するための法律として、公法45号（Public Law 45）が成立した。この法律の第5項（g）では、戦争が続いているあいだ「北米、南米と中米、およびこれに近接する諸島」の住民を米国内で農業労働者として雇用するために入国させる際には入国税およびその他の費用を免除することが定められた。また、これらの労働者に対しては外国人契約労働者（contract laborer）の入国制限や、入国時の識字テストといった従来の移民法の規定も適用しないこととされた。つまり、1917年移民法と同様に、公法45号は司法長官と移民帰化局（Immigration and Naturalization Services）長官に対し、米国内の労働力需要を満たすために移民法の規定を一部免除した形で短期移民労働者を受け入れる権限を付与するものであった。さらに、外国人が米国に入国する時に最低限必要とされていた出生国を証明する書類についても、「他の適切な証拠」が示されたと国境で入国審査に携わ

¹³⁷ Craig, *The Bracero Program*, 46-47.

¹³⁸ EAS 351, *USSL*, 78th Cong., 1st Sess., 1943, vol. 57, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1944): 1152-63.

る移民帰化局職員が判断した場合には、その提出を免除されるとの規定が設けられた。そのような形で入国した外国人は、写真と指紋付きの身分証明書を発給されたうえで、入国時ないし入国後に登録を済ませることが義務づけられていた¹³⁹。つまり、公法 45 号は短期移民労働者の入国を許可するための広範な権限を移民帰化局に付与した法律であり、先述の第 5 項 (g) の規定に照らし合わせれば、二国間協定に定められた手続きを迂回してメキシコ人短期移民労働者を米国に入国させることも可能だったのである。ただし、後述するように、二国間協定を無視した形でのメキシコ人労働者の募集と移動に対してメキシコ側は強く反撥していたため、それはブラセロ・プログラムの存続にも影響しかねない非常にリスクの高い行為であった。

米国内の労働力需要が逼迫するにつれて、第一次世界大戦時と同様にメキシコからの鉄道労働者の導入も要望されるようになった。すでに 1941 年の 9 月には、サン・フランシスコに本社を置き、カリフォルニアや南西部諸州からの農産物輸送を主要事業の一つとしていた鉄道会社サザン・パシフィック鉄道 (Southern Pacific Railroad) が、保線要員として 600 人のメキシコ人労働者を雇用したいとの申請を移民帰化局におこなった。従業員の軍隊への動員と輸送需要の急速な拡大によって、しだいに他の鉄道会社でも労働力が不足するようになった。農業と異なり労働者の組合組織率が高かった鉄道業では、外国人労働者の導入への労働組合の反対が根強かったことが、鉄道へのブラセロ導入を遅らせた主要な要因と考えられるが、1943 年に入って戦時労働力委員会が鉄道での労働力不足を認め、メキシコからの労働者導入に踏み切った¹⁴⁰。1943 年 4 月 29 日には米墨両国は協定を締結し、「非農業労働 (non-agricultural)」部門でメキシコ人が短期移民労働者として米国内で就労することが可能になった。この協定には 1942 年および 43 年の農業ブラセロ協定とほぼ同様の、労働者の権利保護規定が設けられていた。また、最低賃金については時給 46 セントとされた。他方で、メキシコ人短期移民労働者の「雇用主

¹³⁹ Public Law 45, 57 Stat. 82, *USSL*, 78th Cong., 1st Sess., 1943, vol. 57, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1944): 70-73. 同様の規定は、1944 年中の農業労働者の確保への予算支出を定めた、1944 年 2 月 14 日制定の公法 229 号にも盛り込まれた。Public Law 229, 58 Stat. 16, *USSL*, 78th Cong., 2nd Sess., 1943, vol. 58, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1944): 11-17.

¹⁴⁰ Driscoll, *The Tracks North*, 61-66.

(employer)」は「米国内の非農業部門の企業の所有者ないし経営者 (the owner or operator of a non-agricultural enterprise in the United States)」と規定された¹⁴¹。

二国間協定の内容や運用をめぐっては対立する利害関係の調整が図られたため、開始後しばらくのあいだブラセロ・プログラムは比較的順調に推移していた。しかし、やがて米墨両国はテキサスへのブラセロ導入禁止問題と、非合法入国者問題という相互に関係する 2 つの争点をめぐって対立することになる。

第2節 テキサスへのブラセロ導入禁止と非合法入国者問題

メキシコによる、州内での人種差別を理由としたテキサスへのブラセロ導入禁止措置はブラセロ・プログラムの開始当初から実施されていたわけではない。1942年協定および1943年協定のどちらも、テキサスを名指ししてブラセロの導入禁止の対象としてはいなかった。そもそも、ブラセロへの差別行為に対するメキシコ側の調査権を規定した43年の協定にも、差別がおこなわれた地域へのブラセロ導入禁止を規定する文言は見られない。以下に述べるように、テキサスへのブラセロ導入禁止の直接の契機となったのは、同州の農場主が非合法入国者を雇用することに対する臨時的制裁措置であった。ただ、その措置が継続された背景には、テキサス州内各地の公共施設やホテル・飲食店などにおいてメキシコ系住民に対しておこなわれていた人種分離の慣行が協定の締結前からメキシコ側でとくに問題視されていたという事情があった。

1942年9月に最初のブラセロ募集が実施されたが、このときにはテキサスからの申請はなかった。同年の5月にテキサス州土地利用計画委員会農業労働小委員会 (Farm Labor Subcommittee of the State Land Use Planning Committee) がまとめていた州内の農業労働の需給についての調査は、軍隊への動員および軍需産業や公共事業での雇用拡大に伴う農業労働者の減少という全国

¹⁴¹ EAS 376, *Department of State, Treaties and Other International Agreements of the United States of America: 1776-1949, vol. 9, Iraq-Muscat* (Washington DC: G.P.O., 1972): 1136-41. バーバラ・ドリスコルは、鉄道ブラセロの雇用主が鉄道会社とされた理由として、鉄道各社は農場経営者に比べて、外国人労働者の雇用にかかわる事務処理をおこなう責任能力を備えていると米国政府が認識していたことを指摘している。裏を返せば、ブラセロ・プログラムの開始当初、農場主はそこまで信用されていなかったといえる。Driscoll, *The Tracks North*, 138.

的な現象がテキサスでも生じていたことを示している。さらに、多数のテキサス出身のメキシコ系農業労働者が北部のサトウダイコン農場をはじめとする他州の農場で雇用されており、州外に流出する労働者の数は最終的に6万から7万に達すると予測されていた。労働力の不足が農業生産に与える影響を懸念したテキサス州政府は、ブラセロ・プログラムの開始以前から国務省に対しメキシコ人労働者の導入に向けたメキシコ政府との交渉を要請していた¹⁴²。これに先立って、1941年12月には連邦議会テキサス州選出議員団の要請を受けて国家防衛移住調査委員会のスタッフ2人がテキサスを訪れ、綿花収穫のために3万2000人のメキシコ人労働者を導入する必要性について調査している¹⁴³。このようにテキサスではブラセロ導入への期待も高かったにもかかわらず、同州からの申請がなかった理由としては、募集の開始が遅かったために多くの農場主はその年の収穫に必要な労働者をすでに確保していたことが指摘できる¹⁴⁴。実際に、6月の時点で農業労働小委員会はメキシコからの労働力導入の実現を前提に生産計画を立てるべきではないとの警告を発していた¹⁴⁵。

また、綿花栽培の中心地で労働力需要が高かったテキサス南部の国境地帯では、非合法移民の雇用が続けられていたため、煩雑な手続きを経てブラセロを導入しようとする農場主は少なかったと考えられる。公法45号によって国境地帯に駐在する移民帰化局係官がメキシコ人の入国許可に際して行使できる権限が拡大されたことは、ブラセロ・プログラムを回避した形での労働者の受け入れに法的な裏付けを与えるものと解釈されるようになった。1943年5月11日には、米国防境警備隊がテキサスの農場主からの圧力に応じて約2,000人のメキシコ人をエル・パソから入国させている¹⁴⁶。公法45号の規定によればこの措置は非合法ではなかったのだが、メ

¹⁴² Farm Labor Subcommittee of the State Land Use Planning Committee, "Report of the Farm Labor Situation in Texas," May 20, 1942, box 4-14/153, Coke R. Stevenson Papers, Texas State Archives, Austin, Texas (hereafter cited as Stevenson Papers).

¹⁴³ U.S. Congress, House, Select Committee Investigating National Defense Migration. *National Defense Migration: Hearings before the Select Committee Investigating National Defense Migration Pursuant to H. Res. 113, 77th Cong., 2nd Session, May 22, June 11 and 19, 1942*, 12413.

¹⁴⁴ *El Paso Times*, October 17, 1942, 4. プログラムの開始が8月という比較的遅い時期だったことは、各地で農場経営者の不満の原因となっていた。 *Los Angeles Times*, December 18, 1942, A10.

¹⁴⁵ Farm Labor Subcommittee of the State Land Use Committee, "Report of the Farm Labor Situation in Texas," June 24, 1942, box 4-14/183, Stevenson Papers.

¹⁴⁶ Scruggs, "Texas and the Bracero Program," 252; Calavita, *Inside the State*, 23.

キシコ内務省はこれを問題視し、国境の閉鎖を検討していると数日後に駐米メキシコ大使を通じて米国側に伝えた¹⁴⁷。これを受けて、5月28日に司法省はメキシコ政府発行の出国許可証を持たないメキシコ人労働者の入国を禁止するよう各地の移民帰化局支局に通達している¹⁴⁸。

同時期、カリフォルニアでも契約請負人による国境でのメキシコ人労働者の募集が続けられていたが、1943年6月8日に米国政府はブラセロ・プログラムで定められた手続きを経ずにメキシコ人を雇用することを禁止した¹⁴⁹。つまり、公法45号で定められた国境でのメキシコ人労働者の募集を可能にする規定は、メキシコからの反撥によって実効性を失っていたのである。メキシコ側は二国間協定の規定に則ったメキシコ人短期移民労働者の移動のみを正当なものとして認めていた。メキシコ的外交および国境警備担当者は、1944年5月末から6月初めにメキシコシティで開催された両国の実務者協議の席でも、公法45号のみによって米国に入国したメキシコ人労働者は、メキシコ政府が関知しない形で出国している以上「非合法」移民と見なされると主張していた。そのうえで、43年5月以来同法に基づいて米国内で就労している労働者をただちに帰国させるよう米国側に協力を求めていた¹⁵⁰。また、米国側でも国務省は公法45号のみを根拠に二国間協定を回避してメキシコ人労働者を国内に入れることには批判的であった¹⁵¹。

¹⁴⁷ The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, May 19, 1943 in *Foreign Relations of the United States* (hereafter cited as *FRUS*), 1943, vol. 4, 552-53.

¹⁴⁸ The Secretary of State to the Ambassador in Mexico (Messersmith), May 28, 1943 in *FRUS*, 1943, vol. 4, 554; Earl G. Harrison to Carl Hayden, July 9, 1943, 811.504 Mexico/35, box 3883, RG 59, NA.

¹⁴⁹ *Los Angeles Times*, June 9, 1943, A2.

¹⁵⁰ Conference in Mexico City, May 29-June 2, Relating to the Clandestine Entrance of Mexican Laborers into the United States and Other Problems of Mexican Labor, June 6, 1944, 811.504 Mexico/472, box 3886, RG 59, NA. 公法45号のみに基づいて出国したメキシコ人を「非合法」と見なすメキシコ側の見解に対し、移民帰化局長のアール・G・ハリソン(Earl G. Harrison)は、メキシコ政府の同意を得ずに米国に入国したメキシコ人も、米国の移民法の規定に照らし合わせれば「合法」的に入国していると主張したうえで、二国間協定に定められた手続きを経て米国に渡航するブラセロも、公法45号の成立以降は同法の適用を受けて入国していると指摘した。

¹⁵¹ 1943年7月24日にメキシコシティで米国政府代表と、メキシコ政府関係者(国立農業信用銀行理事と労働・社会保障省高官)が会談した際には、メキシコ側代表は国境でブラセロの募集に応募できるとの誤った考えが広がっており、耕作地を放棄して北部へ向かう農民の増加を農務省が懸念していると発言している。これに対し、米国政府代表のうち、戦時食糧局と戦時労働力委員会代表は、二国間協定に基づかない形でのブラセロ募集は現在おこなわれていないと公式に宣言する必要があると返答している。そのうえで、公法45号の規定に基づいてすでに入国した労働者は合法であるため送還はできないとも述べている。Herbert S. Bursley to William G. MacLean, July 26, 1943, 811.504 Mexico/28, box 3883, RG 59, NA.

米墨国境の閉鎖によるブラセロ・プログラム全体の停止は避けられたが、1943年6月にメキシコは現行の協定下ではテキサスの農場でのブラセロの就労を認めない方針を決定した¹⁵²。メキシコ政府がテキサスへのブラセロ送出禁止措置の理由としてあげたのは、州内でのメキシカンへの差別であった¹⁵³。同時期、アリゾナなど他の州でも非合法入国者はしばしば雇用されていたが、ブラセロの導入を禁止された州はテキサスのみであった¹⁵⁴。しかも、1942年協定および、これを一部改定した1943年協定のどちらにも、差別がおこなわれた州へのブラセロ導入禁止を規定する文言は見られなかった。1943年協定にはブラセロの権利保障についての規定が盛り込まれるが、そこで認められていたのは、契約の履行状況やブラセロの就労状況を確認するためにメキシコ領事およびその他のメキシコ政府の担当者が農場に立ち入る権利のみであった¹⁵⁵。それにもかかわらず、このような措置が続けられた背景には、テキサスでの大規模な非合法入国者の雇用に加えて、同州での差別問題に対するメキシコの世論の反撥が指摘できる¹⁵⁶。

序章で述べたように、メキシカンは当時のテキサスにおいて法的には「白人」と見なされていた。それにもかかわらず、黒人と同様に商業・公共施設での隔離の対象とされ、不動産の賃貸や購入にも制限を受けていることへの不満は、テキサスのメキシコ系アメリカ人だけではなく、商用や観光で同州を訪れるメキシコ人訪問者や、州内駐在のメキシコ領事館員にも広く共有されていた¹⁵⁷。テキサスに駐在するメキシコ政府関係者が隔離や差別の対象となることも多く、戦前からメキシコ外務省はそのような事例を米国側に伝えて抗議していた¹⁵⁸。メキシカン

¹⁵² Memorandum by Mr. W. G. MacLean of the Division of the American Republics, June 30, 1943 in *FRUS, 1943*, vol. 4, 556-57.

¹⁵³ A. A. Berle, Jr., to George S. Messersmith, July 28, 1943, 811.504 Mexico/28A, box 3883, RG 59, NA.

¹⁵⁴ たとえば、エル・パソからの非合法移民が問題となっていた 1943 年 5 月には、アリゾナ州ノガレスの国境も「開け放たれた」状態であったと報告されている。The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, May 14, 1943 in *FRUS, 1943*, vol. 4, 551.

¹⁵⁵ EAS 351, *USSL*, 78th Cong., 1st Session, 1943, vol. 57, part 2 (Washington, DC: G.P.O., 1944): 1152-63.

¹⁵⁶ Embassy of the United States in Mexico to the Secretary of State, August 10, 1943, box 314, RG 166, NA. 7 月末にはメキシコシティの各紙が一斉にテキサスへのブラセロ送出禁止を支持する記事を掲載している。Guy W. Ray to the Secretary of State, July 29, 1943, 811.504 Mexico/29, box 3883, RG 59, NA.

¹⁵⁷ Memorandum by the Mexican Embassy, Washington, D.C., July 23, 1943, box 76, RG 84, NA.

¹⁵⁸ Concrete Cases of Segregation against Members of the Mexican Foreign Service, Registered in the

への隔離や差別は、国籍や階級にかかわらずテキサス州内に滞在するすべてのメキシカンが直面しうろ問題として認識されていたのである。したがって、LULACと州内のメキシコ領事館のあいだにはこの問題への対応をめぐる緊密な協力関係が存在し、メキシカンへの差別や隔離の実態についての情報交換が頻繁におこなわれていた¹⁵⁹。

ただ、エセキエル・パディジャ（Esequiel Padilla）外務長官を含めたメキシコ外務省の幹部は、戦時協力の一環としてブラセロ・プログラムを肯定的に評価していた。また、米墨両国の外交担当者はブラセロ導入禁止の継続がテキサス側でのメキシコに対する反感を増大させ、これがメキシコでの反米感情をさらに刺激するという悪循環の発生を警戒していた¹⁶⁰。米墨関係全体の陰悪化を防ぐため、メキシコ外務省はテキサスでのブラセロの就労を認める代償として、州当局にメキシカンに対する差別撤廃措置を講ずるよう促す方針を打ち出したのである¹⁶¹。

第3節 戦時下のテキサスにおけるメキシカンの権利保障の試み

1. 1941年反差別法案、「白人種同権決議」とテキサス州政府による対墨交渉

テキサス州内ではブラセロ・プログラムの開始に先立ち、サン・アントニオのメキシコ系アメリカ人弁護士でLULACの幹部を務めていたアロンソ・S・ペラレス（Alonso S. Perales）や、同市に駐在するメキシコ総領事の法律顧問であったマヌエル・C・ゴンサレス（Manuel C. González）らによってメキシカンの権利保障の法制化に向けた運動が展開されていた¹⁶²。1941

State of Texas, 811.4016/288, May 6, 1941, box 3804, RG 59, NA.

¹⁵⁹ メキシコ領事館とLULACのあいだの情報・意見交換の例としては、以下の史料を参照。List of Segregatory Incidents against Latin Americans in the State of Texas to Date, September 19, 1941, folder 8, box 25, George I. Sánchez Papers, Nettie L. Benson Latin American Collection, University of Texas, Austin, Texas (hereafter cited as Sánchez Papers); Luis L. Duplan to George I. Sánchez, April 23, 1943, folder 8, box 25, Sánchez Papers.

¹⁶⁰ George Messersmith to Joseph McGurk, July 20, 1943, 811.504 Mexico/11, box 3883, RG 59, NA.

¹⁶¹ The Secretary of State to the Ambassador in Mexico (Messersmith), July 31, 1943 in *FRUS, 1943*, vol. 4, 563-64.

¹⁶² サン・アントニオは専門職に就く富裕層や中間層を含む大規模なメキシコ系コミュニティを擁し、その利害や要求は地元の政治家にとっては無視できないものであった。1930年代後半、同市の人口約25万のうち9万がメキシコ系であり、そのうち8万人は米国民であったと報告されている。Richard A. Garcia, "Class, Consciousness, and Ideology - The Mexican Community of San Antonio, Texas: 1930-1940," *Aztlán*, vol. 9 (1978): 23-69; Garcia, *Rise of the Mexican American Middle Class*, 205-6.

年4月、同市選出の州議会下院議員フェイガン・ディクソン (Fagan Dickson) を中心とする7名の議員は、州内のすべての「白人種(Caucasian Race)」への「商業および娯楽施設」での平等な待遇を義務づけ、差別の被害に遭った「白人」に損害賠償請求権を保障する法案 (House Bill 909) を提出した¹⁶³。前述したように、テキサスではメキシカンは法的には「白人」であったので、この法案は法理論上かれらに他の「白人」と同等の権利を認めるものであった。一方、「黒人種(Negro Race)」はその適用対象から除外すると明確に規定されており、LULACおよびその支持を受けた議員の方針は、州法に基づいて実施されていた黒人に対する人種分離の存続を前提としたうえで、メキシカンと他の「白人」の統合を実現することであったといえる¹⁶⁴。本法案にはメキシコ側でも関心が寄せられ、サン・アントニオのメキシコ総領事館もその動向を注視していた¹⁶⁵。また、メキシコ大使館は国務省に対し、本法案への歓迎の意を示したうえで、その適用対象に「西半球に土着の先住諸民族(indigenous races native to the Western Hemisphere)」も含めるのが望ましいとする文書を送っている¹⁶⁶。しかしながら、この法案は州

¹⁶³ *San Antonio Light*, April 15, 1941, 24; H.B. No. 909, box 2001/138-135, W. Lee O'Daniel Papers, Texas State Archives, Austin, Texas (hereafter cited as O'Daniel Papers). なお、O'Daniel Papers 収蔵の史料は三浦順子氏よりご提供いただいた。

¹⁶⁴ 当時のテキサスの法律の条文には、「コーケイジアン(Caucasian)」という用語を「白人(white)」と基本的には同義語とした用例が見られる。たとえば、1933年に州議会下院に提出されたスポーツ興行規制法案には、“Caucasian or white”と、“African or Negro”がともに格闘技に参加することを禁じる条文が存在する。House Bill No. 832, *Journal of the Senate of the State of Texas, Forty-Third Legislature, Regular Session*, 2453.したがって、House Bill 909 および「白人種同権宣言」の用語法は、当時の同州における人種隔離関連法の用例を踏襲したものであり、「白人」と「黒人」という二分法に基づく人種秩序を維持したうえで、「白人」の範疇内にメキシカンを位置づけようとする意図に基づくものであったと考えられる。もっとも、「コーケイジアン(Caucasian)」という用語と「白人(white)」は完全に相互に置き換え可能な用語であったわけではない。1930年代にテキサス州知事を務めたジェイムズ・V・オールレッド (James V. Allred) は、「メキシカン」を「コーケイジアンに出自を持つか、コーケイジアンとアメリカン・インディアンの混血の者 (those persons of Caucasian descent or of mixed Caucasian and American Indian blood)」と定義している。ただ、オールレッドがここで強調したのは、メキシカンは法的には「白人市民 (white citizen)」だということであった。Robert O. Marlin, “Governor James V. Allred, Hispanics, and the Rule of Law in New Deal Texas” (Master’s Thesis, University of Houston Clear Lake, 2003), 24-25.

¹⁶⁵ *El Nacional* (Mexico City), April 24, transcription, attached to Memorandum, n.d.; Tomado del Boletín “House Journal,” de Austin, Texas, correspondiente al 14 de abril de 1941, n.d., box 2001/138-135, O'Daniel Papers.

¹⁶⁶ Memorandum by the Embassy of Mexico, May 6, 1941, 811.4016/288, box 3804, RG 59, NA.国務省内では、メキシコでこの法案への期待が高まっており、成立すればすべてのメキシカンに適用されるとの報道がなされていることへの懸念が持たれていた。「白人」のみを適用対象とし、メ

議会での投票に付されることなく未成立に終わった¹⁶⁷。

しかしながら、メキシコ政府によってブラセロ・プログラムの対象からテキサスが外されたため、テキサス州政府および議会はふたたびメキシカンへの差別・隔離の問題に取り組むことを迫られた。1943年4月15日、州議会下院は、州内の「白人種(Caucasian Race)」全員に「公共の用に供する商業および娯楽施設」での同等の待遇を保障することを謳った「白人種同権決議(Caucasian Race - Equal Privileges Resolution)」を採択した。本決議は1943年5月5日には上院でも採択され、コーク・R・スティーヴンソン (Coke R. Stevenson) 知事によって署名された¹⁶⁸。6月25日、スティーヴンソン知事は「白人種同権決議」はメキシカンを含むラテンアメリカ系の州民およびすべての訪問者に適用されると確約するとともに、これに基づくラテンアメリカへの善隣友好政策に州として公式に取り組むことを宣言する声明を発表した¹⁶⁹。ただ、この決議は1941年の法案とは異なり被害者への賠償規定を伴わず、その効力は限定的であった。

7月12日付けのパディジャ宛の書簡で、スティーヴンソンはメキシカンに対する差別がおこなわれている実態を認めつつ、テキサス州内の法執行機関に対して差別行為に特段の注意を払うよう命令したほか、差別行為の報告受理や州民への啓発活動などを担当する公的機関の設立を検討していると述べ、問題の解決に向けた州政府の努力を訴えた。そのうえで、綿花農場を中心に州内の農業労働力の供給が逼迫していると指摘し、ブラセロの導入を要請した¹⁷⁰。

スティーヴンソンへの返信のなかで、パディジャはメキシカンに対する差別問題の解決には差別行為を禁止する州法の制定が必要との認識を示し、そのような措置に対する同意が得られた暁には、メキシコ政府は喜んでテキサスへブラセロを提供すると述べた¹⁷¹。一方、ジョージ・

キシコの「インディアン」やメスティソを除外する形で本法案が成立・運用されれば、不幸な結果をもたらすであろうとの見解も示されていた。Division of the American Republics, Department of State to Herbert S. Bursley, May 16, 1941, 811.4016/288, box 3804, RG 59, NA.

¹⁶⁷ Guglielmo, "Fighting for Caucasian Rights," 1221.

¹⁶⁸ *Journal of the House of Representatives of the State of Texas, Forty-eighth Legislature, Regular Session, 1725; Journal of the Senate of the State of Texas, Forty-eighth Legislature, Regular Session, 1099.*

¹⁶⁹ Coke R. Stevenson to Ezequiel Padilla, June 25, 1943, box 4-14/156, Stevenson Papers; *Avalanche-Journal*, June 27, 1943, 4.

¹⁷⁰ Coke R. Stevenson to Ezequiel Padilla, July 12, 1943, box 4-14/155, Stevenson Papers.

¹⁷¹ Ezequiel Padilla to Coke R. Stevenson, July 20, 1943, box 4-14/155, Stevenson Papers.

S・メッサーズミス（George S. Messersmith）駐墨大使との会談では、戦時協力を通じて米墨関係が「過去数十年間でもっとも緊密化した現時点で差別問題に取り組まなければ、その機会は二度と訪れないかもしれず、またそのような機会が将来ふたたび生じたとしても、今ほど好ましい状況のもとではないだろう」とも述べている¹⁷²。メキシコの外交担当者は、テキサス州政府が州内の農場主からメキシコ人労働者導入を速やかに実現するよう圧力を受けていることを考慮すれば、ブラセロの導入と引き換えにメキシカンへの処遇の改善に向けた措置が実施される可能性は高いとの認識を示していたのである。

2. 善隣友好委員会の設立

1943年7月26日から28日にかけて、シウダー・フアレス駐在総領事ウィリアム・P・ブロッカー（William P. Blocker）とメキシコシティの米国大使館代表がオースティンを訪れ、メキシカン差別問題への対応策についてスティーヴンソンと会談した。スティーヴンソンは、ゴンサレスやペラレスなど一部のLULAC関係者は問題を誇張してメキシコ側に伝えていると主張し、LULACの要請を受けてメキシコ領事がテキサスの人種関係に介入することへの不快感を表明した。また、このようなメキシコ系アメリカ人はメキシコに対してより忠誠心を抱いているとも述べ、かれらの「アメリカ人」としての資質に疑問を示した¹⁷³。

メキシカンに対する差別・隔離への具体的な対応策については、包括的な人種差別禁止法の制定は黒人への隔離が法制化されているため困難とスティーヴンソンは述べ、メキシカンへの差別への対応に特化した行政委員会を設置し、これにメキシコ系アメリカ人の協力を取り付ける方針を提示した。ブロッカーも、テキサス州議会がメキシカンへの差別を禁止するために必要な法律を制定できるとは考えておらず、長期間にわたる教育や啓発活動を通じて差別問題の解決を図るのが望ましいとの見解を示した¹⁷⁴。

¹⁷² George S. Messersmith to the Secretary of State, August 4, 1943, box 75, RG 84, NA.

¹⁷³ Observation of Robert C. McGregor on the trip made to Austin, Texas to confer with the Governor, August 4, 1943, 840.1. Good Neighbor Commission, box 75, RG 84, NA.

¹⁷⁴ Ibid.

ブロッカーが典型であるが、当時メキシコ側の国境都市に駐在していた国務省官僚はメキシコ系アメリカ人や在米メキシコ人の動向に対して強い関心を示していた。かれらは、米国内のメキシカン・コミュニティとメキシコ「本国」のあいだに存在していたトランスナショナルな連関を米墨関係のリスク要因として捉えていたといえる。そのような連関はさまざまな回路を通じて存在しており、たとえばジジ・ピーターソン (Gigi Peterson) が考察の対象としている1930年代後半から第二次世界大戦期にかけての両国の労働組合のあいだの協力関係もその一つであった¹⁷⁵。しかし、ここではメキシコ政府と、LULAC関係者などメキシコ系アメリカ人コミュニティの指導者層との在米メキシコ領事館を介した結びつきに対する米国側からの警戒心に注目したい。テキサス州政府関係者とメキシコ駐在の米国領事は、ブラセロの導入禁止を契機にメキシカンへの隔離・差別問題をめぐるメキシコ政府とテキサスのメキシコ系アメリカ人の協力関係が緊密化していることへの懸念を共有していたのである。

1943年8月、スティーヴンソンは善隣友好委員会の設立に向けて、アングロとメキシコ系アメリカ人をそれぞれ3人ずつ、合計6人の委員を指名した。これらの委員は、企業経営者や法律家など、地域社会の指導者層から成っていた¹⁷⁶。専任の事務局長としてテキサス州教育省に務めていたポーリーン・R・キビー (Pauline R. Kibbe) が着任し、同委員会は9月4日に発足した¹⁷⁷。設立直後の善隣友好委員会のおもな活動目標は、州政府各部局と協力し、州内のメキシカンの

¹⁷⁵ Gigi Peterson, “‘A Dangerous Demagogue’: Containing the Influence of the Mexican Labor-Left and Its United States Allies” in *American Labor and the Cold War: Grassroots Politics and Postwar Political Culture*, ed. Robert W. Cherny, William Issel, and Kieran Walsh Taylor (New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 2004), 245-76.

¹⁷⁶ Nellie Ward Kingrea, *History of the First Ten Years of the Texas Good Neighbor Commission and Discussion of Its Major Problems* (Fort Worth: Texas Christian University Press, 1954), 34.

¹⁷⁷ キビーは州教育省の善隣友好課 (Good Neighbor division) の一員だった。この部局は、テキサス州政府が当時推進していた、ラテンアメリカへの理解を促進するための教育カリキュラム作成を担当していた部局の一つと考えられる。Carlos Kevin Blanton, *The Strange Career of Bilingual Education in Texas, 1836-1981* (College Station, TX: Texas A & M University Press, 2007), 97-98. また、善隣友好委員会の史料によれば、同時期にキビーはテキサス大学米州委員会 (Comission on Inter-American Affairs) の秘書も務めていた。Activities of Good Neighbor Commission of Texas, August 1943-February 1945, box 1990/16-1. Good Neighbor Commission Records, Texas State Archives, Austin, Texas (hereafter cited as GNCR). 同委員会はOCIAAからの資金援助を受けて設立され、州内のメキシカンの教育状況の調査を実施していたほか、メキシカンを対象とした善隣友好政策の広報もおこなっていた。Blanton, *George I Sánchez*, 90-93.

「健康状態、教育水準、社会的疎外および経済的不安定」について調査することとされた¹⁷⁸。また、「ラテンアメリカ人とアングロのあいだの相互理解」を促進すべく、同委員会は州教育省と合同で、メキシコ・ラテンアメリカ文化やスペイン語教育のカリキュラムおよび教材の作成に携わっていた¹⁷⁹。なお、設立当初の善隣友好委員会の活動資金の多くはOCIAAから拠出されていたが、これは米国連邦政府がテキサスにおけるメキシカンへの差別撤廃をメキシコとの関係の発展に資するものとして位置づけていたことを示している¹⁸⁰。

善隣友好委員会の会合には委員のほか、テキサス州政府の他部局の代表や、米墨両国の外交官が毎回参加していた。先述したように、テキサス州政府や国務省の関係者は、メキシカンへの差別問題についてLULACがメキシコ領事にさかんに情報を提供し、メキシコ外務省の政策にも影響力を行使しているとの危惧を抱いていた。そのため、メキシカンへの差別問題について、メキシコ領事館とテキサス州政府の代表が直接定期的に会合し、情報共有や意見交換をおこなう機会が求められていたのである。スティーヴンソンによる善隣友好委員会の設立と、それに対するブロッカーやメッサーズミスの支持は、このイシューをめぐる対墨関係のイニシアティブを米国連邦政府とテキサス州政府が掌握することを意図したものであったと考えられる。ただし、LULACは完全に疎外されたわけではなく、善隣友好委員会のメキシコ系アメリカ人委員には当初から同組織の会員が含まれていた¹⁸¹。スティーヴンソンをはじめとするテキサス州政府当局者は、州政府の方針に親和的なメキシコ系アメリカ人については、メキシカンの権利保障政策の策定過程に取り込む方針を示していたといえる。

1943年夏、メキシコ側はすでに米国に入国し、他州で就労しているブラセロがテキサス州内

¹⁷⁸ Nellie Ward Kingrea, *History of the First Ten Years of the Texas Good Neighbor Commission and Discussion of Its Major Problems* (Fort Worth: Texas Christian University Press, 1954), 35.

¹⁷⁹ Ibid., 37-45.

¹⁸⁰ Ibid., 60. OCIAA は米州における枢軸諸国の影響力の封じ込めと親米世論の醸成を目的として1940年に設立された。同機関によるテキサスの人種関係改善への取り組みの詳細はZamora, *Claiming Rights and Righting Wrongs in Texas*, chap. 3を参照。

¹⁸¹ 設立当時の委員のうち、少なくともサン・アントニオの銀行家アンドレス・リベラ (Andres Rivera) はLULAC会員であったことが確認できる。“Latin Americans Honor Newspaperman,” *LULAC News*, 13, no. 5 (November 1946), 21.

に移動することを認めるとの提案を示したが、結局この案は実行に移されることはなかった¹⁸²。1944年2月から3月にかけて、スティーヴンソンの意向を受けて、エル・パソ綿花組合 (El Paso Cotton Association) およびエル・パソ郡水利事業所(El Paso County Water Improvement District) の代表団が善隣友好委員会のキビーとOCIAAテキサス駐在係官のトマス・S・サザランド (Thomas S. Sutherland) を伴ってメキシコシティを訪れた。エル・パソ代表団は、エル・パソ郡ではメキシコ系に対する差別がおこなわれていないと主張し、同郡へのブラセロの導入解禁を訴えた。この会談では、アングロとメキシカンとの関係が比較的良好なエル・パソ郡へのブラセロの導入が実現すれば、これが前例となって他の地域でもメキシコ系への差別撤廃が促されるとの見方も代表団によって示された。これに対してメッサーズミスは、アビラ・カマチョ大統領およびパディジャ外務長官はテキサス州全体を禁止措置の対象とすべきではないと考えているが、メキシコ国内でのブラセロ・プログラムへの反対は一部の政治家や労組関係者を中心に根強いものがあるため、テキサスへの送出国を強行すれば同プログラムそのものの存続が危ぶまれる事態になりかねないと返答した。そのうえで、もしエル・パソでのブラセロの就労がメキシコ当局の協力を得て実現した場合には、報道機関の注目を浴びることのないように、可能な限り目立たない形で募集および送出国をおこなうべきであると強調した¹⁸³。

同時期にメッサーズミスはテキサスでのブラセロの就労を解禁するようパディジャに要請し続けていた。これに対しパディジャは、個人的にはテキサスの一部の地域を対象とする解禁案に同意するが、国内世論の反撥や議会での批判が予想されるため、その実施は困難と回答した¹⁸⁴。テキサスでのメキシカンの処遇に対するメキシコ国内での関心はきわめて高く、それは

¹⁸² 1943年8月のメッサーズミスとの会談でパディジャは、他州からより賃金水準の低いテキサスに移動するようブラセロに同意させることは難しいとしたうえで、同様に賃金の安い南部に送られるブラセロをテキサスに回す案を提示している。この案が実現しなかった理由の一つとして、テキサスでの就労を希望する者が確保できなかったと推測できる。Embassy of the United States in Mexico to the Secretary of State, August 10, 1943, box 314, RG 166, NA.

¹⁸³ George S. Messersmith to the Secretary of State, March 15, 1944, 811.504 Mexico/363, box 3885, RG 59, NA.

¹⁸⁴ Division of Historical Policy Research, Office of Public Affairs, Department of State, "Mexican Migrant Labor in the United States: Historical Notes on the Bracero Program," December 1950, 53-54, 811.06-M/1219-51, box 4405, RG 59, NA.

ブラセロ・プログラム全体の動向を左右しかねないものであるとの認識を両国の外交担当者は共有していたため、同州でのブラセロの就労解禁に対しては慎重になる必要があったのである。

3. 反差別法制定の再度の試み

米国内でのメキシカンへの処遇に対するメキシコ側での関心の高まりは、テキサスを中心とした全米各地での差別行為が頻繁に報道されていたことによるものでもあったが、これは同時に第二次世界大戦下の連合国陣営に広まった人種主義批判の流れという、より広範な文脈に位置づけられる。たとえば、1944年に結成されたメキシコ反人種差別委員会 (Comité Mexicano Contra el Racismo) は戦争遂行と反人種主義闘争を結びつけた宣伝を展開していた。同委員会には詩人で外交官でもあったエンリケ・ゴンサレス・マルティネス (Enrique González Martínez) 委員長を筆頭に、連邦政府省庁の官僚、財界人や労組幹部が委員として参加していた¹⁸⁵。

メキシコ反人種差別委員会の機関誌『友愛 (Fraternidad)』はファシズムやヨーロッパにおける反ユダヤ主義に対する批判をおこなう一方、米国内、とくにテキサスでのメキシカンに対する差別問題を扱った記事を折に触れて掲載していた¹⁸⁶。このような記事は、テキサス在住のメキシコ系アメリカ人からも寄せられていた。たとえば、ペラレスは同誌上でテキサスでのメキシカンに対する差別撤廃の動きについて、いまだ不十分な成果に留まっていると指摘したうえで、差別行為を禁止する立法措置をテキサス州議会が実現できない以上、連邦議会での公民権法制定に向けて努力を集中させるしかないとの見解を示した。さらに、米国でのメキシカンに対する差別を国際的な枠組みのなかで解決する方策として、米州各国が相互に協定を締結し、自国の市民および国内に滞在する他の米州諸国の市民に対する「人種・肌の色・信条・出身国」

¹⁸⁵ “Quienes forman el Comité Mexicano Contra el Racismo,” *Fraternidad*, 1, no. 1 (June 1944): 4-5. なお、同委員会に参加していた労働組合の代表は、メキシコの労働運動のナショナルセンターである CTM の会長を務めていたビセンテ・ロンバルド・トレダノ (Vicente Lombardo Toledano) であった。

¹⁸⁶ その一例として、創刊号に掲載された次の記事を参照。“Los mexicanos en Texas,” *Fraternidad*, 1, no. 1 (June 1944): 7-8. また、1945年には数回にわたり、テキサスでのメキシカンに対する差別事例を紹介するコラム (“Texas, ¿buen vecino?”) が掲載されている。

に基づく差別を禁じる国内法を制定するよう提案している¹⁸⁷。もっとも、対米協力の方針を強く打ち出していた外務省の幹部であったトレス・ボデーが副委員長を務めていたことにも示されるように、『友愛』の論調は米国内の人種関係への批判を前面に掲げていたわけではなかった。同誌はキビーをはじめとする善隣友好委員会関係者による論説を掲載していたほか、テキサスでのアングロ＝メキシカン関係の改善に向けた努力を好意的に紹介する記事を頻繁に掲載しており、同州の善隣友好政策をメキシコ側に伝える媒体としても機能していた¹⁸⁸。

ただ、メキシコ国内のメディアを通じた善隣友好政策の宣伝は、テキサスへのブラセロの送出国に対する批判を抑えるためにどれほど役立ったのかは疑問である。善隣友好委員会が展開していた啓発・教育キャンペーンを通じた差別問題への取り組みに対しては、テキサスのメキシカンからその有効性への疑問が投げかけられていた。ペラレスが批判したように、差別撤廃を謳った善隣友好政策には何らの法的根拠もなく、メキシカンを対象とした隔離や排除は依然として続けられていたばかりか、それを禁じる法律が存在しないために州司法当局によって追認されていた¹⁸⁹。そのようななか、メキシカンへの差別の禁止に法的根拠を与えるべく、1945年1月にサン・アントニオ選出の州議会上院議員J・フランクリン・スピーアーズ (J. Franklin Spears) により、「公共の用に供する」商業施設での「メキシコあるいはラテンアメリカを出自とする (Mexican or Latin-American origin)」者への差別を禁止し、違反者には罰則を科する内容の法案が提出された¹⁹⁰。上院で成立した修正案は、テキサス州民を含む米国市民に対して「本法の定めるところと同様の権利を法律に基づき認めて」いる国の市民およびその血縁の者のみに差別禁止条項の適用対象を限定するものであった¹⁹¹。しかし、最終的に本法案は下院で否決され

¹⁸⁷ Alonso S. Perales, "Roosevelt desea que no haya discriminación alguna," *Fraternidad*, 1, no. 4 (September 1944): 4-5.

¹⁸⁸ Pauline R. Kibbe, "El papel de Texas en las relaciones interamericanas," *Fraternidad*, 1, no. 3 (August 1944): 4-5; "Habla un buen vecino de México," *Fraternidad*, 1, no. 6 (November 1944): 4-5; "Como se trabaja en Tejas contra la discriminación racial," *Fraternidad*, 1, no. 7 (December 1944): 6-7.

¹⁸⁹ Reynaldo Anaya Valencia, et al., *Mexican Americans and the Law* (Tucson: University of Arizona Press, 2004), 10-11.

¹⁹⁰ *Journal of the Senate of the State of Texas, Forty-Ninth Legislature, Regular Session*, 13.

¹⁹¹ *Ibid.*, 642.

不成立に終わった¹⁹²。下院での否決を報道した『友愛』の記事は、「差別をなくすうえで唯一有効な手段は教育だ〔したがって反差別立法は不要〕」という主張は「メキシカンやラテンアメリカ人にとってはまったく納得できない」ものとして批判しつつ、「米国にいるメキシコおよびラテンアメリカの友人たちはテキサスにおける差別を解消するための闘いを決して休むことはないのは明らかである」として、将来の事態の改善に期待をつなぐものであった¹⁹³。

第二次世界大戦中のテキサスにおけるメキシカンへの差別・隔離問題への取り組みは、概して実績に乏しいものであったといえる。ブラセロの導入は戦時中には実現せず、メキシカンに対する差別の解消に向けた努力は法的根拠も効力も曖昧な行政措置や議会決議に留まっていた。しかしながら、テキサス州政府はメキシカンに対する扱いを改善する姿勢を米墨両国の連邦政府に示し、ブラセロの導入解禁を働きかける方針をまったく放棄していたわけではなかった。

第4節 戦時期ブラセロ・プログラムの延長

1944年後半から45年にかけて、非合法移民問題が米墨両国のあいだでふたたび重要な問題となった。1944年6月から12月のあいだに4万5461人のメキシコ人非合法移民が送還されたが、移民帰化局の推計によれば12月の時点で1万5000人から2万人が国境沿いの各州に残留していた。さらに、メキシコ側に送還された者の多くは北部国境地帯の都市に滞留し、地元の負担となっていた。米国内で摘発され、送還の対象となった者の多くは中部諸州出身者だったが、彼らを早期に帰郷させる手段がなかったことがこの問題の背景にあった。バハ・カリフォルニア準州および隣接するソノラ州の知事からの要求を受けて、メキシコ政府は米国側に無断でバハ・カリフォルニアの国境都市メヒカリからの送還者の受け入れを停止した。その結果、移民帰化局はメキシコ人非合法移民の摘発を停止した。米国内にも多数の送還対象者を収容する施設がなく、他の出入国地点を経由して送還したところで、メキシコ国内の他の国境都市で同じ

¹⁹² Ibid., 869. *Journal of the House of Representatives of the State of Texas, Forty-Ninth Legislature, Regular Session*, 2542, 2551-52.

¹⁹³ “El rechazo de la ley Spears por los legisladores texanos,” *Fraternidad*, 1, no. 14 (July 1945): 10.

ような問題が起きるのは明らかだったのである¹⁹⁴。

このような状況を受けて、メキシコ労働・社会保障省次官のルイス・パディジャ・ネルボ (Luis Padilla Nervo) は解決策としてつぎの提案をおこなった。それは、送還対象者をシウダー・フアレスに集めたいうで、メキシコ北部の都市まで米国側が費用を負担して移動させ、これらの都市に設置された募集センターでブラセロとして再雇用することであった¹⁹⁵。これは、国境地帯での募集を望む米国内の農場経営者を満足させる一方、多数の労働者を送還する必要がなくなるという点でメキシコ側にとっても望ましい案とされた。ここで募集拠点として提案されたのは、ヌエボ・レオン州モンテレイ、チワワ州チワワ、ソノラ州エルモシージョという、国境から 200 キロから 400 キロほど離れた、各州の中心都市であった。当時、ブラセロの募集センターはメキシコシティに加えて、グアナフアト州イラプアトとケレタロ州ケレタロにも設置されていた。イラプアトとケレタロはメキシコシティよりは北側に位置していたが、それでも国境からは直線距離でも 900 キロから 1,000 キロ程度離れていた¹⁹⁶。

この提案に対し、米国側の関係各省庁はメキシコ国内での移動費用を拠出することに難色を示した。戦時食糧局はメキシコ国内での移動はメキシコ政府が負担するか、あるいは国境での募集と再雇用を実施すべきと主張した¹⁹⁷。1945 年 3 月から 4 月にかけて米墨両国は、メキシコ政府が基本的に国境から募集センターへの移動費用を負担するが、ブラセロとして選抜され米国内での就労が認められた労働者の移動費用については戦時食糧局と戦時労働力委員会がメキシコ側に支払うということで合意した。しかし、7 月になってもこの案に基づく労働者の募集は実施されなかった。結局、戦争の終結が近づきつつあり、ブラセロ・プログラムの存続の見通しも不確定となっていたことからこの提案は実現の目を見ずに終わった¹⁹⁸。

¹⁹⁴ Ugo Carusi to the Secretary of State, January 11, 1945, 811.504 Mexico/1-1145, box 4852, RG 59, NA.

¹⁹⁵ Memorandum of Conversation by Sidney E. O'Donoghue and William G. McClean, March 16, 1945, 811.504 Mexico/3-1645, box 4852, RG 59, NA.

¹⁹⁶ Sidney E. O'Donoghue to the Secretary of State, March 21, 1945, 811.504 Mexico/3-2145, box 4852, RG 59, NA.

¹⁹⁷ Memorandum of Conversation by Sidney E. O'Donoghue and William G. McClean.

¹⁹⁸ John Willard Carrigan to Wilson R. Buie, April 3, 1945, 811.504 Mexico/3-2145, RG 59, box 4852, NA; Memorandum of Conversation by Sidney E. O'Donoghue and William G. McClean, April 4, 1945,

しかし、この交渉は戦後のブラセロ・プログラムのあり方を方向付けるうえでは重要な意味を持っていたと評価できよう。まず、戦後にブラセロ・プログラムをめぐる中心的な問題となる、非合法移民が国境地帯にもたらす影響について米墨間で初めて本格的な対話がおこなわれた。また、非合法入国者の合法化と再雇用が初めて提案されたことの意味は大きい。なぜなら、ブラセロ・プログラムによってメキシコ人労働者に合法的な米国内での就労の機会を確保しつつ非合法移民の抑制を図り、さらに米国内で摘発された非合法移民は一度メキシコに戻し、そこで改めて正規の雇用手続きをおこなって米国に戻すという、その後の両国の基本的な方針はこのときの交渉において確立されたからである。

1945年5月初旬、メキシコ政府は戦争終結後6ヶ月以内に米国内のブラセロを帰還させるよう米国側に要望した¹⁹⁹。一方、戦時労働力委員会は5月16日、鉄道ブラセロの募集を中止するとの決定をメキシコ国内で活動している同委員会職員に通達した²⁰⁰。第二次世界大戦の終結が近づくとつれて、両国政府はブラセロ・プログラムの停止を検討しはじめた。

1945年7月18日、米国農務省は募集・輸送の困難、予算不足、農業労働者としてドイツ軍兵士を中心とした戦争捕虜が利用可能であることなどを理由に、ブラセロ・プログラムの打ち切りを決定した²⁰¹。表2-1に示されるように、1945年6月の時点で米国で農業に従事する外国人労働者と戦争捕虜の総数を比較した場合、前者が7万7988人に対し、後者は7万626人とほぼ同数であった。さらに、復員兵が農業に戻る可能性を考慮すれば、翌年以降も外国人労働者の導入を継続する必要はないと農務省は判断したのである。

811.504 Mexico/4-445, box 4852, RG 59, NA; George S. Messersmith to the Secretary of State, July 13, 1945, 811.504 Mexico/7-1345, box 4852, RG 59, NA.

¹⁹⁹ The Chargé in Mexico (Bursley) to the Secretary of State, May 2, 1945 in *FRUS, 1945*, vol. 9, 1143.

²⁰⁰ Memorandum by William G. McLean, June 1, 1945, 811.504 Mexico/6-445, box 4852, RG 59, NA.

²⁰¹ Rasmussen, *A History of the Emergency Farm Labor Supply Program*, 218. 戦時中の農業労働での捕虜の利用については、以下の研究を参照。Barbara Schmitter Heisler, “The ‘Other Braceros’: Temporary Labor and German Prisoners of War in the United States, 1943-1946,” *Social Science History*, 31, no. 2 (Summer 2007): 239-71; Barbara Schmitter Heisler, “Temporary Agricultural Workers during World War II: Braceros and German Prisoners of War,” in *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, ed. Paul López (Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010), 59-74.

表 2-1. 米国内で農業に従事する外国人労働者、戦争捕虜および復員兵の数の推移

	外国人労働者	戦争捕虜	復員兵
1945年5月	65,495 (メキシコ人：46,022)	46,451	1,314
1945年6月	77,988 (メキシコ人：55,558)	70,626	1,794
1945年7月	88,702 (メキシコ人：61,687)	66,067	3,024

出典：Farm Labor, June 14, 1945, 16; July 13, 1945, 11; August 15, 1945, 11; Oct. 12, 1946, 12.

7月21日には、戦時食糧局はメキシコシティ駐在担当者に対し「予算上の理由から」メキシコ国内でのブラセロ募集活動を終了するよう指令した。これを受けて米国大使館はメキシコ外務省に農業ブラセロの募集停止を通告した²⁰²。さらに、5月中旬に労働者の募集が中止された鉄道ブラセロ・プログラムも、戦時中の労働力不足に対処するための措置であり戦争終結後の失業増も予想される以上は存続不要として、8月末に廃止された²⁰³。

おわりに

ブラセロ・プログラムは本来、第二次世界大戦中の米国内での労働力不足に対処する方策として開始された。実際に、鉄道で就労するブラセロの導入は1945年の夏に終了し、メキシコへの帰国も翌年の春までには完了している²⁰⁴。しかし、9月に入って農務省は南西部諸州を中心に農場で働くブラセロの契約期間を1945年12月31日以降も延長するよう国務省に提案した²⁰⁵。ブラセロの帰国には時間がかかるため、帰国の準備が整うまで冬季にも収穫が続けられる南西部やカリフォルニアで農作業に従事させるべきというのが農務省の主張であった。ただし、農務省は帰国手段が確保できるまで雇用期間を延長するよう提案したにすぎない。ブラセロの雇用期限は1945年12月31日までとなっているので、南西部で労働に従事する者をおもな対象と

²⁰² The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, July 21, 1945 in *FRUS, 1945*, vol. 9, 1144-46; Rasmussen, *A History of the Emergency Farm Labor Supply Program*, 218.

²⁰³ The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, August 23, 1945 in *FRUS, 1945*, vol. 9, 1146-47; Paul V. McNutt to the Secretary of State, August 27, 1945, 811.504 Mexico/8-2745, box 4852, RG 59, NA.

²⁰⁴ Driscoll, *The Tracks North*, 152-57.

²⁰⁵ The Acting Secretary of State to George S. Messersmith, September 11, 1945, 811.504 Mexico/8-3145, box 4852, RG 59, NA. 1945年9月末の時点で、農業ブラセロが6万725人、鉄道ブラセロが7万279人米国内で就労していた。William G. MacLean to Sidney E. O'Donoghue, September 29, 1945, 811.504 Mexico/9-1945, box 4853, RG 59, NA.

して、これを5月1日まで延長するというのが農務省の提案の骨子であった。メキシコ政府内でも、多数の帰国者の国内移動を円滑に実施するための鉄道施設の不足などを理由に、ブラセロの帰国は段階的に実施すべきという議論が1945年の秋になされていた。アビラ・カマチョ大統領への書簡で、アントニオ・エスピノサ・デ・ロス・モンテロス (Antonio Espinosa de los Monteros) 駐米大使は、米国内では帰国の手段が整うまでブラセロの雇用を延長する準備ができているが、当のブラセロは概して早期の帰国を望んでいると報告している²⁰⁶。この時点においては米墨両国の政府内では、ブラセロ・プログラムの延長はあくまでブラセロの帰国が完了するまでの一時的な措置として捉えられていたと考えられる。

一方、カリフォルニア州は1945年12月、翌年に向けて2万2000人のブラセロを確保したい意向を示すなど、米国内ではブラセロ・プログラムを存続させようとする動きが始まっていた²⁰⁷。しかし、戦時中の労働力不足を補うための臨時措置として開始された同プログラムを戦後も延長することは、必然的にその変質を意味していた。

テキサスでも、戦後のブラセロ・プログラムの延長を視野に入れた動きが始まっていた。1945年4月には、善隣友好委員会への予算支出の継続を州議会が認めた²⁰⁸。その背景には、州内で農業労働力の確保がしだいに難しくなっていたことがあった。農業労働者が軍隊や製造業に吸収されるという全国的な傾向に加えて、テキサスではメキシコ系アメリカ人農業労働者が他州の農場へ流出するようになっていた。これらの労働者が、より賃金の高い西部や中西部、さらには北西部へと出稼ぎに向かうようになるにつれて、リオ・グランデ川下流域の綿花農場を中心にメキシコ人短期移民労働者への需要が増加していたのである²⁰⁹。

かつてなら、テキサス州当局は州内の農場主によって習慣的におこなわれてきたメキシコからの非合法移民の雇用を黙認することで、州内の農業労働力を確保することもできたはずであ

²⁰⁶ Antonio Espinosa de los Monteros to Manuel Ávila Camacho, November 14, 1945, Exp. 546.6/120-1, Archivo General de la Nación, Mexico City (hereafter cited as AGN); Roberto Amorós G., to Manuel R. Palacios, November 19, 1945, Exp. 546.6/120-1, AGN.

²⁰⁷ Torres Ramírez, *México en la Segunda Guerra Mundial*, 266.

²⁰⁸ *Journal of the Senate*, 661.

²⁰⁹ Report of the President's Commission on Migratory Labor, *Migratory Labor in American Agriculture* (Washington, DC: G.P.O., 1951), 2.

った。しかし、メキシコから米国への非合法移民の問題は、戦時中には両国の外交・国境警備担当者によって問題視されるようになり、国境警備の強化も検討されはじめていた。したがって、メキシカンに対する扱いを改善する姿勢をメキシコ側に示し、ブラセロの導入を実現する必要性は、戦後に向けてむしろさらに高まっていたといえる。

第3章 非合法移民問題とブラセロ・プログラム (1946-48年)

はじめに

本章では、戦時中に臨時措置として開始されたブラセロ・プログラムが、どのような理由によって戦後も継続されるようになったのか、また継続に伴っていかにその性格を変えたのかという問題について考察する。

米国の農場経営者およびその支持を受けた議員のあいだでは、第二次世界大戦後の同国内の労働市場の変化は農業労働力の不足をもたらしているとの認識が広まっていた。この時期に、南部・南西部およびカリフォルニアを中心とする地域からの選出議員と農場経営者のあいだでは、ブラセロ・プログラムの存続支持に向けた協力関係が確立する。

一方、米墨両国の外交および国境警備・移民政策担当者は、同時期に非合法移民問題への対応策としてブラセロ・プログラムを位置づけるようになった。メキシコと米国のあいだでの非合法な労働者の移動は、前章で述べたように戦時中から両国間の懸案事項であったが、戦後にはますます問題視されるようになった。ブラセロ・プログラムを存続させて、両国政府の管理のもとメキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障しておくことが非合法移民の抑制策としては有効であるとの合意が1948年までに成立したのである。さらに、メキシコ政府は米国内、とくにテキサスでのメキシカンに対する差別や搾取と、非合法移民を相互に関連する問題として捉えていた。非合法移民はその不安定な法的地位によってとりわけ差別や搾取の対象とされやすく、またその存在がメキシコ側でも把握されていないため、領事館や大使館を通じた保護の対象とするのが困難なことが懸念されていた。そのため、メキシコ政府はブラセロ・プログラムおよび非合法移民の合法化と再雇用によって、米国内で就労するメキシコ人労働者の法的地位の正規化と、その滞在・労働状況の把握に努めていた。これは、ブラセロ・プログラムの存続を基本的には推進する立場にあったメキシコにとっては重要な課題であった。非合法移民を含めたメキシコ人労働者への米国内での処遇があまりに劣悪なものとなれば、メキシコ国内で米国へのブラセロの送込に対する反撥が高まる可能性があったのである。

また、ブラセロの導入を禁止されていたテキサスを含む米国内の各地域では、1940年代後半にメキシコ人、さらにメキシコ系アメリカ人労働者の権利保障が重要な課題となった。本章では、非合法移民問題やメキシカンへの権利保障といった 이슈が、いかにブラセロ・プログラムをめぐる米墨間の交渉に影響を及ぼしていたのかという視点から、戦後期のブラセロ・プログラムの成立過程について検討する。

第1節と第2節では、二国間協定の更新をめぐる米墨間交渉に焦点を当て、ブラセロの権利をめぐる米墨両国間の対立の構図を明らかにするとともに、最終的にブラセロ・プログラムの継続へと至る過程での両国政府内での議論についても検討する。第3節では、農場経営者のブラセロ・プログラムに対する要求に焦点を当てる。第4節と第5節では、1947年から48年にかけてのブラセロ・プログラムの延長をめぐる米墨政府間の交渉、および同時期に展開されていたテキサス州政府と州内の民間団体の協力によるメキシカンへの差別撤廃に向けた地域レベルでの取り組みについて考察する。

第1節 サトウダイコン農場へのブラセロ導入をめぐる米墨間交渉

1945年12月28日、農業ブラセロ・プログラムを1946年12月30日まで1年間延長する公法269号（Public Law 269）が可決された²¹⁰。すでに12月20日、農務省は1946年にも農業労働者の不足が見込まれるとして最大5万4000人のブラセロをメキシコから導入したい意向を表明し、メキシコ側との折衝をおこなうよう国務省に要請した²¹¹。しかし、この要請を受けた国務省、とりわけ駐墨米国大使館の反応は積極的なものではなかった²¹²。メッサースミスは、戦後の雇用状況や軍隊の動員解除を考慮すれば、ブラセロ・プログラムの継続は望ましくないと述べている。同プログラムを継続すれば、ブラセロへの待遇や差別をめぐるメキシコからの批判もさらに増

²¹⁰ Public Law 269, 59 Stat. 269, *USSL*, 79th Cong., 1st Session, 1945, 59, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1946): 64.

²¹¹ K. A. Butler to John Willard Carrigan, December 20, 1945, 811.504 Mexico/12-2945, box 4853, RG 59, NA; Spruille Braden to George S. Messersmith, December 29, 1945, 811.504 Mexico/12-2945, box 4853, RG 59, NA.

²¹² Sidney E. O'Donoghue to the Secretary of State, January 15, 1946, 811.504 Mexico/1-1546, box 4853, RG 59, NA.

加し、引き続き外交上の懸案となるであろうとの見方も示していた²¹³。つまり、この時点では国務省の内部ではブラセロ・プログラムを対墨関係上のリスク要因と見なす傾向が強かったといえる。

実際に、ブラセロの労働条件や処遇をめぐることは、同時期にメキシコからの批判が寄せられていた。メキシコ側がとりわけ問題視していたのはサトウダイコン農場で就労するブラセロとアメリカ人労働者との賃金格差であった。その他、支払いの際の契約不履行や、住居や診療設備の不備などにかんする苦情がモンタナだけではなく各州のサトウダイコン農場で働くブラセロから寄せられていると主張していた²¹⁴。1946年2月16日付けの書簡でメッサーズミスは、モンタナでのメキシコ人労働者に対する差別を取りあげたメキシコシティでの報道を受けて、労働・社会保障省がブラセロ・プログラムに対して批判的になっていると国務省への報告のなかで述べている。したがって、おもにサトウダイコン農場でブラセロが雇用されているロッキー山脈諸州や中西部諸州へのメキシコ人労働者の導入が許可される可能性はとくに低いというのがメッサーズミスの結論であった。実際、メキシコ労働・社会保障省と米国農務省の折衝の際、フランシスコ・トルヒョ・グリア (Francisco Trujillo Gurria) 労働・社会保障長官は、州内にサトウダイコン農場を抱えたすべての州に対するブラセロの導入禁止措置を示唆したという²¹⁵。

米国側の説得の結果、とくに賃金および労働条件の面で問題が多いとされたイリノイ、インディアナ、ミシガン、ミネソタ、ウィスコンシン、コロラド、モンタナ、ワイオミングを除く各州へのブラセロ導入をメキシコ側は認めた²¹⁶。しかし、ブラセロ・プログラムの存続を強く望んでいた州のなかにはこれらの8州が含まれていただけに、メキシコ側の措置は米国内に波紋

²¹³ George S. Messersmith to John Willard Carrigan, January 21, 1946, 811.504 Mexico/1-2146, box 4853, RG 59, NA.

²¹⁴ *Excelsior*, February 16, 1946, 1, 10. サトウダイコン農場が立地している地域の気候は概して秋から冬にかけては寒冷であり、住居の保温設備が不十分な場合にはブラセロからの苦情も多かったと考えられる。戦時中から、劣悪な居住環境や労働条件は低賃金と相まって、北西部諸州でしばしばブラセロの就業拒否を引き起こしていた。Gamboa, *Mexican Labor and World War II*, chap. 4.

²¹⁵ The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, February 16, 1946 in *FRUS*, 1946, vol. 11, 1023.

²¹⁶ *Ibid.*; Rasmussen, *A History of the Emergency Farm Labor Supply Program*, 210.

を引き起こした²¹⁷。

農務省は、ブラセロ・プログラムの延長はサトウダイコンを産出する各州選出議員の努力によって実現したので、これらの州へのメキシコ人労働者導入禁止措置は同省を「ひどく当惑」させていると主張した²¹⁸。そのうえで、国務省に対し、すべての州へのブラセロの導入許可をメキシコ政府に要請するように促している²¹⁹。また、ブラセロ導入を禁止された州の選出議員は国務省に対し事態の打開を図るよう求めた。たとえば、レズリー・C・アレンズ(Leslie C. Arrends) 下院議員(共和党、イリノイ州選出)は、すでに戦争捕虜の労働力が利用できなくなっていることと、復員兵が農場に戻ってきていないことを理由に、米国の農場では労働力不足が生じる可能性があるとして主張し、外国人労働者導入の必要性を訴えていた²²⁰。ロバート・M・ラフォレット・ジュニア(Robert M. La Follete, Jr) 上院議員(共和党、ウィスコンシン州選出)は、同州がメキシコ人労働者を必要としていることをメキシコ側に伝えるよう国務省に要請した。ラフォレットは、メキシコ側が何をもってブラセロへの差別と見なしているのかを明確にすれば、ブラセロ導入への交換条件として差別問題の解消を図ると述べた²²¹。また、ユージーン・ミリケン(Eugene Milliken) 上院議員(共和党、コロラド州選出)は、国務省メキシコ課のウィリアム・G・マクリーン(William G. MacLean) との会話で、労働者の確保に非協力的として国務省を非難している²²²。

メキシコ政府がとくに問題視したのは賃金の問題であった。労働・社会保障省の担当者は 30

²¹⁷ イリノイ缶詰業協会(Illinois Cannery Association)は、アレンズ議員への書簡のなかで、州内での農業労働者の不足を訴えている。そのうえで、メキシコ政府がイリノイへのブラセロ導入禁止措置の理由としている、低賃金や労働者宿舎の状況の劣悪さは、「他の産業はともかく」缶詰用野菜を生産する農場および缶詰工場には当てはまらぬと主張している。Illinois Cannery Association to Leslie C. Arrends, February 16, 1946, 811.504 Mexico/2-1946, box 4853, RG 59, NA.

²¹⁸ Dean Acheson to George S. Messersmith, February 13, 1946, 811.501 Mexico/1-2546, box 4853, RG 59, NA.

²¹⁹ The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, February 16, 1946.

²²⁰ Leslie C. Arrends to James F. Byrnes, February 19, 1946, 811.504 Mexico/2-1946, box 4853, RG 59, NA.

²²¹ Memorandum of Conversation between Robert M. La Follette, Jr., and William G. MacLean, February 8, 1946, 811.504 Mexico/1-2546, box 4853, RG 59, NA.

²²² Memorandum of Conversation between Eugene Milliken and William G. MacLean, February 20, 1946, 811.504 Mexico/2-2046, box 4853, RG 59, NA.

セントの最低賃金は低すぎると主張し、これを 50 セントに引き上げるよう求めた。米国側は 37 セントとすることを提案した²²³。結局、二国間協議の結果メキシコ側はこの条件を受け入れたうえで、上記の各州へのブラセロ導入を認めた。

労働・社会保障省が難色を示していたにもかかわらず、最終的にメキシコ側が賃金の問題で妥協し、サトウダイコン農場へのブラセロ導入を認めた背景にはフランシスコ・カスティージョ・ナーヘラ (Francisco Castillo Nájera) 外務長官およびアビラ・カマチョ大統領のイニシアティブがあった。カスティージョ・ナーヘラとメッサースミスが 1946 年 3 月 13 日に会談した際、メッサースミスはメキシコの食糧自給率はいまだ低く、小麦やトウモロコシなどを米国からの輸入に頼っていることを指摘したうえで、世界的な食糧の不足傾向にもかかわらず米国はこれらの品目をメキシコに輸出し続けているのだから、メキシコ政府がブラセロの送通を通じて米国の食糧生産に協力することは重要であると主張した²²⁴。メッサースミスはメキシコへの食糧輸出を同国の内政および米墨関係の安定に不可欠な要素として重視しており、1945 年から 46 年にかけて国務省および農務省に穀物輸出を拡大するよう再三にわたって要請していた²²⁵。

カスティージョ・ナーヘラもこの主張を受け入れたうえで、先述の 8 州へのブラセロ導入をめぐる問題に見られるように、国内世論がブラセロ・プログラムへのメキシコ政府の取り組みに対する阻害要因となっているとの見解をメッサースミスに示した。また、労働・社会保障省関係者がブラセロ・プログラムについて公式のコメントを発するのを控えるべきだと考えており、アビラ・カマチョ大統領の同意のもと、その旨をトルヒョ・グリア長官に伝えたと述べた。労働・社会保障省のブラセロの待遇についてのコメントはしばしば米国政府や農場主に対して批判的なものであり、これがメキシコ国内でのブラセロ・プログラム反対論を煽る結果となっていると両国の外交担当者は認識していたのである。カスティージョ・ナーヘラは、メキシコ政府

²²³ The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, March 8, 1946 in *FRUS, 1946*, vol. 11, 1024-25.

²²⁴ Memorandum of Conversation with the Minister of Foreign Relations, Dr. Castillo Nájera, March 15, 1946, 811.504 Mexico/3-1546, box 4854, RG 59, NA.

²²⁵ Enrique C. Ochoa, *Feeding Mexico: The Political Uses of Food since 1910* (Wilmington, DE: Scholarly Resources, 2000), 91-92.

はブラセロ・プログラムを円滑に継続させることを望んでいるが、そのためには同プログラムをめぐる交渉は両国の世論の関心を惹き付けることのないように進められるべきだとも主張している。さらに、ブラセロ・プログラムの継続に当たっては、まずは問題の 8 州を除く各州でのブラセロの雇用を認めたいと、実際に募集が始まった時点で、両国内での関心を集めないようメキシコ政府がこれらの州への制限を「密かに」撤廃することを提案した²²⁶。

3月18日にはメッサースミスはアビラ・カマチョ大統領と会談した。アビラ・カマチョは、ブラセロ・プログラム存続は戦時中と同様に米墨両国の協調にかかわる重要な問題であるとの認識を示したうえで、労働・社会保障省長官に対してはブラセロの契約条件を改善するよう指令を出してはいるものの、第一の課題はブラセロ・プログラムの存続であると述べた。さらに、メキシコ国内に向けて米国への労働力輸出政策の正当性を示す宣言を発することを検討していると明かした²²⁷。この宣言は数日後、実際に発表されたが、その内容はヨーロッパの食糧事情に言及したうえで、米国による同地の食糧不足解決に向けた努力を支えるためにメキシコはブラセロを送り出す必要があると強調するものであった²²⁸。戦争で荒廃したヨーロッパへの人道支援としての側面を提示することで、ブラセロ・プログラムに対する国内の批判をかかわす意図があったと考えられる。

サトウダイコン農場へのブラセロの導入をめぐるメキシコ政府閣僚の発言は、当時の同国政府のブラセロ・プログラムへの対応について考察するうえでいくつかの重要な示唆を与えてくれる。第一点は、メキシコ政府の内部には同プログラムのあり方をめぐって複数の立場が存在したということである。労働・社会保障省のように、メキシコ人労働者の権利が侵害された場合はブラセロの募集中止を含めた強い態度で米国に接する立場がある一方、外交への影響を考

²²⁶ Memorandum of Conversation with the Minister of Foreign Relations, March 15, 1946. メッサースミスは、カスティージョ・ナーヘラとの会見に先立つ 2 日間のあいだ、メキシコ国内でブラセロ・プログラムについての報道が見られなくなったことを指摘し、政府が報道機関に影響力を行使している可能性に言及している。

²²⁷ George S. Messersmith to the Acting Secretary of State, March 18, 1946, 811.504 Mexico/3-1846, box 4854, RG 59, NA.

²²⁸ *El Nacional*, March 19, 1946, quoted in Torres Ramírez, *México en la Segunda Guerra Mundial*, 266-68.

慮して米国との協調姿勢をとる、アビラ・カマチョ大統領に代表される立場も存在した。第二点として、戦時期にブラセロ・プログラムの意義として強調された、労働力の輸出は米墨間の紐帯の強化に貢献するという言説が第二次世界大戦終結後もしばらくは有効性を保っていたことが指摘できる。最後に、メキシコ政府内では、労働力の輸出と引き替えに食糧を確保する方策としてブラセロ・プログラムを捉える考え方が存在したという点に注目したい²²⁹。管見の限り、先行研究ではブラセロ・プログラムと食糧輸入の関係について実証的に論じたものはなく、この考え方が同政策の継続にいかなる影響を与えていたのかについては定かではない。しかしながら、メキシコが米国から食糧を輸入し続けていたことを考慮すれば、ブラセロ・プログラムが戦後も継続されることになった要因の一つであった可能性も否定できない²³⁰。

第2節 非合法移民問題の深刻化とブラセロ・プログラムの延長

1946年夏頃からカリフォルニア南部に多数のメキシコ人が非合法に入国し続け、移民帰化局は対応に追われていた。メキシコ政府は予算と人員の不足から、国内に送還された非合法入国者を国境地帯から速やかに退去させることができず、多数のメキシコ人が国境周辺に滞留することとなった。そのうえ、米国内にふたたび戻ろうと試みる者も多かったため、米国側の移民帰化局の設備は送還対象者であふれる状態であったと報告されている。司法長官からの要請を受け、国務省はメッサースミスの後任のウォルター・サーストン (Walter Thurston) 大使を通じ

²²⁹ メキシコ国内で十分な食糧が生産されていない以上、まずは国内の農地開発と食糧生産に労働力を優先して投入すべきとして、このような考え方を批判する意見も寄せられていた。与党機関紙の社説でもそのような言説は見られたのである。“Editorial: La consigna patriótica: Cultivar nuestras propias tierras,” *El Nacional*, May 24, 1946, 3.

²³⁰ 1948年10月の「エル・パソ事件」によってブラセロ・プログラムが停止された後にも、テキサス駐在のメキシコ政府職員が食糧輸入と同プログラムを結びつけた提言をしている。ブラセロ・プログラムが再開された際には、メキシコ人労働者のテキサス州内での雇用を認める代わりにテキサスから1,000トンの小麦を輸入するというのがその内容であった。なお、その代金はブラセロに払われる給料の一部をテキサス側に還元する形で相殺されることになっていた。Alfredo Kawage Ramia, “Memorandum,” June 14, 1949, Exp. 546.6/1-32, AGN. なお、メキシコは50年代になっても基礎食糧の自給を達成できなかった。たとえば、1953年にメキシコは米国からトウモロコシ37万3000トン、小麦24万2000トン、フリホル豆4万6000トンを輸入している。Olga Pellicer de Brody and Esteban L. Mancilla. *Historia de la revolución mexicana, 1952-1960, vol. 23: El entendimiento con los Estados Unidos y la gestación del desarrollo estabilizador* (México, DF: El Colegio de México, 1978), 130.

て、メキシコ政府に非合法入国者の流れを止める手だてを打つよう要請した²³¹。

1946年12月、メキシコ内務省はメヒカリとティファナの国境を閉鎖するよう米国大使館に提案した²³²。これらの国境都市には一日あたり100人の非合法移民が米国側から送還されているが、多数の送還者に対応できる適当な宿泊および交通施設がないというのがその理由であった。メキシコ外務省はこの提案に基づいて、米国がメヒカリとティファナからの非合法入国者の送還を停止するようサーストン大使に求めた²³³。

すでに1946年9月から10月にかけて、非合法移民問題の原因について米墨両国の担当者のあいだで協議がおこなわれていた。その結果、帰国したブラセロが米国内で高収入が得られるという話を広めることで、多くのメキシコ人労働者がたとえ非合法的な形であっても米国内での労働を望むようになり、さらなる非合法移民の増加を引き起こすという認識が共有された。両者は、メキシコからの非合法入国者への需要が米国内で存在し続ける限り、非合法移民の流れが止まることはないとの見解においても一致していた。また、メキシコ側の国境都市には送還者を収容し食事を与える施設も、かれらを出身地に戻す交通機関も不足しているため、米国移民帰化局によって送還されたメキシコ人はただちに国境を越えて戻ってしまい、これが米国内でふたたび非合法移民となるという悪循環が存在しているとも指摘されていた。しかし、問題の存在を認めつつも、米国側はカリフォルニア州内にメキシコ人労働者への需要があるとの認識のもと、ブラセロ・プログラム存続を考慮すべきとの結論を下した²³⁴。

1947年1月27日から2月4日にかけて、メキシコシティで戦時期の協定を代替する新協定の導入に向けた協議が開催された。同協議には、米国側からはマクリーンなど国務省関係者のほか、ウーゴ・カルーシ (Ugo Carusi) 長官をはじめとする移民帰化局の代表が参加した。メキシ

²³¹ The Acting Secretary of State to the Ambassador in Mexico (Thurston), August 16, 1946, in *FRUS, 1946*, vol. 11, 1030-33.

²³² U.S. Consulate in Mexicali, Mexico to the Secretary of State, December 31, 1946, 811.504 Mexico/12-3146, box 4854, RG 59, NA.

²³³ Walter Thurston to the Secretary of State, December 31, 1946, 811.504 Mexico/12-3146, box 4854, RG 59, NA.

²³⁴ Ibid; Francis C. Jordan to the Secretary of State, January 3, 1947, 811.504 Mexico/1-347, box 4854, RG 59, NA.

コ側からは外務省、労働・社会保障省および内務省の次官級代表が参加した。ここで中心的な議題となったのは非合法移民問題であった。当時、約 11 万 9000 人のメキシコ人が米国内に非合法に滞在していると推定されていた。メキシコ側代表は対応策として、非合法移民を雇用した者への罰則導入と、すでに非合法入国した者の合法化を提案した。最終的に両国が合意した案では、雇用主罰則の導入について検討するとされたほか、非合法移民の雇用主は正規にブラセロを雇用する権利を失うと規定された。また、米国内で摘発された非合法移民労働者をメヒカリ、シウダー・ファレス、レイノサを経由してメキシコ側に戻し、そこで改めて合法的な就労資格を付与する提案が示された。さらに、テキサス州知事および善隣友好委員会による努力に対する「特段の配慮」として、メキシコ人労働者をテキサス州内の牧場で雇用することを認めることも合意事項に含まれていたが、これは「臨時かつ、[将来のテキサスでのブラセロ就労解禁の] 先例とは見なされない」特例措置とされた²³⁵。

1946 年秋から 47 年春にかけての一連の協議は、ブラセロ・プログラムと非合法移民問題の関連が確認されたという点において、意義深いものであったといえる。しかし、このような認識が共有されたにもかかわらず、ブラセロ・プログラムは国境を越えた労働力移動を刺激する要因としてではなく、むしろそれを抑制するのに役立つという見方がその後米墨両国によって示されるようになる。その背景には、後述するように米国内では農場経営者を中心として、メキシコ人労働者の導入自由化を求める声が高まっていたという事情があった。

1947 年 3 月 10 日、メキシコと米国のあいだで新たな協定が締結された²³⁶。まず、この協定の特徴として、第 2 条でブラセロの「雇用主」の定義を一変させたことがあげられる。従来の協定ではブラセロの「雇用主」は米国政府であったのが、本協定からは農場経営者がブラセロの雇用主とされた。ブラセロの雇用契約は、メキシコ政府の省庁合同委員会の代表と農場経営者のあいだで締結されることとなった。

²³⁵ M. L. Stafford to the Secretary of State, February 7, 1947, 811.504 Mexico/2-747, box 4854, RG 59, NA; “Discussions between U.S. and Mexico on Illegal Entry of Mexican Workers into U.S.,” *Department of State Bulletin*, 16, no. 398 (February 16, 1947): 303.

²³⁶ TIAS 1857, *USSR*, 80th Cong., 1st Session, 1947, vol. 61, part 4 (Washington, DC: G.P.O., 1948): 4097-105.

前年からの協議での決定を受けて、本協定のおもな内容は非合法移民対策についての規定を中心としたものとなった。まず、第 1 条は非合法入国者の退去および合法化について規定していた。米国内で摘発された非合法入国者はレイノサ、メヒカリ、シウダー・フアレスのいずれかを經由してメキシコへ戻され、メキシコ国内で改めて米国での正規の労働資格を得ることとなった。第 3 条には米墨両国が国境警備の強化に取り組むとの文言が盛り込まれた。さらに、第 6 条では国境地帯の都市の住人をブラセロ契約の対象から除外すると明記された。その代わりに、これらの地域の住人に「入国カード様式 5-C (Card Form 5-C)」を発給し、「隣接する米国側の国境都市(the adjacent towns)」への越境を可能にした。ただし、この書類は国境地帯から離れた「米国内陸部(the interior of the United States)」での労働を許可するものではなかった。第 8 条では米国内で非合法労働に従事し、摘発された労働者の送還は移民帰化局の任務と明記され、その移動費用は雇用主の負担となった。

そのうえで、第 4 条では、非合法移民を雇用した米国内の農場主に対しては、ブラセロとの雇用契約を認めないとする制裁措置が定められた。さらに、メキシコ側代表団は、雇用主罰則の導入こそ非合法移民問題を解決する「もっとも効果的な方策」と認識しており、メキシコ人非合法移民を雇用した者に対する罰則の導入を検討するよう米国側代表団が自国政府に提案することを期待するとの文言も付け加えられた。

さらに、3 月 12 日にはこの協定への補遺として、テキサス州内に滞留する非合法移民の雇用をメキシコ政府が認める協定も成立した²³⁷。ただ、あくまでメキシコ側はテキサス州内ですでに雇用されている非合法入国者の存在を追認しただけであった。同協定の第 2 条は、この決定は「例外的措置」であり、今後の政策決定に向けた前例とされることはないと明言している。その理由として、メキシコ政府はメキシコ国民に対する差別がおこなわれている米国内の州への労働者の導入を禁じる方針を変えてはいないということがあげられている。ただし、知事の努

²³⁷ TIAS 1858, USSL, 80th Cong., 1st Session, 1947, vol. 61, part 4 (Washington, DC: G.P.O., 1948): 4106-10.

力によってテキサスでの差別問題は解決に向けて進んでいるとの文言も盛り込まれた²³⁸。

1947年4月2日、米国とメキシコは3月10日の協定への補足という形で、より詳細なブラセロの保護規定を公表した²³⁹。本協定に定められたおもな保護規定は以下の通りである。

第2条：サトウダイコンを栽培・収穫する労働者には、仕事が厳しいものであるということ
を契約に先立って周知させる。

第5条：契約終了以前に労働者を帰国させる際には、早く入国した者から順番に帰国させる。

第6条：日曜と労働時間が4時間以下の日を除き、原則としてブラセロは食事を保証される。

第7条：ブラセロから徴収する食費は原価かつ、1日に1ドル50セントを超えないこと。

第8条：駐米メキシコ領事およびメキシコ政府省庁合同委員会の代表は、必要な場合、ブラ
セロの契約、衛生状態、食事について調査する権限を持つ。

第10条：最低賃金は37セント以上とし、米国内の労働者に支払われている賃金を下回らな
いものとする。

第11条：本人の意向に反して契約終了後15日以上米国内に留まる場合、ブラセロは毎日50
セント支給される。

まず、前年からの懸案となっていた、サトウダイコン農場で働くブラセロの保護にかんする新
たな規定が盛り込まれ、サトウダイコンを栽培・収穫する労働者には、契約に先立って作業が
きついということを知らせるよう規定された。また、このほかにもブラセロの食事の保証や、
契約終了後にブラセロが米国内に留まる場合の生活費支給を雇用主に義務づけるなど、農場経
営者の負担はさらに増大した。

²³⁸ ジョージ・O・コールソンは、テキサス州内の非合法入国者の雇用解禁措置は、善隣友好委
員会の活動をメキシコが評価した結果としている。George O. Coalson, *The Development of the
Migratory Farm Labor System in Texas: 1900-1954* (San Francisco: R and E Research Associates, 1977),
94.

²³⁹ TIAS 1710, USSL, 80th Cong., 1st Session, 1947, vol. 61, part 4 (Washington, DC: G.P.O., 1948):
3738-44.

第3節 公法40号の成立

1947年に入って、農業労働者を今後どのように確保すべきかという問題が連邦議会でもさかんに議論されるようになった。農場経営者と、かれらを支持基盤とする議員は戦後の産業構造の変化による農業労働者の不足を理由に、労働力を確保する方策の必要性を訴えた。その筆頭にあげられていたのは外国からの労働者の導入であった。

1947年2月に開かれた下院農業委員会主催の公聴会で、AFBF代表のW. R. オッグ(W. R. Ogg)は、戦時中に約500万人が農業を離れて軍需産業や軍隊へ移動したが、その多くは戦後農業に戻ってきていないと述べ、外国人労働者の導入が今後必要となると主張した²⁴⁰。オッグは農務省の統計を引用して、1946年11月の1ヶ月間に農業に戻った復員兵は「米国内全体でわずか7,800人であり、同じ月に米国内の農場では1000万人が働いていたことを考えれば、その数はいかにも少ない²⁴¹」と指摘し、ブラセロ・プログラムを1948年6月末まで延長するよう求めている²⁴²。外国人労働者については、AFBFは「あくまで国内で労働者が確保できないときに限って導入されるべき」との立場をとっているとして、「必要とされるだけの農業労働者が国内で確保できるようになれば、ブラセロ・プログラムは停止されるべきと考えられる」と述べた。ただ、オッグは、将来農業労働者がふたたび不足した際には臨時措置として外国人労働者の導入を可能にするよう法律上の規定を設ける必要があると述べ、ブラセロ・プログラムのような外国からの労働力導入政策は将来にわたっても選択肢として残されるべきだと主張した²⁴³。

同様の主張は農場経営者団体代表の多くによって繰り返された。また、カリフォルニアなど、ブラセロ・プログラムへの依存度が高かった州の代表は外国人労働者の導入の必要性について、さらにはっきりした主張を展開した。たとえば、AFBF傘下の組織であるカリフォルニア農業会

²⁴⁰ U.S. Congress, House, Committee on Agriculture. *Farm Labor Supply Program: Hearings before the Committee on Agriculture on H. R. 1388*, 80th Cong., 1st Session, February 4-6, 1947, 1.

²⁴¹ 農務省の統計によれば、1946年12月1日現在の米国内における農業従事者総数はおよそ940万5000人であった。一方、農業に戻った復員兵は雇用労働者(hired hands)が6,921人、小作人およびシェアロッパー(tenants or sharecroppers)が921人、合計で7,848人となっている。*Farm Labor*, January 13, 1947, 5, 14.

²⁴² *Farm Labor Supply Program: Hearings before the Committee on Agriculture on H. R. 1388*, 5.

²⁴³ *Ibid.*, 23-24.

(California Farm Bureau) の代表ジョージ・ウィルソン (George Wilson) は、「われわれは政府の規制のもとでの外国人労働者の導入を望んでいない」と主張し、米国政府は農場主に対し、メキシコ国内での労働者の自由な雇用を許可するべきだと明言した²⁴⁴。

さらに、ウィルソンはカリフォルニアでは製造業が急速に伸びており、人口増加が続いているにもかかわらず農業労働者を確保するのは難しいと述べた²⁴⁵。メリーランド州東部のケント郡代表の A・L・トウソン (A. L. Towson) もまた、同地では戦後失業者が出ているにもかかわらず、農業労働者のなり手がいないため 1,700 人の外国人労働者の導入を迫られたと報告している。同地域では缶詰用の豆類や野菜を生産しており、このような生鮮野菜や果実の収穫は短期間に多数の労働者を必要とするものであった。トウソンは、社会保障法 (Social Security Act) によって失業保険が導入されたことが、農業労働者を減少させている要因の一つだと主張した。失業者は農場で働くより「毎週 20 ドルの失業保険を受け取る方を選ぶ」という状況を変化させるのは、外国から労働者を導入して季節労働に従事させるよりはるかに困難であるというのが、これらの農場経営者の認識であった²⁴⁶。

このような意見を受けて、上下両院の農業委員会はブラセロ・プログラムの延長を決定した。また、上下両院の本会議でも国内での農業労働者の雇用は難しいという意見が目立った。一方、エヴァレット・M・ダークセン (Everett M. Dirksen) 下院議員 (共和党、イリノイ州選出) は、1947 年 1 月 15 日現在全米で 240 万人が失業しており、このうち 105 万人は復員兵であると指摘し、農場労働者の総数 22 万人をはるかに上回る失業者が存在している以上外国人労働者の導入は不相当だと述べた²⁴⁷。このような外国人労働者導入不要論を唱える議員は少数派であったが、賛成派議員のあいだにも戦時中のように連邦政府が労働者の移動費を負担するのは望ましくな

²⁴⁴ Ibid., 35-36.

²⁴⁵ Ibid., 37-38.

²⁴⁶ Ibid., 76-79. フロリダのあるタバコ農場経営者は、農場での労働力不足が存在する地域では、農業労働に従事した経験のある失業者に対しては失業保険の給付を認めず、農作業に従事させるべきと提案した。U.S. Congress, Senate, Committee on Agriculture and Forestry. *Permanent Farm Labor Program: Hearings before the Committee on Agriculture and Forestry on S. 1334*, 80th Cong., 1st Session, June 17-19, 1947, 51-53.

²⁴⁷ *Congressional Record*, House, 80th Cong., 1st Session, vol. 93, March 4, 1947, 1654.

いという見解があり、個々の農場経営者または州による費用負担を求める意見が強かった。ハロルド・D・クーリー (Harold D. Cooley) 議員 (民主党、ノースカロライナ州選出) の発言に示されるように、すでに移動労働者は「すべての州の問題ではない」との認識が広まっていた²⁴⁸。したがって、農業地区選出議員の連合がブラセロ・プログラムの延長に影響を与えたのはたしかであるが、ブラセロ・プログラムの必要性に対する認識には議員のあいだで温度差があったといえる。

1947年4月28日、公法40号 (Public Law 40) が成立し、1943年締結のブラセロ協定は1947年12月31日まで延長された。この法律では、メキシコ人労働者の帰国費用を連邦政府は負担しないと規定された²⁴⁹。政府によるブラセロの移動費用負担というブラセロ・プログラム開始以来の原則は撤廃され、農場経営者の負担は増大した。労働者の国境での雇用と、労働条件の規制撤廃を求める動きが農場経営者のあいだで再燃したのは当然の帰結であった。しかしながら、メキシコは公法45号に基づく国境での労働者の募集については、「協定が存続している限り」は実施すべきでないとの立場を堅持していた。また、1947年4月にテキサス州南東部選出のミルトン・ウェスト (Milton West) 下院議員 (民主党) から公法45号による「メキシコからの干渉を受けない」形での労働者募集の可能性についての質問が寄せられた際に、メキシコ課のマククリーンが米墨間交渉の円滑化のために基本的にメキシコ政府の立場を支持するとの返答をするなど、国務省はブラセロ・プログラムの存続のためにメキシコ側との協力を優先する方針を示していた²⁵⁰。

²⁴⁸ Ibid., 1660.

²⁴⁹ Public Law 40, 61 Stat. 43, *USSL*, 80th Cong., 1st Session, 1947, vol. 61, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1948): 55-56.

²⁵⁰ Memorandum by William G. McLean, April 5, 1947, 811.504 Mexico/4-547, box 4855, RG 59, NA.

第4節 1948年協定とテキサス

1947年10月15日、メキシコ政府はテキサス州内でのメキシコ人非合法就労者の雇用を今後認めない方針を駐墨米国大使館に通告した²⁵¹。メキシコ側は、その理由としてテキサスでのメキシコ人に対する差別がまだ改善されていないことを指摘していた。しかし、半年あまり前に米墨両国のあいだでテキサス州内のメキシコ人非合法移民の雇用を認める協定が締結された際には、メキシコ側は「事態は改善に向かっている」とテキサス側の対応を評価していたのである。このような方針の変化の原因は何だったのだろうか。

実は同年8月、メキシコ政府は米国政府に対し、両国間には3月12日の協定の解釈をめぐる立場の違いがあり、このため問題が生じていると伝えていた。メキシコ政府の主張は、同協定はあくまですでにテキサスを含む米国内に非合法入国し、メキシコ側に送還されたメキシコ人労働者を改めて合法的な雇用の対象とするものであり、テキサスで就労するブラセロの新規募集を認めるものではないというものであった²⁵²。この方針に従って、4月下旬からブラセロの再雇用が始まっていたが²⁵³、7月末にニューメキシコおよびテキサスで綿花収穫に従事するための1万人の労働者の募集を新たに許可するよう移民帰化局から要請されたことを受け、メキシコ政府は協定の解釈をめぐるみずからの立場を米国側に確認させる必要を認めたと考えられる。移民帰化局から国務省を通じたメキシコ政府への要請は、エル・パソを含むテキサス16区選出のロバート・ユーイング・トマソン (Robert Ewing Thomason) 下院議員 (民主党) の要望を受けたものであった。トマソンはエル・パソ綿花農業組合 (El Paso Cotton Growers' Association) や地元の牧場主からの陳情に応じてこの要請をおこなっている。また、エル・パソの北隣に位置するニューメキシコ州ラス・クルーセスに本部を置く、ニューメキシコ農業・畜産会 (New Mexico

²⁵¹ The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, October 16, 1947, in U.S. Dept. of State, *FRUS, 1947*, vol. 8, 829.

²⁵² Forrest K. Geerken to the Secretary of State, August 25, 1947, 811.504 Mexico/8-2547, box 4855, RG 59, NA.

²⁵³ Henry C. Krausse to the Secretary of State, April 21, 1947, 811.504 Mexico/4-2147, box 4855, RG 59, NA.

Farm and Livestock Bureau) からも同様の陳情が寄せられていた²⁵⁴。

移民帰化局の案は、すでに米国に非合法入国した者を合法化するのではなく、二国間協定に定められた通常の手続きに従って入国した 1 万人のブラセロをエル・パソおよび周辺地域に導入し、1947 年 12 月 31 日までの就労を認めるものであった²⁵⁵。他方で、米国内で摘発された非合法入国者の合法化と再雇用は継続するとされていたが、その数は国内の労働力需要を満たすには不十分だとの認識を移民帰化局は示していた²⁵⁶。これに対しメキシコ政府は、約 13 万人の非合法入国者が米国内にいると推定されているにもかかわらず、協定の定める手続きに従って 4 月にメキシコ側に戻った非合法入国者はわずか 3,000 人であったとして、米国内で多数のメキシコ人が非合法に就労している以上、新たにブラセロを送り出すことはできないと主張した²⁵⁷。

また、ここでメキシコ政府がテキサス側の問題としてとりあげたのは、テキサス州内の農場経営者が非合法就労者の送還に非協力的であるという点であった。非合法就労者を合法的な雇用の対象とするためには、彼らを一度メキシコ国内に戻し、そこで正式の契約を結んでから改めて米国側へ戻すことになっていたのだが、テキサス州内では多くの非合法入国者がそのまま雇用され続けていたのである²⁵⁸。

メキシコ外務省が非合法移民の合法化を重視した背景には、メキシコ政府内部ではテキサスでのメキシカンに対する差別と、同州への非合法移民を相互に関連する問題として捉える傾向が強かったことが指摘できる。非合法移民はその不安定な法的地位によって、とりわけ搾取や差別の被害を受けやすかったうえ、在米領事館や大使館によってその存在が把握されていない

²⁵⁴ Memorandum by William G. McLean, July 29, 1947, 811.504 Mexico/7-2947, box 4855, RG 59, NA. G. Wallace LaRue to the Secretary of State, July 23, 1947, 811.504 Mexico/7-2347, box 4855, RG 59, NA; Ugo Carusi to the Secretary of State, August 6, 1947, 811.504 Mexico/8-647, box 4855, RG 59, NA.

²⁵⁵ Ugo Carusi to the Secretary of State, July 29, 1947, 811.504 Mexico/7-2947, box 4855, RG 59, NA; William G. McLean to M. L. Stafford, July 31, 1947, 811.504 Mexico/7-3147, box 4855, RG 59, NA; Joseph Savoretti to William G. McLean, July 31, 1947, 811.504 Mexico/7-3147, box 4855, RG 59, NA.

²⁵⁶ George C. Marshall to the U.S. Embassy in Mexico, August 6, 1947, 811.504 Mexico/8-647, box 4855, RG 59, NA.

²⁵⁷ Forrest K. Geerken to the Secretary of State, August 25, 1947.

²⁵⁸ Ibid. テキサスや南西部の農場経営者が非合法移民対策への協力を怠っているという事実は、移民帰化局を中心に米国側でも問題視されていた。Robert H. Robinson, "Importation of Mexican Agricultural Workers," *Monthly Review*, 5, no. 4 (October 1947): 41-42.

ために、かれらの権利の保障は困難であるとの懸念が示されていた。また、差別問題解決への有効な方針を州当局が策定しない限り、テキサスでのブラセロの就労は許されないとの世論がメキシコ国内では影響力を保っていた。実際、外務省のある高官は、米国内への新たなブラセロの導入を許すことによって、メキシコ政府は「国民による正当な非難にみずからをさらすことはできない」と語っている²⁵⁹。また、先に述べたように政府内でも労働・社会保障省は、賃金や労働条件の面でメキシカンへの差別的な扱いが見られる地域へのブラセロ送込に対してとりわけ消極的な方針を示していた。したがって、メキシコ政府がテキサス州内へのブラセロの導入を 1942 年以来基本的には拒み続けてきた理由としては、テキサスでの差別問題が政府内部で問題視されていたことだけではなく、国内世論への対策も指摘できる。本来なら、不当労働行為や差別からメキシコ人労働者を守る方策は、非合法移民の合法化とブラセロの就労解禁により正規の雇用契約に則ってテキサス州内で働く道を開くことであつたはずだが、メキシコ政府内ではテキサスへの大規模な労働者の送込はブラセロ・プログラムの存続を危うくしかねないとの認識が共有されていたと考えられる。

公法 40 号で定められたブラセロ・プログラムの延長期間は 1947 年末日までであつた。したがって、それ以後の労働者の導入については新たな協定が必要となつた。また、国務省や移民帰化局に対して、農場経営者側からはブラセロの直接雇用を求める働きかけがさかんにおこなわれていた²⁶⁰。当然、これはメキシコ政府にとっては好ましくない動きであつた。

このような状況のもと、1947 年 11 月 20 日から 12 月 3 日にかけて、エル・パソで新協定締結に向けた協議がおこなわれた。この協議で、メキシコ側が新協定に反映されるべき方針として提示したのは以下の 3 点であつた²⁶¹。

²⁵⁹ Forrest K. Geerken to the Secretary of State, August 25, 1947.

²⁶⁰ The Acting Secretary of State to the Ambassador in Mexico (Thurston), October 27, *FRUS, 1947*, vol. 8, 829-30.

²⁶¹ Scruggs, "Braceros, 'Wetbacks,' and the Farm Labor Problems," 388-97; The Acting Secretary of State to the Embassy in Mexico, November 19, *FRUS, 1947*, vol. 8, 832-33.

1. メキシコ人労働者の州境を越えた移動には、本人の同意とメキシコ政府への事前の通達を必要とする。
2. 失業率が高い内陸部での募集。
3. 差別がおこなわれている地域への労働者の導入禁止措置の継続。

当初の協定案では米墨国境に近いコアウイラ州サルティエージョとトレオンに募集の拠点を設置する予定であったが、トレス・ボデー外務長官やアルフォンソ・ゲラ (Alfonso Guerra) 外務次官はより南寄りの地点に設置するよう要求した²⁶²。結局、米国側はこれらの条件を基本的に受け入れたが、3番目の条件については協定に明文化された形で盛り込まれなかった。

1948年2月21日、ブラセロ・プログラムの新協定が発効された²⁶³。1947年協定の内容を引き継いで、第1条では「雇用主」とは「米国内の農場の所有者(owner)あるいは経営者(operator)」であると明記された。第8条では、ブラセロの募集拠点はメキシコ政府が自由に決定できるとされ、中部のグアダラハラとケレタロ (ともに北緯20度に位置する) を結んだ線より南側に設置されることとされた。

ブラセロの待遇については、本協定では最低賃金の具体的な金額は定められず、第11条でブラセロは「同じ地域で同じ条件のもと同様の仕事に従事する〔米〕国内の労働者」と同額を支給されることとされた。一方、米国内の農場とメキシコ国内の募集地とのあいだの往復の移動費用に加えて、移動中の食費・宿泊費・家具を除いた35キロまでの荷物の輸送費を雇用主が負担することが定められた。この規定については、米国内在住の農業労働者は多くの場合これらの条件をまったく享受していなかったことや、カリブ海地域からの労働者は移動費用を自己負担していたことを考慮すれば、メキシコ人労働者は相当に優遇されていたといえる。本協定の成立に先立つ交渉において、ブラセロは賃金および労働条件について、米国内の労働者に対す

²⁶² Robert C. Goodwin to William G. MacLean, December 9, 1947, 811.504 Mexico/12-947, box 4855, RG 59, NA; Memorandum of Conversation between Maurice L. Stafford and William G. MacLean, January 19, 1948, 811.504 Mexico/1-1948, box 4856, RG 59, NA.

²⁶³ TIAS 1968, USSL, 80th Cong., 2nd Session, 1948, vol. 62, part 3(Washington, DC: G.P.O., 1949), 3887-903.

る条件に比べてはるかに手厚い保障を受けており、戦争終了後もこのような特別待遇を続ける正統性も予算もないとの指摘が米国側から示された。これが、最低賃金の額についての具体的な規定が協定に盛り込まれず、国内の労働者と同一の労働に対し同一の賃金を支払うとの原則に留められた理由と考えられる²⁶⁴。他方で、米国側が、ブラセロへの移動費用や移動中の支出の負担についてはメキシコ側の提示した条件を受け入れた理由として、これらの費用を支払うのは米国政府ではなく農場経営者とされたことがあげられる。また、国務省、移民帰化局、雇用局の三者とも、米国内の農業労働力需要は翌年も逼迫する可能性が高いうえ、雇用主や一部の議員から協定の早急な成立と発効に向けた圧力が強まっているとの認識を共有していた²⁶⁵。

1947年協定と同様に、非合法入国者を雇用した者に対してはブラセロの雇用許可を認めないと第20条に規定された。また、第21条の規定によれば、国境地帯の住民であるとメキシコの移民政策当局によって認定された者に対しては入国カード様式5-Cによる米国側の国境都市での就労のみが認められ、二国間協定に基づくブラセロとして米国内の他地域で就労する資格は与えられないこととされた。

なお、前述のようにテキサスへの労働者の導入については明文化された禁止規定はなかったものの、この時点ではまだメキシコ政府は同州でのブラセロの就労に対しては否定的な反応を示していた。協定の成立直前の1948年2月初旬にサン・アントニオ駐在メキシコ総領事が移民帰化局サン・アントニオ支局長ウィリアム・A・ウェイラン (William A. Whalen) に語ったところによれば、メキシコ政府内ではテキサスへのブラセロ送出解禁に際しては、「ラテンアメリカに出自を持つ者」に対する差別を罰する法律の制定が必要との意見が強く、新協定が成立した時点で公然と同州でのブラセロ就労を認めることは不適切との認識が共有されていた²⁶⁶。また、第12条でメキシコ人労働者の州境を越えた移動にはメキシコ政府の許可が必要とされた以上、他

²⁶⁴ The Acting Secretary of State to Walter Thurston, December 16, 1947, 811.504 Mexico/12-1647, box 4855, RG 59, NA.

²⁶⁵ Ibid.

²⁶⁶ Memorandum by William A. Whalen, February 3, 1948, 811.504 Mexico/2-1948, box 4856, RG 59, NA. なお、ここで言及されている「ラテンアメリカに出自を持つ者」とは、テキサスのメキシコ系アメリカ人を指す「ラテンアメリカン」ではなく、文字通りラテンアメリカ各国の人々である。

州からテキサスへブラセロを導入することも不可能であった。

1948年協定によって、米国政府がブラセロ・プログラムに対して果たす役割は、メキシコ側との折衝および労働者の移動・雇用状況の監督のみとなった。一方、ブラセロの「雇用主」とされた農場経営者の経済的な負担は増加した。

第5節 テキサス州政府と綿花加工業組合の協力関係

1947年1月に就任したビューフォード・H・ジェスター (Beauford H. Jester) 知事は、4月にキビーをリオ・グランデ川下流域に派遣し、同地の非合法移民の実態調査を実施させた。キビーの報告書によれば、米国内で非合法に就労するメキシコ人農業労働者の総数は約11万9000人と推定され、そのうち4万から5万人が同地域の綿花農場で雇用されていた。かれらの得ていた賃金は、時給10セントから多くて25セントほどであり、非合法移民との競合は現地在住のメキシコ系アメリカ人やメキシコ人永住者の賃金を大幅に低下させていた。キビーはリオ・グランデ下流域の貧困と低開発状況の原因は非合法移民の低賃金での雇用にあると指摘し、同地の農場主を批判した。また、ブラセロの最低賃金は1942年の協定では30セントと定められていたにもかかわらず、臨時措置によって合法化されたメキシコ人労働者の時給を25セントとする農場主の提案に同意したメキシコ政府の方針に疑義を呈した²⁶⁷。この報告書は、州内の農場主および一部の州議会議員からの大きな反撥を受け、キビーは9月に善隣友好委員会の職を辞任する結果となった²⁶⁸。

他方で、一部の綿花栽培・加工業者はテキサスへのブラセロ導入解禁を実現するため、メキシカンへの差別や非合法移民の雇用の問題に業界として取り組む必要があるとの認識を示していた。1947年11月、テキサス綿花加工業組合 (Texas Cotton Ginners Association) 事務局長のジェイ・C・スティリー (Jay C. Stilley) は、同組合の取り組み案を策定し、米墨両国の外交担

²⁶⁷ Report to the Members of the Good Neighbor Commission of Texas on Lower Rio Grande Valley Trip, April 17-27, 1947, box 4-14/122, Jester Papers.

²⁶⁸ *Brownsville Herald*, June 26, 1947, 3; August 29, 1947, 1; September 4, 1947, 1.

当者に提示した。その内容は以下の5項目に要約される²⁶⁹。

1. 組合は各郡の農場主のリストを作成し、善隣友好委員会とメキシコ領事館に提出する。
2. メキシコ領事館は差別が起きた学校、職場、公共機関などのリストを組合に提出する。
3. 差別行為の申し立てがなされた場合、組合は各郡の支部を通じて実態調査をおこなうとともに、組合員、地域住民および地元の警察の参加のもと、再発防止に向けて協議する。
また、各郡の組合支部は差別撤廃に向けた具体的な行動計画を策定し、本部に提出する。
4. 組合各支部は労働力需要を調査し、必要と予想されるブラセロの数をメキシコ側に伝える。
メキシコ政府は組合を通じて正式の手続きをおこなった農場主にブラセロを供給する。
5. 組合加盟の農場主は非合法移民を雇用しないことに同意する。

メキシコ外務省の幹部は、この提案がテキサス州政府の協力を得て実行に移されるなら、メキシコ政府がテキサスでのブラセロの就労に反対する理由はなくなるとの評価を下した²⁷⁰。また、善隣友好委員会も、メキシコからの労働力の確保の円滑化と州内のアングロ＝メキシカン関係の改善に資するとして、この案への関心を示した²⁷¹。

スティリーは、サン・アントニオ駐在メキシコ総領事ミゲル・G・カルデロン（Miguel G. Calderón）に対し、組合員の多くがメキシカンへの差別問題の解決に協力的だと述べたうえで、メキシコ政府およびテキサス州政府とともにその実現に向けて努力するという綿花加工業組合の方針を伝えた²⁷²。さらに、州北西部のタホカやブラウンフィールドでは、組合支部とコミュニティ代表の協力によって、それまで飲食店や商店でおこなわれてきたメキシカンへの隔離

²⁶⁹ Memorandum by Stephen Aguirre, Stillely Plan for Combating Discrimination Against Mexicans in Texas, November 21, 1947, box 100, RG 84, NA.

²⁷⁰ Ibid.

²⁷¹ Memorandum to M. B. Morgan, June 11, 1948, box 4-14/48, Jester Papers.

²⁷² Jay C. Stillely to Miguel G. Calderón, March 17, 1948, folder 12, box 33, Sánchez Papers; Jay C. Stillely to Miguel G. Calderón, April 9, 1948, folder 12, box 33, Sánchez Papers.

が廃止されたことを例に、組合の取り組みが現実にも成果をあげていることを強調した²⁷³。

綿花加工業組合の取り組みの背景には、非合法移民問題に対する米墨両国政府の関心が高まるなかで、米国側でも国境警備を強化する方向に動くのではないかという、スティリーの懸念があったと考えられる。スティリーは、テキサスにおいてもメキシコ人非合法移民を労働者として容易に確保できなくなると予想される以上、ブラセロの導入によって労働力確保を安定化させるべきであるとの見方を示し、協定に定められた賃金を払ったとしても、そのコストはアメリカ人労働者を雇用した場合より相対的に低い水準に抑えられると主張した²⁷⁴。これは、ブラセロ・プログラムへの参加にかかるコストを忌避する傾向が強く、非合法移民に労働力の供給を依存してきたテキサスの綿花農場主にとっては大きな方針転換を意味していた。

テキサス州政府関係者も綿花加工業組合と同様に、メキシコ政府を説得しブラセロ導入を実現する手段としてメキシカン差別問題への対応を位置づけていたと考えられるが、州行政局局長のウィリアム・マッギル (William McGill) は、この側面が宣伝されれば、メキシコからの短期移民労働者の導入に批判的なLULACなどメキシコ系アメリカ人組織からの反撥を招くと危惧していた。そのため、キビーの後継者として善隣友好委員会の事務局長を務めていたサザランドは、スティリー案の目的は差別撤廃にあることを強調すべきだと主張した²⁷⁵。

実際に、LULACは州政府によるメキシカン差別撤廃への取り組みの背景や動機に対して不信感を抱いていたと考えられる。1947年12月18日付けのテキサス州労働委員会委員長M・B・モーガン (M. B. Morgan) への書簡で、LULACテキサス支部長のラウル・A・コルテス (Raoul A. Cortez) は、メキシコ出身の外国人労働者への差別撤廃を目指すモーガンの意向への賛同を示したうえで、メキシコ人労働者に対する差別はメキシカンへの差別全体のごく一部に過ぎず、より重要な課題は州内のメキシコ系アメリカ人に対する差別の解消であると訴えた。コルテスは、「[メキシカンに対する] 差別事件は散発的なものである」との認識のもと、「これらの散

²⁷³ Clint Walker to Jay C. Stilley, March 15, 1948, folder 12, box 33, Sánchez Papers; O. L. Peterman to Jay C. Stilley, April 5, 1948, folder 12, box 33, Sánchez Papers.

²⁷⁴ *Brownsville Herald*, June 1, 1948, 14.

²⁷⁵ William L. McGill to M. B. Morgan and Thomas Sutherland, June 10, 1948, box 4-14/52, Jester Papers; Thomas S. Sutherland to M. B. Morgan, June 11, 1948, box 4-14/48, Jester Papers.

発的な事件によって、テキサス全体が罰せられるべきではない」というモーガンの発言は、メキシコ人の移動労働者に対する差別のみを想定したものであると指摘した。就労先の農場からめったに離れず、居住地域のコミュニティとのかかわりも乏しい移動労働者は日常生活で差別を感じることもあまりなく、さらに差別を受けたと感じても英語ができず教育水準も低いために苦情申し立てが困難なので、かれらによる差別事件の報告数は少なく抑えられているとコルテスは主張した。コルテスがより重要な問題と考えていたのは、州内に定住し、多くの場合米国籍を持つメキシカンやその他のラテンアメリカ系が直面している差別であった。そのうえで、教育機関における隔離、雇用に当たっての差別、不動産の賃借・購入に当たっての差別、商業・公共施設でのサービスの拒否、陪審員となる権利の侵害、法執行機関職員による人権侵害を、ラテンアメリカ系の人々がテキサスで日常的に経験する差別の類型としてあげている²⁷⁶。

さらに、コルテスはメキシコからの外国人労働者導入に対してLULACは単なる反対論の立場をとっているのではないと述べたうえで、メキシコ系アメリカ人や合法的に滞在・就労する在米メキシコ人の賃金や生活水準を低下させるのであれば、外国人労働者のテキサスの農場での就労は認められないと主張した²⁷⁷。また、当時カリフォルニアやテキサスで農業労働者の組織化を進めていた全国農業労働者組合（National Farm Labor Union）は、スティリー案を農業労働者の賃金を引き下げる目論見として批判している²⁷⁸。このように、テキサス州政府や民間団体によるメキシカン差別撤廃への取り組みに対しては、外国人労働者の導入に否定的なメキシコ系アメリカ人組織や労働組合から、メキシコ政府および国内世論を説得してブラセロの導入を実現するための方策に過ぎないとの疑念が表明されていたのである。

ただし、メキシコ政府との交渉においては、テキサス州政府や州内の民間団体の施策は一定の効果を取っていた。1948年6月、ジェスターは国務省に対し、テキサスでアングロ＝メキシカン関係の改善が進んでいることを強調したうえで、州内の綿花農場では1948年の秋に1万人

²⁷⁶ R. A. Cortez to M. B. Morgan, December 18, 1947, 811.504 Mexico/12-1847, box 4855, RG 59, NA.

²⁷⁷ Ibid.

²⁷⁸ “Farm Labor Roundup,” *Farm Labor News*, 2, no. 7(July 1948), 4.

のブラセロを必要としているとメキシコ政府に伝えるよう要請した²⁷⁹。国務省内では、ステイリーおよび州政府の努力をメキシコ的外交関係者が好意的に評価していることと、テキサス以外の米国各州でブラセロへの需要が比較的少ないことを理由に、メキシコ政府がテキサスへのブラセロ送出を認める可能性があるとの見方が示されていた²⁸⁰。一方、メキシコ外務省からの返答は、テキサスにおける一連の取り組みを評価したうえで、差別行為を禁じる州法の制定を求めるものであった。また、米国大使館が主張していた、ブラセロ・プログラムの適用対象にテキサスを含めることで同州への非合法移民の流れを減少させられるという議論に対しては、その有効性を認めたとうえで、非合法移民の雇用主に対する罰則を法律で定めることが望ましいとの認識を示した²⁸¹。テキサスでのブラセロ就労解禁の条件として、メキシカンへの差別を禁じる立法措置を求めると同時に、非合法移民の雇用主への罰則導入を促すメキシコ政府の方針は基本的に変化していなかったが、綿花加工業組合の取り組みや、それに対するテキサス州政府の支持はメキシコ側でも好意的に評価されていた。しかしながら、次章で述べるように1948年10月に多数のメキシコ人労働者がテキサスに非合法越境した事件を受けて、このような努力の成果は水泡に帰すこととなった。

おわりに

本章で分析の対象とした1945年末から48年の夏にかけての期間は、戦後期のブラセロ・プログラムの基本的な枠組みが成立した時期であった。1945年12月28日成立の公法269号による1946年末までの延長は、同年にも農業労働力が不足することを見込んだ暫定的な措置であった。しかしながら、外国人農業労働者の導入を求める農場経営者や、その利害を代表する農村部選出議員の意向を受けて、1947年には公法40号と新しい二国間協定が成立し、農業ブラセロ・

²⁷⁹ Beauford H. Jester to George C. Marshall, June 7, 1948, 811.504 Mexico/7-648, box 4857, RG 59, NA.

²⁸⁰ Memorandum by the Ambassador in Mexico: Mexican Laborers for the State of Texas, July 22, 1948, 811.504 Mexico/7-2248, RG 59, box 4857, NA.

²⁸¹ Mexican Ministry for Foreign Relations to the Department of State, July 27, 1948, box 4-14/52, Jester Papers.

プログラムは戦後も継続されることになった。

これに対し、鉄道ブラセロ・プログラムは 1945 年末を以て廃止され、その後も復活されることはなかった。一部の鉄道会社は戦後もメキシコ人労働者の雇用を望んでいたが、戦争の終結に伴う鉄道輸送量の減少と、軍務に就いていた鉄道従業員の復員は、労働力の不足という名目で外国人労働者の導入を正当化することを難しくしたといえる。また、鉄道業では労働組合の影響力が強く、労働組合は外国人労働者の雇用を戦後も継続することに反対していたことも、鉄道ブラセロ・プログラムが終戦とともに廃止された要因であった²⁸²。

一方、戦時労働力の確保という当初の目的が失われたにもかかわらず、農業ブラセロ・プログラムは戦後も継続された。その理由として、具体的には以下の要因が指摘できる。

第 1 の要因としては、米国内では農場経営者およびその支持を得ていた議員が多数存在し、ブラセロ・プログラムの継続を基本的に望んでいたことがあげられる。ただし、農場主たちが同プログラムの積極的な支持者であったのかどうかは議論の余地がある。かれらの多くは、メキシコ人労働者の無制限な雇用が実現することは期待できない以上、ブラセロの導入を次善の策と見なしていたのである。農業労働力として求められていた安価に雇用でき、安定して供給される労働者は、かならずしもメキシコとの二国間協定に基づいて導入されたブラセロである必要はなかったと考えられる。しかしながら、AFBF を中心とした農場経営者団体は戦後の労働市場の変化を視野に入れ、「将来の労働力不足」に対応するためには外国からの労働力導入を選択肢として残しておくべきだと主張していた。

第 2 の要因は、米墨両政府がブラセロ・プログラムを、非合法移民の流れを抑制する唯一の実行可能な手段と位置づけていたことであった。メキシコから米国への非合法的な労働者の移動は、戦中から米墨間の懸案事項であり、1946 年から 47 年にかけてますます問題視されるようになった。国境地帯における非合法移民の大量集中は、国境警備を担当していた米国移民帰化局やメキシコ内務省に多大な負担を強いており、第 2 節で論じたように米墨間の外交上の懸案事

²⁸² Driscoll, *The Tracks North*, 151-52, 167-69.

項となっていた。米国内で逮捕・送還された労働者がメキシコ側の国境都市に流入し、米国内に戻ることを両国政府は防止したかったのである。

さらに第 3 の要因として、ブラセロ・プログラムは米国内でのメキシコ人の権利保障にも資するものであるとメキシコ側が認識していたことも、ブラセロ・プログラムの継続の理由として指摘できる。非合法移民は米国内で差別や搾取の対象とされる可能性が高かったことを考慮すれば、正規の滞在資格を持ち、協定によって労働者および米国内に滞在する外国人としての権利を保障されているブラセロの送出国を戦後も継続することはメキシコ政府にとって有意義な選択肢であった。二国間協定が失効し、公法 45 号のような米国の国内法のみを法的根拠とするメキシコ人労働者の国境での募集が拡大すれば、米国内で起きた問題にメキシコ政府が介入することがより困難になると予想されていた。その結果として、メキシコ側の対米世論が陰悪化し、米墨関係に悪影響を及ぼす危険性を同国の外交担当者は無視できなかつたのである。

非合法移民の雇用を大規模に実施していたうえ、州内の雇用主の多くがその送還と就労・滞在資格の正規化にも非協力的だと見なされていたテキサスに対するメキシコ政府内の評価は概して低かつた。さらに、同州とメキシコのあいだの人的・経済的な結びつきの強さも手伝って、テキサスでのメキシカン全体に対する差別や隔離に対するメキシコ国内世論の関心はとりわけ高かつたため、同州へのブラセロの大規模な送出国は米墨関係の重大なリスク要因となる可能性があつたのである。これが、テキサスでのメキシコ人短期移民労働者への労働力需要の高さについては米墨両国のブラセロ・プログラム担当者が広く認めていたのにもかかわらず、同州へのブラセロの導入が 1948 年に至っても実現しなかつた理由であつた。

以上のように、1946 年から 48 年にかけて、米国とメキシコは非合法移民を抑制する手段としてブラセロ・プログラムの継続を決定した。当時、メキシコ内務省は国境地帯の警備を大規模に実施することはできず、米国側でも農場主の支持を受けた南西部選出議員の意向を反映して移民帰化局の管轄下にあつた国境警備隊の予算と人員は制限されていた。そのため、ブラセロ・プログラムを通じて米国内で合法的に就労する機会をメキシコ人に提供する以外に移民の流れを管理する手段が存在しなかつたのである。ただし、両国の外交・国境警備担当者の意図とは

裏腹に、ブラセロ・プログラムは労働力移動管理の手段としては有効に機能しえなかった。次章で述べるように、同時期の米国側では、メキシコ人労働者の確保を求める地域社会からの圧力や要望によって国境警備や非合法移民の取締りが意図的に緩められるという事態がしばしば起きていた。その結果として、1948年10月には「エル・パソ事件」として知られるようになったメキシコ人労働者の大規模な非合法越境事件が発生し、ブラセロ・プログラムは翌年8月まで停止を余儀なくされたのである。

第4章 エル・パソ事件と戦後期ブラセロ・プログラムの成立 – ブラセロ・プログラムの中断と再開をめぐる米墨政府間交渉(1948-49年)

はじめに

本章では、1948年から49年にかけての非合法移民問題に対する米墨両国での関心の高まりを受けて、移民統制と国境管理という政策目標がブラセロ・プログラムの運用に与えた影響について考察する。

前章で述べたように、米墨両国の外交および国境警備・移民政策担当者のあいだには、1948年までに非合法移民問題への対応策としてブラセロ・プログラムを位置づける合意が成立した。これ以後、ブラセロ・プログラムを存続させたうえで、両国政府の管理のもとメキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障する方針が定着していった。

しかしながら、綿花農場を中心にメキシコ人労働者への大きな需要が存在していたテキサスは、1948年になってもブラセロ・プログラムの適用対象に含まれていなかった。したがって、同州での就労を求めるメキシコ人は多くの場合非合法移民として入国せざるを得なかった。1948年10月、数千名のメキシコ人労働者が米国国境警備隊の黙認のもとに国境を非合法に越え、テキサス州エル・パソを経て米国側に出国した。「エル・パソ事件(the El Paso Incident/el Incidente de El Paso)」として知られるようになったこの事件の直後、米国による国境警備の放棄を理由にメキシコ政府はブラセロ・プログラムを停止した。しかし、翌年8月に同プログラムは再開され、以後は中断することなく継続したのである。

1948年10月の中断後、なぜ米墨両国の政府が翌年以降二国間協定を更新してブラセロ・プログラムを継続したのかという問いについては、当時の両国の移民政策・国境警備政策におけるブラセロ・プログラムの位置づけに注目して考える必要がある。なぜなら、結論を先取りすれば、国境警備に投入できる予算や人員が米墨両国で限られていた当時、両国の外交・国境警備担当者はブラセロ・プログラムを、非合法移民の流れを抑制する唯一の実行可能な手段と位置づけていたからである。ブラセロ・プログラムの停止後、米国内でもとくに米墨国境地帯の農

場経営者を中心に、米墨間の協定に基づくメキシコ人労働者の雇用に対する規制の撤廃を求め
る声が高まっていた。米墨両国の連邦政府内では、ブラセロ・プログラムを再開し、テキサス
も含めた全米に対してメキシコ人農業労働者の安定した供給を実施しなければ、多くの農場主
は非合法入国者を雇用するようになるとの懸念が持たれていたのである。

第1節では、1940年代後半から50年代前半にかけて、メキシコから米国への合法および非合
法の人の移動を増加させた要因について、メキシコ国内の経済および社会の状況に注目しつつ
検討する。第2節および第3節では、エル・パソ事件の分析を通じて、以下の3つの問題につ
いて考察する。まず、米国内へのメキシコ人労働者の非合法的な移動は、当時のブラセロ・プロ
グラムの実施状況とどのように関連していたのかを明らかにする。また、「エル・パソ事件」に
対する米墨両国内の反応と、事件が両国政府の政策決定に与えた影響について検討する。さら
に、ブラセロ・プログラムの再開およびテキサスでのブラセロの雇用の実現に向けて、米墨両
国政府に対してテキサス州政府がいかなる働きかけをおこなったかを分析する。

第1節 メキシコ人の米国への流入増の背景

1. 米墨間の所得格差の拡大

メキシコから米国への労働力の移動を促してきた要因の一つは両国のあいだに存在する賃金
の格差であった。農業労働者に支払われる賃金はどちらの国でも平均を下回っていたとはいえ、
米国内での農業労働者の収入はメキシコにおけるそれと比較すれば数倍に達したのである²⁸³。

1948年7月のペソ切り下げによって対ドル換算での米墨間の賃金格差はさらに増大した。1948
年以前は1ドル=4.855ペソだったのが、まず1ドル=6.90ペソに切り下げられた²⁸⁴。約1年間

²⁸³ 1956年、メキシコでは農業労働者の平均年収はドルに換算して215ドル、都市部住民の平均
年収は1,026ドル、全体の平均年収は586ドルとなっていた。一方、同年の米国内の農業労働者
の平均年収は1,178ドルであった。Craig, *The Bracero Program*, 16. 米国全体の平均年収は1,975
ドルだった。United States Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial
Times to 1970, Bicentennial Edition, part 2* (Washington, DC: G.P.O., 1975), F 297-348, 243.

²⁸⁴ *Hispanic World Report*, 1, no. 2 (December 15, 1948), 5.

の変動期を経て、最終的には1ドル=8.65ペソと、ペソの価値は大幅に下落した²⁸⁵。これに伴うメキシコ国内各地域²⁸⁶の農業労働者の収入の変化を以下の表に示す。1948年7月以降、農業労働者の賃金は対ドル換算でかなり低下していたことが読みとれる。また、多数のブラセロの出身地であった中央高原では、他地域と比較して労働者の収入はかなり低かったことがわかる。

表4-1. メキシコ国内における農業労働者の平均日給（1947-49年）

	北部国境地帯 ペソ／ドル	中央高原 ペソ／ドル	沿岸部 ペソ／ドル
1947.12	5.36 / 1.10	3.02 / 0.62	4.92 / 1.01
1948.4	5.22 / 1.08	3.04 / 0.63	5.12 / 1.06
1948.7	5.78 / 1.19	2.81 / 0.58	5.41 / 1.12
1948.10	5.91 / 0.85	3.07 / 0.44	5.40 / 0.78
1949.1	5.89 / 0.86	3.16 / 0.46	5.73 / 0.83
1949.4	6.06 / 0.87	3.04 / 0.43	5.70 / 0.83
1949.7	5.96 / 0.69	3.15 / 0.36	5.90 / 0.68
1949.10	5.98 / 0.69	3.33 / 0.38	6.10 / 0.71

出典：Bruce Staffel Meador, “‘Wetback’ Labor in the Lower Rio Grande River” (Master’s Thesis, University of Texas, 1951), 25 より筆者作成。

さらに、メキシコでは第二次世界大戦後インフレ傾向が続いていた。1939年を基準とした場合、1950年の農業労働者の最低賃金は実質的に46パーセント低下し、都市労働者の最低賃金も39パーセント低下した²⁸⁷。

一方、米国内で就労するメキシコ人はブラセロ協定によって賃金が保証されていた。たとえば第2章で述べたように、1942年の協定では最低賃金が時給30セントと規定され、仕事がない場合でも契約期間中は1日3ドルが生活費として支給されると取り決められていた。また、同

²⁸⁵ 丸谷吉男編著『メキシコ - その国土と市場』（科学新聞社、1986年）、85頁。

²⁸⁶ 地域区分は米国農務省の設定した区分に基づき、以下の通りとなる。北部国境地帯 (U.S. Border Region)：バハ・カリフォルニア、ソノラ北部、チワワ北部、コアウイラ北部、ヌエボ・レオン北部、タマウリパス北部。中央高原 (Central Mesa)：チワワ南部、コアウイラ南部、ヌエボ・レオン南部、ドゥランゴ、サカテカス、サン・ルイス・ポトシ、アグアスカリエンテス、ハリスコ、コリマ、グアナフアト、ミチョアカン、ゲレロ、ケレタロ、イダルゴ、メヒコ、連邦区、トラスカラ、モレロス、プエブラ、オアハカ西部。沿岸部 (Coastal Regions)：バハ・カリフォルニア・スール、ソノラ南部、シナロア、ナヤリット、タマウリパス南部、ベラクルス、タバスコ、カンペチェ、ユカタン、キンタナ・ロー、チアパス、オアハカ東部。Meador, “‘Wetback’ Labor in the Lower Rio Grande River,” 31.

²⁸⁷ Hancock, *The Role of the Bracero in the Economic and Cultural Dynamics of Mexico*, 30.

地域の「アメリカ人」労働者が協定で定められた最低賃金以上の収入を得ている場合は、ブラセロは同地域の「標準的賃金 (prevailing wage)」を受け取ることになっていた²⁸⁸。1948年2月の協定以降、具体的な最低賃金額は協定に明記されなくなったが、「標準的賃金」を支給される規定はその後の各協定にも含まれていた²⁸⁹。ちなみに、1950年、メキシコと国境を接する4つの州における「アメリカ人」労働者も含めた農業労働者全体の1時間あたり平均収入は、テキサス、ニューメキシコでは54セント、アリゾナでは64セント、カリフォルニアでは88セントとなっていた²⁹⁰。

当時、農業労働者の1日あたりの労働時間は10時間が相場だった²⁹¹。したがって、日給に換算するとテキサス、ニューメキシコでの1日あたりの平均収入は5ドル40セント、カリフォルニアでは8ドル80セントとなる。先にも述べたように、正規の契約によって雇われたブラセロであれば、地元の労働者と同額が支給されることになっていた。したがって、1950年にはテキサスやニューメキシコでも、ブラセロは沿岸部や北部国境地帯の賃金と比較して7倍から8倍、中央高原の賃金と比べれば14倍の収入を得ることができた。カリフォルニアと比較すれば収入の差はさらに広がることになる。非合法就労者の場合でも、最も賃金が低かったとされるテキサス南部で1950年の時給の相場が25セント、日給は2ドルから2ドル50セントであったという²⁹²。同時期、同じような仕事に対してニューメキシコ南部では時給40セント、カリフォルニア南東部インペリアル・ヴァレーでは時給50セントが支払われたとも報告されている²⁹³。

むしろ、米国内の物価の高さを考慮すれば相当の出費が必要であった。たとえば、1947年協定で低く抑えるよう定められていたとはいえ、食費はブラセロの給料から差し引かれていた²⁹⁴。

²⁸⁸ EAS 278, *USSL*, 77th Cong., 2nd Session, 1942, vol. 56, part 2 (Washington, DC: G.P.O., 1943): 1759-69.

²⁸⁹ TIAS 1968, *USSL*, 80th Cong., 2nd Session, 1948, vol. 62, part 3 (Washington, DC: G.P.O., 1949), 3887-903.

²⁹⁰ *Migratory Labor in American Agriculture*, 79.

²⁹¹ *Ibid.*, 78.

²⁹² Lyle Saunders and Olen E. Leonard. *The Wetback in the Rio Grande Valley of Texas* (Austin: University of Texas, 1951), 43.

²⁹³ *Migratory Labor in American Agriculture*, 79.

²⁹⁴ TIAS 1710, *USSL*, 80th Cong., 1st Session, 1947, vol. 61, part 4 (Washington, DC: G.P.O., 1948): 3738-44.この時点ではブラセロから徴収する食費は1日当たり1.50ドルとされた。50年代後半

また、州によっては月に2ドルから4ドルを医療保険として徴収していた²⁹⁵。それでも、平均的なブラセロは受け取った給料の半額以上を故郷に送金するか、貯金することができた²⁹⁶。

メキシコ国内でインフレに伴う実質的収入の低下に悩まされる労働者にとって、10倍前後の収入を得られる米国で就労することはきわめて魅力的に映ったであろう。米墨間での所得格差は、1940年代後半から50年代にかけてメキシコからの労働力流出を促した重要な要因であった。

2. メキシコの農村を取り巻く状況

メキシコの農村からの大規模な労働力流出を引き起こしたもう一つの要因として、土地の不足があげられる。メキシコの国土は山岳地帯や砂漠の占める割合が大きく、耕作可能な部分が少ないという特徴がある。1950年のデータによれば、約197万平方キロの国土のうち耕作可能な部分は12パーセント、面積にして23万3000平方キロでしかなかった。このうち、灌漑を必要としない耕作地はわずか9万平方キロであった²⁹⁷。

メキシコ革命を経て制定された1917年憲法の第27条では、土地を「国家／国民」の所有財産とする規定が盛り込まれ、自営農民の創出による農業の近代化がこれ以後進められてきた。とくに、それまでの大土地所有制に代わってエヒード (ejido: 共有地) の導入が積極的におこなわれるようになり、1940年には農業人口の3分の1、耕地面積の47パーセント、農業生産の49パーセントを占めるようになった。エヒードは利用者ごとに分割され、個別的利用に委ねられるが、譲渡・売買は認められなかった。1934年から40年までのラサロ・カルデナス (Lázaro Cárdenas) 政権期には、1936年に制定された法律により内外資本のプランテーションが接収され、

には1.75ドルとなっている。Henry P. Anderson, *The Bracero Program in California* (School of Public Health, University of California, 1961; reprint, New York: Arno Press, 1976), 138. もっとも、ブラセロのあいだでは農場で提供される食事の質についての苦情が絶えなかったという。Ernesto Galarza, *Strangers in Our Fields* (Washington, DC: Joint United States-Mexico Trade Union Committee, 1956), 40-45.

²⁹⁵ Anderson, *The Bracero Program in California*, 138.

²⁹⁶ 平均的なブラセロは約8ヶ月間働き、収入の約52から53パーセントを貯金したという。残りの5割弱は、飲食、衣服、身繕い、娯楽などに使われた。Téllez García, *La migración de braceros a los Estados Unidos de Norteamérica*, 26.

²⁹⁷ Lázaro Salinas, *La emigración de braceros*, 35.

農民による協同耕作と協同経営を取り入れた「集団エヒード」が創設された。北部の綿花農場や小麦農場の一部もこの政策による接収の対象となったのである²⁹⁸。

しかし、カルデナス政権期以後、土地改革の速度は鈍化した。カルデナスは在任中に 81 万人の農民に土地を分配したが、後継者のマヌエル・アビラ・カマチョ (Manuel Ávila Camacho) が大統領の座にあった 1940 年から 46 年のあいだに土地の分配を受けた農民は 15 万 8000 人に留まった。1946 年から 52 年までのミゲル・アレマン (Miguel Alemán) 政権期の土地分配の実績は 9 万 7000 人と、さらに減少した²⁹⁹。1950 年代以降、農村人口の増加に対して土地分配が追いつかなくなり、農業従事者全体に対する土地なし農民の割合は増加した。一方、綿花農場を中心に、北部 (メキシコ湾岸およびリオ・グランデ川流域地帯) や北部太平洋岸では土地の集中・寡占が進み、ネオ・ラティフンディオ (neo-latifundio) と呼ばれる新たな労働集約型の大規模農場が出現した。土地所有の再集中を促した要因として、小規模の共有地を耕作していたのでは生活していけなくなったエヒダタリオ (ejidatario: 共有地耕作者) が、本来禁止されていたエヒードの賃貸借を頻繁におこなうようになったことが指摘されている³⁰⁰。

表 4-2. 土地を持たない農業従事者の増減

	全国人口 (千人)	農業従事者 (千人) (1)	土地なし農業従事者 (千人) (2)	(2)の増減率 (%)	(2) / (1) (%)
1910	15,160	3,579	3,130		
1930	16,552	3,626	2,479	-21	68
1940	19,654	3,831	1,913	-23	50
1950	25,791	4,008	1,472	-23	37
1960	34,923	5,045	2,204	50	48

出典：山崎春成『世界の大都市 3 メキシコシティ』東京大学出版会、1987年、102頁；丸谷吉男編著『メキシコ - その国土と市場』科学新聞社、1986年、22頁より筆者作成。

これらの土地を持たない農業従事者の一部は、ブラセロあるいは非合法移民として米国内へ働きに行ったと考えられる。また、小規模自作農やエヒダタリオも米国への移民の流れに加わ

²⁹⁸ Ramon Fernandez, "Land Tenure in Mexico," *Journal of Farm Economics*, 25, no. 1 (February 1943): 219-34; 国本伊代『メキシコの歴史』(新評論、2002年)、301頁。

²⁹⁹ 山崎春成『世界の大都市 3 メキシコシティ』(東京大学出版会、1987年)、82頁。

³⁰⁰ 前掲書、102-5頁。

った。メキシコの農務省や、一部の農場経営者は、米国への労働力流出がメキシコ国内の農業生産に悪影響を与えると主張していた。たとえば、1946年3月には、ハリスコの農業・製造業関係者のあいだでブラセロ募集への反発が広がった。前年、同州から多数の農業労働者が米国側へ流出し、労働力不足が発生したことが農場経営者の反発の背景にあった。一方、製造業では高賃金につられて熟練工が流出することを危惧したのである³⁰¹。

表 4-3. 1951年の州別ブラセロ出国者数（ただし1万人以上のブラセロを出した州のみ）

州 (配列はブラセロ出国者数の順)	ブラセロ 出国者	州人口	労働人口 (1)	ブラセロ 出国者数 / 労働人口 (%)	失業者 (12週以下) (2)	失業者 (12週以上) (3)	失業率(%) (2)+(3)/(1)
チワワ	55,002	846,414	264,014	20.8	1,180	6,119	2.76
ハリスコ	51,457	1,746,777	555,713	9.2	2,257	3,726	1.07
グアナフアト	46,862	1,328,712	419,614	11.2	1,520	3,565	1.21
ドゥランゴ	38,152	629,874	195,203	19.5	474	2,081	1.30
ミチョアカン	36,924	1,422,717	439,421	8.4	1,439	4,347	1.31
サカテカス	19,379	665,524	199,842	9.7	227	497	0.36
コアウイラ	14,425	720,619	226,769	6.4	1,210	3,523	2.09
サン・ルイス・ポトシ	10,957	856,066	270,486	4.1	371	679	0.39

出典：ブラセロ出国者数は Gloria R. Vargas y Campos, “El problema del bracero mexicano” (Tesis Profesional, Licenciado en Economía, Universidad Nacional Autónoma de México, 1964), Cuadro No.7 による。それ以外の数値は Estados Unidos Mexicanos. Dirección General de Estadística. *Séptimo Censo General de Población. 6 de junio de 1950* (México, DF: Secretaría de Economía, Dirección General De Estadística, 1950), Cuadros 9, 10 による。

これらの州の労働人口とブラセロ出国者数を比較すると、チワワやドゥランゴの約 20 パーセントは例外的な数字にしても、労働人口の 4 パーセントから 9 パーセントがブラセロとなっていたことがわかる。あくまでこの数字は目安であるが、多数のブラセロを送出していた地域では、場合によっては労働力不足も生じていたと推測できる。なお、1951年にブラセロを多く出していた州は、チワワおよびコアウイラを除いて国境からやや離れた地域に集中していた。これは、ブラセロ・プログラム開始以来、国境地帯各州での募集が長らくおこなわれなかったことが一因であろう。また、国境州のチワワやコアウイラは他州に比べて失業率が高かったことが読みとれる。これらの州の失業率を高めた一因には、米国への出稼ぎ希望者、仕事を終えた

³⁰¹ *El Nacional*, March 29, 1946, 4.

帰国者、さらには送還された非合法移民など、職を持たない人々が滞留するという国境地帯特有の事情があったと考えられる。

ただし、国境地帯に集中した労働者のすべてが米国への出国を目的としていたわけではない。米墨国境地帯の農場の規模が 1940 年代から 50 年代に拡大するにつれて、これらの農場で働くことを目的に内陸部から多数の農業労働者が流入するようになった。とくに、タマウリパス州マタモロスを中心とした、リオ・グランデ川下流域の綿花農場はこの時期に急成長を遂げた。1939 年から 1949 年の 10 年間に、同地域の綿花生産量は 6.6 倍の伸びを記録している。しかし、この地域の綿花農場に集まった労働者の数は、しばしば必要数を大幅に上回っていた。1950 年には 2 万 5000 人の求人に対し、6 万人がマタモロス周辺に集まったという。これらの労働者の多くは、メキシコ国内で仕事を得られない場合はそのまま国境を越えて米国側に働き口を求めた³⁰²。この場合、米国内での非合法就労はあくまで選択肢の一つであったといえる。

マタモロスの事例は、メキシコ側の農場の労働力需要をはるかに超えるほどの労働者が国境地帯に集中することがあったことを示している。米国の農場主とメキシコの農場主は、メキシコ人労働者の確保をめぐる競争関係にあったともいえるだろうが、メキシコ側で吸収しきれなかった労働力を米国内の農場が利用していたとも考えられる。ただし、ホレス・E・ニュートン (Horace E. Newton) は、賃金の格差を理由に米国側に流れていく労働者が多かったため、メキシコ側の農場経営者はつねに必要より多めに労働者を募集していたと指摘している³⁰³。したがって、国境地帯に流入する労働力は恒常的に需要を上回り、メキシコ側で雇用されなかった労働者は米国へと流出し続けていた。

1940 年代以降増加していた耕作地を持たない農村部住民の多数は、首都メキシコシティを中

³⁰² Coalson, *The Development of the Migratory Farm Labor System in Texas*, 84.

³⁰³ Horace Edwin Newton, "Mexican Illegal Immigration into California, Principally since 1945: A Socio-Economic Study" (Master's Thesis, Claremont Graduate School, 1954), 9-10. 米国内の農場経営者のあいだでは、メキシコ政府は国内の農場経営者からの圧力によって、国境地帯の賃金水準を低くしておくためにメキシコ人労働者の自由な移動を妨げているとする意見も唱えられていた。Coalson, *The Development of the Migratory Farm Labor System in Texas*, 99.

心とする、メキシコ中部の大都市におもに流入していた³⁰⁴。北部の開発もこの時期から進展し始めていたが、ヌエボ・レオン州モンテレイに代表される一部の工業都市を除けば、この地域には十分な雇用が存在していなかった。多くの移住者にとって、米墨国境に近いメキシコ北部の都市や大規模農場は、かならずしも最終的な目的地ではなかった³⁰⁵。前述した両国間の所得格差も手伝って、北部国境地帯に流入したメキシコ人の多くは米国に移動していったのである。

第2節 「エル・パソ事件」の経緯

1. 国境地帯へのメキシコ人労働者の集中

1948年10月初旬、テキサス州エル・パソと国境を隔てて接するチワワ州シウダー・フアレス付近に多数のメキシコ人労働者が集結しはじめた。1週間ほどのあいだにその数は数千人を超え、シウダー・フアレス市内は米国内での職を求める移動労働者で溢れかえるようになった。これらの労働者の多くは収穫期を迎えていたテキサス州内の綿花農場で働くことを目的とした、中部諸州出身者であった。しかし、メキシコ政府は国境地帯でのブラセロの募集を原則的には禁止していたため、彼らはブラセロ・プログラムに基づいた正規の労働契約によってテキサスに入れなかった。後述するように、これらの労働者は10月14日から17日にかけて大挙して米国側に非合法出国し、近隣の綿花農場へ移動した。この事件の直後、メキシコ政府はブラセロ・プログラムを停止し、同プログラムは翌49年8月の新協定締結まで実施されなかった。

「エル・パソ事件」が移民・国境警備政策をめぐる米墨関係に与えた影響には特筆すべきものがあるが、この事件を引き起こした要因そのものは特殊なものではなかった。第2章および3章で述べたように、ブラセロ・プログラムによる正規の雇用枠から漏れたメキシコ人労働者が米墨国境地帯に流入し、米国内への越境を試みる事例は第二次世界大戦中からすでに存在し、戦後になってさらに増加していたのである。この傾向は、1947年3月から9月にかけての一部

³⁰⁴ 農村部からメキシコシティへの人口流入については、山崎『メキシコシティ』、第4章を参照。

³⁰⁵ Olga Pellicer de Brody and José Luis Reyna. *Historia de la revolución mexicana, 1952-1960, vol. 22: El afianzamiento de la estabilidad política* (México, DF: El Colegio de México, 1978), 59-60.

の時期を除いて、1942年のブラセロ・プログラム開始以降ブラセロの導入を継続的に禁止されていたテキサスとの境界付近においてとくに顕著であった。しかし、ブラセロ・プログラムによって多数の労働者を受け入れていたカリフォルニアやアリゾナでも大戦中から同様の現象が起きていた。したがって、州内にメキシコ人労働者への多大な需要が存在するにもかかわらず、差別・隔離問題や劣悪な労働条件を理由にブラセロ導入の禁止が長らく禁止されていたというテキサス特有の事情は、このような大規模の非合法移民の流入を引き起こした唯一の要因ではない³⁰⁶。事件の背景には、米国内での雇用を求めるメキシコ人労働者がメキシコ側の国境都市に多数滞留していたという、国境地帯の各地に共通する状況があったのである。

1948年4月、メキシコ政府はメキシコ湾岸の港湾都市タマウリパス州タンピコと、中西部の内陸に位置するアグアスカリエンテス州アグアスカリエンテスをブラセロの募集地とした³⁰⁷。2月の協定では、募集の拠点を北緯20度に位置するケレタロとグアダラハラを結んだ線より南側に設置することとしたが、タンピコとアグアスカリエンテスはいずれも北緯22度付近に位置しており、協定で定められた線より米墨国境に近かった。両都市で募集を実施することになった経緯は史料が残されておらず明らかではないが、メキシコ政府は国境地帯でのブラセロ募集を認めない代わりに従来に比べて北側に募集地を移すことで、1948年協定でブラセロの移動費用の負担が増した米国の農場主の不満を和らげようとしたと考えられる³⁰⁸。また、ブラセロの募集

³⁰⁶ 実際、1948年の「エル・パソ事件」はこの種の出来事の一つの事例ではない。たとえば、1954年1月から2月にかけても、バハ・カリフォルニアから多数のメキシコ人労働者がカリフォルニア州内に向けて非合法に出国するという事件が起きている。ただし、この時はアドルフォ・ルイス・コルティネス（Adolfo Ruiz Cortines）大統領の判断もあって、両国間でこの問題をめぐって大きな対立が引き起こされることはなかった。Craig, *The Bracero Program*, 112-13; Patricia Morales, *Indocumentados mexicanos. Causas y razones de la migración laboral*. Segunda Edición (México, DF: Editorial Grijalbo, 1989), 190-91.

³⁰⁷ *El Universal*, May 31, 1948, 1, 8; Charles E. Bohlen to Carl Hatch, April 26, 1948, 811.504 Mexico/4-2648, box 4856, RG 59, NA.

³⁰⁸ この決定とほぼ同時に、カール・A・ハッチ（Carl A. Hatch）上院議員（民主党、ニューメキシコ州選出）は、ブラセロの募集拠点をチワワ州チワワに設置するようメキシコ側に働きかけるよう国務長官に要請している。ニューメキシコの綿花農場主のあいだでは、ケレタロないしイラプアトでブラセロの募集が実施されるとの噂が広まっていたが、両都市は国境から離れており、ブラセロの移動に当たっての農場主への負担が大きくなりすぎるとの不満が表明されていた。Carl A. Hatch to the Secretary of State, April 26, 1948, 811.504 Mexico/4-2648, box 4856, RG 59, NA.

人員の大多数は両都市に比較的近い中部諸州に割り当てられていたため、国内での移動距離が比較的短くなるうえ、戦時中に問題となっていたメキシコシティへの多数の応募者の流入を防ぐこともできた。したがって、この決定はメキシコ側にとっても利点のあるものであった³⁰⁹。

表 4.4. ブラセロ募集計画³¹⁰ (1948 年 4 月)

	出身州・地域	割当数 (人)
アグアスカリエンテスで募集されるブラセロの出身州および割当数	グアナフアト	5,000
	連邦区 (メキシコシティ)	5,000
	ハリスコ	4,000
	ミチョアカン	4,000
	オアハカ	3,000
	サカテカス	3,000
	アグアスカリエンテス	2,000
	ドゥランゴ	2,000
	ゲレロ	2,000
	タンピコで募集されるブラセロの出身州および割当数	出身州・地域
タマウリパス		3,000
ユカタン		2,000

たしかに従来の募集地に比べればタンピコとアグアスカリエンテスはいくらか国境に近かったが、それでも直線距離で前者は約 400 キロ、後者は 800 キロ以上も離れていた。米国内の農場主はメキシコ政府の決定を不服とし、一部はブラセロ・プログラムへの参加を拒否した³¹¹。その批判は、新しい協定のもとではブラセロの移動費用の負担が過大になることに加えて、以下の点に集中していた。

まず、メキシコ国内の交通インフラの未整備によって、ブラセロの移動に時間がかかるうえ、短期間に多数の労働者を輸送できない点が問題となっていた。収穫期を控えて多数のブラセロが移動する際には、鉄道施設の割り当てをめぐって雇用主のあいだで競争が生じる事態も起こっていた。従来に比べれば募集センターが国境に近づいたとはいえ、米国内の農場までの移動

³⁰⁹ *El Universal*, May 18, 1948, 1, 15.

³¹⁰ Mexican Agricultural Laborer for the United States, April 29, 1948, 811.504 Mexico/4-2948, box 4856, RG 59, NA.

³¹¹ Peter Neil Kirstein, “Anglo over Bracero: A History of the Mexican Worker in the United States from Roosevelt to Nixon” (Ph. D. dissertation, Saint Louis University, 1973), 142.

に要する時間は相当なものであった。移動費用が原則として農場経営者の負担となったため、この点にかんする批判はいつそう高まったといえる³¹²。

さらに、ブラセロ・プログラムによってメキシコ人労働者を雇用するためには、米墨両国の政府を介した複雑な手続きが必要とされる点が問題視された。多くの雇用主は、ブラセロ導入に当たって政府機関との折衝が必要なのであれば、米国政府を仲介者とするのではなく、メキシコ政府の係官と直接交渉の方が望ましいと考えていた。ここで想定されていたのは、バルバドスやジャマイカなど英領西インド諸島 (British West Indies) からの労働者の募集方法と同様のものであった。1947 年以降、これらの地域から労働者を募集する際には、政府間協定に定められた条件によるのではなく、各島政府の担当者と農場経営者の直接交渉によって労働者の雇用・契約条件が決定されていた³¹³。また、テキサスなど国境地帯各州の農場経営者のあいだでは、パスポートを持つブラセロに対しては自由な出入国を認めて、入国手続きの簡素化を図るべきとの考え方が強かった。同様の方策はすでにカナダからの季節労働者に対して適用されていた³¹⁴。

農場主からの圧力を受けた米国雇用局は、より国境に近い地点での募集を許可するようメキシコ政府に要求し続けた。結局、メキシコ政府は 8 月に北部のチワワ、モンテレイ、さらにシナロア州クリアカンにも募集センターを設置することを決定した。これらの都市は国境から約 320 キロから 960 キロと、タンピコやアグアスカリエンテスと比べれば米国から近い位置にあった。また、メキシコ側はこの時、カリフォルニア州に隣接する国境都市であるバハ・カリフォルニア準州メヒカリもブラセロ募集地に指定している。メヒカリはブラセロが多数雇用されて

³¹² ブラセロ輸送用の列車の速度は遅く、停車時間は長かった。ある証言によれば、メキシコ国内の移動だけでも数日を要したという。Anderson, *The Bracero Program in California*, 111. 1948 年 5 月 21 日の上院予算委員会では、メキシコ側の鉄道施設の全般的な不十分さが指摘されている。当委員会での質疑によれば、メキシコ国内の鉄道は線路の容量が不十分なうえ、労働者の大量輸送に必要なだけの車両を用意できなかった。車両不足を緩和する手段として、一部の農場経営者はサザン・パシフィック鉄道から車両を借り入れたと報告されている。U.S. Congress. Senate. Committee on Appropriations. Supplemental Hearing on Supplemental Federal Security Appropriation Bill for 1949. *Hearings before the Subcommittee of the Committee on Appropriations on H. R. 6355*, 80th Cong., 2nd Session, May 21, 1948, 3-4.

³¹³ Daniel Goott, "Employment of Foreign Workers in United States Agriculture," *Department of State Bulletin*, 21, no. 524 (July 18, 1949): 43-46.

³¹⁴ Coalson, *The Development of the Migratory Farm Labor System in Texas*, 99-100.

いたカリフォルニア州南東部のインペリアル・ヴァレーの南端に位置し、従来からブラセロの出入国地点として機能していた。つまり、1948年の夏までに、ブラセロ募集の中心は実質的にメキシコ北部に移動したのである³¹⁵。

図5. ブラセロ募集地（1948年）



出典：フリー素材「メキシコ合衆国の地図」(http://www.freemap.jp/item/north_america/mexico.html)より筆者作成。

この決定はメキシコ政府にとっても必要なものであったと考えられる。というのも、5月以降国境沿いの各都市に多数の労働者が集結し、メキシコ政府は対策に苦慮していたからである。

また、メキシコ側が米国の要求を受け入れた理由として、国境地帯に滞留した労働者が非合法

³¹⁵ Memorandum by American Embassy in Mexico, August 18, 1948, 811.504 Mexico/8-3048, box 4857, RG 59, NA; The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, September 18, 1948, 811.504 Mexico/9-1848, box 4857, RG 59, NA.

に出国する恐れがあったことも指摘できる。いずれにせよ、混乱を防止するためには、メキシコ政府はそれまで堅持してきた国境でのブラセロ募集禁止の原則を曲げることも辞さなかった。

たとえば、5月にメキシコ政府は特別措置としてメヒカリで3,000人のブラセロ募集を許可した³¹⁶。しかし、メキシコ側の担当者の不足によって募集は遅れ、応募者全員が雇用契約を済ませたのは7月半ばであった。8月にメヒカリが正規のブラセロ募集拠点とされた後もメキシコ各地から労働者が集まり続けたが、状況は変わらなかった³¹⁷。カリフォルニアの農場経営者に対し、メキシコはメヒカリで雇用される人数と同数のブラセロをクリアカンでも雇用するように義務づけたため、メヒカリで労働者が雇用される機会が減少したことが同地での混乱を増した³¹⁸。9月には、労働者の代表がロサンジェルスを訪れ、「7,000人以上がメヒカリに滞在し、[中略]6ヶ月以上も契約を待っている」と同地を訪問していたメキシコ内務省長官アドルフォ・ルイス・コルティネス (Adolfo Ruiz Cortínez) に訴えている³¹⁹。

国境地帯での労働者の滞留問題を解決する手段として、メキシコ政府による国境の開放と、ブラセロの越境の自由化を期待する向きも米国内には存在した。1948年6月11日の下院農業委員会で、オーガスト・H・アンダーセン (August H. Andresen) 議員 (共和党、ミネソタ州選出) は、ブラセロとして米国内で働くことを希望するメキシコ人たちがいずれ自国政府に対して何らかの圧力を行使し、国境の開放を促す可能性について述べている。もっとも、米国雇用局長ロバート・C・グッドウィン (Robert C. Goodwin) の反応は否定的なものであった。グッドウィンは、メキシコ政府がブラセロの出国要件を緩和することはありえないと述べたうえで、米

³¹⁶ The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, August 30, 1948, 811.504 Mexico/8-3048, box 4857, RG 59, NA.

³¹⁷ American Consulate in Mexicali, Mexico to the Secretary of State, July 21, 1948, 811.504 Mexico/7-2148, box 4857, RG 59, NA.

³¹⁸ Scruggs, *Braceros, "Wetbacks," and the Farm Labor Problems*, 404.

³¹⁹ *La Opinión*, September 17, 1948, 1; *La Opinión*, September 29, 1948, 1, 8. メヒカリの労働者たちの不満をさらに高めた要因として、当地のブラセロ募集担当者が汚職を働いていたことがあげられる。アレマン大統領へ労働者有志が宛てた告発文によれば、ブラセロ募集の責任者エドゥアルド・グティエレス・ダビラ (Eduardo Gutiérrez Davila) 大尉とその後任者は、募集の際にブラセロ希望者に対して便宜を図る謝礼として100ペソ程度の賄賂を要求していたという。Juan Robles Ortiz to Miguel Alemán Valdez, June 26, 1948, Exp. 546.6/1-2, AGN.

国移民帰化局もメキシコ人労働者の自由な入国を許可することはないだろうと指摘している³²⁰。

いずれにせよ、ブラセロの募集地を国境から離れた地点に限定するというメキシコ政府の方針は、国境地帯への労働者の集中により、1948年夏の時点では事実上無効化していた。これ以後、募集センターが置かれたメヒカリだけではなく、シウダー・ファレスなど他の国境都市にも労働者が集まるようになった。メキシコ政府はそれまで堅持してきた国境でのブラセロ募集禁止の原則を曲げざるをえない状況に追い込まれたのである。

2. シウダー・ファレスでのブラセロ募集の遅れと非合法越境

1948年の秋に入って、南西部諸州の綿花農場やサトウダイコン農場は収穫期を迎えていた。テキサス州最西端に位置するエル・パソはこれらの地域を後背地に抱えていたため、リオ・グランデ川を隔てて隣接するシウダー・ファレスには、この時期多数のメキシコ人移動労働者が集まっていた。10月の初旬には、米国内での職を求めて同地に滞在する労働者の数は5,000人を超え、市当局の負担となっていた。このような事態を受け、10月6日にメキシコ政府はブラセロの募集を同地で実施することを決定した。ただちに省庁合同委員会の事務局がシウダー・ファレスに設置され、ブラセロの募集および選抜が開始されることになった³²¹。

ただし、地元チワワ州出身者は応募資格を与えられず、ブラセロとして出国できなかった³²²。これは、労働者の流出が州内での綿花収穫に与える影響を危惧するチワワ州当局の要望によるものであった。すでに8月には、チワワ州内での綿花収穫が終了するまでチワワ市でのブラセロ募集を延期するよう州知事がメキシコ政府に要望しており、シウダー・ファレスでの募集に際しても同様の方針がとられたのである³²³。地元の労働者の募集を避ける措置はヌエボ・レオン州モンテレイや、ソノラ州グアイマスでも採用された。モンテレイでは、グアナフアト、ドゥ

³²⁰ U.S. Congress. House. Committee on Agriculture. *Farm Labor: Hearings before the Committee on Agriculture on H. R. 6819 and S. 2767*, 80th Cong., 2nd Session, June 11, 1948, 6.

³²¹ Memorandum of Conversation by Louis F. Blanchard and Robert E. Wilson, October 1, 1948, 811.504 Mexico/10-148, box 4857, RG 59, NA; Walter Thurston to the Secretary of State, October 6, 1948, 811.504 Mexico/10-648, box 4857, RG 59, NA.

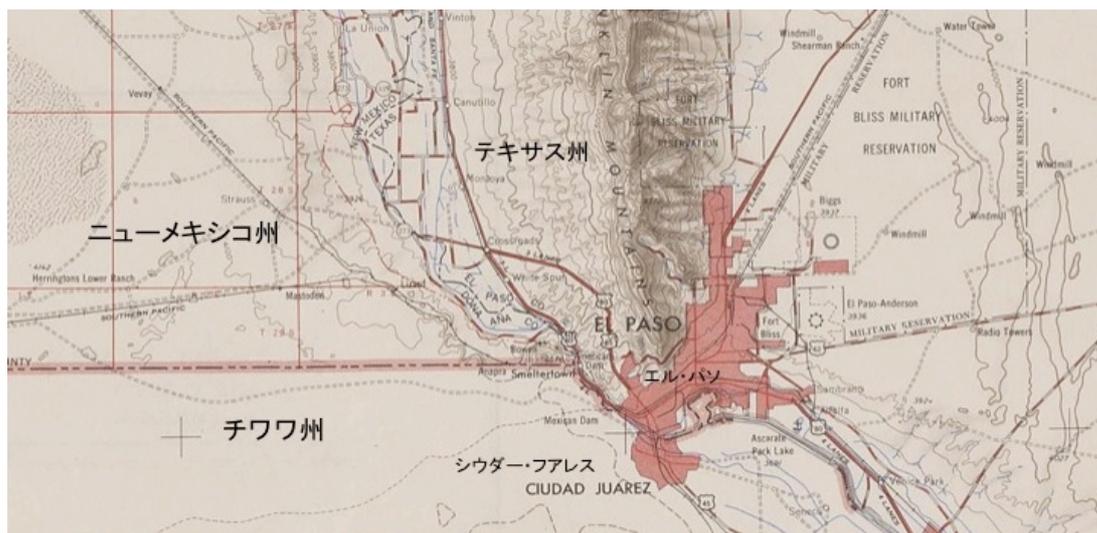
³²² *El Fronterizo*, October 9, 1948, 1.

³²³ Scruggs, *Braceros, "Wetbacks," and the Farm Labor Problems*, 401.

ランゴ、サカテカス、タマウリパスの各州出身者のみが、一方グアイマスではハリスコ州およびゲレロ州の出身者のみがそれぞれ募集の対象とされた³²⁴。このような募集の方法は、北部で労働力の流出が実際に問題となっていたという事情を反映したものであった。

第2章で述べたように、ブラセロ応募者は出身地の役所ないし公証人が発行した書類を所持している必要があったため、どの州の出身なのかを確かめることは可能なはずであった。しかしながら、このような原則はしばしば守られず、モンテレイでは必要な書類を持たない応募者にも内務省発行の身分証明書が発給された。メキシコ側の募集担当者は出身地に帰る資金を持たない者が市内に留まることを防ぐため、応募者を速やかに米国に送り出そうとしたのである³²⁵。

図6. エル・パソとシウダー・フアレスおよび周辺地帯



出典：United States Army, Corps of Engineers, El Paso, Map, 1950, University of North Texas Libraries, accessed August 12, 2015, (<http://texashistory.unt.edu/ark:/67531/metaph493380/>.)より筆者作成。

³²⁴ *El Fronterizo*, October 7, 1948, 1. なお、グアイマスは8月のブラセロ募集センター増設の際にはリストに入っていない。おそらく、滞留する州外出身者を送り出すため、シウダー・フアレスと同様に当地でも急遽ブラセロの募集が開始されたと推察できる。

³²⁵ William A. Whalen to W. F. Kelly, November 2, 1948, file no. 56246/339c, acc. no. 85-58A734, central classified files, Mexican agricultural labor program, entry 9, RG 85, National Archives and Records Administration, Washington, DC (hereafter cited as NA).

シウダー・ファレスでは、米墨両国政府による協議の結果、2,000人のブラセロを募集しニューメキシコおよびコロラドの農場へ送り出すことが決定された³²⁶。10月8日、同地にメキシコ政府省庁合同委員会の事務所が開設され、米国側の担当者との折衝が開始された。2,000人のうち1,000人はコロラド州のウェスタン・シュガー・カンパニー（Western Sugar Company）によって雇用されることになった³²⁷。10月12日には、省庁合同委員会シウダー・ファレス事務所所長フランシスコ・レイェス・コルテス（Francisco Reyes Cortez）によって、ブラセロ募集の準備が整ったと発表された。同日、シウダー・ファレスで募集されたブラセロの受け入れ先として、レイェス・コルテスはすでに決定済みだったニューメキシコのサトウダイコン農場（ウェスタン・シュガー・カンパニーとの契約によるものであろう）に加えて、アーカンソー、ミシシッピ、ルイジアナ、ミズーリを発表している。当時の報道によれば、これら南部の4州はメキシコ内務省からの指示によって導入予定地とされたという³²⁸。どのような理由によってこれらの州が指定されたのかは定かではない。とくに、州内での人種差別を理由として、アーカンソーとミシシッピは同年5月20日にメキシコ政府によってブラセロの導入を禁止されていた。しかし、米墨両政府の担当者による合同調査の結果、8月下旬に急遽メキシコ政府は両州をブラセロ雇用禁止措置の対象から外したのである³²⁹。

シウダー・ファレスでのブラセロ募集は、最初の1週間ほどは順調に推移してきたが、12日以降停滞する。その原因は、一つには米国側との賃金をめぐる交渉が長引いたことに求められる。本来、ファレス市内で募集されたブラセロはニューメキシコやコロラドに送られ、サトウダイコンの収穫に従事する予定であった。しかし、これらの州の賃金は他の州と比較すると低かった。たとえば、コロラドのサトウダイコン農場の賃金は100ポンド当たり1ドル40セント

³²⁶ *El Nacional*, October 6, 2.

³²⁷ *El Fronterizo*, October 8, 1948, 1.

³²⁸ *El Fronterizo*, October 12, 1948, 1, 3.

³²⁹ 両州へのブラセロ導入が禁止された1948年5月の時点では、アーカンソーからは1,035人、ミシシッピからは260人と、要請されていたブラセロの数は比較的少数であった。*New York Times*, May 21, 1948, 12. それでもアーカンソー州の農場主はブラセロ導入解禁を強く望んでいたようである。アーカンソー州議会上院議員ジェイムズ・P・ベイカー（James P. Baker）は7月24日付けのアレマン大統領宛の手紙で、州内へのブラセロ導入を要請している。James P. Baker, Jr. to Miguel Aleman, July 24, 1948, Exp. 546.6/1-32, AGN.

であったのに対し、アーカンソー、ミシシッピ、ルイジアナ、ミズーリの綿花農場では 100 ポンド当たりの賃金が 3 ドルとなっていた。メキシコ政府はこの賃金格差を問題視し、もしサトウダイコン農場での賃金の上昇が実現しない場合、メキシコ側はアーカンソーなどの綿花農場のみにブラセロ導入を認めるとの方針を打ち出していた。しかし、上記の 4 州の農場主はシウダー・ファレスで労働者を募集する意向を示さなかった。一方、モンテレイでは、1 万 6000 人がアーカンソー、ミシシッピ、ミズーリ、ルイジアナの各州で働くために募集されたのである。モンテレイはシウダー・ファレスに比べて 600 キロほど東側に位置しており、これらの州により近かったことがその一因であろう³³⁰。

10 月 13 日、ブラセロ応募者の増加を受けて、メキシコ政府はシウダー・ファレスの募集枠を 5,000 人に拡大した³³¹。シウダー・ファレス発行の日刊紙『エル・フロンテリソ (*El Fronterizo*)』によれば、同日に本格的なブラセロの募集が開始され、635 名が選ばれた。一方、ブラセロの募集が進むにつれ、チワワ州住民のあいだにも米国への出稼ぎを希望する動きが高まり、関係者は神経を尖らせていた。シウダー・ファレス周辺の農場主や牧場主は、労働者の流出によって「綿花の収穫に支障を来す」ほか、「世話をする者がいなくなれば家畜が死ぬ」などと訴え、取り締まりの強化を求めた。同紙の報道からは、シウダー・ファレス周辺の農業労働者のなかには、作業を放棄してブラセロ募集に応募しようとする者が続出していたことが見て取れる。さらに、農業労働者のほか、工場労働者や職人のなかにもブラセロとなるために職場を離れる者が現れた。このような事態を受け、警察はブラセロの募集がおこなわれていた競馬場周辺の警備を強化した³³²。これらの事例は、局地的かつ一時的な例ではあるが、ブラセロ・プログラムが国境地帯での労働力不足をもたらしていたという主張の正当性を証明するものであった。

シウダー・ファレス近辺では、労働力の流出を深刻な問題として捉える傾向が急速に強まっていた。10 月 15 日付の『エル・フロンテリソ』紙の社説は国境地帯の労働力不足を指摘し、ブ

³³⁰ *El Fronterizo*, October 13, 1948, 1, 8; A.W. Motley to Robert E. Wilson, October 15, 1948, 811. 504 Mexico/10-1548, box 4857, RG 59, NA.

³³¹ *El Fronterizo*, October 14, 1948, 4.

³³² *El Fronterizo*, October 14, 1948, 1.

ラセロの流出を批判している。もっとも、この記事が主たる批判の対象としていたのは米墨間の構造的な経済格差に基づいたブラセロ・プログラムそのものではなく、むしろ安易にブラセロの募集に応じる農業労働者であった。職場放棄に象徴される、労働者のあいだに見られる計画性の欠如や、米国では「金が雨のように降ると思いこんでいるかのような」「考えの甘さ」が問題とされたのである³³³。

一方、米国への出国希望者はますます数を増していた。すでにブラセロの募集は始まっていたとはいえ、その進み具合は遅々としたものであった。米国雇用局のブラセロ募集担当者 A・W・モトリー (A. W. Motley) は、国務省メキシコ課に宛てた書簡で、メキシコ側の対応の遅れにより 10 月 11 日の時点でもニューメキシコやロッキー山脈地帯の諸州の農場主にブラセロを供給できる見通しが立っていないと述べている。とくに、これらの地域のサトウダイコン農場は一刻も早くブラセロを確保するよう求めていた。サトウダイコンの収穫には天候が重要な要素であり、収穫が遅れば大規模な損失を招くことが危惧されていたのである³³⁴。さらに、テキサス州内では綿花の収穫期を迎えてメキシコ人労働者への需要が高まっていた³³⁵。そのため、シウダー・ファレスに多数の移動労働者が集結していることを知った農場主たちは、米国移民帰化局エル・パソ支局に対し、国境を開放してメキシコ人労働者を州内に入れるよう圧力をかけた。

移民帰化局の基本的な立場は、メキシコからの非合法移民の抑止であったが、テキサス駐在の移民帰化局係官には、州内への労働力導入について農場経営者の利害に配慮する傾向があった³³⁶。また、国境警備隊は、労働力需要の高い時期には国境警備を緩和する方針を非公式に採用していた。ある国境警備隊員は国務省に対し、果物や野菜など生鮮食品の収穫に従事するメキシコ人労働者は取り締まりの対象にならないと証言している。また、隊員の多くは国境地帯の

³³³ “Editorial: Faltan brazos,” *El Fronterizo*, October 15, 1948, 3.

³³⁴ A. W. Motley to Paul J. Revely, October 11, 1948, 811.504 Mexico/10-1148, box 4857, RG 59. 晩秋に気温が低下するとサトウダイコンは凍結し枯死してしまうため、その前に収穫を済ませる必要があったと考えられる。

³³⁵ Martín González de la Vara, *Breve historia de Ciudad Juárez y su región* (México: El Colegio de la Frontera Norte, Universidad Autónoma de Ciudad Juárez, Ediciones y Gráficos Eón; Estados Unidos: Center for Latin American and Border Studies, New Mexico State University, 2002), 162.

³³⁶ Memorandum of Conversation, June 22, 1948, 811.504 Mexico/7-648, box 4857, RG 59, NA; Calavita, *Inside the State*, 32-33.

農村部の出身で地域社会での孤立を恐れていたこともあり、地元の農場主の要求に対し「理解を示す」傾向があったとも指摘されている³³⁷。実際に、国境の開放を指示した移民帰化局エル・パソ支局長グローヴァー・C・ウィルモス (Grover C. Wilmoth) は事件直後、『ニューヨーク・タイムズ (New York Times)』紙上でつぎのように語り、自らの行為を正当化している³³⁸。「かれら〔メキシコ人労働者〕は仕事を必要としているし、我が国の農場主たちもかれらを必要としている。そして、作物はだめになりかけていた。」

国境警備隊の黙認のもと、10月14日から17日にかけて4,000人から7,000人と推定されるメキシコ人労働者が米国内に非合法に入国した³³⁹。彼らの多くは、移民帰化局や雇用局のエル・パソ駐在係官によって、ただちに米国内の農場に送られた³⁴⁰。18日、在ワシントン大使代理を通じてメキシコ政府は米国に抗議し、同日、ブラセロ・プログラム停止を米国に通告した³⁴¹。メキシコ政府が非難したのは以下の2点であった。

1. 米国国境警備隊は国境警備の任務を放棄し、テキサス州内へのメキシコ人労働者の「不法入国」を許した。
2. 不徹底な国境管理は、メキシコ北部からの労働力流出を引き起こす。

³³⁷ Saunders and Leonard, *The Wetback in the Rio Grande Valley Of Texas*, 79-80.

³³⁸ *New York Times*, October 19, 1948, 16.

³³⁹ メキシコ側でも米国への非合法出国を止めようとする措置は徹底していなかったと考えられる。シウダー・フアレスで国境警備を担当していたメキシコ内務省の責任者は、同市に駐屯するメキシコ陸軍の兵営に応援を要請したが、到着した兵士は非合法移民の流れを止める手だてをまったく講じなかったと報告されている。事件後、シウダー・フアレスでは非合法に出国した者のなかには兵士も含まれていたという噂が流れ、歩兵大隊の指揮官が否定のコメントを出すという事態になった。Stephen Aguirre to the Secretary of State, October 20, 1948, 811.504/Mexico/10-2048, box 4857, RG 59, NA.

³⁴⁰ 当時の雑誌記事によれば、テキサスやニューメキシコの農場主たちは、移民帰化局エル・パソ支局に対し国境を開放してメキシコ人労働者を州内に入れるよう圧力をかけたという。Art Liebson, "The Wetback Invasion," *Common Ground*, 10, no. 1 (Autumn, 1949): 11-19.

³⁴¹ Walter Thurston to the Secretary of State, October 18, 1948, 811.504 Mexico/10-1848, box 4857, RG 59, NA; "U.S. To Investigate Mexican Charges of Illegal Entry of Mexican Workers," *Department of State Bulletin*, 19, no. 487 (October 31, 1948): 562.

一方、米国側は 19 日を以てブラセロの募集を停止した³⁴²。これ以後、1949 年 8 月の新協定締結まで、ブラセロ・プログラムによるメキシコ人労働者の導入は停止されることになる。

米墨両国はただちに事態の收拾に乗り出した。とくに、メキシコ出国時に正規の手続きをおこなわなかった非合法移民が、メキシコに帰国した後に処罰を受けることを恐れてそのまま米国内に残ることが予想されたため、10 月 19 日にルイス・コルティネス内務長官は「正式の契約によらず米国に入国した労働者が、帰国後に罰せられることはない」との宣言を發し、非合法出国した労働者の早期帰国を促した³⁴³。米墨両国にとって、ブラセロ・プログラムの停止後の当面の課題は、米国内に残留するメキシコ人非合法移民を早期に帰国させることだったのである。

しかしながら、非合法移民のメキシコへの帰国はなかなか進捗しなかった。そればかりか、事件後しばらくのあいだは米国側への非合法入国の阻止も徹底していなかった。メキシコ系アメリカ人の労働運動指導者で、当時カリフォルニアやテキサスを中心に農業労働者の組織化に携わっていたエルネスト・ガラルサによれば、事件から 1 週間ほど経過した時点でもシウダー・フアレスには多くの労働者が滞留していたばかりか、新たに到着する者も多数いたという。かれらを収容する十分な施設は同地にはなく、その多くは公園で寝泊まりし、地元の慈善団体の援助を受けて生活していた。ガラルサは、故郷に戻る費用も持たずにシウダー・フアレスに留まっているこれらの滞留者が、ふたたび大挙して国境を越える可能性を危惧していた³⁴⁴。エル・パソ周辺の地域では国境の警備は疎かにされたままであり、リオ・グランデ川を望む監視塔は閉鎖されていたため、非合法移民労働者やその家族の流入は続いていた。ガラルサは、10 月下旬に綿花の収穫期が終わりかけて労働力需要が低下しはじめてから、国境警備隊はテキサス南部での非合法移民の摘発を開始したと報告している³⁴⁵。

³⁴² Henry G. Krausse to the Division of Mexican Affairs, Department of State, October 20, 1948, 811.504 Mexico/10-2048, box 4857, RG 59, NA.

³⁴³ *Excelsior*, October 20, 1948, 1, 14.

³⁴⁴ Ernesto Galarza to H. L. Mitchell, October 24, 1948, reel 33, Southern Tennant Farmer Union Papers, Wirtz Labor Library, Washington, DC (hereafter cited as STFU Papers).

³⁴⁵ Ernesto Galarza to H. L. Mitchell, October 28, 1948, reel 33, STFU Papers.

3. 「エル・パソ事件」に対する反応

「エル・パソ事件」の直後からメキシコ国内の世論は自国政府に対し、非合法移民の取り締まり強化を求めると同時に、ブラセロ・プログラムによる米国への労働力輸出への批判を強めた。多くの記事が取りあげたのは、米国内でのブラセロの「非人道的な」扱いであった。労働条件の悪さやメキシコ人に対する差別などは戦時中から折に触れて報道されてきたものだったが、エル・パソ事件によってこの問題がふたたび注目されたのである。

たとえば、政権与党機関紙『エル・ナシオナル (*El Nacional*)』は、10月19日の社説でテキサス州内における人種差別を批判し、メキシコ政府によって続けられてきたテキサスへの制裁措置を妥当なものとして評価した。さらに、テキサス州民がメキシコ人への差別を続けているにもかかわらず、移民帰化局は同州へのメキシコ人の非合法入国を許したとして、米国政府を批判している³⁴⁶。

また、10月21日付の『エル・ユニベルサル (*El Universal*)』紙の記事「数字に見るブラセロの出稼ぎ」は、ブラセロ・プログラムがメキシコの農村社会に与える影響について、さまざまな統計を示しつつ考察している。同記事によれば、ブラセロ・プログラムの開始以来、メキシコは10万人の農業労働人口を失った。人口流出の問題に加えて、出稼ぎによってブラセロの健康が損なわれることも憂慮されている。ブラセロは厳しい労働や不適切な食事といった要因から飲酒に走る人が多く、それによって約2,900人が精神的なダメージを受けたとこの記事では述べられている。これらの数字の出所は定かではなく、その信憑性にも疑問が残る。しかし、このような記事がメキシコ国内の世論に与えた影響は少なくないと考えられる³⁴⁷。

ブラセロ・プログラムに対してメディアが非難を募らせるにつれ、それまで同プログラムを推進する立場にあった政権与党の議員などからも米国への労働力輸出に対する批判が表明されるようになった。たとえば、グアナフアト州選出の連邦議会上院議員ロベルト・グスマン・アラウホ (Roberto Guzmán Araujo) は、ブラセロ・プログラムは「自由意志に基づいているとはい

³⁴⁶ “Editorial: Un Atentado Injustificable,” *El Nacional*, October 19, 1948, 5.

³⁴⁷ “El ‘Bracerismo’ en Cifras,” *El Universal*, October 21, 1948, 1, 6.

え奴隷制度であり」、「メキシコの憲法にも、世界の文明国が守るべき民主主義的原則にも違反している」と述べ、同プログラムは人道的な問題を抱えていると指摘した。ただし、グスマン・アラウホはプログラムそのものへの批判は避け、もっぱらブラセロに対する非人道的な扱いと、米国政府による協定違反を問題視するのみに留まった³⁴⁸。おそらく、ブラセロを多数送り出していたグアナフアト州の代表として、彼はブラセロ・プログラムの問題点だけではなく有用性も認識していたと考えられる。

他方で、メキシコ政府によるブラセロ・プログラムの停止は性急な措置であるとの批判もなされていた。『エル・フロンテリソ』の記事によれば、当時メキシコ北部を勢力基盤としていた右派政党の国民行動党（Partido Acción Nacional、以下 PAN と略記）は、ブラセロに対する米国内での詐欺行為、差別、屈辱的な扱い、暴力などの問題が「ブラセロ協定のもとで日常茶飯事であったのなら、今後はさらにそれらの問題は悪化するだろう。というのも、[協定が停止された] 今となつては何らの保護もブラセロは受けられないのだから」との声明を発表し、政府がブラセロ協定を停止したことを批判した。もっとも、PAN はその声明において、ブラセロ・プログラムの将来について具体的な対案を示したわけではない。PAN のスポークスマンは、メキシコ国内の農地開発を進めることで、労働者の出稼ぎを不要なものとするべきであると述べるにとどまっている³⁴⁹。

メキシコ国内でのエル・パソ事件に対する反応は、いずれもブラセロの扱いを人道的な観点から非難していたという点では共通性が見られる。また、テキサスでの非合法移民の雇用やメキシカンに対する差別への批判も、この事件を契機に高まった。しかし、エル・パソ事件によって明らかにされた、メキシコ政府が非合法移民の適切な出国防止策を欠くことへの批判はほとんどなされなかった³⁵⁰。さらに、事件直後のメキシコシティの主要紙および、事件の現場とな

³⁴⁸ *Excelsior*, October 19, 1948, 1 and 9. グアナフアトは多数のブラセロを送り出す州であった。たとえば、1951年にはグアナフアトから4万6862人のブラセロが米国に行っている。これは同年のブラセロの総数の15.2パーセントに当たる。Vargas y Campos, “El problema del bracero mexicano,” Cuadro No.7.

³⁴⁹ *El Fronterizo*, October 25, 1948, 1.

³⁵⁰ 例外的に、以下の社説は熟練労働者が非合法に出国することの問題点を指摘している。

ったシウダー・フアレスの地元紙の報道を見る限り、ブラセロ・プログラムによる米国への労働力輸出そのものを批判する言説はかならずしも多くはなかった³⁵¹。事件から時間が経つにつれ、同政策の必要性を認めたとうえで、今後はブラセロの権利を保護するための実効的な方策を新協定に盛り込むべきとの議論がメキシコの新聞や米国のスペイン語紙で見られるようになり、各組合もこれを認めていった³⁵²。

ブラセロ・プログラムの停止によって米国内での就労機会を奪われた労働者のなかには、メキシコ政府の措置に対する不満や疑問を示す傾向も見られた。ヌエボ・レオン州モンテレイでは、事件直後に 200 人のブラセロが政府に対する抗議行動を起こし、ブラセロ・プログラム停止によって働き場を失っただけでなく、出身地からモンテレイの募集センターまでの旅費が無駄になったことへの不満を表明した³⁵³。

また、メキシコ国内の一部の労働者組織はブラセロ・プログラムの再開を要求していた。たとえば、バハ・カリフォルニアの国境都市メヒカリの工場労働者の組織であるメヒカリ産業労働者組合（Sindicato de Obreros Industriales “Mexicali”）は、1949 年 2 月にアレマン大統領に宛てた手紙のなかで、メヒカリ周辺での仕事の不足によって、この地域の住民は米国に出稼ぎに行かざるをえないと訴えている。同組合はまた、米国内の農場経営者はメキシコ人労働者を必要としている一方、メヒカリの商工会議所は市内の労働者が米国に働きに行っても「何らの影響も受けない」という態度をとっていると説明したうえで、新しい二国間協定には国境地帯の住民を正式な募集の対象とする条項と、工場労働者専用の募集枠を盛り込むよう大統領に陳情している³⁵⁴。ブラセロとして実際に米国へ働きに行っていた人々の要求が、メキシコ政府のブラセ

“Editorial: Un caso jurídicamente definido,” *El Nacional*, October 21, 1948, 5.

³⁵¹ 10 月 19 日付けの『エル・ユニベルサル』の社説は、一次産品や労働力の輸出に依存しているメキシコの「植民地的経済(economía colonial)」を工業化によって解消すべきと述べ、ブラセロの送出自体を問題のある施策として批判している。“Editorial: El caso de los braceros,” *El Universal*, October 19, 1948, 3.

³⁵² *La Opinión*, October 25, 1948, 3; “Editorial: Protección efectiva a los braceros,” *El Universal*, October 27, 1948, 27.

³⁵³ *Hispanic World Report*, 1, no. 1(November 1948), 3.

³⁵⁴ Sindicatos de Obreros Industriales “Mexicali” to Miguel Alemán, Feb. 1, 1949, Exp. 546.6/1-2, AGN. もっとも、1948 年の 9 月にメヒカリでブラセロの募集がおこなわれた際には、メヒカリの商工

ロ・プログラムへの対応にどこまで影響を及ぼしていたのかは定かではない。しかし、米国への出稼ぎを必要とする労働者はメキシコ国内に少なからず存在し、ブラセロ・プログラムの必要性を大統領への陳情などの手段を通じて政府に伝えていたことが史料からは確認できる。

米国内では、エル・パソ事件直後にはそれなりの報道がされたものの、ブラセロ・プログラムや非合法移民問題に対する一般的関心はいまだ低かった³⁵⁵。この問題が多くの人によって注目されるのは50年代に入ってからである。しかし、ブラセロやメキシコ人非合法入国者と雇用をめぐる競争関係にあったメキシコ系アメリカ人のあいだでは、これ以後ブラセロ・プログラムに対する批判が高まっていった。LULAC や、結成されたばかりのアメリカン GI フォーラム (American G.I. Forum、以下 GI フォーラムと略記³⁵⁶)といったメキシコ系アメリカ人団体は、エル・パソ事件以後、メキシコ人短期移民労働者の流入への反対を強めた。たとえば、事件当時 LULAC の会長であったラウル・コルテスは、10月19日には移民帰化局サン・アントニオ支局長のウィリアム・A・ウェイランに送った公開書簡のなかで、リオ・グランデ河流域地帯に駐在する移民帰化局係官が取締りをおこなわず、非合法移民の入国を許していることを批

会議所は綿花の収穫に支障を来すとして、募集を停止するようルイス・コルティネス内務長官に陳情している。メヒカリ周辺の主要産業は綿花栽培であり、この地域の工場の多くは綿花の加工をおこなうものであった。したがって、メヒカリの労働市場は季節による変動が大きく、綿花の収穫期には労働力への需要がピークに達するものの、それ以外の時期には雇用が減少していたと考えられる。 *La Opinión*, September 29, 1948, 3.

³⁵⁵ 10月17日以降の1週間ほどのあいだ、ロサンジェルス『ラ・オピニオン』やサン・アントニオの『ラ・プレサ (La Prensa)』といった米国のスペイン語紙は連日1面で事件を取り上げていた。また、人種・エスニック関係を扱った記事を多く掲載していた論説誌『コモン・グラウンド (Common Ground)』は1949年夏の特集号でメキシコ人非合法移民問題を取り上げている。Hart Stilwell, "The Wetback Tide," *Common Ground*, 9, no. 4 (Summer, 1949): 3-14; Carey McWilliams, "California and Wetback," *Common Ground*, 9, no. 4 (Summer, 1949): 15-20; Ernesto Galarza, "The Program for Action," *Common Ground*, 9, no. 4 (Summer, 1949): 27-38.

³⁵⁶ GI フォーラムは、1948年にテキサス州コーパス・クリスティで、地元の医師エクトール・ペレス・ガルシア(Hector Pérez García)を中心に結成されたメキシコ系アメリカ人退役軍人のための援助組織であり、現在まで存続している。設立の背景には、退役軍人局(Veterans Administration)がスペイン語話者のメキシコ系アメリカ人復員兵のニーズにできていなかったことや、既存の退役軍人団体がかれらを排除していたことがあった。GI フォーラムの歴史については以下の研究を参照。Carl Allsup, *The American G.I. Forum: Origins and Evolution* (Austin: Center for Mexican American Studies, The University of Texas, 1982); Henry A.J. Ramos, *The American G.I. Forum: In Pursuit of the Dream, 1948-1983* (Houston: Arte Público Press, 1998); Michalle Hall Kells, *Héctor P. García: Everyday Rhetoric and Mexican American Civil Rights* (Carbondale, IL: Southern Illinois University Press, 2006); Steven Rosales, "Fighting the Peace at Home: Mexican American Veterans and the 1944 GI Bill of Rights," *Pacific Historical Review*, 80, no. 4 (November 2011): 597-627.

判した³⁵⁷。1949年6月にサン・アントニオで開かれたLULACの大会では、非合法入国者の取締まりの責任を果たしていないとして米墨両国政府およびテキサス州政府を非難する決議が採択されている³⁵⁸。さらに、第6章で述べるように、米国の農業労働組合はこの事件の直後から、米墨国境の警備強化と非合法移民の流入阻止を求める従来の運動を継続しつつ、移民問題をめぐるメキシコの労働組合との協力関係の構築を模索していった。

第3節 ブラセロ・プログラム再開交渉と1949年協定

1. エル・パソ事件直後の米墨両国内での議論

ブラセロ・プログラムの再開に向けた議論は、米墨両国で1948年11月頃から開始された。すでに10月23日、国務省メキシコ局のロバート・E・ウィルソン (Robert E. Wilson) は、新協定の必要性について言及しつつ、まずは1948年2月協定の効力が残存しているか否かについてメキシコ側に照会したうえで確認する必要があると述べている。ウィルソンは、協定が効力を失いブラセロの募集・契約の過程へのメキシコの関与が途絶えてしまえば、「[1943年に成立した公法45号に基づき] 移民帰化局がメキシコ人労働者を自由に入国させる」ことが可能になってしまうとの懸念を示していた。また、協定が効力を失った場合、同協定に基づいて米国内に入国し、米国内に残留しているブラセロの契約も失効するのか否かについても確認する必要があるのである³⁵⁹。11月8日、ラファエル・デ・ラ・コリナ (Rafael de la Colina) 駐米臨時代理大使は、1948年2月協定に基づきブラセロ・プログラムの中止以前に米国に入国したメキシコ人労働者の契約は有効であると国務省に通告した。さらに、デ・ラ・コリナは同協定に代わる協定を米墨両国が締結する必要がある、すでにメキシコ政府は新協定の内容について米国側との対話を開始する準備はできているとも述べた³⁶⁰。

³⁵⁷ *La Prensa*, October 21, 1948, 1-2.

³⁵⁸ Jacob I. Rodriguez to Miguel Aleman, June 29, 1949, Exp. 546.6/1-32, AGN.

³⁵⁹ Memorandum by Robert E. Wilson, October 23, 1948, 811.504 Mexico/10-2248, box 4857, RG 59, NA.

³⁶⁰ Rafael de la Colina to the Secretary of State, November 8, 1948, 811.504 Mexico/11-848, box 4857, RG 59, NA.

すでに11月1日、メキシコ外務省は報道関係者に向けた公式発表において、ブラセロ・プログラムの再開に際しては新たな協定が必要になるとの認識を示していた³⁶¹。ただ、新協定の内容や米国との協議の開始時期について、この時点ではまだ明確な見通しは示されていなかった。デ・ラ・コリナと本省のあいだでブラセロ・プログラム問題についての本格的な議論が開始されたのは、1948年12月初旬であった。この時点において、新しい協定の締結に向けた交渉を米国とのあいだで翌年の1月頃から開始することが決定された。以下に示す理由によって、同プログラムの再開に向けた合意は外務省内で早期に成立した³⁶²。

1. 農場主のなかには、ブラセロ・プログラムの廃止によって、政府間協定に縛られずに非合法入国者を含めたメキシコ人を雇用できるようになると期待する勢力があり、連邦議会の有力議員に対し新協定の成立を妨げるよう圧力をかけている。
2. 米国国務省も、国境の開放によるメキシコ人の大量入国は重大な問題をもたらすと認識しており、いかなる手段によってもこれを避けたいとしている。

つまり、メキシコ人労働者が合法的に米国内で就労する回路を断ってしまえば、非合法移民の雇用が拡大し、自国民のさらなる流出を引き起こす結果になると懸念されていたのである。

さらに、デ・ラ・コリナは個人的な意見として、交渉に当たっては「政治的配慮が求められる」と指摘したうえで、「この問題の処理に取り組むに当たって、国務省はメキシコの国内政治のあり方を考慮する方向で進むと考えられる」と述べている。デ・ラ・コリナは、エル・パソ事件以後のメキシコにおける反ブラセロ・プログラム感情の高まりを考慮すれば、交渉の際に米国側に対して妥協的な態度を見せることによって、国内の反対派を刺激することは避けるべきだと考えていた。また、メキシコ国内に存在するブラセロ・プログラムへの反感を示すこと

³⁶¹ *La Opinión*, November 30, 1948, 6.

³⁶² *Trabajadores Mexicanos en E.U.A., 1948- Correspondencia sobre la entrada ilegal de Trabajadores Mexicanos a E.U.A., "Memorandum: Conversación telefónica sostenida entre el Sr. de la Colina y el Lic. Sánchez Gavito, el 6 de diciembre de 1948, a las doce horas," December 6, 1948, Exp. III-2468-9, SRE.*

によって、メキシコ側に有利な形で交渉を進められると期待していたと推測できる³⁶³。

米国側でもブラセロ・プログラム継続交渉への準備が始まっていた。11月以降、国務省は雇用局や移民帰化局とのあいだでメキシコとの交渉にかんする情報を共有していた³⁶⁴。さらに、1948年11月には、セント・ルイス、デンヴァーおよびサン・フランシスコで、農業団体の代表と、雇用局、移民帰化局、国務省など連邦政府関係者、さらに各州の雇用政策担当者を集めた会合が開かれた。会合では、メキシコ側担当者の不足によってブラセロの募集に時間がかかることと、メキシコ政府が国境から離れた地域での募集に固執していることに対する不満が表明された。また、1948年2月の協定に募集地が示されておらず、4月まで発表されなかったことも問題視された。そのため、新協定への農場主の要求は1) 募集センターへの両国政府の担当者の常駐、2) 募集センターの米墨国境付近への設置、3) 募集センターの位置を協定に明記すること、の3点となった。また、将来の政府間交渉への農業関係者代表の参加も要求されていた³⁶⁵。セント・ルイスでの会合では、以上の条件が盛り込まれない限り新協定の必要性を認めないとする議決が採択されるなど、農場主は従来の二国間協定に対する不信感を表明したのである³⁶⁶。

農業関係者の二国間協定に対する不満を受けて、1949年1月、クリントン・P・アンダーソン (Clinton P. Anderson) 上院議員 (民主党、ニューメキシコ州選出) は「米国内における農作業

³⁶³ Ibid.

³⁶⁴ Ruth Mason Hughes, Acting Chief, Division of Mexican Affairs to A. W. Motley, Assistant Director, United States Employment Service, Federal Security Agency, November 16, 1948, 811.504 Mexico/11-1648, box 4857, RG 59, NA; Ruth Mason Hughes, Acting Chief, Division of Mexican Affairs to Willard F. Kelly, Assistant Commissioner for Alien Control, Immigration and Naturalization Service, November 22, 1948, 811.504 Mexico/11-948, box 4857, RG 59, NA.

³⁶⁵ 農場主による二国間協定の策定過程への参加に対する要求は、議員にとっても無視できないものであった。たとえば、アーサー・H・ヴァンデンバーグ (Arthur H. Vandenberg) 上院外交委員長 (共和党、ミシガン州選出) は、政府間交渉への農業関係者代表の参加が実現した際に、ミシガン州代表となりうる候補者のリストをロバート・A・ラヴェット (Robert A. Lovett) 国務次官に送っている。Arthur H. Vandenberg to Robert A. Lovett, December 18, 1948, 811.504 Mexico/12-1848, box 4857, RG 59.

³⁶⁶ Memorandum by Robert E. Wilson of the Mexican Affairs Division, November 19, 1948, 811.504 Mexico/11-1948, box 4857, RG 59, NA; Meeting at Denver, San Francisco, and St. Louis scheduled by the United States Employment Service for the purpose of discussing with employers the Mexican Agricultural labor program, November 23, 1948, file no. 56246/339c, acc. no. 85-58A734, central classified files, Mexican agricultural labor program, entry 9, RG 85, NA.

への従事を希望する外国人労働者の入国促進」を目的とした法案 272 号 (S. 272) を提出した³⁶⁷。この法案は、農務省による労働力需要の認定をメキシコ人労働者の入国に必要な唯一の条件としていたため、あまりに農場主の利益を優先する内容であり、可決されれば「メキシコとの関係に悪影響を及ぼす可能性が高い」との批判が国務省から寄せられた³⁶⁸。また、司法長官の決定を経ずに外国人労働者の入国が許可される点も問題視された³⁶⁹。同法案が可決されることはなかったが、行政府内では農場主寄りの立場をとっていた雇用局は支持を表明した³⁷⁰。

2. ブラセロ・プログラム再開に向けた米墨両国連邦政府およびテキサス州政府の交渉

エル・パソ事件の直後から、米国内に滞在していた非合法入国者の送還が進められていたが、一度に多数の労働者がメキシコ側に帰還したため、国境地帯では混乱が生じていた。両国とも十分な国境警備担当の人員を欠いていたうえ、メキシコ側の国境都市には帰国した労働者を受け入れる設備が整っていなかったのである³⁷¹。そのため、1948 年 12 月 20 日、国務省はメキシコ人非合法入国者の合法化と一時的な滞在資格の付与を提案した³⁷²。これは、1947 年 3 月の協定に規定された内容と基本的には一致するものであった。メキシコは米国側の提案をより限定された条件をつけて受け入れた。最終的に、合法化の対象とされる非合法入国者は最低 3 ヶ月以上米国内に滞在している者とされ、その数の上限は 4,000 人と決められた。また、これは「現在偶発的に生じている特別な事情」に対処するための臨時措置であり、今後の前例と見なされるべきではなく、また非合法入国者との契約は「公表することなく (without publicity)」実施さ

³⁶⁷ Senate, 81st Cong., 1st Session, *Congressional Record*, vol. 95, (January 6, 1949), 84. アンダーソンは 1945 年 6 月から 1948 年 5 月まで農務長官を務めていた。

³⁶⁸ Memorandum of Conversation on S. 272, April 13, 1949, 811.504 Mexico/4-1349, box 4858, RG 59, NA.

³⁶⁹ Federal Security Agency to Pat MacCarran[sic], April 5, 1949, 811.504 Mexico/5-949, box 4858, RG 59, NA.

³⁷⁰ Kirstein, "Anglo over Bracero," 163-64. また、テキサスの農場経営者からは国務省に対し、この法案を支持するよう要請する書簡が送られている。W. S. Gandy to Dean Acheson, July 19, 1949, 811.504 Mexico/7-1949, box 4858, RG 59, NA.

³⁷¹ *El Fronterizo*, October 23, 1948; "Steps Taken To Repatriate Mexican Workers," *Department of State Bulletin*, 19, no. 488 (November 7, 1948): 585-86.

³⁷² Memorandum by the Department of State, December 20, 1948, 811.504 Mexico/12-2048, box 4857, RG 59, NA.

れるべきとの文言もメキシコ側が作成した文書に盛り込まれていた³⁷³。

1949年に入って、米墨両国はブラセロ・プログラム再開に向けた協議を本格的に開始した。メキシコシティで49年1月から2月にかけて開催された会議では、ブラセロの募集・雇用の方法が議論された。米国側は、テキサスへのブラセロの導入禁止と国境地帯での募集禁止というメキシコ政府の方針がエル・パソ事件に代表される大規模な非合法移民の流入を引き起こし、1948年協定を中止に追い込む原因になったと主張した。そのうえで、すでに非合法に入国し米国内に滞在している者の合法化に加えて、テキサスへのブラセロ導入解禁を提案した³⁷⁴。

一方、メキシコは非合法入国者を合法的な雇用の対象とする措置については米国案に同意したものの、他の論点をめぐって両国は対立した。メキシコ側が重視した問題として、まずメキシコ人への差別が起きた地域へのブラセロの導入禁止措置があげられる。米国側は、テキサスへのブラセロ導入が禁止されているため、同州の農場主は非合法入国者の雇用を余儀なくされていると主張し、メキシコ政府に対し特定の州へのブラセロ導入禁止を新協定に盛り込まないよう要求した。メキシコ側でも、テキサス州を「もっとも理にかなった就労地」と見なす外務省高官の発言に示されるように、労働力需要の高さを理由に同州内でのブラセロ就労を認める意見が外交担当者のあいだでは大勢を占めていた。しかし、メキシカンに対する差別が一部地域で残存していることがいまだ問題視されていたのである³⁷⁵。

二国間協議の過程でブラセロ導入解禁の可能性が高まっていたことを背景に、ジェスター知事は、テキサス州雇用局の支局と善隣友好委員会が主体となってブラセロの労働条件および差別の有無を調査する案を米墨両国の外交関係者に提示した³⁷⁶。さらに、この案を発展させたもの

³⁷³ Memorandum by the Embassy of Mexico, January 5, 1949, 811.504 Mexico/1-549, box 4857, RG 59, NA; Paul J. Reveley to A.W. Motley, January 10, 1949, 811.504 Mexico/1-549, box 4857, RG 59, NA. 米墨両国の「非公式の取り決め (informal arrangements)」に基づく形でこの提案は実行に移されたが、対象地域はアリゾナとカリフォルニアに限定された。 *Annual Report of the Immigration and Naturalization Service: For the Fiscal Year Ended June 30, 1949*, 16.

³⁷⁴ Memorandum by Robert E. Wilson of the Mexican Affairs Division, March 4, 1949, 811.504 Mexico/3-449, box 4857, RG 59, NA.

³⁷⁵ The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, March 4, 1949, 811.504 Mexico/3-449, box 4857, RG 59, NA.

³⁷⁶ Beauford H. Jester to Walter Thurston, February 7, 1949, box 4-14/52, Jester Papers.

として、ブラセロを導入する自治体に「人種」および国籍に基づくメキシカンへの差別を禁止するとの誓約を義務づけ、差別行為の申し立てがあった場合には当該地域に両国合同の調査委員会を設置して問題の解決を図るという提案が州雇用局から示され、メキシコ側もこれを受け入れた³⁷⁷。

しかし、差別行為の認定権限をめぐって、米墨両国の意見は分かれた。米国側が両国の合同調査による認定作業を提案したのに対し、メキシコ側は最終的に差別行為の有無を認定する権利をメキシコ外務省に認めるべきだと主張した。メキシコ案によれば、ある地域でメキシコ人労働者が差別されたとの訴えを起こした場合、まず現地を管轄するメキシコ領事館と米国雇用局が合同調査を実施することとされていた。その結果、差別行為の存在が実証されれば、メキシコ政府はその地域の雇用主との契約を取り消す権利を有することになっていた。なお、領事館と雇用局の見解に相違が生じた場合、問題の解決は外務長官に一任されるべきというのがメキシコ側の主張であった³⁷⁸。ただ、この問題をめぐってはメキシコ外務省内部の意見は分かれた。マヌエル・テジョ（Manuel Tello）外務次官はテキサスのみならず米国全体へのブラセロ導入に批判的な世論に配慮し、差別行為の認定におけるメキシコ側の最終的な決定権を協定に盛り込むよう主張したのに対し、アルフォンソ・ゲラ（Alfonso Guerra）など、他の高官は合同調査案を支持していた³⁷⁹。結局、メキシコが最終決定権に固執する場合は協議の停止もありうるという米国側からの通知を受けてメキシコ側は妥協し、合同調査で問題が解決しない場合には最終的な判断を両国の外交担当者による協議に委ねるという形で米国案を受け入れた³⁸⁰。

募集地の位置については、メキシコ政府内での議論は一致していたと考えられる。メキシコ内務省は、国境地帯への労働者の集中と当該地域住民の越境を防ぐために、国境から離れた地

³⁷⁷ Memorandum by Robert E. Wilson, March 4, 1949, 811.504 Mexico/3-449, box 4857, RG 59, NA.

³⁷⁸ Ibid.

³⁷⁹ The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, April 14, 1949, 811.504 Mexico/4-1449, box 4858, RG 59, NA. エル・パソ事件以後、労働組合を中心とした勢力がブラセロ・プログラム継続への批判を表明していた。Confederación de Trabajadores de México to Miguel Alemán, April 12, 1949, Exp. 546.6/1-32, AGN.

³⁸⁰ Robert E. Wilson to A. W. Motley, April 22, 1949, 811.504 Mexico/4-2049, box 4858, RG 59, NA; Robert Goodwin to Paul J. Reveley of the Mexican Affairs Division, May 9, 1948, 811.504 Mexico/5-949, box 4858, RG 59, NA.

点での募集を勧告していた³⁸¹。これを受け、メキシコ側代表は国境から 160 キロ以上離れたエルモシージョ、モンテレイ、トレオンを募集地として提案し、以北での募集には一貫して反対し続けた³⁸²。最終的には、差別行為の認定権限をめぐってメキシコが譲歩したため、この問題について米国はメキシコ案に合意し、1949 年 6 月に新協定の枠組みが成立した³⁸³。

両国の担当者に早期の合意を促した要因として、まず米国の農業関係者のあいだでメキシコ人労働者の雇用規制の緩和を求める声が高まっていたことがあげられる。たとえば、1949 年 5 月、米墨国境に近いテキサス州ウェスラコでリオ・グランデ川流域の農業団体および商工会議所が非合法移民問題についての会議を開催し、ジェスター知事およびメキシコ総領事も出席した。この会議では、テキサス南東部をメキシコ人労働者の受け入れを促進する実験の対象地域に指定したうえで、同地での就労を希望するメキシコ人にテキサス州雇用局が 60 日間有効の労働許可証を付与する提案がなされた。この提案の実現可能性は低かったと考えられるが、国務省は不快感を表明し、ブラセロ・プログラムおよび国境警備をめぐる交渉は米墨両国政府の権限であり、州政府や民間団体が独自にメキシコ政府と交渉しても二国間交渉を混乱させるだけだと述べた書簡をジェスターに送っている³⁸⁴。

これらの動きは、両国の外交担当者に、新協定の成立が遅れば移民政策の策定過程に対する米国連邦議会や農場経営者団体、さらにテキサスなどメキシコ人労働者を多数受け入れている州からの影響力が強まりかねないとの懸念をもたらした。また、ブラセロ・プログラムに消極的ながらも賛成してきた農場主が非合法移民の雇用に走る可能性が懸念されていた。さらに、

³⁸¹ Horacio Terán, “Síntesis de los puntos básicos que contendrá el acuerdo internacional para la contratación de trabajadores agrícolas mexicanos que vayan a prestar sus servicios a los Estados Unidos de Norteamérica,” February 3, 1949, Exp. 546.6/1-32, AGN.

³⁸² Proposed Agreement to Govern the Employment of Mexican Agricultural Workers in the United States, April 21, 1949, 811.504 Mexico/4-2149, box 4858, RG 59, NA; The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, May 3, 1949, 811.504 Mexico/5-349, box 4858, RG 59, NA.

³⁸³ The Ambassador in Mexico (Thurston) to the Secretary of State, June 14, 1949, 811.504 Mexico/6-1449, box 4858, RG 59, NA. なお、国務省は他省庁との折衝において、メキシコ側が提唱する地点での労働者募集にかかるコストは農場主が負担しうるものだと主張している。Kirstein, “Anglo over Bracero,” 154.

³⁸⁴ Dean Rusk to Beauford H. Jester, June 1, 1949, 811.504 Mexico/5-2049, box 4858, RG 59, NA; Paul J. Reveley to A. W. Motley, May 17, 1949, file no.56246/339f, accession no. 85-58A734, central classified files, Mexican agricultural labor program, entry 9, RG 85, NA.

AFL や CIO が展開していたメキシコ人労働者導入への反対運動が影響力を得る前に協定を成立させたいという米国側の意向も一因であったと考えられる³⁸⁵。

1949年8月1日に成立した新協定は、基本的には48年2月の協定に基づいていたが、おもに以下の点で異なっていた³⁸⁶。

1. 非合法に入国した労働者の合法化措置を盛り込む（第3条）。
2. ブラセロへの差別行為を調査する合同委員会の設置を認める（第6条）。
3. 協定の条文中に募集地（エルモシージョ、チワワ、モンテレイ）を明記（第8条）。

ここでとくに重要なのが、協定発効以前に非合法に入国し米国内に留まっているメキシコ人労働者を対象とした合法化措置であった。その目的は、労働者の摘発と送還を回避し、農作業への支障を防ぐと同時に国境警備隊の負担を軽減することであった。すでに同様の措置は1949年1月に、エル・パソ事件以後も米国内に残留する非合法入国者への一時的滞在資格の付与という形で実施されていた³⁸⁷。さらに、新協定の第9条は、労働者の権利保障を条件に「米国内のいかなる地域の雇用主」に対してもメキシコ人労働者の雇用を認める内容となっていた。この条項によってテキサスへのブラセロ導入が認められたのである³⁸⁸。

³⁸⁵ Department of State to American Embassy in Mexico, D.F., June 9, 1949, RG 59, 811.504 Mexico/6-949, box 4858, RG 59, NA.

³⁸⁶ “Acuerdo sobre la contratación de trabajadores agrícolas mexicanos. Celebrado por canje de notas fechadas en la Ciudad de México, el 1 de agosto de 1949,” *Tratados ratificados y convenios ejecutivos celebrados por México*, Tomo 11, 1948 Segunda Parte -1949 (México, DF: Secretaría de Relaciones Exteriores, 1972): 305-24.

³⁸⁷ Memorandum by Embassy of Mexico, January 5, 1949, 811.504 Mexico/1-549, box 4857, RG 59, NA.

³⁸⁸ ブラセロ・プログラムの再開を伝えるメキシコ国内の報道でも、権利保障規定と引き換えにテキサスでのブラセロの雇用が認められたことが強調されていた。*El Nacional*, July 29, 1949, 1, 4.

図 7. ブラセロ募集地 (1949 年)



出典：フリー素材「メキシコ合衆国の地図」(http://www.freemap.jp/item/north_america/mexico.html)より筆者作成。

1949年以降、米墨両国政府のあいだには、一つの州全体を対象にブラセロの就労を禁止することは認められないという合意が成立していた。また、一地域での問題を理由にブラセロ・プログラム全体を停止することは大きなリスクを伴うとの認識も共有されるようになった。したがって、テキサスでのメキシカンに対する差別や非合法移民の雇用といった問題は、連邦レベルでの二国間協定の運用に重大な影響を及ぼすことはなくなったといえる。

一方、LULAC や GI フォーラムはエル・パソ事件以後、メキシコ人労働者の米国への流入に対する反対を強めた。とくに、次章で述べるように 1950 年代に入って GI フォーラムは労働組合との協力のもと、国境警備の強化、非合法移民の雇用主への罰則強化とブラセロ導入要件の

厳格化を求める運動を展開していった³⁸⁹。このような方針は、非合法入国者の合法化、ブラセロの導入許可および就労要件の緩和によって州内の農場主の労働力需要を満たす見返りとして、テキサス州政府と米国連邦政府にメキシカンの権利保障を促すメキシコ政府の政策とは異なるものであった。1940年代末以降、LULACやGIフォーラムは、法廷闘争や選挙政治への参加を通じてメキシコ系アメリカ人としての権利を主張する戦略に集中していったのである³⁹⁰。

おわりに

1949年協定の締結に向けた交渉に臨んだ米墨両国の担当者はどちらも、非合法移民の存在を問題視する点および、国境を越えた労働力移動の自由化を要求する米国内の動きに反対する点において一致していた。以上の論点を踏まえたうえで、「エル・パソ事件」によって中断したにもかかわらずブラセロ・プログラムが再開され、その後も存続した要因を以下で指摘したい。

第1の要因は、米墨両政府はブラセロ・プログラムを、非合法移民の流れを抑制する唯一の実行可能な手段と位置づけていたことであった。メキシコから米国への非合法移民は、戦中から米墨間の懸案事項であり、戦後にはいっそう問題視されるようになった。国境地帯におけるメキシコ人労働者の大量集中は、国境警備を担当していた米国移民帰化局やメキシコ内務省に多大な負担を強いていた。米国内で逮捕・送還された者がメキシコ側の国境都市から溢れ出し、米国内に戻ることを両国政府は防止したかったのである。

第2の要因として、米国内にはブラセロ・プログラムの廃止と国境を越えた労働力移動の規制緩和を求める勢力が根強く存在していたことが指摘できる。国境地帯の農場主を中心としたこの勢力は、議会に加えて、米国雇用局や農務省などの行政府にも影響力を持っていた。交渉

³⁸⁹ Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 153-55; Kells, *Héctor P. García*, 126-43.

³⁹⁰ David Montejano, *Anglos and Mexicans in the Making of Texas, 1836-1986* (Austin: University of Texas Press, 1987), chap.12; Benjamin Márquez, *Democratizing Texas Politics: Race, Identity, and Mexican American Empowerment, 1945-2002* (Austin: University of Texas Press, 2014), chap. 2.すでに1948年3月、LULAC元会長でテキサス大学教育学部教授を務めていたジョージ・I・サンチェス (George I. Sánchez) は、テキサスのスペイン語姓を持つ住民の8割が米国市民である以上、これらの人々の権利の問題はメキシコと交渉して決めるべきことではなく、善隣友好委員会を中心としたテキサス州政府諸機関が政策化すべきことと述べている。Good Neighbor Commission of Texas, *Minutes of the Quarterly Meeting, March 26, 1948, box 4-14/122, Jester Papers*.

に臨んだ米墨両国の担当者は、ブラセロ・プログラムの中断が長く続けば米国南西部を中心に非合法入国者の雇用が著しく増加するとの懸念を抱いていた。

ただ、1949年以降も非合法入国者の逮捕数は増え続けたことにも示されるように、非合法移民対策としてのブラセロ・プログラムの有効性は限られていた。しかし、エル・パソ事件以後も、米国とメキシコでは国境警備の予算と人員は不十分であった。そのため、同プログラムを通じて米国内で合法的に就労する機会をメキシコ人に提供する以外に、移民の流れを管理する手段が存在しなかった³⁹¹。結局のところ、米国内に存在するメキシコ人労働者への多大な需要を追認する形でブラセロ・プログラムは延長されたといえる。エル・パソ事件は米墨両国の外交・国境警備担当者に移民統制を強化する必要性を改めて認識させる結果となったのであるが、これを実現するための条件は1940年代末の段階では整っていなかったのである。

³⁹¹ Calavita, *Inside the State*, 34-36. 1950年の国境警備隊員の数は1,110人で、このうち米墨国境を担当する隊員の数は約700人であった。同時に任務についている隊員の数は延長2,560キロ(1,600マイル)の米墨国境全体で約140人であった。García, *Operation Wetback*, 116-17.

第5章 ブラセロ・プログラムの安定化から終焉へ（1949-64年）

はじめに

本章では、ブラセロ・プログラムが1949年8月の協定によって再開された後、いかに米墨両国間の労働力移動を管理する方策として定着していったのかについて考察する。また、一度定着した同プログラムが、1960年代に入って、米国内での農業労働力需要および政治的状況の変化によって廃止に追い込まれてゆく過程についても検討する。

1949年8月以降は、それまでメキシカンに対する差別の残存を理由に、メキシコ政府によってブラセロ・プログラムの対象から外されていたテキサスでもブラセロの導入が実現した。これによって、初めてブラセロ・プログラムは全米すべての州を対象とした政策になった。

1950年代に入ると、メキシコからの非合法移民の流入を問題視し、その取締りの強化を求める議論が米国内で急速に高まっていった。1954年には米国移民帰化局はメキシコ政府の協力のもと、「ウェットバック作戦」として知られる、非合法移民の大規模な摘発および送還を実施した³⁹²。以後、非合法移民の取締りとブラセロとしての合法的な滞在・就労資格の付与が、メキシコからの移民に対する米国の政策の両輪となり、メキシコ政府も基本的にこの政策を受け入れるようになった。

1954年のウェットバック作戦以降、ブラセロ・プログラムは米国内の農業労働力需要と、米国での就労機会に対するメキシコ側での需要の双方を満たす施策として、米墨両国からの支持を受けつつ定着していった。この時期には、非合法入国者が減少した代わりにブラセロの雇用数は急増した。しかし、1960年代に入って綿花収穫作業の機械化により、ブラセロをもっとも多数雇用していたテキサスで労働力への需要が低下し、ブラセロの導入数は減少した。

本章では、1949年8月にブラセロ・プログラムの対象にテキサスが組み込まれ、1950年代後半に全米で最多数のブラセロを雇用する州となってゆく過程において、メキシコ人非合法移民

³⁹² ウェットバック作戦の詳細については以下の研究を参照。García, *Operation Wetback*, chaps. 8-9; Hernández, *Migra!*, chap. 8.

の大規模雇用を特徴とする同州の農場での雇用慣行がいかにブラセロ・プログラムという政策全体の策定・運用に影響を及ぼしていたのかという問題について考察する。従来のブラセロ・プログラム研究がほとんど注目してこなかったこの過程について分析することで、ブラセロ・プログラムの歴史のなかでのテキサスの位置づけについて再考するとともに、同州でのメキシカン労働者の雇用および権利保障をめぐる米墨両国の連邦政府、テキサス州政府、および州内の非政府アクターのあいだの交渉がいかなるものであったのかを明らかにする。

また、1954年のウェットバック作戦と、その前後の移民帰化局によるメキシコ人非合法移民の摘発について、テキサスの地域社会への影響およびブラセロ・プログラムの策定・運用とのかかわりという視点から再考するのも、本章のもう一つの目的である。ウェットバック作戦については、移民帰化局の組織および権限の拡大をもたらし、ブラセロ・プログラムの拡大につながったという評価が一般的になされてきた³⁹³。また、メキシコ系アメリカ人史研究では、この作戦が米国内のメキシカン・コミュニティにもたらした抑圧を強調するとともに、その後のメキシカンのあいだでの国籍の差を超えた連帯の契機をもたらしたとも評価されてきた³⁹⁴。本章ではこのような先行研究の議論を踏まえたうえで、ウェットバック作戦がテキサスの地域社会において持った意味について、農場経営者およびメキシコ系アメリカ人の動向に加えて、従来の研究ではほとんど顧みられることのなかったテキサス州政府による非合法移民の送還問題への取り組みに焦点を当てて考察したい。

最後に本章では、1950年代後半のブラセロ導入拡大の過程とその要因について概観する。つづいて、1960年代前半のブラセロ・プログラムの廃止に向けた流れについて、おもに労働省の動向と連邦議会での議論を分析し、同時期の米国の連邦レベルでの政治状況の変化がいかにこの政策の終焉をもたらしたのかを明らかにするとともに、行政府内では米墨間の移民の今後の動向についていかなる議論がなされていたのかについても若干の分析を試みる。

³⁹³ García, *Operation Wetback*; Calavita, *Inside the State*; Ngai, *Impossible Subjects*; Hernández, *Migra!*

³⁹⁴ そのような議論の例としては以下を参照。Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 168-77.

第1節 公法78号と1951年協定 - ブラセロ・プログラムの安定化

1. ブラセロ導入解禁後の善隣友好委員会の活動

1949年8月のブラセロ・プログラムの再開とテキサスでのブラセロ雇用の解禁を受けて、テキサス州政府はメキシカンへの差別問題に対する取り組みを継続する必要性に迫られた。同年7月11日に急逝したジェスター知事に代わって、副知事から知事に昇格したアラン・シヴァース (Allan Shivers) は、メキシコ人やメキシコ系アメリカ人の労働者を雇っていた牧場経営者であった。シヴァースはメキシカンへの差別の解消や労働条件の改善そのものに積極的な関心を示していたわけではないが、雇用主としての立場から、メキシカンの権利保障はブラセロの確保と密接に結びついた問題であることを十分に認識していたのである³⁹⁵。

1949年に入って、テキサスでのメキシカンに対する差別問題はふたたび米墨間の懸案事項となっていた。その契機となったのは、同年1月に州南部のライヴ・オーク郡スリー・リヴァースで、フィリピン戦線で戦死したメキシコ系アメリカ人兵士フェリクス・ロンゴリア (Felix Longoria) の葬儀を「白人が嫌がる」という理由により、地元の葬儀社が拒否した事件であった。この事件はGIフォーラムによって激しく糾弾されたため、善隣友好委員会も調査に乗り出し、ロンゴリアの葬儀の拒否は差別であるとの結論を示した³⁹⁶。この事件は、リンドン・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 上院議員 (テキサス州選出、民主党) の配慮によって、ロンゴリアをアーリントン国立墓地に埋葬することで幕引きが図られたが、スリー・リヴァースを選挙区としていたテキサス州議会下院議員J・F・グレイ (J. F. Gray) は善隣友好委員会やジョンソンによる地域社会への介入を批判し、同委員会の廃止を求めた³⁹⁷。このような状況のもと

³⁹⁵ Robinson, "Creating Foreign Policy Locally," 141-42.

³⁹⁶ この事件については以下を参照。George Norris Green, "The Felix Longoria Affair," *Journal of Ethnic Studies*, 19, no. 3 (Fall 1991): 23-49; Patrick James Carroll, *Felix Longoria's Wake: Bereavement, Racism, and the Rise of Mexican American Activism* (Austin: University of Texas Press, 2003).

³⁹⁷ Ricky F. Dobbs, *Yellow Dogs and Republicans: Allan Shivers and Texas Two-Party Politics* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2005), 56. なお、グレイはこの事件の影響が広がり始めた1949年2月下旬に、トム・コナリー (Tom Conally) 上院議員 (テキサス州選出、民主党) に電報を送り、ロンゴリア事件のためにブラセロ・プログラムの再開に向けた二国間交渉が滞っていないかどうか確認するよう依頼している。これに対する国務省の返答は、この事件は二国間交渉に直接の影響を及ぼしてはいないが、メキシコ国内ではさかんに報道されており、メ

で、シヴァースおよび前任者のジェスターは、メキシカンへの差別問題への州政府による取り組み自体に反対する勢力と、米墨関係への影響を考慮して問題の改善を求める勢力のあいだで板挟みになっていたと考えられる³⁹⁸。結局、シヴァースは善隣友好委員会を廃止することはなかったが、OCIAAでの勤務経験があり、連邦政府の官僚や州内のメキシコ系アメリカ人組織との密接な関係を通じて差別問題の調査に積極的にかかわっていたトマス・S・サザランド事務局長を排除し、テキサス南部の農場経営者の利害により親和的な人物を同委員会の幹部に据えようと試みた³⁹⁹。

1949年9月にシヴァースはフォート・ワースの石油業者ネヴィル・G・ペンローズ (Neville G. Penrose) を善隣友好委員会の委員長に任命した。ペンローズは1920年代にメキシコ北部で石油の採掘に携わった経験があり、その後もメキシコの政治家や企業家との密接な関係を保持していた⁴⁰⁰。49年の12月に善隣友好委員会は、チワワ、コアウイラ、タマウリパス、ヌエボ・レオンの各州の知事をフォート・ワースに招いている。この会合では、メキシカンに対する差別は解消に向かっていると強調され、テキサスとメキシコ北部各州の関係強化の必要性が確認されるとともに、ブラセロの導入に際しての雇用契約や労働条件についても議論がおこなわれた⁴⁰¹。ペンローズ委員長のもと、善隣友好委員会は米墨両国の連邦政府の官僚およびメキシコ北部諸州の州政府関係者や企業家との交流を担当する組織としての性格を強めた。サザランドおよび前委員長でメキシカンの権利の擁護に積極的であったロバート・E・スミス (Robert E. Smith)

メキシコ政府がテキサスへのブラセロの送出を解禁するに当たって不都合な状況をもたらしたというものであった。J. F. Gray to Tom Connally, February 22, 1949, 811.504 Mexico/3-149, box 4857, RG 59, NA; Ernest A. Gross to Tom Connally, March 10, 1949, 811.504 Mexico/3-149, box 4857, RG 59, NA.

³⁹⁸ コナリーおよびジョンソン両上院議員は、ロンゴリア事件がブラセロ・プログラム再開交渉に悪影響を及ぼす可能性を危惧していた。また、ジョンソンはこの事件を契機にメキシコ系アメリカ人有権者の支持を一気に獲得した。Julie Leininger Pycior, *LBJ and Mexican Americans: The Paradox of Power* (Austin, University of Texas Press, 1997), 68-73.

³⁹⁹ Robinson, "Creating Foreign Policy Locally," 141-43; George Norris Green, *The Establishment of Texas Politics: The Primitive Years, 1938-1957* (Westport, CT: Greenwood Press, 1979), 139-41; Dobbs, *Yellow Dogs and Republicans*, 56-57.

⁴⁰⁰ Robinson, "Creating Foreign Policy Locally," 145; Marguerite Potter, *Grass-Roots Diplomat Neville G. Penrose: Buen Amigo y Vecino* (Fort Worth: Leo Potishman Foundation and Texas Christian University, 1961), 27-30.

⁴⁰¹ *Novedades*, December 6, 1949, 1, 10; *Exelsior*, December 6, 1949, 1, 12.

は、アングロとメキシカンとの関係改善を目的として1950年に設立されたテキサス州人間関係評議会 (Texas Council on Human Relations) に異動し、州内各地におけるメキシカンへの差別・隔離の状況についての調査を実施し、善隣友好委員会に提案や助言をすることになった⁴⁰²。

しかしながら、シヴァースは、米墨両国の外交担当者との交渉および差別・隔離の実態調査をおこなう組織としての善隣友好委員会の機能を完全に停止することはできなかった。そもそも、いずれの州政府機関が実施主体になるにせよ、メキシカンへの差別・隔離問題への対応の重要性はブラセロの導入実現後にいっそう高まっていたのである。1949年協定の成立以後、メキシコはテキサス州全体を対象にブラセロの就労を禁止することはなかったが、州内各地の領事館は公共施設、商業施設および教育機関でのメキシカンに対する隔離や、農場での不当労働行為についての情報を積極的に収集し、善隣友好委員会に通知していた。メキシコ政府はこれらの行為が起きた地域や農場を対象にブラセロの雇用を禁止することができ、そのような措置は州レベルでは重大な問題になりうるものであった。たとえば、1952年には全米で74の郡がメキシコ政府によってブラセロの送付禁止指定を受けているが、そのうち59の郡はテキサス州内に位置していた⁴⁰³。つまり、ブラセロ・プログラムの適用対象にテキサスが含まれるようになったことは、同州へのブラセロの導入を実現すべく米墨両国政府に働きかけることを主たる目的として設立された善隣友好委員会の存在意義を喪失させたわけではなかった。

1949年10月、善隣友好委員会内の組織として、差別・隔離問題を専門とする「小委員会 A(subcommittee A)」が設立された。小委員会 A は LULAC と協力して、公立学校でのメキシカンに対する隔離の実態調査をおこなったほか、州内各地のメキシコ領事との折衝を担当していた。また、差別・隔離事案が発生した自治体の首長や当該地域の商工会議所の幹部に対し、再

⁴⁰² 1952年頃までに同協議会は予算不足のために活動を停止している。Green, *The Establishment of Texas Politics*, 141; Cynthia E. Orozco, "TEXAS COUNCIL ON HUMAN RELATIONS," *Handbook of Texas Online* (<http://www.tshaonline.org/handbook/online/articles/pqtda>), accessed September 20, 2015. Uploaded on June 15, 2010. Published by the Texas State Historical Association.

⁴⁰³ Lista de condados que comprenden poblaciones inaceptables para contratar trabajadores agrícolas mexicanos, cerrada el 19 de mayo de 1952, May 19, 1952, box 1989/059-19, GNCR.

発防止を促すこともその重要な役割であった⁴⁰⁴。

1950 年以降、善隣友好委員会の主要な業務は、ブラセロ送出禁止措置にかんする情報収集および、州内各地からの問い合わせへの対応となっていた。メキシコ外務省は米国国務省および善隣友好委員会に、メキシカンに対する差別・隔離が実施されているテキサス各地の企業、商店、公共施設や教育機関を名指ししたリストを送付していた。これらのリストに記載されている事例を見る限り、ブラセロや労働者階級のメキシコ系アメリカ人に留まらず、メキシコ人外交官や企業経営者なども含まれており、国籍や階層を問わずメキシカンは差別や隔離の対象とされていたことが窺える。また、メキシコ政府によってブラセロの雇用を禁止された地域や農場についての情報もメキシコ側から国務省および善隣友好委員会に送られていたが、これを地方自治体や商工会議所の関係者が入手するのは難しく、収穫期の直前には送出禁止措置にかんする照会が各地から寄せられていた⁴⁰⁵。

ブラセロの雇用を禁止された郡、自治体や農場が位置する地域の商工会議所からは、善隣友好委員会に対し禁止措置の解除をメキシコ政府に働きかけるよう求める陳情がしばしばなされていた。たとえば、州北西部のアビリーンに本部を置く西テキサス商工会議所（West Texas Chamber of Commerce）は 1952 年に、西部テキサス 26 郡へのブラセロ送出禁止措置の撤回をメキシコ政府に求める運動を展開した。同商工会議所は、善隣友好委員会にメキシコ政府との折衝を求めたほか、メキシカンに対する差別が起きた際にはただちに対応することを確約する手紙をメキシコ領事に送るよう当該地域の指導者層に促している⁴⁰⁶。商工会議所や農場経営者団体が主導していた差別・隔離廃止への取り組みがどれほどの効果をもたらしたのかについて、実証的に評価することは難しい。ただ、メキシカンへの扱いが改善されたとの認定をメキシコ政

⁴⁰⁴ Kingrea, *History of the First Ten Years*, 96-98; Meeting of Subcommittee A of the Good Neighbor Commission in San Antonio, November 21, 1949, box 1989/059-1, GNCR.

⁴⁰⁵ 差別行為の事例についての情報およびブラセロの雇用が禁止された地域のリストは、テキサス州公文書館所蔵の次の史料を参照。Blacklisted Counties/Mexican Government, box 1989/059-19, GNCR.

⁴⁰⁶ James F. Melton to Vaughn M. Bryant, July 3, 1952, box 1989/059-19, GNCR; Loyan H. Walker to Vaughn M. Bryant, November 4, 1952, box 1989/059-19, GNCR; Vaughn M. Bryant to Loyan H. Walker, November 10, 1952, box 1989/059-19, GNCR; James F. Melton to the chamber managers in counties placed on blacklist by the Mexican government, August 5, 1952, box 1989/059-19, GNCR.

府から受け、ブラセロの導入を認められた郡や地域も多数存在していたのは明らかである。このような取り組みは、メキシカンへの差別を禁止する州法の制定が実現しなかった当時において、ある程度はメキシカン住民に対する差別や隔離を緩和する効果を持っていたと考えられる⁴⁰⁷。

2. テキサスでのブラセロ・プログラムの展開と非合法移民問題

1949年8月にブラセロ・プログラムが再開された直後から米墨両国の政府内で問題となっていたのが、テキサスの農場経営者をいかに同プログラムに参加させるかということであった。テキサスもブラセロ・プログラムの対象地域に含められたとはいえ、非合法移民の雇用を長く続けてきた同州の農場主が、ただちにブラセロに労働力の供給源を切り替えるとは予想しにくかったのである。非合法入国者のブラセロとしての雇用を認めた1949年協定の第3条の規定に従って、8月25日にはテキサス州ハーリングゲンに、1949年8月1日以前に非合法に入国し米国内に滞在しているメキシコ人労働者をブラセロとして雇用するための手続きをおこなう事務所が設置された⁴⁰⁸。1949年協定の第3条の規定を根拠として、このような合法化措置の対象とされた労働者の雇用期間は原則として4ヶ月とされた。10月下旬までにはテキサス州エル・パソとクリスタル・シティおよびアリゾナ州フェニックスにも同様の事務所が設置された⁴⁰⁹。メキシコ国内でのブラセロの募集の開始に先立って、米国内、とりわけテキサス州内に滞留している非合法移民労働者の合法化が優先されたのである⁴¹⁰。

また、1949年の協定ではブラセロの最短雇用期間が短縮され、ブラセロ・プログラムは農繁

⁴⁰⁷ メキシコ側から送付された、ブラセロの雇用が解禁された郡や地域のリストは、ただちに善隣友好委員会によって公表されていた。Press Release by the Good Neighbor Commission, April 28, 1953, box 1989/059-19, GNCR.

⁴⁰⁸ このような事務所には、国務省、農務省、移民帰化局、雇用局など、ブラセロ募集と契約の監督に携わっていた米国の関係各省庁の担当者が駐在していた。また、事務所の設置された地域を管轄するメキシコ領事館の代表が募集・契約の過程を監督していた。Walter Thurston to the Secretary of State, August 24, 1949, 811.504 Mexico/8-2349, box 4858, RG 59, NA; Paul J. Reveley to Robert C. Goodwin, August 26, 1949, 811.504 Mexico/8-2349, box 4858, RG 59, NA; United States Embassy in Mexico, D.F., to Dean Acheson, August 26, 1949, 811.504 Mexico/8-2349, box 4858, RG 59, NA.

⁴⁰⁹ Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, October 20, 1949, 811.504 Mexico/10-2049, box 4858, RG 59, NA.

⁴¹⁰ “Mexican Migrant Labor in the United States: Historical Notes on the Bracero Program,” 129.

期のみメキシコ人労働者を雇用することを望む農場主にも利用しやすいものとなった。本協定ではブラセロの雇用期間は原則 4 ヶ月から 6 ヶ月間とされ、最長 1 年までの延長が可能とされた。雇用期間を最長で 1 年までと定めていた点で、本協定の規定は従来のものとは基本的には同様であった。しかし、労働力需要の変化に合わせた柔軟な雇用を可能にするために、綿花農場で就労するブラセロの雇用期間は最短で 3 ヶ月とされた⁴¹¹。綿花農場での労働力需要は季節的な変動が著しく、綿花の収穫期にはとりわけ多数の労働者が必要とされていたことが、このような特例規定が新たに設けられた理由であった。これも、テキサスの農場経営者のブラセロ・プログラムへの参加を促すインセンティブとして導入された措置であったと考えられる。

テキサス州内でも、メキシコとの国境に近く、非合法移民の雇用が綿花農場を中心に大規模に続けられてきたリオ・グランデ川流域地帯では、ブラセロの雇用を敬遠する傾向が 1949 年協定の成立後も残っていた。その理由として、ブラセロ・プログラムの適用を受けると農業労働者に払う賃金水準が上昇することを農場経営者が忌避していたことがあげられる。非合法移民労働者の大規模な雇用と搾取を一因として、同地の農業労働者の賃金は当時の米国内でもっとも低水準に抑えられており、その標準は時給 25 セント以下であった⁴¹²。

メキシコ政府は、ブラセロのテキサスへの導入を認めるに当たってリオ・グランデ川流域地帯の低賃金を問題視していた。1949 年協定には最低賃金の具体的な額は示されていなかったが、前章の第 1 節で述べたように、ブラセロは就労地で同様の仕事に従事する米国内在住の労働者と同様の賃金を支給されることになっていた。問題は、時給 25 セント以下という同地域の農業労働者の標準的な賃金は、1942 年の協定で定められていた時給 30 セントというブラセロの最低賃金よりも低かったことであった。しかも、1946 年 2 月の二国間交渉では最低賃金を 37 セントにすることが決められていたのである⁴¹³。メキシコ側は国務省に対し、時給 40 セントをブラセ

⁴¹¹ *Tratados ratificados y convenios ejecutivos celebrados por México*, Tomo 11, 312. なお、1948 年 2 月協定の第 19 条では、ブラセロの雇用期間は「6 ヶ月の〔雇用〕期間 2 回分」、つまり 1 年を原則的に上限としていた。この規定によれば、雇用期間は 6 ヶ月が基本とされていた。TIAS 1968, USSL, 3891.

⁴¹² Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, October 20, 1949.

⁴¹³ The Ambassador in Mexico (Messersmith) to the Secretary of State, March 8, 1946 in *FRUS, 1946*,

口および合法化された労働者に支払われる最低賃金とするように求めた。これに応じて、米国雇用局は 1949 年 10 月 17 日、テキサスの農場主からのブラセロ導入申請書で、時給を 40 セント未満に設定しているものについてはメキシコ側への取り次ぎを拒否すると発表した⁴¹⁴。

リオ・グランデ川流域地帯を選挙区としていたロイド・ベンツェン (Lloyd Bentsen) 下院議員 (民主党) は、農業労働者の最低賃金を 40 セントに引き上げることに賛成していた⁴¹⁵。同地域の一部の農場経営者や商工会議所関係者もこのような見解を共有していた。農業労働者の賃金を上げれば、より賃金水準の高い米国内の他地域に出稼ぎに向かうメキシコ系アメリカ人労働者の流れを止めることができるうえ、かれらの購買力が増大するため、地元の経済にも好ましい結果をもたらすと考えられていたのである。結局、シヴァースはテキサス州内で就労するブラセロの最低賃金を 40 セントに引き上げることを決定した⁴¹⁶。

二国間協定の適用を受けたメキシコ人労働者の雇用による人件費の増大を嫌った雇用主が非合法移民の雇用を続けることを防ぐため、10 月中旬に国務省はメキシコ外務省に対し、合法化された労働者の雇用期間を最短で 6 週間とする特別措置を導入するよう提案した⁴¹⁷。外務省のテジョはこの提案にただちに同意した⁴¹⁸。また、メキシコ政府は、メキシカンへの差別を理由にブラセロ・プログラム再開直後にブラセロ導入を禁止されていた、リオ・グランデ川流域のディミット郡に対する制裁措置を撤回した。国務省メキシコ局のウィルソンは、これらの施策によってテキサス南部でのブラセロ・プログラムに対する評価は向上しており、農場主はより積極的にブラセロを雇おうとする姿勢を見せていると述べている⁴¹⁹。

ただ、1949 年協定の第 3 条によって合法化されたメキシコ人労働者の最短の雇用期間を 6 週間とした措置は、当初はあくまで一度限りのものとして導入された。また、その対象地域はリ

vol. 11, 1024-25.

⁴¹⁴ Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, October 20, 1949.

⁴¹⁵ Edward S. Benet to Walter Thurston, October 10, 1949, 811.06(M)/8-950, box 4403, RG 59, NA. なお、ベンツェンは 1940 年代末に善隣友好委員会の委員も務めていた。

⁴¹⁶ Edward S. Benet to Walter Thurston, October 17, 1949, 811.06(M)/8-950, box 4403, RG 59, NA.

⁴¹⁷ Dean Acheson to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., October 12, 1949, 811.504 Mexico/10-1249, box 4858, RG 59, NA.

⁴¹⁸ Manuel Tello to Walter Thurston, October 14, 1949, 811.504 Mexico/11-149, box 4858, RG 59, NA.

⁴¹⁹ Ibid.

オ・グランデ川下流域のウェップ、サパタ、スター、イダルゴ、キャメロン、ウィラシーの各郡に限られていた⁴²⁰。この措置の対象から外された地域の農場経営者からは、リオ・グランデ川下流域の郡をメキシコ政府が特別扱いする一方、他地域を差別しているとの不満が寄せられていた。また、合法化された労働者の雇用期間の下限を 6 週間とする措置を全米に適用する案も雇用局と国務省の担当者の会合で非公式に提案された⁴²¹。米国側からの要望を受けて 10 月下旬にメキシコ外務省はサン・アントニオを中心とした地域の南側に位置する 29 の郡にこの措置の適用を拡大した⁴²²。

1950 年 4 月下旬から 5 月初めまで、米国国務省、雇用局、移民帰化局およびメキシコ外務省の代表を集めた会議がメキシコシティで開催された。1949 年協定の解釈の変更がおもな議題となったこの会議で、もと非合法労働者で合法化された者だけではなくブラセロについても、前述のテキサス南部の 29 郡に限っては最短の雇用期間を 6 週間とすることが決定された⁴²³。また、メキシコ側はこの措置を無期限に継続することに合意した⁴²⁴。ブラセロや合法化された労働者を雇用するインセンティブを高めることによって、とりわけテキサスの農場主に非合法移民の雇用を控えるよう促すという方針は、1940 年代末から 50 年代前半を通じて米墨両国によって続けられていたのである。

しかしながら、テキサスのリオ・グランデ川流域地帯やカリフォルニア南部では依然として非合法移民の大規模な雇用が続いており、米墨両国では非合法移民の取締りの強化が構想され始めていた。1950 年の夏までに、メキシコ内務省は非合法移民の流出阻止のため、ブラウンズ

⁴²⁰ Walter Thurston to the Secretary of State, October 17, 1949, 811.504 Mexico/10-1749, box 4858, RG 59, NA.

これら各郡には、マッカレン、エディンバーグ、ハーリングゲン、ブラウンズヴィルといった、リオ・グランデ川下流域の主要な都市が含まれる。

⁴²¹ Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, October 21, 1949, 811.504 Mexico/10-2149, box 4858, RG 59, NA.

⁴²² Walter Thurston to the Secretary of State, October 27, 1949, 811.504 Mexico/10-2749, box 4858, RG 59, NA; Dean Acheson to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., October 28, 1949, 811.504 Mexico/10-2749, box 4858, RG 59, NA.

⁴²³ Louis F. Blanchard to the Department of State, May 4, 1950, 811.06M/5-450, box 4403, RG 59, NA; Louis F. Blanchard to the Department of State, May 10, 1950, 811.06M/5-1050, box 4403, RG 59, NA. この措置は、ブラセロの雇用期間を定めた 1949 年協定の第 12 条の例外規定として実施された。

⁴²⁴ Thomas C. Mann to Edward G. Miller, May 25, 1950, 811.06M/5-2550, box 4403, RG 59, NA.

ヴィルの対岸に位置するタマウリパス州マタモロスから、イーグル・パスの対岸のコアウイラ州ピエドラス・ネグラスに至る国境線沿いに、60人の隊員と12台のジープから構成される国境警備隊を配備した⁴²⁵。1950年4月から5月までに全米でのメキシコ人非合法移民の逮捕者数は10万を超えていた。また、何度も米国内への非合法的な入国を試み、繰り返し逮捕される者が多数存在することも問題視されていた⁴²⁶。このような状況を受けて、この時期の米国では非合法移民の流入が国内にもたらす社会・経済的な影響に対する関心がしだいに高まっていた。

1950年6月3日にはハリー・S・トルーマン（Harry S Truman）大統領によって大統領移動労働者問題委員会（President's Commission on Migratory Labor）が設置された。この委員会の調査対象は、米国内の移動労働者の社会的・経済的状況、健康状態および教育状況に加えて、短期移民労働者および非合法移民がもたらす影響であった⁴²⁷。翌51年に刊行された本委員会の報告書は、農村地帯に居住する移動労働者の雇用の不安定化が戦後に進行していると指摘した⁴²⁸。さらに、教育・健康状況の劣悪さを詳細に例示したうえで、移動労働者は社会的・経済的に疎外された存在であり、労働権や社会保障の受給権を事実上剥奪されていると述べている⁴²⁹。

このような米国内の移動労働者の置かれた劣悪な状況の背景には、外国人労働者が代替労働力として利用可能であったため、農場経営者が雇用の安定化や労働条件の改善を怠っていたことがあると指摘されている。本報告書は、ブラセロは米国内で賃金の低下を引き起こしたと述べている。たとえば、綿花農場労働者の賃金にかんする調査によれば、戦後に多数のブラセロを導入したニューメキシコでは、1950年の賃金は1947年と比較して4パーセント減少した。また、1949年以降は多数のブラセロを綿花農場に導入し、それ以前から大規模な非合法移民の雇用がおこなわれていたテキサスでは、同時期に賃金は11パーセント下落した。一方、1947年以

⁴²⁵ Carl Strom to R. R. Rubottom, Jr., May 18, 1950, 811.06(M)/5-1850, box 4403, RG 59, NA. 両都市のあいだは直線距離でも400キロ以上あり、このような小規模の部隊がどれほど役立ったのかは疑問である。ただ、米国側でも、2,560キロに及ぶ米墨国境の警備に携わっていた移民帰化局職員は、この当時700人程度であった。

⁴²⁶ W. F. Kelly to Thomas C. Mann, June 23, 1950, 811.06M/6-2350, box 4403, RG 59, NA.

⁴²⁷ *Migratory Labor in American Agriculture*, 1.

⁴²⁸ *Ibid.*, chap.1.

⁴²⁹ *Ibid.*, chaps. 8-11.

降は綿花農場でブラセロがほとんど雇用されなくなったカリフォルニアでは、綿花農場労働者の賃金は 1950 年までに 15 パーセント増加したと報告されている。本報告書は、このような調査結果を踏まえて、外国人労働者は賃金を低下させており、米国内の農業労働者の脅威となっていると結論付けている⁴³⁰。

さらに、本報告書はメキシコ人非合法入国者について 1 章を設けてその弊害について指摘している。非合法移民が多数雇用されているリオ・グランデ河流域地帯からは、賃金の低下によってメキシコ系アメリカ人労働者が他地域へ流出していると述べられている⁴³¹。また、同地域の農場主は移民帰化局の活動に非協力的なばかりか、しばしば妨害することが問題とされた⁴³²。

以上の議論を踏まえて、大統領移動労働者問題委員会は外国人労働者の米国内への流入について、以下の結論を出している。まず、合法的な外国人労働者の導入については、その廃止までは提言していない。ただ、その実施に当たっては送出国と受入国である米国の政府間交渉に基づいて、労働条件や賃金水準の決定を決定することが望ましいとしている。また、非合法移民の合法化については「移民法違反に特典を与える」措置として批判した。そのうえで、短期移民労働者の導入は、雇用条件や基準を明記した政府間協定に基づいて実施されるべきであると結論付けた。また、短期移民労働者政策の実施に当たっては移民帰化局がより大きな役割を果たすべきであり、外国人労働者の募集・契約・移動の管理は同局に一元化されるべきとの見解が示されている⁴³³。非合法移民問題への対応策としては、移民帰化局の権限拡大と予算拡充による非合法移民取締りの強化、非合法移民の隠匿と輸送を禁止する法律の制定、非合法移民の合法化の中止、および国務省とメキシコ政府のあいだの非合法移民対策をめぐる協力体制の構築が推奨された⁴³⁴。

大統領移動労働者問題委員会の答申に見られるように、1950 年代初頭には非合法移民を米国

⁴³⁰ Ibid., 57-59. テキサスの賃金水準に対し、ブラセロと非合法移民のどちらがより大きな影響を及ぼしたのかについて、本報告書の記述は曖昧である。全国平均では綿花農場労働者の賃金は 1947 年から 50 年まで変化はなかったと述べられている。

⁴³¹ Ibid., 80-83.

⁴³² Ibid., 75-76, 86-88.

⁴³³ Ibid., 64-67.

⁴³⁴ Ibid., 88.

内の農業労働者の貧困や失業の原因と見なし、問題視する状況が広まっていた。さらに、非合法移民の就労・生活状況は非常に劣悪であり、しばしば「奴隷制」にも例えられていた。このような状況を放置しておけば、メキシコとの関係も悪化しかねないとの懸念も国務省内では共有されるようになっていた。タマウリパス州レイノサ駐在の米国領事エドワード・S・ベネット (Edward S. Benet) は、リオ・グランデ川流域地帯への非合法移民の流入を止めるためには、非合法移民の雇用を罰する法律の制定が必要との見解を示した。そのうえで、ベネットは米墨両国政府の担当者と、ブラセロを雇用する農場経営者から構成される組織を設置し、ブラセロの募集と契約をこの組織を通じて実施すべきと提案した⁴³⁵。雇用主罰則の必要性については、7月31日と8月1日にブラウンズヴィルで開催された大統領移動労働者問題委員会の公聴会でも表明された⁴³⁶。

一方、リオ・グランデ川流域地帯の農場主は、米墨両国間の交渉によって定められた雇用条件や賃金水準に対する不満を表明していた。ブラウンズヴィルでの公聴会では、農場経営者代表はこの地域に対する特別な配慮が盛り込まれない限り、メキシコとの協定には反対を続けると主張した⁴³⁷。テキサス南部の農場主は、非合法移民が労働力として確保できるのであれば、二国間協定に定められた手続きに従ってブラセロを導入する必要はないと考えており、国境警備や摘発の強化によって非合法移民の流入が停止されれば、同地の農場主は反撥するだろうとの見通しをベネットは示している⁴³⁸。

米墨両国はともに、テキサス南部を中心とした地域での非合法移民の雇用が1948年10月のエル・パソ事件のような大規模な非合法移民の越境をふたたび引き起こすのではないかという懸念を共有していた。1950年8月には、シウダー・フアレス、ピエドラス・ネグラス、およびカリフォルニア州カレキシコに隣接するメヒカリなど、メキシコ側の国境都市に米国内での就

⁴³⁵ Memorandum by Edward S. Benet, July 26, 1950, 811.06(M)/7-2650, box 4403, RG 59, NA.

⁴³⁶ Edward S. Benet to the Department of State, August 2, 1950, 811.06(M)/8-250, box 4403, RG 59, NA.

⁴³⁷ Edward S. Benet to the Department of State, August 9, 1950, 811.06(M)/8-950, box 4403, RG 59, NA.

⁴³⁸ Edward S. Benet to the Department of State, August 15, 1950, 811.06(M)/8-950, box 4403, RG 59, NA.

労を望む労働者が多数集結していた。1949年協定ではこれらの都市は募集拠点に指定されていなかったが、アレマン大統領の介入により、国境でのブラセロの募集を認める臨時措置が実施された。シウダー・フアレスとピエドラス・ネグラスから出国したメキシコ人労働者は、エル・パソとイーグル・パスで雇用契約を結び、ブラセロとして米国で就労することが認められた⁴³⁹。メヒカりに滞留していた労働者の出国は制限され、カレキシコでの雇用数は10月までに2,820人とされた⁴⁴⁰。バハ・カリフォルニアでは労働力不足が生じており、米国への労働者の流出をメキシコ側が望まなかったのである⁴⁴¹。

3. 公法78号と1951年協定の成立

1951年に入って、米墨両国は今後のブラセロ・プログラムの運用および二国間協定の修正についての交渉を開始した。1951年1月から2月にかけてメキシコシティで開催された協議には、両国の関係政府各機関の代表に加えて、上院農林業委員会（Senate Committee on Agriculture and Forestry）の委員長を務めていたアレン・エレンダー（Allen Ellender）上院議員（民主党、ルイジアナ州選出）と、下院農業委員会の委員であったウィリアム・R・ポージ（William R. Poage）下院議員（民主党、テキサス州選出）も参加していた⁴⁴²。なお、第6章で述べるように、この協議には米国の農業労働組合関係者も参加を希望していたが、この要請は米墨両国政府によって無視されたため、非公式のオブザーバーがメキシコシティに派遣されるに留まった⁴⁴³。両国政府

⁴³⁹ W.F. Kelly to district directors at El Paso, Texas; San Antonio, Texas; Los Angeles, California, and Miami, Florida, August 25, 1950, 811.06(M)/8-3150, box 4403, RG 59, NA; William Kane to the Department of State, August 31, 1950, 811.06(M)/8-3150, box 4403, RG 59, NA.

⁴⁴⁰ エル・パソでは約2万人、イーグル・パスでは1,938人が雇用された。このほか、米国内で摘発された非合法移民労働者で、ブラセロとしての就労を認められた者が、ハーリンゲンで約1万人雇用された。Department of State to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., October 4, 1950, 811.06(M)/10-250, box 4404, RG 59, NA.

⁴⁴¹ The Acting Secretary of State to the Secretary of Labor (Tobin), October 6, 1950, *FRUS, 1950*, vol. 2, 965-68.

⁴⁴² Joint Statement of the Chairman of the American and Mexican Delegations in the Conversations Dealing with Employment of Agricultural Workers, February 3, 1951, 811.06 M/2-651, box 4404, RG 59, NA.

⁴⁴³ Ernesto Galarza, *Farm Workers and Agri-business in California, 1947-1980* (Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press, 1977), 154-57.

は労組がプログラムの策定過程に関与することを望んでいなかったのである。

本協議でメキシコ側は、ブラセロ・プログラムの雇用契約に携わる政府機関の権限を明文化した法律を米国連邦議会が制定するよう要望した。これを受けて、エレンダーとポージは、協議終了後ただちに必要な法律を議会に提案することを確約した。また、両国は非合法移民対策を強化するとともに、非合法移民を雇用した者にはブラセロを雇用する権利を認めないことも決定された。

1951年2月27日にエレンダーは1949年農業法の改定案を上院に提出した。また、同様の法案をポージは下院に提出した。エレンダーとポージの法案は、米国の特定の連邦政府機関にブラセロ・プログラムの雇用契約を実施する権限を付与するとともに、米国政府をブラセロと雇用主のあいだの契約の保証者とするものであった⁴⁴⁴。

前年1950年の6月に朝鮮戦争が始まっており、ふたたび米国内で労働力が不足する可能性も高いと認識されていた。このため、二国間協定に基づくメキシコ人短期移民労働者の導入そのものに対する反対は少なかったが、デニス・チャベス (Dennis Chavez) 上院議員 (民主党、ニューメキシコ州選出) は審議の開始当初、メキシコ人労働者の流入は米国内の農業労働者の労働・賃金水準を引き下げると述べ、一部の大規模な農場の経営者のみを利するものとして本法案を批判した⁴⁴⁵。チャベスは米国内の農業労働者の優先雇用と、ブラセロに対する移動費用などの補助を国内の労働者にも適用する措置を含めた修正案を上院に提出したが、南部選出議員のほぼ全員と西部各州の議員の多数が反対したため、この案は否決された⁴⁴⁶。

⁴⁴⁴ 同法案の審議過程の詳細については以下の研究を参照。ただし、クレイグは雇用主罰則をめぐる議論についてはほとんど分析していない。Craig, *The Bracero Program*, 72-77.

⁴⁴⁵ チャベスはGIフォーラム、AFLおよび全国カトリック農村生活協議会 (National Catholic Rural Life Conference) など、米国内の農業労働者に親和的な勢力の支持を受けていた。Robert S. Robinson, "Taking the Fair Deal to the Fields: Truman's Commission on Migratory Labor, Public Law 78, and the Bracero Program, 1950-1952," *Agricultural History*, 84, no. 3 (Summer 2010): 381-402.

⁴⁴⁶ "Mexican Farm Labor," *Congressional Quarterly Almanac 1951*, vol. 7 (Washington, DC: Congressional Quarterly, 1951): 95-98, 104-6. チャベスによる修正案に賛成した議員は、本人を除いて以下の通りである。エドウィン・カール・ジョンソン (Edwin Carl Johnson) 議員 (民主党、コロラド州選出)、ウィリアム・ベントン (William Benton) 議員 (民主党、コネティカット州選出)、ブライエン・マクマン (Brien MacMahon) 議員 (民主党、コネティカット州選出)、ポール・ダグラス (Paul Douglas) 議員 (民主党、イリノイ州選出)、ホームー・E・ケイプハート (Homer

大統領移動労働者問題委員会の答申を受けて、本法案の審議過程では非合法移民対策が重要な論点となった。ポール・ダグラス (Paul Douglas) 上院議員 (民主党、イリノイ州選出) は、国内労働者の保護という観点から、メキシコ人非合法移民を雇用した者に対し、2,000 ドル以下の罰金ないし 1 年以下の拘留、またはそれらの両方を課すとした修正案を提示した。この修正案に対しては、以下の問題が指摘された。まず、ダグラスの案では非合法移民であることを知っていながら雇った雇用主のみを処罰の対象とすることになっていたが、故意に非合法移民を雇用したことを証明するのは困難であったため、このような規定は実効性を持ちえないと見なされた⁴⁴⁷。さらに、本法案はメキシコからの農業労働者の供給の促進を目的とするものであり、これに雇用主罰則を導入した場合、メキシコ人非合法移民を雇った者のみが罰せられることになった。ジョージ・エイキン (George Aikin) 上院議員 (共和党、ヴァermont州選出) は、メキシコ人非合法移民の雇用主にのみ罰を与えるのは不公平であり、他地域で他国出身の非合法移民を雇っている者に対しても罰則規定は平等に適用されるべきと主張した。また、前述したようにメキシコからの労働者の導入には慎重な姿勢を示していたチャベスも同様の批判を展開した⁴⁴⁸。このようにダグラスによる修正案は多くの議員からその不備が指摘されたが、発声投票 (voice vote) の結果、本修正案は上院で可決された⁴⁴⁹。

他方で、ヒューバート・H・ハンフリー (Hubert H. Humphrey) 上院議員 (民主党、ミネソタ州選出) が提出した、非合法移民が雇用されている疑いのある場所に立ち入って調査をおこなう権限を移民帰化局の係官に対して認める修正案は否決された。エレンダーとアンダーソンは、農場主のプライバシーを侵害するものとしてハンフリー案を激しく批判した⁴⁵⁰。

E. Caphart) 議員 (共和党、インディアナ州選出)、ウィリアム・E・ジェンナー (William E. Jenner) 議員 (共和党、インディアナ州選出)、ブレアー・ムーディ (Blair Moody) 議員 (民主党、ミシガン州選出)、ジェイムズ・エドワード・マレイ (James Edward Murrey) 議員 (民主党、モンタナ州選出)、アーヴィング・M・アイヴス (Irving M. Ives) 議員 (共和党、ニューヨーク州選出)、ウェイン・モース (Wayne Morse) 議員 (共和党、オレゴン州選出)、マシュー・M・ニーリー (Matthew M. Neely) 議員 (民主党、ウェストヴァージニア州選出)。

⁴⁴⁷ *Congressional Record*, Senate, 82nd Cong., 1st Session, vol. 97, June 30, 1951, 7520.

⁴⁴⁸ *Ibid.*, 7525.

⁴⁴⁹ "Mexican Farm Labor," 96-97.

⁴⁵⁰ *Ibid.*, 97.

ダグラスによる修正案を含む本法案は下院でも審議の対象となった。エマニュエル・セラール (Emanuel Celler) 議員 (民主党、ニューヨーク州選出) は、非合法移民の流入は米国内の農業労働者の賃金水準を引き下げ、公衆衛生や治安にも悪影響を及ぼすと主張した。さらに、セラールはこの問題を放置しておけば、メキシコとの外交関係にも悪影響が生じると述べ、非合法移民の雇用に対する法規制の必要を唱えた⁴⁵¹。

しかし、多くの議員は雇用主罰則に反対した。ジョン・エメット・ライル (John Emmett Lyle) 議員 (民主党、テキサス州選出) は、テキサスの農場主は労働力不足のため、やむをえずメキシコ人非合法移民を雇用していると主張した。さらに、メキシコ人非合法移民の雇用主のみを対象とする罰則規定は、テキサスのメキシコ系アメリカ人を侮辱するものだと主張した⁴⁵²。アントニオ・M・フェルナンデス (Antonio M. Fernández) 議員 (民主党、ニューメキシコ州選出) は、本修正案が「私のようなメキシコ系ないしスペイン系の米国生まれのアメリカ人」から雇用の機会を奪う結果をもたらすと述べ、その危険性を指摘した。フェルナンデスは、メキシコ人非合法移民を雇用して処罰を受けることを恐れる農場経営者は、メキシコ系アメリカ人を雇うことも控えるようになり、「黒人や入国カードを持つ〔合法的に入国していることを証明できる〕メキシコ人」を雇用するようになるだろうと主張した⁴⁵³。ベンツェンは、国籍を証明する書類を持たないメキシコ系アメリカ人も多く、雇用主罰則を導入すればフェルナンデスが懸念するような雇用差別が起きることは容易に予想されるとの見通しを示した。そのうえでベンツェンは、国籍を証明するための「政府が発行した認識票 (a government dog tag)」を持つことをメキシコ系アメリカ人のみに迫るのは公正ではないと述べた⁴⁵⁴。

下院の農業委員会および本会議での議論を受けて、ダグラスによる修正案は審議過程で法案

⁴⁵¹ 非合法移民の流入を放置しておけば、メキシコから「破壊活動分子 (subversive elements)」が流入する可能性があるともセラールは述べたが、この議論はメキシコからの労働者導入に積極的な議員には受け入れられなかった。たとえば、ミネソタ州選出のアンダーセン議員は「FBIの提出した資料によれば」共産主義者は米国内の各地で活動しており、米墨国境がとりわけ危険なわけではないと述べ、非合法移民対策と反共政策を結びつけたセラールの主張を斥けた。*Congressional Record, House, 82nd Cong., 1st Session, vol. 97, June 26, 1951, 7154-56.*

⁴⁵² *Ibid.*, 7156.

⁴⁵³ *Ibid.*, 7162.

⁴⁵⁴ *Ibid.*, 7165.

から削除された。ダグラス案に対する批判意見について興味深い点は、テキサスやニューメキシコ選出の議員が、同修正案に盛り込まれたメキシコ人非合法移民の雇用主への罰則は、メキシコ系アメリカ人をも不当に罰するものだと主張した点にあった。雇用主罰則が非合法移民と同一視されるメキシコ系アメリカ人にも不利に作用するという論理は、1986年移民法をめぐる論争のなかでメキシコ系を中心とするヒスパニック／ラティノによって展開されることになるのであるが、少なくとも表面的には似通った議論がすでに公法78号の制定過程において見られたのである⁴⁵⁵。もっとも、ダグラス案に対するこのような反対意見を表明したのは、チャベスとフェルナンデスを除いてすべてアングロの議員であり、その多くは農場経営者の支持を受けていた。これらの議員にとって基本的に優先されるべき目標は、あくまでメキシコ人非合法移民を雇用する農場主が罰則の導入によって受ける被害を阻止することであったと考えられる。ただし、かれらの支持者のなかには雇用主罰則に対して懸念を示すメキシコ系アメリカ人の有権者がおり、その意向も反映したうえで先述のような発言がなされていた可能性も否定できない⁴⁵⁶。

エレンダーとポージによる法案は、1951年7月13日に公法78号として成立した。同法は2年間有効の時限立法として成立したが、1964年まで延長を繰り返し、ブラセロ・プログラムの安定した継続を可能にした。公法78号のもと、労働長官はブラセロを募集し、米国内に設けられた受付センターで雇用契約を雇用主とのあいだに締結させる権限を付与された。また、メキ

⁴⁵⁵ 1986年移民法の審議過程における雇用主罰則をめぐる議論については、村田『〈アメリカ人〉の境界とラティノ・エスニシティ』、第3章を参照。

⁴⁵⁶ チャベスやフェルナンデスのダグラス修正案への批判がメキシカンなどラテンアメリカ系に対する差別への懸念によるものだったのか、あるいは農場経営者の利害を第一に考慮したうえでのものであったのかは明らかでない。少なくとも、米国内の農業労働者の保護という観点から、メキシコ人労働者の導入に批判を示すこともあったチャベスと比較して、フェルナンデスはニューメキシコへのブラセロ導入により熱心であったようにとれる発言をしている。たとえば、1949年7月の下院農業委員会公聴会では、ニューメキシコのスペイン語話者のアメリカ人は同州北部に集中しており、かれらはサトウダイコン農場で働くことを好むので、州南部の綿花農場では労働力が不足していると主張した。さらに、メキシコがブラセロ・プログラムの再開に合意しない場合は、同国の協力を得られなくとも米国はメキシコ人農業労働者を導入する必要があるとも述べている。U.S. Congress, House, Committee on Agriculture, *Importation of Foreign Farm Labor: Hearings before Subcommittee No.2 of the Committee on Agriculture on H.R. 5557*, 81st Cong., 1st Session, July 14, 1949, 21-22. ただ、テキサスと比べて非合法移民が少なく、職をめぐる競争も深刻ではなかったと考えられるニューメキシコでは、雇用主罰則がスペイン系やメキシコ系のアメリカ人への雇用差別につながる可能性に対する関心が高まっていた可能性はある。

シコ国内の募集センターと米国内の受付センターのあいだをブラセロが移動するための交通手段の提供も労働長官の責任とされた⁴⁵⁷。つまり、米国内でのブラセロ・プログラムの実施主体は完全に労働省に一元化されたのである。ただし、二国間協定をめぐる交渉の主体は引き続き国務省とされた⁴⁵⁸。なお、前述したように、公法 78 号には非合法移民対策はまったく定められなかった。トルーマンはこれに対して不満を表明し、法案に署名する際に非合法移民問題に対処するための立法措置を議会に求める声明をおこなっている⁴⁵⁹。

1951 年 8 月 11 日には、メキシコと米国のあいだで 1949 年協定に代わる新たな二国間協定が締結された。本協定では、メキシコ国内の募集センター（グアダラハラ、イラプアト、モンテレイ、チワワ）と、米国内の受付センター（ブラウンズヴィル、ラレド、ノガレス、カレキシコ）が明記された（第 4 条）。募集センターと受付センターのあいだの移動費用は米国政府が負担することが定められた（第 6 条）。また、1949 年協定と同様に、メキシコ人労働者への差別禁止規定と、差別行為が生じた際の米墨両国の調査の条件が定められた（第 8 条）。雇用期間については、第 14 条で「6 週間以上、6 ヶ月以下」と定められ、第 26 条では 1 年以下であれば延長可能と定められた。先述したように、農繁期の短い期間に限ってメキシコ人労働者を雇用したいとの要望は強かったので、ブラセロ・プログラムへの参加をより多くの農場主に促すためにこのような短期間の雇用が認められたと考えられる。さらに、本協定にはブラセロと雇用主のあいだで結ばれる「標準的雇用契約(standard work contract)」が付記されていた⁴⁶⁰。

1951 年協定およびその付則として制定された標準的雇用契約は、1964 年のブラセロ・プログラムの廃止まで、微修正と更新を繰り返しながら存続していった。また、公法 78 号は 1964 年までブラセロ導入の法的根拠となった。しかしながら、ブラセロ・プログラムの継続と安定化

⁴⁵⁷ Public Law 78, 65 Stat. 223, *USSL*, 82nd Cong., 1st Session, 1948, vol. 65 (Washington, DC: G.P.O., 1952): 119-21.

⁴⁵⁸ 第二次世界大戦中は、労働省の傘下にあった雇用局と、戦時食糧局がブラセロ・プログラムの米国内での実施主体であった。戦後は農務省が同プログラムの実施にかかわっていたが、1947 年 12 月 31 日を以て農務省の関与は停止された。Craig, *The Bracero Program*, 53-54.

⁴⁵⁹ “Congress Asked for Further Measures on Illegal Entry of Migrant Workers,” *Department of State Bulletin*, vol. 25, no. 631 (July 30, 1951): 197-99.

⁴⁶⁰ TIAS 2331, *U.S. Treaties and Other International Agreements*, vol. 2, part 2, 1951 (Washington, DC: G.P.O., 1952): 1968-96.

は、非合法移民の減少にただちにつながったわけではなかった。1950年代前半を通じて、メキシコからの非合法移民の流入は増加する傾向にあり、これに対処するためには国境警備の厳格化と非合法移民の摘発強化が必要との議論が米国内でしだいに高まっていったのである。

図8. ブラセロ募集地・受付拠点（1951年）



出典：フリー素材「メキシコ合衆国の地図」(http://www.freemap.jp/item/north_america/mexico.html)より筆者作成。

第2節 ブラセロ・プログラムとウェットバック作戦(1952-54年)

1. 1952年移民法と非合法移民問題

1951年10月9日、ネヴァダ州選出のパット・マッカラン (Pat McCarran. 民主党) 上院議員と、ペンシルヴァニア州選出のフランシス・ウォルター (Francis Walter. 民主党) 下院議員によって米国連邦議会に提出された移民・帰化法案は、翌52年6月27日にトルーマン大統領の拒

否権を乗り越えて成立した⁴⁶¹。1952年移民法の特徴として、1924年移民法によって本格的に導入された移民に対する出身国別年間割当制度を継続しつつ、すべての国や地域の出身者に米国民となる権利を認めたことがあげられる。他方で、この法律は国内治安政策と移民・出入国管理政策を結びつけたと指摘されている。たとえば、外国人の入国制限および国外退去の根拠を拡大し、共産主義者の入国禁止を定めたことは、冷戦の激化という制定当時の時代状況を反映した本法の重要な特徴であった⁴⁶²。

1952年移民法のもう一つの重要な要素として、本法が移民政策と経済的利害を強く結びつける形で制定されたことが指摘できる。本法は、米国内で限られた期間のあいだ就労する外国人労働者を、長期的な滞在を前提とした「移民 (immigrant)」とは異なるカテゴリーの入国者として定義し、その入国を認めた。なかでも、特殊技能を持たない外国人を一時的に就労する短期移民労働者として入国させることを定めた規定が重要であった⁴⁶³。第1章で述べたように、1917年移民法には、米国内で労働力が不足していると労働長官によって認定された職種において外国人が一時的な労働に従事することを認める規定が存在したが、1952年移民法はこれに代わって短期移民労働者の受け入れの法的根拠となった。以後、特殊技能の保持者には H-1 ビザが、非熟練労働者には H-2 ビザがそれぞれ発給されるようになった。1952年移民法で定められた、特殊技能の保持者と非熟練労働者の双方を短期移民労働者として受け入れるという方針は、現

⁴⁶¹ Public Law 414, 66 Stat. 163, USSL, 82nd. Cong., 2nd Sess., vol. 66, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1952), 163-282.

⁴⁶² トルーマンはこの法案が東南欧諸国やアジア諸国からの移民からの移民の受け入れ数を抑制する形で定められた出身国別年間割当制度を残していたことを問題視した。また、在米外国人を国外退去させる司法長官の権限を大幅に拡大したことに対しても批判している。トルーマンの1952年移民法に対する拒否教書の内容は以下を参照。Harry S. Truman: “Veto of Bill To Revise the Laws Relating to Immigration, Naturalization, and Nationality,” June 25, 1952. Online by Gerhard Peters and John T. Woolley, *The American Presidency Project*, accessed November 6, 2013, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=14175>. 1952年移民法の立法過程については、以下の研究に詳しい。Daniel J. Tichenor, *Dividing Lines: The Politics of Immigration Control in America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2002), 188-203.

⁴⁶³ 1952年移民法の第101条15節(H)の規定によれば、米国への入国を認められた短期移民労働者は以下の通りである。「外国に住所を持ち、その住所を放棄する意図を持たない外国人で、(i) 卓越した価値と能力を有し、そのような価値と能力が必要とされる例外的な性質を持つ一時的な職務に従事するために米国に一時的に入国する者、(ii) 他の一時的な職務および労働に従事するため、国内でそのような職務ないし労働に従事する失業者が存在しない場合に限り米国に一時的に入国する者、(iii) 職業実習生として米国に一時的に入国する者。」

在に至るまで修正を加えられながらも存続している。

H-2 プログラムの最初の対象は、西インド諸島からの短期移民労働者であった。1943 年から 47 年まで米国はジャマイカおよびバハマの植民地政府との取り決めにより、おもに南部や東部の農場で就労する農業労働者としてこれらの地域からの短期移民労働者を導入していた⁴⁶⁴。1947 年から 51 年までは、当時まだ有効だった 1917 年移民法を根拠に、西インド諸島の植民地政府と労働者が雇用主と直接交渉する形で契約がおこなわれていた⁴⁶⁵。1952 年以降は H-2 ビザを取得した労働者を米国内の雇用主が直接募集し、西インド諸島各島の植民地政府が共同で設立した団体である西インド諸島中央労働協会 (West Indian Central Labour Organization) との交渉を経て契約する方法に切り替えられた⁴⁶⁶。なお、メキシコからの短期移民労働者の導入は、1964 年にブラセロ・プログラムが終了するまで公法 78 号と二国間協定を更新し続けることによって実施されていた。

短期移民労働者導入の制度化に加えて、1952 年移民法が経済的利害と移民・出入国管理政策を強く結びつける形で制定されていたもう一つの証左としては、非合法移民の雇用を事実上合法化した「テキサス条項(Texas Proviso)」と通称される規定があげられる⁴⁶⁷。これは、1952 年 3 月 20 日に成立した公法 283 号 (Public Law 283) をほぼそのまま 1952 年移民法の 274 条として組み込む形で設けられた⁴⁶⁸。同法 274 条および、その原型となった公法 283 号では、非合法移民

⁴⁶⁴ 1943 年以降 47 年頃まで、米国はバルバドスおよび英領ホンジュラスとも同様の取り決めを結んでいた。なお、同時期の西インド諸島および英領ホンジュラスからの短期移民労働者の導入は、正規の二国間協定によって実施されたブラセロ・プログラムとは異なり、関係国の代表のあいだで交わされたメモランダムによって実施されていた。 *The West Indies (BWI) Temporary Alien Labor Program: A Study Prepared for the Subcommittee of the Committee on the Judiciary, United States Senate* (Washington, DC: G.P.O., 1978), 3-4.

⁴⁶⁵ *Ibid.*, 8-10.

⁴⁶⁶ *Ibid.*, 14-18. Cindy Hahamovitch, *No Man's Land: Jamaican Guestworkers in America and the Global History of Deportable Labor* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2011), 105-6.

⁴⁶⁷ “‘Wetback’ Curb,” *Congressional Quarterly Almanac 1952*, vol. 8 (Washington, DC: Congressional Quarterly, 1952): 160-61, 184. 本規定が「テキサス条項」と通称されるようになった理由は、テキサスの農場経営者がこのような規定を移民法に設けるよう求めていたことであった。公法 283 号の立法過程での同条項をめぐる議論は以下の研究を参照。Calavita, *Inside the State*, 66-70; Craig, *The Bracero Program*, 93-100.

⁴⁶⁸ Public Law 283, 66 Stat. 108, USSL, 82nd. Cong., 2nd Sess., vol. 66, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1952), 26.

を米国内に「故意に、またはそれと知りつつ (willfully or knowingly)」入国させることに加えて、国内で隠匿すること(harboring)を禁止しており、このような行為は 2,000 ドル以下の罰金ないし 5 年以下の拘禁、あるいはその両方をもって処罰されることとされていた。しかし、この条項は非合法移民の「雇用(employment)」は違法行為とされた「隠匿」や「輸送 (transportation)」には当たらないと定め、その結果として雇用主罰則は無効化されたのである⁴⁶⁹。

2. ウェットバック作戦の開始

第 1 節で述べたように、1950 年代に入って、非合法移民問題に対する米国内での関心は高まりを見せていた。さらに、1951 年 8 月の二国間協定発効後も、非合法移民問題は米墨間の懸案事項であり続けていた。1952 年の夏には、メキシコからは米国政府に対して国境警備の責任を果たしていないとの批判がふたたび寄せられるようになった。メキシコ側が問題視したのは、米国連邦議会が十分な予算を国境警備に拠出しておらず、その結果として非合法移民問題が深刻なりオ・グランデ川下流域での非合法移民の取締りが疎かになっていることであった⁴⁷⁰。1952 年の夏以降、メキシコ側で国境警備を担当していた内務省は非合法移民の出国取締りを強化する方針を示しており、米国側でも同様の措置が求められていたのである⁴⁷¹。

移民帰化局の内部でも、メキシコからの非合法移民の取締り強化の必要性が認識されるようになっていた。1953 年 7 月にジョセフ・スウィング (Joseph Swing) 陸軍中将与、米国国境警備隊で米墨国境警備の責任者を務めていたハーロン・B・カーター (Harlon B. Carter) が会談し、米国内に滞在するメキシコ人非合法移民を摘発しメキシコに送還する計画の策定が開始された。カーターとスウィングは、米陸軍の兵士を 2,180 人動員し、人員が不足している国境警備隊を支援させることで合意した。さらに、国境から離れた地域でも、移動労働者の宿舎や商業施設を中心に、非合法移民が多数滞らないし通過している場所を重点的に捜査するという方針も定め

⁴⁶⁹ Public Law 414, 66 Stat. 163, USSL, 82nd. Cong., 2nd Sess., §274.

⁴⁷⁰ William O'Dwyer to the Secretary of State, July 11, 1952, 811.06(M)/7-1052, box 4406, RG59, NA.

⁴⁷¹ William O'Dwyer to the Secretary of State, July 24, 1952, 811.06(M)/7-2452, box 4406, RG59, NA.

られた。スウィングは、朝鮮戦争が継続しているという状況に鑑み、国境警備隊の支援活動は入隊して間もない新兵を訓練する機会として適切だとの考えを示した。スウィングは、メキシコ人非合法移民の摘発および送還を軍事作戦に準ずるものとして位置づけていたのである⁴⁷²。

国境警備と非合法移民の摘発に陸軍を投入するというスウィングとカーターの構想は、ドワイト・E・アイゼンハワー (Dwight E. Eisenhower) 大統領によって最終的に拒否されたため、実現することはなかった。ただし、アイゼンハワーは非合法移民の摘発と送還を大規模に実施する必要性については認識していた。また、軍での経験を積んだ人物をこの計画に参加させることについても適切であると考えていた。1954年5月にアイゼンハワーはスウィングを移民帰化局の長官に任命し、ウェットバック作戦の指揮を委ねた⁴⁷³。

1954年6月9日、米国・カナダ国境とフロリダの大西洋岸から数百人の国境警備隊員がカリフォルニア南部に移動し、ウェットバック作戦が開始された。6月10日以降、国境警備隊は米墨国境からカリフォルニア州内へ向かう主要な道路にバリケードを設置し、非合法移民の移動の阻止を目的とした検問を実施した。その後の1週間に、カリフォルニア南部とアリゾナ西部で国境警備隊は1万917人の非合法移民を摘発した。地元の警察や保安官の協力もあって、これらの地域での作戦は急速に展開し、摘発された非合法移民の総数は6月末までに3万人を超えた⁴⁷⁴。国境警備隊は、摘発して身柄を拘束した者を収容するための十分な収容施設を備えておらず、しばしば公園や農場に臨時の収容施設を設置していた。一例をあげれば、ロサンジェルス市中心部に近く、ドジャー・スタジアムの所在地であるエリジアン・パークには1,000人を収容できる施設が造られた⁴⁷⁵。

ウェットバック作戦は米墨両国の協力のもと実施された。米国内で摘発された非合法移民は国境まで国境警備隊が用意した自動車や飛行機で移動し、メキシコ側に戻された後、多くの場

⁴⁷² Hernández, *Migra!*, 182-84.

⁴⁷³ スウィングはウェストポイントの米陸軍士官学校でアイゼンハワーと同時期に学んでいた。スウィングは1917年のメキシコ出兵に参戦した経験を持ち、移民帰化局の長官に着任する直前には在韓米軍の指揮官を務めていた。Ibid., 183-84.

⁴⁷⁴ Ibid., 184-86; García, *Operation Wetback*, 183-85.

⁴⁷⁵ *Los Angeles Times*, June 12, 1954, 2.

合は列車やバスで国境地帯から離れた地域に移動させられた。なお、フアン・ラモン・ガルシーア (Juan Ramón García) によれば、同作戦については米国内ではさかんに報道される一方、メキシコ国内での報道は抑制される傾向があった。同時期のメキシコの新聞・雑誌では、非合法移民の流出はメキシコ国民にも米墨関係にも悪影響を及ぼすため、制限されるべきという論調が主流であった。ガルシーアは、非合法移民問題への対策として基本的にメキシコ政府がウェットバック作戦を支持していたことが、報道の論調にも反映されていたと指摘している⁴⁷⁶。

ただし、メキシコの連邦政府および各州の行政機関は、米国内での大規模な非合法移民の摘発を受けて送還された自国民が国境地帯に多数流入し滞留する事態に対して適切な対応ができなかった。メキシコ政府は、世論の反撥および国境地帯の都市への過剰な負担を避けるためには小規模かつ段階的に非合法移民の送還を実施するのが望ましいとの見解を 1940 年代末から再三米国側に伝えていた⁴⁷⁷。

メキシコ側が懸念していた通り、ウェットバック作戦による多数の送還者および自発的な帰国者の流入によって国境地帯の都市は大きな負担を強いられた。バハ・カリフォルニア州知事ブラウリオ・マルドナド (Braulio Maldonado) が、米墨国境地帯の労働問題を調査していた CIO のミルトン・プラム (Milton Plumb) に証言したところによれば、最初の大規模な摘発が実施されたカリフォルニア南部およびアリゾナ南部に隣接する同州北東部の都市メヒカリには、1 日に最大 4 万人が到着したという。メヒカリはメキシコ側の国境都市のなかでももっとも開発が遅れた都市の一つで、下水などの公衆衛生設備は平常時でも不十分であった。マルドナドはメキシコ連邦政府からの支援を得て、「数十万」人に食事を提供できたため餓死者の発生は避けられたと述べている。ただ、同年の夏にメヒカリでは 88 人の送還者が熱中症で死亡したとも報告さ

⁴⁷⁶ García, *Operation Wetback*, 175-77. ただ、1953 年夏に非合法移民の取締りに米国が陸軍の動員を検討しているとの報道がなされた際には、メキシコ国内では広範な反撥が起きた。Ibid., 169-70. また、ニール・フォーリー (Neil Foley) は、送還された自国民の権利を擁護していないとして、ウェットバック作戦が実施されていた 1954 年 9 月にシカゴの在米メキシコ人団体がメキシコ政府に抗議したと述べている。Foley, *Mexicans in the Making of America*, 142.

⁴⁷⁷ Memorandum by the Mexican Embassy in the United States, October 10, 1949, 811.504 Mexico/10-1049, box 4858, RG 59.

れている。シウダー・フアレスでも同様の状況が生じていたとプラムは報告しており、ウェットバック作戦によって多数の流入人口を抱えることとなったメキシコの国境都市では、人道的危機といえる状況が生じていた。メヒカリでは赤十字の診療所が急遽設立されるなど、地元の行政当局および民間団体は対応に追われていた。送還者に対する米国防境警備隊の扱いへの批判や、ウェットバック作戦によって生じた多数の送還者・帰国者の流入によって多大な負担を強いられていることへの不満は、メキシコ北部の国境地帯に広まっていたと考えられる⁴⁷⁸。

カリフォルニアでの作戦は7月下旬には州内全域に広がった。同州の中央部に位置するセントラル・ヴァレーの農村地帯でも非合法移民の摘発が実施された。また、ロサンジェルスなどの都市部でもサービス業を中心に多数の非合法移民が雇用されていたため、大規模な取締りが展開された⁴⁷⁹。さらに、移民帰化局の史料によれば、同州の北部でも国境警備隊はメキシコ人非合法移民の捜査を実施していた。オレゴン州との州境近くに位置するフンボルト郡で摘発された非合法移民労働者の供述によれば、当該の人物は1951年7月に非合法入国した後、カリフォルニア北西部のノースウェスタン・パシフィック鉄道（Northwestern Pacific Railroad）の保線作業員の詰所で1953年2月まで働いていたという。一度メキシコに戻った後、1954年1月からこの人物はふたたび同鉄道で保線作業に従事していたが、現場監督を除く同僚8人はすべて非合法移民だったと述べている。他の詰所にも非合法移民が多数雇用されており、監督は移民帰化局係官が近づいてきたら逃げるようかれらに指示していた。この供述は、メキシコ人非合法移民が農業や都市のサービス業以外の多様な職場で働いていたことを示すとともに、戦時中に鉄道ブラセロを雇用していた企業（ノースウェスタン・パシフィックもその一つであった⁴⁸⁰）

⁴⁷⁸ U.S. Congress, House, Committee on Agriculture. *Hearings before Subcommittee on Equipment, Supplies, and Manpower of the Committee on Agriculture on H. R. 3822, 84th Cong., 1st Session, March 16, 17, 21, and 22, 1955, 210-27.* 下院農業委員会公聴会での証言において、プラムは非合法移民の摘発と国境警備の強化に賛成する立場を明確に示している。ここで強調されていたのは、短期間に多数の送還者や帰国者が国境地帯に集中することで発生する危機的状況を回避するためには、日頃から国境警備を厳格に実施し、非合法移民の米国への入国を抑えておく必要があるとの見解であった。

⁴⁷⁹ Hernández, *Migra!*, 187.

⁴⁸⁰ Driscoll, *Tracks North*, 117.

が、戦後には非合法移民と知りつつもメキシコ人を雇用していたことを示唆している⁴⁸¹。

6月末以降、非合法移民の摘発はコロラド、ネヴァダ、ニューメキシコへと拡大した。さらに、テキサスでの摘発計画も策定されはじめた。同州では、非合法移民が従来から多数雇用されていたリオ・グランデ川下流域の綿花農場が主要な対象地域とされた。前述したように、テキサスでは1949年8月協定の成立までは基本的にブラセロの就労が認められておらず、ブラセロ・プログラムの対象に含められてからも依然として多数の非合法移民が働き続けていた。このような状況を受けて、スウィングはテキサスでの摘発作戦には他地域とは異なる障壁が待ち受けているという認識を示していた。非合法移民の雇用を当然視していた同州南部の雇用主は国境警備隊による取締りを地域社会への介入と捉え、強烈な反撥を示す可能性があったのである⁴⁸²。

3. テキサスでのウェットバック作戦の展開と地域社会からの反応

テキサスでの作戦は7月初めに開始され、州西部の国境都市エル・パソとプレシディオが、非合法移民を送還する地点に指定された。両都市を經由してメキシコ側に戻された非合法移民は、国境から600キロ以上離れたドゥランゴ州まで鉄道で運ばれることとされた⁴⁸³。メキシコ政府は1日に対応できる送還者の数を7月15日までは500人、その後は1,000人と見積もっていた。当初は、州内の鉄道や道路沿いに検問所が設けられ、移動中の非合法移民の摘発を実施することとされた。7月6日に1,500件の摘発がおこなわれたのを皮切りに、その後1週間で毎日800人から1,500人程度の非合法移民が国境警備隊によって身柄を拘束された⁴⁸⁴。

7月15日以降、テキサスでのウェットバック作戦の規模は拡大され、同日に州内では4,800

⁴⁸¹ Record of Sworn Statement, United States Department of Justice, Immigration and Naturalization Service, taken in Eureka, California, July 29, 1954, file no.56321/448e, accession no. 85-58A734, central classified files, bracero program general file, entry 9, RG 85, NA.

⁴⁸² García, *Operation Wetback*, 206.

⁴⁸³ 9月以降、メキシコ政府は合計4隻の船を用意し、リオ・グランデ川河口に位置するテキサス州ポート・イザベルからベラクルスへと非合法移民を送還した。この措置のおもな対象となったのは、繰り返し米国に非合法入国していた者であった。ベラクルスはリオ・グランデ川河口から直線距離でも800キロ近く離れており、ここまで連れて来られた者が米墨国境まで戻るのは困難であった。Ibid., 221.

⁴⁸⁴ Ibid., 212.

人が摘発された⁴⁸⁵。7月29日付けのスウィングへの報告によれば、リオ・グランデ川下流域での摘発件数は4万1951件に達した。さらに、7月下旬までに、州南東部の国境都市イダルゴ、ブラウズヴィルおよびプログレスから自発的に出国したメキシコ人の数は4万5933人に達した。ただし、この数は記録が残されていない他の国境都市からの出国者数や、正規の出入国地点を通過せずにメキシコへ戻った人数を含んでおらず、実際にはさらに多数が7月中にメキシコに戻ったと考えられる⁴⁸⁶。9月中旬にウェットバック作戦が終了するまでに、州西部のトランス・ペコス地域（エル・パソを中心とする地域）を除いたテキサス州のほぼ全域を管轄していた移民帰化局サン・アントニオ支局での摘発件数は8万127件に達し、さらに6万456人が摘発を避けてメキシコに自主的に戻ったと報告されている⁴⁸⁷。

ウェットバック作戦の開始前から、移民帰化局はテキサス州内の各地で農場主を招いた協議を実施していた。メキシコ人非合法移民の大規模な取締りは同州でも実施されるということを経営者に周知するとともに、ブラセロ・プログラムへの参加を促すのが協議の目的であった⁴⁸⁸。しかし、多くの農場主は移民帰化局からの警告を無視して非合法移民の雇用を続けたばかりか、作戦の開始後は摘発に対して非協力的であった。そのうえ、カリフォルニアなど他州とは異なり、テキサス州のシヴァース知事は州内の法執行機関をウェットバック作戦の支援に動員するとの確約をせず、同州で作戦が展開されていたあいだ、地元の警察や保安官と国境警備隊が協力することもほとんどなかった⁴⁸⁹。

また、テキサスにおいても、サービス業を中心に農業以外の産業でもメキシコ人非合法移民が雇用されていた。ウェットバック作戦の過程では農業労働者だけではなく、多数の清掃人や庭師、さらに家事使用人も摘発された。したがって、働き手を失うという理由で同作戦に反

⁴⁸⁵ Clarence J. LaRoche, "Roundup Nabs 5,000 Wetbacks," *San Antonio Express*, July 15, 1954, 1A-2A.

⁴⁸⁶ García, *Operation Wetback*, 212.

⁴⁸⁷ *Ibid.*, 228.

⁴⁸⁸ Frank G. Ragsdale, "Plan Might Begin to Make Sense," June 24, *Brownsville Herald*, 1-2; *San Antonio Express*, July 9, 1954, 8A.

⁴⁸⁹ García, *Operation Wetback*, 208-9.

対していたのは農場主に限られなかったのである⁴⁹⁰。

リオ・グランデ川下流域の都市の新聞はウェットバック作戦に対してしばしば批判的な報道をおこなっていた。一例をあげれば、7月5日付けの『ブラウズヴィル・ヘラルド(*Brownsville Herald*)』に掲載された記事は、同作戦を「労組のお偉方 (the nabobs of Big Labor)」の要求に対する政府の慰撫策に過ぎないと揶揄し、非合法移民の摘発は地元での支持を得られないうえ、国境警備隊の介入のために綿花を収穫できなくなれば綿花農場主は不満を募らせるだろうと述べている⁴⁹¹。

一方、テキサス南部でも、リオ・グランデ川流域地帯からやや離れたサン・アントニオの新聞の報道は、かならずしもウェットバック作戦への非難一色ではなかった。同都市の大手紙『サン・アントニオ・エクスプレス (*San Antonio Express*)』は、同作戦を肯定的に評価し、非合法移民の雇用を批判する記事を掲載していた。たとえば、7月11日の社説は、非合法移民の労働力に依存したリオ・グランデ川流域地帯の農村経済はいまや終局を迎えているとしたうえで、非合法移民に代わって米国籍の労働者およびブラセロを適切な賃金で雇用する体制を構築することが、公共政策としては望ましいと主張している。さらに、同社説ではウェットバック作戦の成果を恒久的なものにするためには、国境警備隊の増員および、非合法移民の雇用主および供給者に対する罰則を備えた「実効性のある」法律の制定が必要と述べられている⁴⁹²。

同紙にウェットバック作戦にかんする署名記事を連載していたクラレンス・J・ラルーシュ (Clarence J. LaRoche) は、7月29日付けの記事で、リオ・グランデ川流域地帯では非合法移民は「安価な天然資源」のように見なされていると述べ、同地域の雇用慣行を批判した。ラルーシュは、最低賃金や労働条件が二国間協定で定められ、一定の権利が保障されているブラセロと比較すると、非合法移民はまったくの無権利状態に置かれており、時給も15セント程度に抑えられるなど、その生活・就労状況は極めて劣悪であると述べた。そのうえで、非合法移民は

⁴⁹⁰ Clarence J. LaRoche, "In South Texas," *San Antonio Express*, July 19, 1954, 4A; *San Antonio Express*, July 31, 1954, 1B.

⁴⁹¹ *Brownsville Herald*, July 5, 1954, 4.

⁴⁹² Tomme Call, "Operation Wetback: Make It Stick!," *San Antonio Express*, August 1, 1954, 3A.

摘発を避けるために外に買い物にも行けないため、農場を巡回する業者が相場より高い値段で売りつけるものを購入せざるを得ず、日常的に搾取されていると指摘した⁴⁹³。ラルーシュは、リオ・グランデ川流域地帯の農村経済は、非合法移民を中心とする低賃金労働者を搾取することで成立している「植民地経済 (colonial economy)」だと主張し、このような体制を継続しようとする農場経営者およびその支持を受けた政治家を批判していた⁴⁹⁴。ラルーシュの議論は、非合法移民は二国間協定を通じた米墨両国政府による権利保障の対象とされておらず、それゆえに搾取や差別の対象とされてしまうことを問題視していた点において、メキシコ政府の立場と近かった。このような問題意識からは、正規の法的手続きに従って入国・就労していない非合法移民の労働条件や生活条件をめぐる権利の保障は困難である以上、かれらはできるだけ米国に入国させるべきではないという結論が導かれたのである。

ウェットバック作戦および、その前後の時期の非合法移民摘発に対するテキサスの世論の反応について考察する際に重要なことは、同作戦を問題視する側もしばしば非合法移民を含めたメキシカン「権利」について言及しつつ、かれらに対する摘発を批判していたということである。このように主張していた勢力としては、まずメキシコ人非合法移民を雇用する慣行が広範に定着していたリオ・グランデ川流域地帯の雇用主があげられる。米墨両国間の経済格差やテキサス州内での労働力需要を考慮すれば、メキシコ人が合法であれ非合法であれ米国に働きに来ることは必然であり、この流れを止めようとすることは無駄なことであるばかりか、非合法移民の摘発によってかれらの就労機会を奪うことは残酷であるという考えもテキサス南部のアングロのあいだではしばしば表明されていた。

たとえば、国境に接するウェット郡の牧場キャラハン・ランチ (Callaghan Ranch) の経営者ジョー・B・フィンリー (Joe B. Finley) は、『サン・アントニオ・エクスプレス』への投書のなかで、メキシコ人貧困層の所得水準を考えれば、かれらが非合法移民労働者として米国内で受け

⁴⁹³ Clarence J. LaRoche, "Illegal Wetbacks Live in Wretched Conditions," *San Antonio Express*, July 29, 1954, 1A, 4A.

⁴⁹⁴ Clarence J. LaRoche, "Colonial Economy at Stake in Big Alien 'Roundup,'" *San Antonio Express*, July 28, 1954, 1A-2A.

取っている賃金は十分なものであり、メキシコでの1ヶ月の収入を米国では3日で稼ぐことができる」と主張した。さらに、非合法移民に対する米国内での就労先での扱いや生活水準が悪いとしても、メキシコでは何倍もひどい生活を強いられているのだから、米国内でかれらが働いて稼いだ収入を家族のもとに届ける機会を奪ってしまうべきではないとも述べている⁴⁹⁵。フィンリーの意見に端的に示されているように、メキシコ人を雇用していたアングロのあいだでは、米国内にメキシコ人労働者への需要が存在するのであれば、米国内での就労を望むメキシコ人には法的地位や滞在資格にかかわらずその機会を与えるべきであり、米墨両国の政府は労働者と雇用主の關係に干渉すべきではないとの考えが広く共有されていた⁴⁹⁶。アングロの農場経営者は、メキシコ人が米国内で滞在・就労する権利については概して積極的に容認していた。むしろこれは、自分たちが、安価な労働力として法的地位や滞在資格にかかわらずメキシコ人労働者を雇用する「権利」を当然視していたことと表裏一体であった。したがって、ほとんどのメキシコ系アメリカ人は、移民帰化局による取締りに対する農場経営者の抵抗や批判を支持することはなかったのである⁴⁹⁷。

一部のメキシカンは、アングロの農場経営者とはまったく異なった観点から、ウェットバック作戦に代表される1950年代前半の非合法移民の大規模な摘発を批判していた。戦前からメキシコ系を中心としたラテンアメリカ系の組織化にかかわってきた左派の労働運動指導者によって1949年にニューメキシコで設立され、カリフォルニアやコロラドでも活動していたメキシカン・アメリカン全国協会（Asociación Nacional México-Americana、以下ANMAと略記）は、鉱山や製錬業で就労するメキシコ系アメリカ人と在米メキシコ人をともに組織化していた⁴⁹⁸。ウェットバック作戦が開始される前の1950年代初頭より、ANMAは在米外国人の米国内での滞在の権利を擁護する運動をさかんに展開しており、非合法移民の摘発と送還にも反対していた。

⁴⁹⁵ Joe B. Finley, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 5, 1954, 2A.

⁴⁹⁶ 以下の投書も同様の意見を述べている。Kenneth G. Thompson, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 6, 1954, 5A.

⁴⁹⁷ テキサスの農場経営者の移民帰化局による取締りに対する抵抗については以下を参照。Hernández, *Migra!*, chap. 7.

⁴⁹⁸ Fincher, *Spanish Americans as a Political Factor in New Mexico*, 95-98.

ANMAは、メキシコ人非合法移民に対する送還はメキシカンを安価かつ需要の変動に応じて簡単に解雇できる労働力として扱ってきた歴史を反映した措置だとして批判した。ブラセロ・プログラムについても、ブラセロの搾取と米国内のメキシカンの労働条件や賃金水準の低下をもたらす政策としてその停止を求めつつ、ブラセロの権利保障を支持する立場を示していた⁴⁹⁹。しかし、ANMAはウェットバック作戦に対しては有効な反対運動を展開することはできなかった。メキシコ系アメリカ人兵士の戦死率の高さを批判したANMAは朝鮮戦争に反対する活動もおこなっていたが、そのため共産主義者の組織と見なされ、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation、以下FBIと略記）の捜査対象となっていた。1954年には同団体は司法長官によって「破壊活動組織（subversive organization）」に指定された。したがって、ウェットバック作戦が開始されるころまでにFBIの介入を受けてANMAの活動は衰退していたのである⁵⁰⁰。

テキサスに本部を置き、当時全国的な組織に成長しつつあった、LULACやGIフォーラムといった「主流派」のメキシコ系アメリカ人団体は基本的にウェットバック作戦を支持した。メキシコ系アメリカ人のあいだでは、メキシコ人非合法移民との競争によって賃金や労働条件が低下することや、仕事を失うことへの懸念が広く浸透していた。さらに、非合法移民とメキシコ系アメリカ人がアングロなど他の集団によって混同されることで、ただでさえ不安定なみずからの社会的地位が非合法移民の流入によってさらに低下しかねないとの懸念も広範に共有されていた。そのため、1950年代に入って非合法移民問題への関心が米国内でも高まるにつれ、LULACやGIフォーラムが国境警備の増強と非合法移民の摘発拡大を強く求めるようになったのは、当時の状況では合理的な選択であった⁵⁰¹。

⁴⁹⁹ カリフォルニアでANMAの活動に参加していたメキシコ系アメリカ人労働運動・公民権運動活動家のバート・コロナ（Bert Corona）は、ウェットバック作戦はブラセロによる労働争議への参加や離職を困難にし、その結果としてブラセロの賃金や労働条件を低水準に保つことに貢献したと主張している。Mario T. García, *Memories of Chicano History: The Life and Narrative of Bert Corona* (Berkeley: University of California Press, 1994), 184-85.

⁵⁰⁰ ANMAによる非合法移民送還への批判および、同組織が壊滅に追い込まれるまでの過程については以下に詳しい。Mario T. García, *Mexican Americans: Leadership, Ideology, and Identity, 1930-1960* (New Haven: Yale University Press, 1989), 211-14, 222-27.

⁵⁰¹ Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 163-68.

1950年代前半、GIフォーラムはテキサス州のAFL支部との協力のもと、テキサス州内の非合法移民の就労・生活状況の調査を実施している。調査の結果は、ウェットバック作戦の直前に『ウェットバックの代償は何か (What Price Wetbacks?)』という冊子にまとめられて出版された。同冊子では、メキシコ人非合法移民は時給25セントで1日10時間働くなど、極端な低賃金労働に従事しており、リオ・グランデ川流域地帯の農場の賃金水準を低下させていると指摘している。また、非合法移民の健康状態は劣悪で、結核やアメーバ赤痢といった伝染病の罹患率も高いと述べ、かれらは公衆衛生上のリスクとなるとも主張されている。さらに、国境地帯での犯罪率の高さも、非合法移民の流入と結びつけられて論じられた。同冊子ではブラセロ・プログラムそのものへの反対は控えられているが、ブラセロが契約終了後に米国内に留まって非合法移民となっていることが問題視されていた。また、ブラセロの導入はアメリカ人労働者が十分に確保できない場合のみに限られるべきとの主張がなされている⁵⁰²。

多くのメキシコ系アメリカ人は、GIフォーラムの主張と同様の考えを抱いていた。1954年7月中旬から8月にかけて、『サン・アントニオ・エクスプレス』には非合法移民問題についての読者の意見を掲載するコーナーが設けられていたが、明らかにスペイン語の姓をもつ投稿者による投書7件のすべてがウェットバック作戦（およびその必要性を説いた同紙の記事）に賛意を示すか、非合法移民の流入に懸念を示す内容であった⁵⁰³。さらに、非合法移民の雇用を正当化する農場経営者の論理も厳しい批判にさらされていた。たとえば、ある投書はメキシコの貧困問題はメキシコ政府が解決すべき問題であり、非合法移民の入国を許してまで同国の貧困層に仕事を提供する義務は米国にはないと訴えた⁵⁰⁴。また、リオ・グランデ川下流域の国境都市ミッションの読者からは、同地の賃金は安いので家族を養うために他地域に毎年出稼ぎに行かねばならないが、「国境警備隊が〔非合法移民の〕取締りを強化すると報道されているので、

⁵⁰² American GI Forum of Texas, *What Price Wetbacks?* (Austin: American GI Forum of Texas, and Texas Federation of Labor, n.d., ca. 1953).

⁵⁰³ 投稿者のなかには、1905年から1910年まで州議会下院議員を務め、その後LULACの第4代会長となった、ホセ・トマス・カナレス(José Tomás Canales)も含まれていた。J. T. Canales, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 9, 1954, 10C.

⁵⁰⁴ Gerald Saldana, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 5, 1954, 2A.

今年初めて「[ミッションに] 留まることにした」との投書が寄せられている⁵⁰⁵。これらの投書の内容がテキサスのメキシコ系アメリカ人一般の考え方を反映していたと即断することはできないが、非合法移民やブラセロといったメキシコから流入する外国人労働者を、職をめぐる競争相手と見なし、脅威として捉える発想が相当程度広まっていたことを示しているとはいえよう。また、これは国境に近いテキサス州南部ではかなりの程度実感に基づいたものであったと考えられる。そのため、テキサスでの国境警備隊の活動には少なからぬメキシコ系アメリカ人が支持を寄せていたのである。

4. 非合法移民の家族に対する送還措置の影響をめぐる議論

メキシコ系アメリカ人の多くはメキシコ人非合法移民の大規模な摘発と送還に賛意を示していたとはいえ、その結果としてさまざまな問題が生じているとの認識も広まっていた。とりわけ深刻視されていたのが、非合法移民を家族の一員として抱えているメキシカンの子供に対する影響であった。メキシカンの家族のなかにはメキシコ系アメリカ人や合法的に滞在する在米メキシコ人だけではなく、しばしば非合法移民も含まれていた。当時、LULAC の第 22 代会長を務めていたアルバート・アルメンダリス (Albert Armendariz) は、このような家庭内での法的地位の差異が、非合法移民の摘発と送還によって家族の分断につながることを懸念していた。すでに 1953 年 6 月にニューメキシコ州アルバカーキで開催された第 24 回 LULAC 年次大会で、「何千人ものメキシコ人が米国市民と結婚し、いまや米軍人の親となっている」現状に鑑み、米軍人の子を持つ非合法移民が米国に滞在することを許可するように求める決議が採択されていた。ウェットバック作戦開始直後の 6 月 11 日から 13 日までオースティンで開催された 1954 年の年次大会では、非合法移民の流入がメキシコ系アメリカ人にとって有害であるとの決議が採択された。同時に、1952 年移民法は、非合法に入国したが米国内で生活基盤を確立した移民を抱える家庭に対して多大な苦難を与える抑圧的で不当な法であるとの批判声明も決議された。

⁵⁰⁵ Salvador Medrano, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 5, 1954, 2A.

さらに、エル・パソ支部（アルメンダリスはこの支部の会員であった）は米国市民の配偶者や子どもを持つ非合法移民には合法的な滞在資格を付与すべきとの決議を提案したが、これは最終的な議決に付されることはなかった⁵⁰⁶。

これらの決議は、非合法移民の摘発強化によるメキシカン家庭の分断という状況を踏まえて、米国の移民法によって定められた滞在資格を満たさない在米メキシコ人であっても、場合によっては擁護する姿勢を LULAC は示すようになっていたということを示している。LULAC は米国内に生活基盤を持たない短期移民労働者であるブラセロや、新たに流入する非合法移民については排除する方針を変えたわけではないが、米国で長く暮らし、米国市民との紐帯を保持している在米メキシコ人が国内に滞在する権利は守られるべきだとの方針をとるようになった⁵⁰⁷。

メキシコ人非合法移民の送還によって生じるメキシカンの家族の分断を問題視していたのは、LULAC などのメキシコ系アメリカ人組織だけではなく。テキサス州政府もまた、非合法移民の送還がメキシコ系住民の家族に与える経済的な負担について懸念しており、移民帰化局に対応を求めているのである。

1954年の夏から翌年にかけて、善隣友好委員会は移民帰化局に米国市民を家族に持つメキシコ人非合法移民の送還の猶予と、メキシコへの帰国後の再入国を認めるように要求している⁵⁰⁸。これは、ウェットバック作戦の責任者スウィングが8月25日にテキサス州南部のマッカレンでおこなった発言を受けてのものであった。スウィングは、送還された非合法移民の世帯に「一人でも米国市民」が含まれている場合、「[他の家族は非合法移民であったとしても] その世帯は作戦の終了後までは影響を受けることはない」としたうえで、「そのような世帯が〔合法〕

⁵⁰⁶ Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 164-66; Thomas M. Kreneck, *Mexican American Odyssey: Felix Tijerina, Entrepreneur and Civic Leader, 1905-1965* (College Station, TX: Texas A & M University Press, 2001), 155-58. 1954 年年次大会の開催期間については、*Lulac News*, 21, no. 12 (June 1954)に掲載の通知を参照した。

⁵⁰⁷ 冷戦初期には家族の結合を称揚する考え方が米国社会に浸透し、これが在米外国人に対する送還を批判する世論を生み出したと指摘する研究も近年出てきている。その例としては以下を参照。Andrea Friedman, *Citizenship in Cold War America: The National Security State and the Possibility of Descent* (Amherst: University of Massachusetts Press, 2014), chap. 2.

⁵⁰⁸ Glenn E. Garrett to John W. Holland, August 27, 1954; Walter A. Sahli to Glenn E. Garrett, April 6, 1955; Glenn E. Garrett to Walter A. Sahli, May 2, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

移民としての法的地位を得られるよう、われわれ〔移民帰化局〕は援助する」と表明した⁵⁰⁹。

1954年夏、善隣友好委員会、テキサス州公共福祉省(Texas State Department of Public Welfare⁵¹⁰)、州雇用局および州司法局 (Office of the Attorney General of Texas) は、LULAC代表も交えて、米国市民の家族を持つ非合法移民の送還への対応にかんする協議をおこなった。また、これらの州政府機関の代表は移民帰化局と非公式に会談し、米国市民を家族に持つ非合法移民の送還を遅らせるよう求めた。送還を猶予することで、合法的な再入国に必要な書類を整える時間をこのような非合法移民に与えるという提案も、テキサス州側からなされた。善隣友好委員会執行委員のグレン・E・ギャレット (Glenn E. Garrett) は、この提案に対する移民帰化局からの反応は好意的であり、可能な場合は送還の実施に当たってテキサス州当局の提案に従う形で寛大な処置をおこなうとの返答がなされたと述べている。また、移民帰化局はギャレットに対し、ウェットバック作戦の実施に当たっては、可能な限り家族を引き離さないように努力したとも返答した。ただ、1952年移民法には米国市民を家族に持つ非合法移民一般の送還猶予を定めた規定はなく、この問題の恒久的な解決には移民法の修正が必要になるとギャレットは結論付けた⁵¹¹。1955年3月には移民帰化局サン・アントニオ支局長のウォルター・A・サーリー (Walter

⁵⁰⁹ Neville G. Penrose to Glenn E. Garrett, August 26, 1954, box 1989/059-1, GNCR. なお、家族全員が非合法移民であった場合は、できる限り一緒に送還する方針がとられていた。その理由として、「人道」上の配慮だけではなく、家族を米国内に残して世帯主のみを先に送還した場合、再度非合法入国を試みる可能性が高いと認識されていたことがあげられる。Memorandum by the Department of State, October 19, 1949, 811.504 Mexico/10-1049, RG 59.

⁵¹⁰ 同組織は1970年代後半から80年代の改組と改称により、現在はテキサス州福祉事業省(Texas Department of Human Services)となっている。

⁵¹¹ Glenn E. Garrett to Neville Penrose, November 30, 1954, box 1989/059-1, GNCR. ウェットバック作戦以前より、司法長官の判断により外国人の送還措置の停止を可能にする法律は存在していた。1948年7月1日に成立した公法863号は、過去5年間の素行が良好であるが、移民法の規定に違反して送還の対象となりうる外国人に対し、司法長官の判断で送還措置を停止することができる」と規定していた。その条件は、当該の外国人に米国市民ないし合法的な滞在資格を持つ外国人の配偶者、親ないし未成年の子どもがおり、送還によってこれらの家族が深刻な経済的打撃を受ける場合であった。ただし、公法863号は司法長官が送還を停止するためには連邦議会両院への通告と、両院の決議による同意が必要と定めていた。Public Law 863, 62 Stat 783, USSS, vol. 62, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1949), 1206; Deirdere M. Moloney, *National Insecurities: Immigrants and U.S. Deportation Policy since 1882* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2012), 251. 1952年移民法では、第244条で司法長官が送還を停止する際の権限が拡大され、連邦議会上下両院のいずれかへの通告後、議会が次回の会期の終了までに反対決議をおこなわなかった場合には司法長官は送還停止措置を実施できるようになった。もともと、

A. Sahli) にも同様の要請がなされている⁵¹²。

さらに、ギャレットはアリゾナ州司法長官ロス・F・ジョーンズ (Ross F. Jones) に協力を求める書簡を送っている。テキサス州当局は、ウェットバック作戦が実施された他の州でどのような対策がおこなわれているのかについて情報を収集するとともに、同様の問題を抱える州からの協力を取り付けようとしていたのである⁵¹³。

テキサス州政府が米国市民を家族に持つ非合法移民の送還への対応に積極的に動いた理由として、まずメキシコに戻ることを余儀なくされた非合法移民労働者が一家の稼ぎ手となっている場合、残された家族が収入を絶たれて福祉の対象となることを避けたかったことがあげられる。ウェットバック作戦の開始に先立って、1954年5月27日に開催された善隣友好委員会の会議では、親が送還されたために要扶養児童援助 (Aid to Dependent Children) の対象となる児童が州内で増加していることが議題となった。州公共福祉省からは、州の最南東端でリオ・グランデ川の河口部に位置するキャメロン郡では34世帯が、その西隣のイダルゴ郡では94世帯がこのような理由により公的扶助を受けていることが報告されている⁵¹⁴。また、エル・パソ郡では15世帯が同じ理由で扶助を受けていた⁵¹⁵。このような状況は、ウェットバック作戦の開始によってさらに深刻化したと考えられる。

また、州内の民間団体や一般市民からもテキサス州政府やテキサス州選出の連邦議会議員に対して非合法移民の家族の送還問題への対応を求める要望がなされていた⁵¹⁶。たとえば、テキ

このような手続きは相当の時間と手間を要し、短期間に大規模な摘発と送還が実施されたウェットバック作戦への対応には適さないものであったと考えられる。Public Law 414, 66 Stat. 163, USSL, 82nd. Cong., 2nd Sess., §244.

⁵¹² Glenn E. Garrett to Walter A. Sahli, March 23, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

⁵¹³ Glenn E. Garrett to Ross F. Jones, November 5, 1954, box 1989/059-1, GNCR. テキサスと同様にメキシカン住民を多数抱え、ウェットバック作戦の対象となったカリフォルニアなど他の州の政府が、非合法移民の送還がメキシカンの家族に与える影響についてどのように認識し、いかなる措置をとっていたのかは定かではない。これらの州の政府から移民帰化局や国務省にこの問題についての照会が寄せられていたのかについても、残された史料を見る限りでは明らかではない。メキシカンの集住地域を抱える州や自治体は1950年代前半の非合法移民の大規模な摘発と送還にいかに対応していたのかという問題についての研究はいまだ欠落している。

⁵¹⁴ Herbert C. Wilson to Glenn E. Garrett, June 28, 1954, box 1989/059-1, GNCR.

⁵¹⁵ Glenn E. Garrett to Albert Armendariz, July 9, 1954, box 1989/059-1, GNCR.

⁵¹⁶ Mrs. Clayton Pritchard to Joe M. Kilgore, February 11, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

サス州南部およびメキシコ北東部で貧困層や被災者への支援をおこなっていた慈善団体の「国境救援奉仕団 (Border Volunteer Relief)」は、送還された非合法移民が米国側に残した家族の生活状況を調査したうえで、そのような家族への具体的な援助策を提案していた。同団体の会長 フランク・エリス・フェリー (Frank Ellis Ferree⁵¹⁷) は、1954年12月にシヴァース知事宛ての書簡で、メキシコ人非合法移民の親は「メキシコに戻れば仕事もなく、食事や住処もない状況が待っている」ことを知っているため、米国生まれの子どもを親戚や友人に預けて米国を出ていくと指摘したうえで、「おそらく1,000人ほどの米国生まれの子どもがテキサスのリオ・グランデ川流域地帯に残されていると思われる」と述べている。フェリーは、とくに深刻な状況に置かれているのは、父親が送還されたために収入を絶たれたうえ、他に頼る者も持たない母子家庭であると訴えている。フェリーは、このような家庭に「人道的援助の手を差し伸べる」方策として、まずは食糧の支給をおこなうよう提案した。興味深いことに、食糧の支給を実施すべき場所としてあげられていたのは、タマウリパス州のマタモロス、レイノサおよびヌエボ・ラレドと、いずれもメキシコ側の国境都市であった。この提案は、メキシコ国内で食糧が得られることを確信した親は子どもをメキシコに呼び寄せ、家族の再結合が実現するであろうとの見通しに基づくものであった。一度送還されたメキシコ人非合法移民の親が米国に再入国できる保証はなかったため、家族の再結合を実現するためには米国籍を持つ子どもをメキシコにいったん送り出す方が好ましいと考えていたのである⁵¹⁸。

フェリーは家族の再結合を重要視する立場からこのように提案したのであるが、彼が非合法移民の送還そのものをどのように捉えていたのかは、残された史料からは定かではない。また、第1章で述べたように、米国内で生まれ育ったメキシコ系アメリカ人の子どもをメキシコ

⁵¹⁷ フェリーは 1894 年にネブラスカで生まれ、同州やコロラドで農場を経営した後、1930 年代末にテキサス州南東部のハーリングゲンに移住した。同地でフェリーは貧困層を対象にした慈善活動を開始し、米墨両国の有志の支援を得て、レイノサとマタモロスに診療所や援助物資の配送拠点を設立した。Suzanne Winckler, "FERREE, FRANK ELLIS," *Handbook of Texas Online* (<https://tshaonline.org/handbook/online/articles/ffe14>), accessed July 20, 2015. Uploaded on June 12, 2010. Published by the Texas State Historical Association.

⁵¹⁸ F. Ferree to Allan D. Shivers, December 15, 1954, box 1989/059-1, GNCR; Maurice Acers to F. Ferree, December 20, 1954, box 1989/059-1, GNCR.

に送り出すことの弊害は1930年代の送還政策によって明らかになっていたのだが、これについてもフェリーは認識していたとはいいがたい。フェリーが問題視していたのは、あくまで米国内に残された子どもとメキシコに送還された親が離れ離れになることであった。

送還の対象とされたメキシコ人労働者の再雇用を希望する雇用主からの陳情がテキサス州政府や州内の政治家に寄せられていたことも、善隣友好委員会が非合法移民の送還猶予と再入国許可を移民帰化局に要求した理由であった。一例をあげれば、1955年5月、オースティン近郊のリアンダーで牧場を経営するC・D・クローリー (C. D. Crowley) 夫妻からの陳情を受けて、テキサス州議会下院議員のW・R・チェンバース (W. R. Chambers) は以下の要請を善隣友好委員会におこなっている。クローリー夫妻の牧場で働いていたメキシコ人ウルバノ・ラミレス・サンチェス (Urbano Ramírez Sánchez) が送還される可能性があるが、ラミレス・サンチェスは勤勉な労働者であり、彼と妻のあいだには米国内生まれの子どもが2人いるので、滞在資格が認められるように取りはからってほしいというのが、その要請の内容であった⁵¹⁹。

チェンバースの要請を受けて、ギャレットは移民帰化局のサーリーに対し、ラミレス・サンチェス一家の米国内での滞在資格について照会している⁵²⁰。それに対する返答は、ラミレス・サンチェスとその妻および、メキシコ国籍の子ども1人は移民帰化局の係員によって4月30日に尋問を受けており、送還の対象とされる可能性があるというものであった。ただ、サーリーは、ラミレス・サンチェス一家には米国生まれの子どもがいるので、移民ビザを取得し滞在資格を正規化する手続きをおこなうための猶予期間が与えられると述べ、ただちに送還される予定はないとも返答している。また、1955年の7月6日までに必要な手続きをおこない、メキシコに自発的に出国すれば、正規に再入国できる可能性があると一家に伝えたとも述べられている⁵²¹。ラミレス・サンチェス一家はモンテレイに戻り、同地の米国領事館でビザを取得しようとした。クローリー夫妻は一家の米国への受け入れに当たってスポンサーとなることを確約し、ビザ取

⁵¹⁹ Letter from W. R. Chambers, May 7, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

⁵²⁰ Glenn E. Garrett to Walter A. Sahli, May 2, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

⁵²¹ Walter A. Sahli to Glenn E. Garrett, May 9, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

得手続きを手伝っていたが、必要な書類が整うまでには時間がかかったようである⁵²²。この過程についてはクローリー夫妻から善隣友好委員会に情報が伝えられており、同委員会はモンテレイの米国領事館にビザ取得手続きの進捗状況について照会していた。ただ、善隣友好委員会および移民帰化局に残された記録からは、ラミレス・サンチェス一家が米国に再入国できたか否かは明らかではない⁵²³。米国市民を家族に持つ非合法移民の再入国に当たっては、移民帰化局を管轄する司法省も、ビザの発給を担当する国務省も特別の施策を実施しておらず、ウェットバック作戦の実施に伴って新しい方針が導入されたわけでもなかった⁵²⁴。

この事例は、ウェットバック作戦の展開過程での米国連邦政府とテキサス州政府の折衝の実態を示している点で興味深いものである。また、どこまで一般化できるかはともかく、1950年代前半のテキサスでのメキシコ人労働者と、かれらの雇用主の関係を考察するうえでも重要な示唆を与えるものである。まず、メキシコ人労働者の雇用主のなかには特定の労働者を継続して雇用することを望む者もいたということが窺える。また、このような雇用主はメキシコ人労働者とのあいだに個人的な関係を構築し、当該の労働者が非合法移民であった場合は、その法的地位を合法化し米国内に留まり続けられるように援助することもあった。メキシコ人労働者の技能や勤務態度への雇用主の評価によっては、労働者と雇用主の関係は相当に緊密なものにもなりえたといえる。さらに、メキシコ人労働者とその雇用主の関係の緊密性は、1950年代半ば以降のブラセロ・プログラムの運用にも反映されていたのである。

ウェットバック作戦およびその前後の移民帰化局によるメキシコ人非合法移民の摘発の必要性については、米墨両国内で広範な合意が形成されていたと評価できる。両国の外交・国境警備担当者にとっては、メキシコ人非合法移民の減少は長年の懸案であった。また、大多数のメキシコ系アメリカ人や労働組合は、非合法移民を米国内に生活基盤を持たず、アメリカ人労

⁵²² Urbano Ramírez Sánchez to C. D. Crawley, July 10, 1955, box 1989/059-1, GNCR; C. D. Crawley to Urbano Ramírez Sánchez, July 15, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

⁵²³ Glenn E. Garrett to Theodore J. Hohenthal, Consul General, Consulate of the United States, Monterrey, N. L. Mexico, July 14, 1955, box 1989/059-1, GNCR; Delano McKelvey to Glenn E. Garrett, July 20, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

⁵²⁴ Walter A. Sahli to Glenn E. Garrett, April 6, 1955, box 1989/059-1, GNCR.

働者への脅威となる存在と見なし、かれらに対する送還や入国規制については基本的に肯定していた。たしかに、送還措置による家族の分断や、摘発の過程での移民帰化局係官の抑圧的な行動に対してメキシコ系アメリカ人は不満を抱いていた。多数の送還対象者が流入したメキシコ側の国境都市での状況について米墨両国で懸念が表明されていたことも、先に見たように確かであった。しかし、非合法移民であっても米国内に滞在・居住する権利を認められるべきであるという主張は、1950年代中葉にあってはほとんど支持を得ることはなかったのである⁵²⁵。

5. 1954年協定の成立とブラセロ・プログラムの拡大

ウェットバック作戦の開始に先立って1954年3月に締結された二国間協定は、ブラセロの導入要件を農場経営者の意向を受けた形で緩和するものであった。まず、同協定ではカリフォルニア州カレキシコと隣接する国境都市である、バハ・カリフォルニア州メヒカリでのブラセロの募集が認められた。また、テキサスと境を接するチワワ州チワワとヌエボ・レオン州モンテレイにもブラセロの募集拠点が設置され、ブラセロの移動にかかる費用と時間が大幅に軽減された⁵²⁶。1948年以来、必要に応じて実施されてきた国境でのブラセロの募集は、1954年協定で制度化されたのである。

⁵²⁵ カリフォルニアでは、ウェットバック作戦に前後してメキシコ人非合法移民の送還に対するより広範な反対運動が展開されていた。アメリカ国外出身者保護委員会 (American Committee for the Protection of the Foreign Born) のロサンジェルス支部 (Los Angeles Committee for the Protection of the Foreign Born) は、メキシコ系アメリカ人組織と、日系やアフリカ系の組織を協力させる形で、メキシコ人を含む在米外国人の権利擁護運動をおこなっていた。ナタリア・モリーナ (Natalia Molina) は、メキシコ系と日系はともに強制的な摘発や収容の対象となっていたことが両者の共闘を可能にしたと述べている。また、アフリカ系アメリカ人については、メキシコ系と同様に法執行機関からの監視や抑圧を経験していたため、メキシカンへのシンパシーを持つことができたと論じている。Natalia Molina, *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts* (Berkeley: University of California Press, 2014), chap. 5. しかし、このような協力関係は、かならずしもアフリカ系とメキシコ系が同じ地域に住んでいたわけではなく、またメキシコ系の少なくとも指導者層がみずからの「白人性」を強固に主張していたテキサスにおいては成立が困難だったと考えられる。

⁵²⁶ TIAS 2932, *United States Treaties and Other International Agreements*, vol. 5, part 1, 1954 (Washington, DC: G.P.O., 1955): 379-415.メキシコ国内の他の募集拠点は、グアナフアト州イラプアト、ハリスコ州グアダハラ、ドゥランゴ州ドゥランゴであった。また、テキサス州イダルゴ、イーグル・パス、エル・パソ、アリゾナ州ノガレス、カリフォルニア州エル・セントロにはブラセロの受付・登録をおこなう施設が設けられた。

図9. ブラセロ募集地・受付拠点（1954年）



出典：フリー素材「メキシコ合衆国の地図」(http://www.freemap.jp/item/north_america/mexico.html)より筆者作成。

同年7月には、ブラセロの最短の雇用期間がそれまでの6週間から、4週間に短縮された⁵²⁷。これは、農繁期の限られた期間のみブラセロを雇いたいという要求に応えたものであった。他方で、特定のメキシコ人労働者を継続して雇用したいという雇用主の意向を反映した制度も導入された。1954年より、I-100という労働ビザと身分証明書を兼ねた書類を持つメキシコ人がブラセロとして優先的に雇われるようになった。雇用主は特定のI-100所持者を指名ことができ、ブラセロがI-100を取得するためには雇用主から移民帰化局への推薦が必要であった⁵²⁸。これにより、農場主は「有能な」労働者を選別し、収穫期ごとに繰り返し米国に入国させて雇用できるようになったのである。このように、1954年にはブラセロ・プログラムの制度や規定が

⁵²⁷ TIAS 3043, *United States Treaties and Other International Agreements*, vol. 5, part 2, 1954 (Washington, DC: G.P.O., 1956): 1668-76.

⁵²⁸ Calavita, *Inside the State*, 87-95.

農場主の要望に応じた形で改定された。いままで述べてきたように、この時に導入された制度や規定は、従来からのテキサスの農場主からの要望を反映したものであった。これ以後、テキサスはブラセロ・プログラムの拡充と非合法移民の摘発強化を両輪とする、メキシコからの移民に対する米墨両国合同の政策枠組みに完全に組み込まれていった。

1954年夏のウェットバック作戦と、その前後の一連のメキシコ人非合法移民の大規模な摘発によって、同年の非合法移民の摘発件数は全米で100万件以上となった⁵²⁹。この実績は移民帰化局によって大いに宣伝され、1955年以降国境警備隊の予算と人員は増加していった。ウェットバック作戦が非合法移民の減少という目的を達成したと見なされたことによって、米国連邦議会では非合法移民の雇用主への罰則を定めた法律の制定は不要との意見が強まった。1954年6月24日にはアーサー・ワトキンス (Arthur Watkins) 上院議員 (共和党、ユタ州選出) と、ルイス・E・グラハム (Louis E. Graham) 下院議員 (共和党、ペンシルヴァニア州選出) によって、上下両院に非合法移民を「それと知りながら (knowingly)」雇用した者を罰するという内容の法案が提出されたが、太平洋岸、南西部および中西部の農場経営者および、その支持を受けた議員の反対に直面した。結局、これらの法案は議決に付されることなく終わった⁵³⁰。1950年代後半以降、雇用主罰則の法制化は長らく議会で試みられることはなく、非合法移民対策はもっぱら移民に対する摘発を中心としたものとなった。ふたたび非合法移民の雇用主に対する罰則の導入が議会で議論されるようになったのは1970年代のことである。

⁵²⁹ 1954年の非合法入国者の逮捕者数はのべ107万5168人となっているが、これはウェットバック作戦による摘発だけではなく、同年内のすべての摘発件数の総計である。ただし、フアン・ラモン・ガルシーアは、1954年の非合法移民の摘発件数は移民帰化局によって大幅に誇張されている可能性を指摘している。García, *Operation Wetback*, 227-32.

⁵³⁰ Ibid., chap. 5.

表 5-1. 国境警備隊の隊員数の変遷

年	人数
1942	1,592
1943	1,637
1944	1,360
1945	1,251
1946	1,352
1947	1,319
1948	1,160
1949	1,125
1950	1,110
1951	1,098
1952	1,259
1953	1,079
1954	1,079
1955	1,479
1956	1,526

出典：García, *Operation Wetback*, 117.

ウェットバック作戦直後から、テキサスでのブラセロの雇用は急増した。移民帰化局の内部文書によれば、1953年の7月から12月までのリオ・グランデ川下流域でのブラセロの雇用数は700人以下とわずかな数に過ぎなかったが、翌54年には7月だけでも4万6935人のブラセロが雇用されていた⁵³¹。1950年代後半にはテキサスで就労するブラセロの数はさらに増加し、同州は全米で最多のブラセロを雇用する州となった。

テキサスが多数のブラセロを雇用するようになった後も、善隣友好委員会はメキシコ政府および米国連邦政府との折衝を続けていた。1954年協定で郡全体を対象としたブラセロ雇用禁止措置が廃止された後も、メキシコ政府はブラセロ・プログラムの終了時まで差別・隔離や労働条件の劣悪さを理由として、自治体(community)や個別の農場を対象とした禁止措置を継続しており、その対象とされた自治体や農場のリストを国務省に送付していた。また、国務省はメキシコ側からの情報を引き続き善隣友好委員会に通知していた。メキシコ側が問題視していたの

⁵³¹ Report of Mexican Labor Situation as Result of Immigration Service Wetback Cleanout, n.d., file no.56321/448e, accession no. 85-58A734, central classified files, bracero program general file, entry 9, RG 85, NA. なお、この史料によれば、テキサス州雇用局の推計では1954年の夏には約3万5000人のアメリカ人労働者がリオ・グランデ川流域地帯で綿花収穫に携わっていた。1953年には同地の綿花農場で働くアメリカ人は1万9780人であった。摘発と送還の結果、非合法移民に代わってブラセロやアメリカ人労働者が同地域で雇用されるようになったとの評価が下されている。

は、ブラセロに対する商業施設での差別だけではなく、「メキシカン」に対する学校での隔離も含まれていた⁵³²。州内の農業労働力をメキシコ人移民労働者に依存している限り、テキサス州政府はメキシコに対してメキシカンへの差別問題の改善に向けた努力を示し続ける必要があったのである。

第3節 ブラセロ・プログラムの安定期から終焉へ（1955-64年）

1. ブラセロ導入の拡大と非合法移民の減少（1955-59年）

ブラセロ・プログラムは1954年以降、毎年その規模を拡大させていった。同年に入国したブラセロの数は30万9033人であったが、翌1955年にはブラセロの入国数は39万8650人に増加した。1956年にはブラセロの雇用はピークに達し、44万を超えた。その後も、1959年までブラセロの数は40万を下回ることはなかったのである。

表 5-2. メキシコから米国への入国者数（1942-64年）

	ブラセロ協 定による入 国者	その他の 合法入国者	非合法入国 者 (逮捕者数)		ブラセロ協 定による入 国者	その他の 合法入国者	非合法入国 者 (逮捕者数)
1942	4,203	2,182	5,100	1954	309,033	37,456	1,075,168
1943	52,098	3,985	8,189	1955	398,650	50,772	242,608
1944	62,170	6,399	26,689	1956	445,197	65,047	72,422
1945	49,454	6,455	63,602	1957	436,049	49,154	44,451
1946	32,043	6,805	91,456	1958	432,857	26,712	37,242
1947	19,632*	7,775	182,986	1959	437,643	23,061	30,196
1948	35,345*	8,730	179,385	1960	315,846	32,084	29,651
1949	107,000*	7,977	278,538	1961	291,420	41,632	29,817
1950	67,500*	6,841	485,215	1962	194,978	55,291	30,272
1951	192,000	6,372	500,000	1963	186,865	55,253	39,124
1952	197,000	9,600	543,538	1964	177,736	32,967	43,844
1953	201,380	18,454	865,318				

出典： Morales, *Indocumentados mexicanos*, 226, Cuadro xxv.

*1947年から50年までのブラセロ協定による入国者の数値は、米国で摘発された後に改めて正規の契約を結んだ労働者の数を含んでいない。実際には、1947年から49年までの3年間に142,000人の非合法入国者が合法的な雇用の対象とされた (Craig, *The Bracero Program*, 67)。

⁵³² Robert C. Hill to Glenn E. Garrett, January 11, 1960, box 4, RG 174, NA.

1959年には24の州でブラセロが雇用されていたが、その94パーセントはテキサス、カリフォルニア、アリゾナ、ニューメキシコとアーカンソーに集中していた。そのなかでもっとも多くブラセロを受け入れていたのはテキサスで、同年には全米で雇用されていたブラセロのおよそ45%に当たる約20万人がテキサスに集中し、おもに綿花農場で就労していた⁵³³。続いてカリフォルニアは全体の約34パーセントに当たる約15万人を雇用していた。カリフォルニアでは、南部のインペリアル郡とリヴァーサイド郡では綿花農場で約1万2000人のブラセロが雇用されていたが、多くは野菜農園や果樹園で働いていた⁵³⁴。

ブラセロは米国内で就労する短期移民労働者の大多数を占めていたとはいえ、全米の農場の2パーセント以下のみがブラセロ・プログラムに参加していた。ブラセロの雇用が集中していたテキサス、カリフォルニア、ニューメキシコとアリゾナでは、各州の農場のうち1割ほどがブラセロを雇用していた⁵³⁵。

1950年代後半にブラセロの雇用は拡大したが、その雇用はメキシコと国境を接する各州に集中していった。すでに、オレゴン、ワシントン、アイダホなど北西部の農場経営者は1940年代末には「アメリカ人」移動労働者に労働力を求める傾向を示していた。これは、テキサスへのブラセロ導入解禁によって職を失ったテキサス州内在住の農業労働者が、より賃金の高い北西部への出稼ぎを選んだことによって可能になった⁵³⁶。ブラセロ・プログラムは一部地域の農場主の利益に基づいた政策という性格をしだいに強めていったのである。

また、ブラセロ・プログラムの実施にかかるコストも問題視されていた。1959年には同プロ

⁵³³ Craig, *The Bracero Program*, 130-31. 1958年10月には、綿花農場はブラセロ全体の3分の2を雇用していた。United States Department of Agriculture, *Farm Labor Fact Book* (Washington, DC: G.P.O., 1959; reprint, Westport, CT: Greenwood Press, 1969), 176.

⁵³⁴ State of California, Department of Employment. *Mexican Nationals in California Agriculture, 1942-1959* (Sacramento: State of California, 1959), 5-7.

⁵³⁵ 1959年に米国内で就労する短期移民労働者の総数45万5420人のうち、43万7643人がメキシコ人ブラセロであった。8,772人は西インド諸島（バハマを含む）出身、8,600人がカナダ人、残りは日本人とフィリピン人であった。U.S. Department of Agriculture, *Termination of the Bracero Program: Some Effects on Farm Labor and Migrant Housing Needs* (Washington, DC: G.P.O., 1965), 5.

⁵³⁶ Erasmo Gamboa, "Braceros in the Pacific Northwest: Laborers on the Domestic Front, 1942-1947," *Pacific Historical Review*, 56, no.3 (August 1987): 378-98; Gamboa, *Mexican Labor and World War II*, chap. 6.

グラムに米国連邦政府は年間 200 万ドルを支出していた⁵³⁷。二国間協定に基づき、労働省はブラセロの登録および雇用契約をおこなう受付センターを運営する義務を負っていたが、他の短期移民労働者導入プログラムではこのような施設は必要とされていなかった⁵³⁸。1950 年代の後半には、ブラセロ・プログラムのような米国と送出国のあいだの行政協定に基づいて多数の外国人労働者を導入する政策は莫大なコストを要するものであり、今後は少なくとも新規に導入すべきではないとの方針が米国政府内でも示されるようになっていた。

たとえば、1956 年から 61 年まで小規模ながら実施された日本からの短期農業労働者の受け入れは、日米両国が協定を締結することなく 1952 年移民法のみを法的根拠として実施された⁵³⁹。このプログラムでは、日本人短期農業労働者に渡航費の先払い、給料、住宅、食事、保健、医療を保証し、最低就労日数（就労可能な日数の 75%）を確約するなど、ブラセロ協定に定められた労働条件・最低賃金と同様の規定が設けられていた。しかし、この施策の実施主体となったのは、米国内の雇用主と、日本側で外務省と農林省が関与して設立された農業労働者派米協会という組織であり、米国政府の関与は最小限に留められたのである。短期移民労働者の送出国の政府省庁の外郭団体と、米国内の雇用主が合同で労働者の募集および雇用契約をおこなうという本プログラムの実施形態は、前述したように 1951 年以降の西インド諸島からの農業労働者の導入プログラムに範をとったものであった⁵⁴⁰。1950 年代中葉には、送出国とのあいだにやむを得ない外交上の理由が存在する場合を除いて、短期移民労働者の導入にかんする公式の政府間協定は不要との見解が国務省内に広まっていた。二国間協定に基づくブラセロ・プログラムはむしろ例外的な存在となっていたのである⁵⁴¹。

⁵³⁷ Craig, *The Bracero Program*, 130.

⁵³⁸ なお、1950 年代後半にはメキシコ国内の募集センターと、米国内の受付センターのあいだのブラセロの移動費用は雇用主によって負担されることとなっていた。 *Farm Labor Fact Book*, 166.

⁵³⁹ Robert Murphy to James G. Patton, February 19, 1957, 811.06(J)/1-2457, box 4114, RG 59, NA.

⁵⁴⁰ *Farm Labor Fact Book*, 161-62. 日本人短期農業労働者は 1956 年から 61 年までのあいだに 2,872 人が渡米するに留まった。このプログラムの策定過程については、以下の研究に詳しい。大八木豪「マイク・マサオカと日本人短期農業労働者導入プログラム - 人種化、冷戦の地政学、戦時強制収容の記憶」『アメリカ史研究』第 38 号、2015 年、73-93 頁。

⁵⁴¹ Proposal to Bring in Philippine and Japanese Workers for Temporary Agricultural Employment in California, 811.06(J)/1-1656, box 4114, RG 59, NA.

図 10. ブラセロ募集地・受付拠点（1961 年）



出典：フリー素材「メキシコ合衆国の地図」(http://www.freemap.jp/item/north_america/mexico.html)より筆者作成。

2. ブラセロ・プログラムの縮小と廃止（1960-64 年）

1950 年代を通じて拡大してきたブラセロ・プログラムは、1960 年代に入って縮小を始めた。

その主たる要因は、1950 年代後半からの綿花収穫の機械化であった。

表 5-3. 機械で収穫される綿花の割合（1956-62 年）

年	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
州							
カリフォルニア	66	70	71	83	87	93	94
テキサス	25	37	35	44	58	64	78
アリゾナ	45	54	51	62	73	84	92
ニューメキシコ	45	54	51	62	73	84	92
アーカンソー	21	19	38	50	64	73	91

出典：Craig, *The Bracero Program*, 181.

表 5-3 に示されているように、とくにテキサスでは 1950 年代末にから 60 年代初頭にかけて、急速に綿花収穫の機械化が進んだ。テキサスではブラセロの多くが綿花農場で雇用されていたため、同州のブラセロ雇用数は 1960 年代に入って急激に減少した。

表 5-4. カリフォルニアとテキサスでのブラセロ雇用数の変遷（1960-63 年）

年	1960	1961	1962	1963
ブラセロの雇用数： カリフォルニア	112,995	98,733	116,455	52,650
ブラセロの雇用数： テキサス	122,755	117,368	30,152	13,229

出典：1960 年から 62 年までの数値は Craig, *The Bracero Program*, 181 による。1963 年の数値は U.S. Department of Agriculture, *Termination of the Bracero Program*, 10 による。

1962 年以降、カリフォルニアはテキサスに代わって全米でもっとも多数のブラセロを雇用する州となった。前述したように、同州では野菜農園や果樹園で多数のブラセロが働いていた。果実や野菜は機械での収穫が困難なものが多いうえ収穫には多数の人手を要するため、これらの品目を生産する農場では依然としてブラセロの導入が続けられたのである。

ブラセロの雇用状況については、1950 年代半ば以降労働組合からの批判が強まっていた。米墨両国の労働組合は 1950 年代に協力体制を構築し、ブラセロの賃金、労働条件および居住環境の改善を求めて米国労働省への働きかけを続けていた。労働組合がとくに問題視していたのは、住居や移動手段の設備の劣悪さであった⁵⁴²。1956 年 12 月以降、労働省はブラセロの居住環境への監督を強化し、基準に満たない宿舍の閉鎖を命令した⁵⁴³。1959 年 6 月にはブラセロの移動時の安全基準が強化されたが、この際には両国の労働組合の合同組織はこの措置を歓迎しつつ、新しい規定の実効的な運用を求める声明を出している⁵⁴⁴。賃金についても、1958 年にはブラセ

⁵⁴² ブラセロの生活・就労状況を労働組合がどのように捉えていたのかについては、たとえば以下の史料を参照。Ernesto Galarza, *Strangers in Our Fields* (Washington, DC: Joint United States-Mexico Trade Union Committee, 1956).

⁵⁴³ Craig, *The Bracero Program*, 152-53

⁵⁴⁴ Labor Committee Backs New Rules for Migrant Workers but Doubts Enforcement, Press Release by the United States Section of the United States-Mexico Trade Union Committee, June 29, 1959, box 6, RG 174, NA.

口の時給が原則として最低 50 セントと定められるなど、一定の改善が見られた⁵⁴⁵。

労働省がブラセロの労働条件および賃金水準の改善に向けた一連の施策を同時期に実施できた要因として、アイゼンハワー政権の労働長官ジェイムズ・ミッチェル (James Mitchell) が、米国内の農業労働者の保護とブラセロの就労条件や賃金水準の改善に比較的積極的だったことが指摘できる。1959 年 10 月には、外部のコンサルタントの調査によって作成されたレポートが労働省によって公表された。このレポートは、ブラセロは一部の地域ではアメリカ人労働者に取って代わっており、高度な技能を要する職種に年間を通じて就労する傾向も見られるなど、国内の農業労働市場に明らかに悪影響を及ぼしていると指摘した。また、農場経営者はアメリカ人労働者を雇用しようとする意欲を見せていないとも述べられている。そのうえで、このレポートでは、ブラセロの雇用は機械の操作などを要しない非熟練労働に限られるべきであり、そのような労働に従事する者が米国内で不足している場合のみにのみ認められるべきであると提案された。また、賃金水準を維持し、アメリカ人労働者を保護するための労働長官の権限は拡大されるべきとも述べられていた⁵⁴⁶。さらに、ブラセロ・プログラムについて労働長官に助言をおこなうための、農場主・労働組合・一般市民の代表からなる組織の必要性についても指摘された。もっとも、労働省は他の米墨両国の関係政府諸機関と同様に、二国間交渉に労組や雇用主の代表を参加させる意図は持っていなかった。このような非政府アクターの役割はあくまでブラセロ・プログラムの策定と運用に携わる政府諸機関に対して「助言をする (consultative)」ことに限定されていたのである⁵⁴⁷。

労働省が国内の労働者の保護とブラセロの労働条件や賃金水準の監督に従来と比べて積極的になったことを背景に、ブラセロ・プログラムの改革を目的とした法案が議会にも提出されるようになった。ジョージ・マクガヴァン (George McGovern) 下院議員 (民主党、サウスダコタ

⁵⁴⁵ Craig, *The Bracero Program*, 152-53.

⁵⁴⁶ *Ibid.*, 154. 農業機械の運転・管理の技術を持つ労働者や、特定の農作物の世話や収穫に熟練した者は“special”と呼ばれ、より高い賃金を得ることができた。また、このようなブラセロは特定の雇用主のもとで毎年繰り返し働くことができ、契約も優先的に結ぶことができた。Cohen, *Braceros*, 270-71.

⁵⁴⁷ Craig, *The Bracero Program*, 154; Newell Brown to Frank L. Noaks, June 3, 1959, box 6, RG 174, NA.

州選出)は、1960年3月に前述の労働省の方針を反映しつつ、ブラセロ・プログラムの段階的な縮小を目指した公法78号の改定案を提出した。この法案は下院本会議で否決されたが、同年の公法78号延長をめぐる議論は紛糾した。9月に同法をふたたび延長しようとした際には6ヶ月しか延長が認められず、公法78号は1961年12月31日で失効することとなった⁵⁴⁸。

1961年1月に発足したジョン・F・ケネディ(John F. Kennedy)政権は、ブラセロ・プログラムの長期的な継続は認められないとの方針を示していた。ブラセロ・プログラムに反対する勢力はもはや労働組合やメキシコ系アメリカ人組織に留まらず、全米キリスト教会協議会(National Council of Churches)や、全国有色人種地位向上委員会(National Association for the Advancement of Colored People)など、教会組織や公民権団体、さらに全米消費者連盟(National Consumers League)などの消費者団体も含むようになっていた⁵⁴⁹。これらの組織はいずれもブラセロなど短期移民労働者の導入が米国内の労働者の賃金や労働条件に与える悪影響を懸念しており、ケネディ政権にブラセロ・プログラムの廃止を要請していたのである。

1961年5月11日、下院は公法78号を従来通りの内容で1961年12月31日まで延長する案を賛成231票、反対157票で可決した⁵⁵⁰。しかし、上院ではブラセロの雇用に当たっての条件を厳格化し、アメリカ人農業労働者にもブラセロ協定で定められた労働条件および衛生水準を保証する修正案が提出された。本修正案では、ブラセロが機械を扱う職種に就くことが原則的に禁止されたほか、農産物の加工をすることも禁じられた。特筆すべきことは、この修正案を提出

⁵⁴⁸ 1958年8月にハロルド・クーリー下院農業委員会委員長の提出した公法78号延長案によって、ブラセロ・プログラムは1961年6月30日まで延長されていた。1960年は公法78号の延長がふたたび採決に付される年だったのである。この過程については、以下に詳しい。Craig, *The Bracero Program*, 157-59; Tomasek, "The Migrant Problem and Pressure Group Politics," 315-18.

⁵⁴⁹ NAACPは、アフリカ系アメリカ人の移動労働者に悪影響を与えているとして、西インド諸島からの短期移民労働者の導入にも反対していた。Tomasek, "The Migrant Problem and Pressure Group Politics," 305.

⁵⁵⁰ ブラセロの雇用が、プログラムの実施期間を通じてほとんどおこなわれていなかったウェストヴァージニア州選出議員を除いて、テキサスを含む南部諸州の議員の大多数が賛成している。また、当時下院で唯一のメキシコ系であったジョセフ・モントヤ(Joseph Montoya)議員(民主党、ニューメキシコ州選出)も賛成に回った。反対票の多くは、北東部や中西部の諸州と、ロサンジェルスを含む大都市圏選出の議員によって投げられていた。"Mexican Farm Labor Law Extended after Stiff Battle," *Congressional Quarterly Almanac 1961*, vol. 17 (Washington, DC: Congressional Quarterly, 1961): 133-36, 520-21.

したのは上院農林業委員会の委員だったことである。従来は、下院農業委員会と同様に上院農林業委員会はブラセロ導入の継続と拡大を支持していたが、この時点では同委員会のなかにもブラセロ・プログラムの見直しに積極的な議員が含まれるようになっていた⁵⁵¹。本修正案をめぐっては農林業委員会の委員のあいだでも意見が分かれ、委員長のエレンダーや、エヴェレット・ジョーダン（Everett Jordan）議員（民主党、ノースカロライナ州選出）などの南部選出議員は反対した。また、ジョン・タワー（John Tower）議員（共和党、テキサス州選出）や、ニューメキシコ州のアンダーソン議員は、この修正案が成立すれば農場主は1952年移民法で導入されたH-2プログラムを利用してメキシコ人労働者を入国させることを選択するだろうと述べた。さらに、アンダーソンは多くの農場主は非合法移民の雇用を検討していると述べ、ブラセロの導入条件の厳格化に反対した⁵⁵²。

上院での審議が長引いていたため、公法78号の延長が成立せず、ブラセロ・プログラムへの予算の拠出が1962年以降不可能になる可能性も否定できなかった。そのため、国務省および労働省の内部では二国間協定に依らずにメキシコ人労働者を導入することも視野に入れる必要性が指摘されるようになった。その場合は他国からの外国人労働者と同様に、1952年移民法に基づいて実施されるH-2プログラムを利用してメキシコ人労働者を受け入れることになったはずであるが、メキシコ側はこのような形での自国民の送出を望まないであろうとの見方が国務省内では示されていた⁵⁵³。

公法78号の延長案は1961年10月3日に成立した。上院での修正案の内容を一部反映して、

⁵⁵¹ Senate Report No. 619, "Mexican Farm Labor Program," 87th Cong., 1st sess, July 25, 1961. 本修正案の提案者は以下の通りである。ユージン・J・マッカーシー（Eugene J. McCarthy）議員（民主党、ミネソタ州）、ウィリアム・プロクシマイアー（William Proxmire）議員（民主党、ウィスコンシン州）、スティーヴン・M・ヤング（Stephen M. Young）議員（民主党、オハイオ州）、フィリップ・A・ハート（Philip A. Hart）議員（民主党、ミシガン州）、モーリーン・B・ニューバーガー（Maurine B. Neuberger）議員（民主党、オレゴン州）。1960年に1万人余りのブラセロが働いていたミシガンを除き、いずれもブラセロの雇用がほとんどおこなわれていない州の選出議員であった。

⁵⁵² "Mexican Farm Labor Law Extended After Stiff Battle," 136-37.

⁵⁵³ Memorandum by Edwin E. Vallon, September 26, 1961, 560.6, Records Relating to Mexico, box 10, RG 59, NA.

ブラセロを「動力で駆動し自走する、収穫・植え付け・耕作用の機械」を運転または維持するために雇用することは「過度の負担を回避するために労働長官が適切と認める場合」を除いて禁止された⁵⁵⁴。ケネディ大統領は、本法案は米国内の農業労働者の「賃金、労働条件、雇用機会」を守るために役立たず、不十分なものであると評価した。しかし、ブラセロの就労機会を突然奪ってしまうと「メキシコには重大な影響」がもたらされるのは明らかであるため、その成立を認めるとの声明を法案への署名時におこなっている⁵⁵⁵。

1963年にふたたび公法78号の延長が議題とされた際には、ブラセロ・プログラムの長期的な継続を望む議員はさらに少なくなっていた。南部選出の民主党議員の大多数は公法78号の延長に賛成していたほか、共和党議員のなかにも多数の賛同者がいた。他方で、北部選出議員を中心に民主党のリベラル派は反対に回った。

労働省は公法78号の延長は1年とすべきとの方針をとっていた。1963年3月27日、W・ウィラード・ワーツ (W. Willard Wirtz) 労働長官は、下院農業委員会の公聴会で、農村部では失業問題が残っているうえ、ブラセロの雇用は減少しているという現状に鑑み、ブラセロ・プログラムの延長は1964年を最後に終了すべきとの見解を示した⁵⁵⁶。労働省の代表は、移民政策についての議論がおこなわれていた下院司法委員会でも同様の発言をおこなっていた。同省は、機械化の進展によってブラセロの導入数が急速に減少しているため、今後ブラセロ・プログラムは不要になるとの見通しを示していたのである⁵⁵⁷。

労働省は、農業労働者の賃金や労働条件を改善すれば米国内で農業労働者を調達できるようになるはずだとの見解を示しており、これに同意する議員も多かった。5月6日に下院農業委員会で公法78号を2年間延長する案が採決された際、ニューヨーク州のベンジャミン・S・ロー

⁵⁵⁴ Public Law 87-345, 75 Stat 761, *USSL*, 87th Cong., 1st Session, 1961, vol. 75 (Washington, DC: G.P.O., 1962): 761.

⁵⁵⁵ Craig, *The Bracero Program*, 173.

⁵⁵⁶ "Mexican Farm Labor Law Extended," *Congressional Quarterly Almanac 1963*, vol. 19 (Washington, DC: Congressional Quarterly, 1963): 113-18.

⁵⁵⁷ U.S. House, Committee on the Judiciary, *Studies of Population and Immigration Problems, Administrative Presentations (III), Admission of Aliens into the United States for Temporary Employment and "Commuter Workers"* (Washington, DC: G.P.O., 1963), 9-10, 19-20.

ゼンタール (Benjamin S. Rosenthal)、ミネソタ州のアレック・G・オルソン (Alec G. Olson)、ハワイ州のスパーク・M・マツナガ (Spark M. Matsunaga) の3名は反対票を投じ、公法 78 号の廃止と、政府の監督下で米国内の農業労働者の募集、契約および移動をおこなう政策を提案した。3名の議員が提出した報告書は、ブラセロ・プログラムはアメリカ人労働者の賃金を引き下げて就労機会を奪うだけでなく、一部の大規模な企業経営の農場を不当に優遇する政策であり、家族経営の小規模農場や国内の労働者を雇用する農場はブラセロの雇用によって労働コストを抑えている大規模農場との競争で不利な状況におかれていると指摘していた⁵⁵⁸。

公法 78 号を従来通り 2 年間延長すべきと主張する議員は議会本会議で守勢に回るようになった。かれらは、ブラセロの送金はメキシコにとって重要な外貨収入源となっていること、ブラセロ・プログラムによって非合法移民の流入は大幅に減少したこと、農業労働者を米国内で確保するのはいまだに困難が伴うこと、ブラセロの米国内での就労経験はメキシコの農村近代化に貢献しうることなどを理由として、公法 78 号の意義を訴えた⁵⁵⁹。

このような意見に対して異議を唱えたのが、テキサス州選出のヘンリー・B・ゴンサレス (Henry B. González) 下院議員や、カリフォルニア州のエドワード・R・ロイバル (Edward R. Roybal) 下院議員といった、民主党所属のメキシコ系新人議員であった⁵⁶⁰。ゴンサレスは、メキシコ人の労働力を米国が必要としているのならば、滞在期間が限られ、永住権や帰化権を持たない短期移民労働者としてではなく、米国社会の完全な一員となる機会を認められた存在としてメキシ

⁵⁵⁸ “Mexican Farm Labor Law Extended,” 115-16. なお、この3人はいずれも 1962 年の中間選挙で初当選した民主党の新人議員であった。

⁵⁵⁹ Ibid., 114-15.

⁵⁶⁰ ゴンサレスはサン・アントニオで 1916 年に生まれた。1953 年以降、サン・アントニオ市議会議員とテキサス州議会上院議員を務め、1961 年に連邦議会下院議員に当選した。U.S. House of Representatives, *Hispanic Americans in Congress: 1822-2012* (Washington, DC: G.P.O., 2013), 400-9. ロイバルはアルバカーキで 1916 年に生まれた後、幼少時にロサンジェルスに移住した。1949 年から、「ヒスパニック」としては 1881 年以来初のロサンジェルス市議を務めた後、1962 年中間選挙で連邦議会下院議員に当選した。 *Hispanic Americans in Congress*, 410-16. ロイバルの政治家としてのキャリアについては、以下の評伝に詳しい。Frank Javier Garcia Berumen, *Edward R. Roybal: The Mexican American Struggle for Political Empowerment* (Los Angeles: Bilingual Educational Services, 2015).

コ人移民を迎え入れるべきだと主張した⁵⁶¹。ロイバルは、ブラセロ・プログラムの代替として、労働省が米国内の農業労働者の雇用契約を斡旋し移動手段や居住施設を用意するという、先述の農業委員会の3名による提案と同様の内容の法案を提出した⁵⁶²。

サン・アントニオおよびロサンジェルスという都市部をそれぞれ地盤として、労働組合やメキシコ系アメリカ人組織からの支持を確保していたゴンサレスやロイバルは、公法78号の継続を求める農場経営者の利害を代表する必要はなかった。また、メキシコ系アメリカ人の公民権が徐々に拡大するなかで政治家としてのキャリアを積んできたかれらは、ブラセロの導入と引き換えに、米国連邦政府や地方政府にメキシカン権利保障を促すという発想はまったく持っていなかった。

1963年5月29日、下院は公法78号を2年間延長する案を否決した。延長賛成派と反対派による妥協の結果、10月31日に下院は公法78号を1年間延長する案を可決した。12月4日には上院で採決がおこなわれ、公法78号の有効期間は1964年12月31日までとされた。上院での採決後に、エレンダーは公法78号の今後の延長はないと断言した。1964年を以てブラセロ・プログラムを終了することが決定されたのである⁵⁶³。

メキシコ側では、5月に米国連邦議会下院でブラセロ・プログラムの延長を翌64年までとする法案が可決された際には、新聞各紙で大きく報道された。その論調は、同プログラムの廃止はメキシコ経済に大きな影響を及ぼすことはなく、帰国したブラセロはメキシコ国内で拡大を続ける農業や製造業での職を見つけることができるというものであった⁵⁶⁴。当時のメキシコ経済の高度成長を背景に、ブラセロ・プログラムによる米国への労働力輸出はもはや不要になったとの見方が広まっていたといえる。

しかし、メキシコ政府の一部の高官は、駐墨米国大使館関係者に対し、ブラセロ・プログラ

⁵⁶¹ Tichenor, *Dividing Lines*, 211.

⁵⁶² Mitchell, *They Saved the Crops*, 385.

⁵⁶³ "Mexican Farm Labor Law Extended," 118.

⁵⁶⁴ U.S. Embassy in Mexico, D.F., to the Department of State, June 3, 1963, box 89, RG 166, NA; U.S. Embassy in Mexico, D.F., to the Department of State, Quarterly Labor Report – April, May and June, August 8, 1963, box 89, RG 166, NA.

ムの終了によってメキシコは重要な外貨収入源の一つを失ってしまうことになり、その経済的影響は深刻なものになる可能性があるとの見解を示した。大使館内でも同プログラムは継続した方が望ましいとの見方が広まっていた。なぜなら、米国内でブラセロを代替する農業労働者を確保できるのか定かではなかったうえ、メキシコ国内にはブラセロ・プログラムがもたらす収入に依存する人々が相当数存在していると認識されていたからである⁵⁶⁵。実際に、ブラセロ・プログラム終了直後の1965年5月には、約1,000人の農業労働者がメヒカリに集結し、その一部が国境を強硬突破しようとする事態も起きていた。同プログラムの突然の終了は、それまでブラセロとして米国に出国していた人々に対し、相当の影響を及ぼしたといえる⁵⁶⁶。

ブラセロ・プログラムの廃止は、米墨間の移民の流れ全体に影響を及ぼすとの懸念も国務省内で示されるようになった。廃止が発表される前の1963年春には、米国での長期滞在を目的に移民ビザを求めるメキシコ人が急増し、駐墨米国大使館はビザ申請の処理に追われていた。1962年に発行された移民ビザは5万5000件を超え、これは1959年の倍以上であった。1963年3月の時点で、ビザの発給を待つ申請者の数は18万人近くに達しており、これは1961年の3倍であった。大使館は、ブラセロ・プログラムの規模縮小と、メキシコの農村部での人口増加と失業・貧困の増大がその背景にあると分析している⁵⁶⁷。

すでに1956年にはメキシコからの移民ビザの申請数の増加が国務省の内部で認識されていた。その一因として、ブラセロとして米国内で就労した経験を持つ者が、米国での永住を求めて帰国後にビザを申請する傾向が指摘されている⁵⁶⁸。ブラセロ・プログラムは米国内の労働力需要の変動に応じて、短期移民労働者を米国に導入するのが本来の目的であったのだが、本来の意図に反して非合法移民を増やすことになったと指摘される⁵⁶⁹。しかし、ここで扱った事例は、同プログラムが長期的な滞在や永住を求めるメキシコ人移民をも増加させたことを示している。

⁵⁶⁵ Ibid. 駐墨米国大使館では、ブラセロからの送金を受けている者を含めれば、約100万人のメキシコ人がブラセロ・プログラムによってもたらされる収入に依存していると推定していた。

⁵⁶⁶ U.S. Embassy in Mexico, D.F. to the Secretary of State, May 20, 1965, box 89, RG 166, NA.

⁵⁶⁷ U.S. Embassy in Mexico, D.F. to the Secretary of State, April 27, 1963, box 89, RG 166, NA.

⁵⁶⁸ U.S. Embassy in Mexico, D.F. to the Department of State, May 18, 1956, box 608, RG 166, NA.

⁵⁶⁹ 『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ』、101頁。

しかも、1963年の公法78号の延長時の議会審議でゴンサレスが主張したような、「米国社会の完全な一員」となるためにメキシコからの移民が入国する機会は、メキシコの人口の急増と米国への移民希望者の増加と相まって、1965年移民法制定後にむしろ縮小されていった。1965年移民法は、メキシコを含む西半球諸国全体に史上初めて年間12万人という移民受け入れ数の上限を課した。法案の制定当初には予想されなかったことであるが、メキシコおよび中南米諸国から米国への移住希望者が増加するにつれてこの受け入れ数は不十分なものとなり、1970年代に入って非合法移民問題が米国内で再燃する要因となった⁵⁷⁰。

短期移民労働者についていえば、1965年以降もH-2プログラムによってその導入は原則的には可能であった。しかし、導入に際しての要件は厳格化され、米国内の労働者の賃金・労働条件に悪影響を及ぼさないという労働長官の公式の認定が必要となった。これに対しては果実や野菜の栽培業者を中心に不満が寄せられた。一部の農場経営者や、その支持を受けた議員は、米国内の農場の労働コストが高くなるのであれば、農業生産を国外に移転せざるを得ないと考えようになった。たとえば、ハロルド・クーリー下院議員は、ブラセロ・プログラムの廃止や、1965年当時連邦議会で審議されていた農業労働者に最低賃金導入法案を批判する議論のなかで、米国内の農場経営者が果実や野菜の生産をメキシコ側に移転する可能性に言及していた⁵⁷¹。

さらに、ブラセロ・プログラムの廃止によって、二国間協定によって労働条件や賃金水準の保証を受けたうえでメキシコ人が短期移民労働者として米国内で就労することもできなくなった。これ以後、メキシコからの短期移民労働者には、すでに西インド諸島からの労働者がそう

⁵⁷⁰ Public Law 89-236, 79 Stat. 911, *USSL*, 89th Cong., 2nd Sess., vol. 79, part 1 (Washington, DC: G.P.O., 1966), 911-22. 1965年移民法が提出された当初は、西半球に受け入れ数の制限は課されていなかった。しかし、上院司法委員会の委員長を務めていたジェイムズ・イーストランド (James Eastland) 議員 (民主党、ミシシッピ州選出) に代表される南部の議員はカリブ海諸島からの黒人移民の流入の制限を一つの目的として、西半球への上限を提案した。ただし、法案の成立当初は、人口差を考慮すれば、年間17万の受け入れ上限を課された東半球に比べて西半球は有利であるという論調が一般的であった。Aristide R. Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006), 329-33. 1952年移民法の初期の改定構想については以下の文献を参照。Report of the President's Commission on Immigration and Naturalization. *Whom We Shall Welcome* (Washington, DC: G.P.O., 1953).

⁵⁷¹ Department of State to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., September 23, 1965, box 89, RG 166, NA.

であったように、米国の移民法のみを法的根拠とする H-2 プログラムによって入国する以外の選択肢はなくなった。元ブラセロを中心とする一部のメキシコ人労働者は雇用主をスポンサーとして永住権を取得し、永住者に発行される身分証明書（いわゆるグリーンカード）を携帯して米墨国境を行き来するようになった⁵⁷²。いずれの場合も、かれらの賃金水準や労働・生活条件は米国の労働・公衆衛生関係法規のみによって保証されることとなったのである。

おわりに

ブラセロ・プログラムは、テキサスへの禁止措置が解除された 1949 年以降、その規模を拡大していった。メキシコ人労働者に対する多大な需要が存在した同州を対象に含めることで、ブラセロ・プログラムを継続する意義は確固たるものになったのである。

しかしながら、ブラセロ・プログラムの適用対象となった後も、テキサスは移民・出入国管理政策をめぐる米墨関係のリスク要因であり続けていた。第 1 節で見たように、1950 年代前半にはテキサスではまだ多数の非合法移民が雇用されていた。また、州内でのメキシカンに対する差別や隔離の問題も、善隣友好委員会をはじめとする州政府諸機関、自治体および民間団体の取り組みにもかかわらず、依然として残っていた。さらに、テキサスへの非合法移民の流入は、米国内の農業労働市場にも悪影響を及ぼしているとの認識が、同州内のみならず米国全体にも広まっていたのである。

このような状況を受けて、1950 年代前半の米墨両国政府によるブラセロ・プログラムの策定および運用は、テキサスでのブラセロ雇用の定着と拡大を主要な目的としたものとなった。さらに、1950 年代前半には州内での非合法移民の雇用状況がとりわけ深刻視されていたテキサスで試みられた施策は、1950 年代に入って非合法移民問題が全国化する過程で全米に適用されるようになったのである。

⁵⁷² Dean Rusk to Edward D. Friedman, June 15, 1965, box 89, RG 166, NA. 1960 年代後半から 70 年代にかけてグリーンカードを取得したメキシコ人の多くが、元ブラセロであったともいわれている。中川正紀「米国農業労働者とメキシコ人移民 - UFW の組合運動を例に」油井大太郎・遠藤泰生編『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』（東京大学出版会、2003 年）、93-94 頁。

しかし、雇用条件の緩和を通じたブラセロの雇用拡大策は、1950年代前半の時点では非合法移民の削減には結びつかなかった。1954年のウェットバック作戦による全米での非合法移民の大規模な摘発は、それまで農場主の利害を考慮して非合法移民の取締りがしばしば緩和される傾向が見られたテキサスでも実施された。テキサスでも他州と同様に厳格な非合法移民の摘発と送還を実施することで、初めて非合法移民の減少が実現した。また、ウェットバック作戦に前後して、ブラセロの雇用条件の柔軟化や国境での募集が実施されるようになり、農場主の要望に沿った形にブラセロ・プログラムそのものが改変された。これによって、テキサスは多数のブラセロを雇用する州になり、同州でブラセロの労働力への需要が持続している限りは、ブラセロ・プログラムは安定して継続されていた。もっとも、1960年代前半の綿花収穫の機械化によって、テキサスの綿花農場での労働力需要が低下しブラセロの雇用数が減少すると、ブラセロ・プログラムを継続する意義そのものが一転して疑われることになったのである。

メキシカンの権利保障とブラセロ・プログラムの関係についていえば、本章で扱った1950年代から60年代前半までの時期において、両者を結びつける思考は米墨両国政府の外交担当者およびテキサス州政府当局者のあいだにはある程度残っていたと考えられる。1949年協定の成立後も、ブラセロ・プログラムの終了までメキシコ政府は差別、隔離や不当労働行為といった問題が起きた地域や農場を対象にブラセロの雇用を禁止することができ、そのような措置は州レベルでは重大な問題になりうるものであった。また、テキサスでのメキシカンに対する差別・隔離問題や、非合法移民に対する搾取が米墨関係全体に対して及ぼすリスクについても、米墨両国政府は無視できないものとして捉え続けていた。したがって、ブラセロ・プログラムの円滑な運用・継続には、ブラセロのみならず米国内に居住するメキシカン全体の権利保障が必要との合意が米墨両国政府とテキサス州政府のあいだには成立していたといえる。

他方で、メキシコ系アメリカ人は1940年代末から50年代前半以降、メキシコ政府との協力を通じて、ブラセロの導入を容認する代わりにみずからの権利の保障を図る方針を放棄した。同時期にLULACやGIフォーラムが非合法移民の取締り強化とブラセロの導入要件の厳格化を求めたことにも示されるように、メキシコ系アメリカ人は概してメキシコからの新規の労働移

民に対する反感を強く抱いていた。たしかに、ウェットバック作戦に際しては米国内に生活の基盤を置き、アメリカ人の家族を持つメキシコ人非合法移民までも送還することに対して少なからぬメキシコ系アメリカ人が反対の声を上げたが、新たに流入するメキシコ人労働者までも歓迎する者は少なかったのである。当然、メキシコ系アメリカ人のあいだには、ブラセロ・プログラムの実施に積極的に協力することによって、テキサスの地域社会および米国内での自己の地位や影響力を向上させるという発想も生じることはなかった。

1940年代末以降、テキサスのメキシコ系アメリカ人は法廷闘争や選挙政治への参加を通じて「白人」の市民としての権利を主張する戦略を積極的に進めていった。この戦略は、まず教育機関での隔離を禁じる1940年代末の司法判断によって可能となった。1947年に、カリフォルニア州がメキシコ系児童・生徒を教育現場において実質上隔離していることの違憲性が、連邦控訴裁判所でのメンデス判決(*Méndez v. Westminster School District*)によって確定した⁵⁷³。1948年にはテキサスの公立学校でのメキシコ系への隔離が、連邦地裁でのデルガド判決(*Delgado v. Bastrop Independent School District*)によって違憲とされた。デルガド判決の重要な点は、テキサスで法的には「白人」であるメキシカンへの隔離を違憲としたことであった。この判決によって、メキシカンの「白人性」が認められたのである⁵⁷⁴。

さらに、この時期にテキサスではメキシコ系アメリカ人の選挙政治への参加が進んでいた。1940年代末以降、テキサスの民主党内では、反ニューディールと反トルーマンの立場を堅持するスティーヴンソンなどの保守派に代わり、ニューディール路線とトルーマンへの支持を掲げるジョンソンに代表されるリベラル派が勢力を拡大していた。1948年中間選挙の予備選では、連邦上院議員の候補にスティーヴンソンとジョンソンが出馬し、後者が勝利を収めた。新たに

⁵⁷³ Mark Brilliant, *The Color of America Has Changed: How Racial Diversity Shaped Civil Rights Reform in California, 1941-1978* (Oxford: Oxford University Press, 2010), chap. 3. 判決文において、公立学校は「血統(lineage)」にかかわらずすべての児童に開かれなければならないと述べられていることから、ニール・フォーリーは本判決をカリフォルニアの学校での人種隔離そのものを違憲としたものであったと評価している。Foley, *Mexicans in the Making of America*, 154-56.

⁵⁷⁴ Brian D. Behnken, *Fighting Their Own Battles: Mexican Americans, African Americans, and the Struggle for Civil Rights in Texas* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011), chap. 2.

台頭したリベラル派はメキシコ系アメリカ人有権者の支持獲得に動く一方、1950年代以降はメキシコ系の政治家の擁立にも積極的になっていった⁵⁷⁵。1961年に連邦議会下院議員に当選したゴンサレスはテキサス民主党内で勢力を拡大しつつあったリベラル派の一人であった。都市を地盤とし、労働組合やメキシコ系アメリカ人組織などを支持基盤としていたかれらは、党内保守派が支持し続けてきたブラセロ・プログラムに対して反対する傾向が強かった⁵⁷⁶。

1960年代はじめまでに、ブラセロ・プログラムは米国内の労働者、とりわけメキシコ系アメリカ人に対する不当な競争をもたらすうえ、メキシコ人短期移民労働者に対する搾取にもつながるとの批判が米国内のリベラル派を中心に影響力を持つようになった。ブラセロ・プログラムを労働者の権利保障に役立つと評価する勢力は、米国内からは完全に消え去ったのである。

⁵⁷⁵ Benjamin Márquez, *Democratizing Texas Politics: Race, Identity, and Mexican American Empowerment, 1945-2002* (Austin: University of Texas Press, 2014), chap. 2. 全国政治におけるメキシコ系アメリカ人の台頭については以下の文献を参照。Ignacio M. García, *Viva Kennedy: Mexican Americans in Search of Camelot* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2000); Craig A. Kaplowitz, *LULAC: Mexican Americans and National Policy* (College Station, TX: Texas A & M University Press, 2005).

⁵⁷⁶ テキサスの民主党内でのメキシコ系アメリカ人の台頭については以下の研究を参照。Márquez, *Democratizing Texas Politics*; Leininger Pycior, *LBJ and Mexican Americans*; Mario T. García, *The Making of a Mexican American Mayor: Raymond L. Telles of El Paso* (El Paso: Texas Western Press, 1994); Rodolfo Rosales, *The Illusion of Inclusion: The Untold Political History of San Antonio* (Austin: University of Texas Press, 2000). また、以下の研究はテキサスで1950年代末以降に進んだ共和党の勢力拡大に伴う政党再編が、民主党内でのメキシコ系やアフリカ系の影響力を強めていった過程を論証している。Chandler Davidson, *Race and Class in Texas Politics* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1990), chap.11. なお、1950年代中葉には、州南部の農村地帯でもメキシコ系アメリカ人の民主党員が人頭税の支払いと投票を呼びかけるスペイン語のパンフレットを作成している。Rio Grande Democratic Club, *Texas Needs Four Million Voting Citizens*, box 5, Ed Idar, Jr., Papers, Nettie L. Benson Latin American Collection, University of Texas, Austin, Texas.

第6章 ブラセロ・プログラム延長と非合法移民問題への米墨労働組合の対応(1946-64年)

はじめに

本章では、1940年代後半から60年代初頭にかけて米国とメキシコの労働組合のあいだで展開された、米国内で就労するメキシコ人移民労働者の組織化をめぐる一連の交渉の分析を通じて、国境を越えた労働力移動への労働組合の対応のあり方について考察する。

第二次世界大戦中の米国内における労働力不足の解決策として開始されたブラセロ・プログラムによる米墨間の移民の流れの活発化は、両国の外交・国境警備政策担当者の意図に反し、1940年代後半から50年代前半にかけては非合法移民の増加を止めることはできなかった。このような状況を背景に、AFLは第二次世界大戦直後の1946年に全国農業労働組合（National Farm Labor Union、以下NFLUと略記⁵⁷⁷）を組織し、カリフォルニア、テキサスや南西部諸州のメキシカン農業労働者を主要な対象とする活動を開始した。NFLUは外国人労働者に対しては概して批判的であった。とりわけメキシコからの非合法移民の流入には一貫して反対し続け、国境警備の強化と非合法移民を雇用した者への罰則の導入を主張していた。これは、外国人が米国の労働市場に参入し「アメリカ人」労働者との競争を引き起こすことを忌避してきた、米国の労働運動に典型的に見られる傾向と似通っているが、興味深いことにNFLUはメキシコの労働組合との協力関係を通じてメキシコからの移民労働者の流入を制しつつ、両国の農業労働者の権利の保障を試みていたのである。後述するように、メキシコの労働組合との協力関係を構築する過程でNFLUはみずからの組織に受け入れるべき対象を、米国籍を持つ農業労働者から、米国内に定住する外国籍労働者、さらにはブラセロまでに拡大していった。

1950年代初頭には、ブラセロ・プログラムのもと米国内で就労するメキシコ人労働者をNFLUに加入させてその権利保障を実現するという、米墨両国の労働運動の共通の活動方針が策定された。他方で、米墨の労働組合はメキシコ人非合法移民については、その移動および米国内で

⁵⁷⁷ National Farm Labor Unionは1952年にNational Agricultural Workers Unionに名称を変更しているが、本章ではNFLUに統一する。

の就労の抑制を共通の利害と見なしており、両国の政府の外交・国境警備担当者と同様に、相互の協力を通じて国境を越える移民の流れの管理・統制を試みようとしたのである。

本章では、ブラセロ・プログラムの展開と運動の方針の変化の関連について考察するため、NFLU およびその後継団体の組織化の対象の変遷およびメキシコ側の労働組合との協力関係に焦点を当て、同プログラムが米国内の農業労働者運動に及ぼした影響を分析する。第1節では、ブラセロ・プログラムの第二次世界大戦後の延長が、NFLU の成立をいかに促したのかについて考察するとともに、この時期の NFLU が労働者を組織するに当たっては米国籍の有無が重要な判断基準であったことを明らかにする。第2節では、エル・パソ事件によってブラセロ・プログラムが1948年10月に中断され、翌年の8月に再開される過程において、NFLU がメキシコの労組との協力関係をどのように構築していったのか、またそれに伴って NFLU は組織化の対象をいかに拡大していったのかについて考察する。第3節では、1949年8月のブラセロ・プログラム再開後に同プログラムが定着してゆくなかで、いかに NFLU がメキシコの労働組合と共同で、ブラセロの組織化を構想したのかについて論じるとともに、その構想の限界を明らかにする。第4節では、1950年代末から60年代前半のカリフォルニアでの運動に焦点を当て、メキシコの労働組合との協力関係が失われた後の米国の農業労働運動の展開について考察する。

第1節 NFLU の成立とブラセロ・プログラムの延長（1946-48年）

1942年8月のブラセロ・プログラムの発足時、米墨両国の労働組合は基本的に同プログラムに対して表立った反対をすることはなかった。1942年当時、米国内の農業労働者は全国労働関係法（National Labor Relations Act）の適用対象に含まれておらず、その最低賃金は保証されていなかった⁵⁷⁸。したがって、ブラセロ協定に最低賃金規定が盛り込まれたことは、米国内の農業労働者の労働条件改善の先例となりうるとして、農業労働団体はブラセロ・プログラムをむしろ歓迎したのである⁵⁷⁹。

⁵⁷⁸ Scruggs, "Evolution of the Mexican Farm Labor Agreement of 1942," 145.

⁵⁷⁹ Craig, *The Bracero Program*, 48; Tomasek, "The Migrant Problem and Pressure Group Politics," 298.

米国の労働組合のブラセロ・プログラムに対する支持のもう一つの要因として、戦時期の米墨両国の労働運動のあいだの協力関係が指摘できる。戦時下でのラテンアメリカ諸国との協力関係構築の一環として、米国政府は米州諸国の労働組合の相互交流を支援していた。たとえば、AFL と CIO は OCIAA の支援のもと、ラテンアメリカにおける親米的な労働組合の同盟に対するメキシコの労働運動からの協力を取り付けるべく、米墨両国の労組指導者間の交流事業を展開していた⁵⁸⁰。同時期の AFL と CIO にとって、メキシコとの協力関係の構築と維持は重要な課題であった。そのため、ブラセロ・プログラムが同国の労働組合および米墨両国の政府によって支持されている限り、米国の組合もまた同政策に反対することはなかったのである。メキシコでも、労働組合は概してブラセロ・プログラムに対して表立った反対を避けていた。米国内でのメキシカンへの差別や、ブラセロに対する搾取に対しては一部の労組指導者は不快感を表明し、テキサスを筆頭にこのような行為がおこなわれている地域へのブラセロの送出しに反対することもあったが、ブラセロ・プログラムそのものに対する反対は低調なものにとどまった。その主要な要因は、メキシコ政府が同プログラムを積極的に支持し推進する方針をとっていたことに求められる。後述するようにメキシコの主要な労働組合は政府との距離が近く、その方針に正面から反対することを控える傾向があった。

しかしながら、戦時中の労働力不足への臨時的な対応措置として始まったブラセロ・プログラムが 1945 年末以降も延長されたことで、外国人労働者の導入は戦後も続くのではないかという危惧が農業労働者のあいだで共有されるようになった。第二次世界大戦後、ブラセロ・プログラムに対して親和的であるか、少なくとも公然たる批判を控えてきた米国の労働組合は、同プログラムが戦後も延長されたことに伴って従来の方針を転換させたのである。

NFLU は、テネシー州メンフィスに本部を置いて南部の小作農や農業労働者の組織化をおこなっていた南部小作農組合 (Southern Tenant Farmers' Union、以下 STFU と略記) を 1945 年 12 月に改組し、活動対象を南部以外の地域に拡大する形で成立した。STFU は既存の労働組合から独

⁵⁸⁰ Ronald Radosh, *American Labor and United States Foreign Policy* (New York: Random House, 1969), 356-60.

立した組織として、H・L・ミッチェル (H. L. Mitchell) とクレイ・イースト (Clay East) によって 1934 年にアーカンソー州タイロンザで結成された後、1930 年代末期には CIO 傘下の農業労働者組織であったアメリカ農業・缶詰・包装労働者統一連盟 (United Canary, Agricultural, Packing and Allied Workers of America、以下 UCAPAWA と略記) と一時的に合併していたが、両者の対立の結果、すぐに STFU は CIO から脱退していた⁵⁸¹。NFLU 会長に就任したミッチェルは、資金援助を求めて AFL 会長ウィリアム・グリーン (William Green) に接近した⁵⁸²。AFL からの援助を受けて、1946 年 8 月に NFLU は全米の農業労働者を組織化の対象とする労組となり、大規模農場の労働者の組織化を活動の中心とする方針を打ち出した⁵⁸³。この方針に従って、NFLU はテキサスやカリフォルニアの農業労働者を主たる対象として組織化活動を展開していった⁵⁸⁴。

テキサスにはメキシカンの農業労働者や食品加工労働者が多数存在し、戦前にはおもに UCAPAWA などの CIO 系労組によって組織化が試みられていたが、戦後にはその影響力はほぼ消滅していた⁵⁸⁵。カリフォルニアでも、1930 年代には UCAPAWA が農業労働者や食品加工労働者の組織化を進めていたが、西部や南部諸州から移住してきた「白人」労働者が、フィリピン系やメキシカンとの協力を望まなかったことや、農場経営者の政治的圧力がきわめて強かったことなどが農業労働者の大規模な組織化を妨げていた⁵⁸⁶。このように、1940 年代中葉までにテ

⁵⁸¹ STFU の指導者と UCAPAWA 内部の共産党員の関係は険悪であったうえ、UCAPAWA の組合費の高さも STFU の組合員には不評であった。Patrick H. Mooney and Theo J. Majka, *Farmers' and Farm Workers' Movements: Social Protest in American Agriculture* (New York: Twayne Publishers, 1995), 80-89.

⁵⁸² J. Craig Jenkins, *The Politics of Insurgency: The Farm Worker Movements in the 1960s* (New York: Columbia University Press, 1985), 88-89.

⁵⁸³ 発足当初の NFLU の会員数は約 3 万人であり、南部および南西部を中心とする 14 の州に 204 の支部を設置していた。“A. F. O of L. Calls for Farm Labor to Organize,” *Farm Labor News*, 1, no.11 (November 1946), 1; H. L. Mitchell, “Farm Workers See the Light,” *American Federationist*, 54, no. 1 (January 1947): 18-20.

⁵⁸⁴ “New Local Organized in El Paso, Texas,” *Farm Labor News* 1, no. 10 (October 1946): 1; “Education Director,” *Farm Labor News*, 3, no. 4 (April 1948), 2.

⁵⁸⁵ Victor B. Nelson-Cisneros, “UCAPAWA Organizing Activities in Texas, 1935-50,” *Aztlán*, 9 (1978): 71-84; 三浦順子「労働組合運動の展開に見る『メキシコ人問題』と〈アメリカ人〉の境界 - 1938 年サンアントニオのピーカン加工業ストライキの事例より」『北大史学』第 53 号 (2013 年)、34-55 頁。

⁵⁸⁶ Vicki L. Ruiz, *Cannery Women, Cannery Lives: Mexican Women, Industrialization, and the*

キサスやカリフォルニアでは農業労働者運動は停滞していたが、戦後のブラセロ・プログラムの継続は、農業労働者の組織化の新たな契機をもたらしたのである⁵⁸⁷。

NFLU は、農業労働者の賃金水準の向上（最低 5 ドルの日収）と、農業労働者に労働関係法を適用することを含む、「すべての農業従事者の生活水準を上げる」法律の制定の実現を活動目的としていた⁵⁸⁸。NFLU は、送出国との政府間協定でブラセロなどの外国人労働者に認められた最低賃金や労働条件の保障を「農業で雇用されている米国市民の労働者」にも適用することを求める一方、外国人労働者の導入そのものに対しては、米国内の農業労働の賃金水準や労働条件を引き下げるとして強く反撥していた⁵⁸⁹。また、国境警備の強化や外国人労働者導入政策の中止を求めて、ミッチェルは議会でのロビー活動を積極的に展開していたほか、関係各国政府への陳情や抗議をさかんにおこなっていた。たとえば、設立直後の 1946 年夏には、メキシコや西インド諸島からの短期移民労働者が「アメリカ人」労働者の賃金を低下させているとして、メキシコ・英国両政府に抗議声明を送っている⁵⁹⁰。国籍は、NFLU の結成当初には、組織化の対象とすべき者と排除すべき者を峻別するに当たっての重要な要素であったのは明らかである。

もっとも、NFLU はその活動方針において、人種やエスニシティの差を乗り越えた米国内の農業労働者の連帯を謳っていた。これは、NFLU が主要な組織化の対象としていたカリフォルニアやテキサスの農場では、アングロの労働者はかならずしも多数派ではなくなっていたことを反映した方針であったと考えられる。たしかに、「白人」として表象された「アメリカ人」労働者を「移民」や「外国人」労働者と対比させるレトリックも、同組合は時には用いることもあつ

⁵⁸⁷ J・クレイグ・ジェンキンス (J. Craig Jenkins) は、カリフォルニアでは労働集約型の大規模農場の発達に伴い、その労使関係が工業やサービス産業で見られる労働者と経営者の関係に近づいていたため、AFL のような既存の労働組織による農業労働者組合の設立を容易にしたと述べている。Jenkins, *The Politics of Insurgency*, 89-90. カリフォルニアの農場の労使関係については、以下の文献も参照。Carey McWilliams, *Factories in the Field: The Story of Migratory Farm Labor in California* (Boston: Little, Brown and Company, 1939; reprint. Berkeley: University of California Press, 2000).

⁵⁸⁸ “Convention Adopts New Program,” *Farm Labor News*, 1, no.1 (January 1946): 1-2.

⁵⁸⁹ “Convention Resolutions,” *Farm Labor News*, 3, no.1 (January 1948): 2.

⁵⁹⁰ “Ed O’Neal Wants Congress to Import Foreign Labor,” *Farm Labor News*, 1, no.1 (January 1946): 1; “Government to Import Foreign Labor while Americans Have No Jobs,” *Farm Labor News*, 1, no. 2 (February 1946): 4; “Union Protests to British, Mexican Governments,” *Farm Labor News*, 1, no. 8 (August 1946): 1.

た。たとえば、カリフォルニアでの組織化の動きについて伝えた 1947 年 4 月の NFLU 機関紙『ファーム・レイバー・ニュース (*Farm Labor News*)』掲載記事では、「中国人、日本人、フィリピーノ、ヒンドゥー、メキシカン」などの「移民」労働者は、「畑のなかの工場」と化した大規模農場の労働力として「輸入」され、搾取されてきたとする一方で、オクラホマ、アーカンソーやテキサスから 1930 年代に同州にやってきた「オーキー」たちは「独立し、自由を愛する白人農民」として描かれ、かれらを組合に組織する意義が強調されている。ただし、この記事では同時に「フィリピーノ」や「ラテンアメリカン」のオーガナイザーについても紹介しており、NFLU が「白人」の「アメリカ人」のための組織であるといった主張をしているわけではない⁵⁹¹。組合員の多くがメキシコに出自を持つことを考慮して、NFLU はメキシカン全体に対する人種主義的な非難は避けていたといえる。カリフォルニアやテキサスの大規模農場ではメキシカン労働者が多数雇用されているという現状を踏まえて、NFLU はかれらの組織化には積極的だった⁵⁹²。設立直後から NFLU の幹部を務めていたのは、メキシコ系アメリカ人の労働運動指導者エルネスト・ガラルサであった⁵⁹³。このほか、テキサスやカリフォルニアでのメキシカン労働者組織化に際しては、複数のスペイン語話者のオーガナイザーを雇用している⁵⁹⁴。

⁵⁹¹ “California We Are Here,” *Farm Labor News*, 2, no. 4 (April 1947): 1.

⁵⁹² 1947 年の 3 月に最初のストライキをカリフォルニア州ストックトンのブドウ農園で実施した際には、NFLU はスペイン語を話すオーガナイザーを現場に派遣できなかった。その結果、ストに参加したのは梱包作業に携わっていた「アングロ」労働者のみに留まり、同じ農場で収穫を担当していたメキシコ系労働者は作業を続けたという。Jenkins, *The Politics of Insurgency*, 90-92.

⁵⁹³ “Education Director”; “Who Is Who in the Union,” *Agricultural Unionist*, 1, no. 3 (March 1953): 3; Roberto M. De Anda, “Ernesto Galarza: His Legacy to the Study of Braceros” in *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, Paul López, ed. (Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010): 265-80. ガラルサは 1904 年にメキシコ西部のナヤリット州の農園管理人の家庭に生まれ、幼少時にメキシコ革命の混乱を避けて、家族とともにカリフォルニア州サクラメントに移住した。コロンビア大学で博士号を取得した後、現在の米州機構の前身である米州連合 (Pan American Union) の労働部門で働いていたが、ボリビアでの錫鉱山労働者および農業労働者に対する抑圧への米国の関与を理由に辞職し、AFL に加入した。ミッチェルによれば、1947 年 1 月に開催された NFLU の第 1 回総会に現れ、メキシコ系労働者を組織化の対象に含めるよう主張したことをきっかけに、ガラルサは同団体の幹部として採用された。H. L. Mitchell, *Mean Things Happening in This Land: The Life and Times of H. L. Mitchell, Co-founder of the Southern Tenant Farmers Union* (Montclair, NJ: Allanheld, Osmun and Co. Publishers, 1979; reprint. Norman, OK: University of Oklahoma Press, 2008), 296-98.

⁵⁹⁴ “New Local Organized in El Paso, Texas,” *Farm Labor News*, 1, no. 10 (October 1946): 1; “Sam Diaz Beaten up in Texas,” *Farm Labor News*, 2, no. 4 (April 1947): 2; Hank Hasiwar, “Organizing in California,” *Farm Labor News*, 2, no. 8 (August 1947): 4.

NFLU が設立当初にとりわけ強調していたのは、外国人労働者と「アメリカ人」労働者の区別であった。1946 年の夏から 1948 年の秋までカリフォルニア州中部のカーン郡で展開された、同州最大手の果樹栽培業者ディジョルジオ (DiGiorgio) に対するストライキでは、地元在住の農業労働者に代わってブラセロや非合法移民が農場に導入されるのを防ぐことが重要な課題とされた⁵⁹⁵。1946 年の秋にストライキが開始された当初、同地を管轄するメキシコ領事館および米国側のブラセロ・プログラム担当者は、ディジョルジオ社所有の農場で働くブラセロに対し、契約を履行しなければ送還されると伝え、かれらが争議に参加しないように圧力をかけていた。NFLU はストライキを妨害するためにブラセロが雇われていると主張し、ジョージ・C・マーシャル (George C. Marshall) 国務長官に抗議する一方、ブラセロの宿舎の周辺でピケを張っていた。暴力事件の発生を懸念したメキシコ外務省は、1946 年 11 月に当該の農場からブラセロを撤収させた⁵⁹⁶。ディジョルジオは翌 47 年の 10 月にも 130 人のブラセロをスト破り要員として導入したが、NFLU 組合員とブラセロの衝突を回避するため、この時もメキシコ大使館はストライキがおこなわれている農場からのブラセロの撤収を要請した。農務省と国務省の同意のもと、これらのブラセロは 11 月までにメキシコに戻された⁵⁹⁷。しかし、この後ディジョルジオは多数のメキシコ人非合法移民を雇用するようになった。NFLU が主導した最初の大規模なストライキは結局失敗に終わり、その目的であった組合の承認や賃金の増加も実現しなかった。NFLU はこの経験を通じて、外国人労働者は米国の農業労働者に対する脅威だとの確信を強めたといえる⁵⁹⁸。

⁵⁹⁵ カーン郡ラモントにディジョルジオ社が所有していた農場には約 2,500 人が雇われており、そのエスニック構成は多様であった。アングロが全体の 4 分の 3 を占め、残りはメキシカンとフィリピン系であった。Jenkins, *The Politics of Insurgency*, 93.

⁵⁹⁶ Ibid., 92-101.

⁵⁹⁷ Memorandum of Conversation between Vicente Sánchez Gavito, Mexican Charge d'Affairs ad interim and William G. MacLean, Division of Mexican Affairs, October 7, 1947, 811.504 Mexico/10-747, box 4855, RG 59; Norman Armour to Clinton P. Anderson, October 7, 1947, 811.504 Mexico/10-747, box 4855, RG 59; Memorandum of Conversation between Vicente Sánchez Gavito and William G. MacLean, October 16, 1947, 811.504 Mexico/10-1647, box 4855, RG 59; Paul J. Reveley, Acting Chief, Division of Mexican Affairs, to Richard H. Leask, Manager, Bakersfield Chamber of Commerce, November 18, 1947, 811.504 Mexico/10-2047, box 4855, RG 59.

⁵⁹⁸ *The Voice of the Disinherited: A Brief History of the Agricultural Workers Union, 1934-1959*, n.d., *The Green Rising, 1910-1977: A Supplement to the Southern Tenant Farmers Union Papers*, reel 1, Wirtz Labor Library, Washington, DC (hereafter cited as *The Green Rising*).

機関紙の記事や公的な場での NFLU 幹部の発言にも、メキシコ人労働者とメキシコ系アメリカ人労働者の国籍の違いを強調する傾向が見られた。たとえば、1946年12月の『ファーム・レイバー・ニュース』に掲載された記事は、メキシコ系アメリカ人を「[米国] 市民」ないし「スペイン系の出自を持つ米国生まれのアメリカ人労働者(native American workers of Spanish descent)」と呼び、リオ・グランデ川流域で非合法就労する「ウェットバック」や、アリゾナなどで就労する「メキシコ国籍の労働者(Mexican nationals)」によってかれらは農場での仕事を奪われていると報じている⁵⁹⁹。ミッチェルは、同様の主張を1947年2月の連邦議会下院農業委員会の公聴会でも展開している⁶⁰⁰。

サトウダイコン農場の労働力は、これまでテキサスやその他の南西部諸州のスペイン語話者の労働者によって担われてきました。サン・アントニオ、コーパス・クリスティ、エル・パソといった都市では、何千人もの米国生まれのアメリカ人労働者がこのような仕事を待っています。戦前に比べてより多くのスペイン語話者の農業労働者が仕事に就けずにいるのですが、これは移民政策に関係する各省庁が制限を撤廃し、リオ・グランデ川流域地帯へのメキシコ国民の非合法入国を許すようになったという事実によるものであります。低賃金に甘んじることで外国人労働者は米国生まれのアメリカ人をリオ・グランデ川流域地帯から追い出し、これらのアメリカ人はよりましな生活の機会を求めてテキサスの都市に集まるようになったのです。

NFLU は農業労働者をしばしば「わが国の忘れ去られた人々(our own forgotten people)」と呼び、かれらが「アメリカ人」であることを強調した⁶⁰¹。NFLU は、農場主によって「搾取され」、外

⁵⁹⁹ “Big Farmers Plot to Flood Nation with Cheap Foreign Labor,” *Farm Labor News*, 1, no. 12 (December 1946): 1, 4. 当時、“Mexican national”という表現はしばしば「ブラセロ」と同義で使われていた。

⁶⁰⁰ U.S. Congress, House, Committee on Agriculture, *Farm Labor Supply Program: Hearings before the Committee on Agriculture on H. R. 1388*, 80th Cong., 1st Session, February 4-6, 1947, 104-5.

⁶⁰¹ William Green, “Our Own Forgotten People: Migrant Workers Denied a Square Deal,” *American*

国人労働者との競争にさらされる「被害者」としての農業労働者像を米国の一般市民に印象付けようとしたのである。そのようなレトリックが、国境の警備強化と非合法移民の追放を求め、ともすれば排外主義的に映る主張を補強するために使われていたことは否定できない⁶⁰²。

外国人労働者導入への NFLU の反対論や、そのような主張をする際に用いられた国籍の差異を強調する論法に対してメキシカン農業労働者がどのような反応を示したのかを、史料から明らかにするのは難しい。当時、多くのメキシコ系アメリカ人のあいだでは、メキシコ人労働者は、合法的に入国した者であれ非合法移民であれ、職をめぐる競争相手となるとして敵視する風潮があったばかりか、かれらと混同されることによって自分たちの社会的地位の低下がもたらされているとの見方が広まっていた⁶⁰³。したがって、NFLU による外国人労働者導入反対論に見られたような、市民権と法的地位によって組織化の対象たりうる労働者と、そこから排除される者を区別する方針は、米国籍を持つメキシコ系アメリカ人組合員にとっても受け入れ可能なものであったと考えられる。ただし、あとで述べるように、実際には NFLU は米国籍を持たなくとも長期間米国内で生活・就労している者に対しては組織への加入を認めることもあり、市民権が組合のメンバーシップを決める唯一の基準ではなかった。

ブラセロおよびメキシコ人非合法移民の流入に対する反対運動を国内で展開するかたわら、NFLU はメキシコの労組からの協力を取り付けることを目的とした活動もおこなっていた。すでに第二次世界大戦中、一部のメキシコの労働組織は移民労働の問題への取り組みを始めていた。1943 年 10 月、カリフォルニア州フラートンでブラセロ有志により、在米メキシコ人ブラセロ連盟 (Alianza de Braceros Nacionales de México en los Estados Unidos de Norteamérica、以下、ブラセロ連盟と略記) という組織が設立された⁶⁰⁴。同組織はその後メキシコシティに本部を構え、全国

Federationist, 57, no. 12 (December 1950): 20-22, 30.

⁶⁰² H. L. Mitchell, "Farm Workers See the Light," *American Federationist*, 54, no. 1 (January 1947): 18-20; H. L. Mitchell, "Why Import Farm Workers," *American Federationist*, 56, no. 2 (February 1949): 20-21.

⁶⁰³ Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 153-55. メキシコ人非合法移民に対するメキシコ系アメリカ人の反応については、1951 年にテキサス大学より刊行された以下の報告書に詳しい。Saunders and Leonard, *The Wetback in the Rio Grande Valley Of Texas*, 60-65.

⁶⁰⁴ José Hernández Serrano to Vicente Peralta, October 18, 1943, Ernesto Galarza Papers, Stanford

プロレタリア連合 (Confederación Proletaria Nacional、以下 CPN と略記⁶⁰⁵) との協力関係のもと、ブラセロとして契約を済ませて米国に向かう労働者の組織化をおこなうようになった。1948 年にミゲル・アレマン大統領に宛てた書簡のなかで、ホセ・エルナンデス・セラノ (José Hernández Serrano) 会長は、国内の農業生産に悪影響を及ぼしているとしてメキシコ国内からの無制限の労働者の出国を批判し、メキシコ政府がブラセロに対してより関心を払うことを求めている⁶⁰⁶。

1948 年 6 月、米州労働者連合 (英: Inter-American Confederation of Workers/西: Confederación Interamericana de Trabajadores. 以下、CIT と略記⁶⁰⁷) の執行委員会会議で、ラテンアメリカ諸国の労組と AFL の仲介役および、CIT の国際委員会書記を務めていたセラフィノ・ロムアルディ

University Library, Stanford, California (hereafter cited as Galarza Papers), box 19, folder 6; Ernesto Galarza to William Green, February 12, 1951, reel 35, STFU Papers. ブラセロ連盟についての先行研究はミレヤ・ロサ (Mireya Loza) による近年の論文を除いて管見の限り存在しない。ただ、ロサの研究は使用史料の書誌情報を十分に示しておらず、その記述の正確性には疑問が残る部分もある。Mireya Loza, “Braceros on the Boundaries,” chap.1; Mireya Loza, “Alianza de Braceros Nacionales de México en los Estados Unidos, 1943-1964” in *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, Paul López, ed. (Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010): 215-36.

⁶⁰⁵ CPN は 1942 年にメキシコの労働運動の最大のナショナルセンターであったメキシコ労働者連合 (Confederación de Trabajadores Mexicanos、以下 CTM と略記) を脱退した組合員によって設立された。同組織は、1952 年に他のいくつかの労働組合と合併し、CTM との協力関係を持たない組合の連合として労働者・農民革命連合 (Confederación Revolucionaria de Obreros y Campesinos、以下 CROC と略記) を結成した。ただし、CROC は CTM と同様にメキシコ政府と密接な関係にあり、政府から「独立」していたわけではなく、「非政府系」組織を標榜してもいなかった。Pellicer de Brody and Luis Reyna, *Historia de la revolución mexicana, 1952-1960*, vol. 22, 73-82.

⁶⁰⁶ José Hernández Serrano to Miguel Alemán, August 2, 1948, Exp. 545.3/98, AGN.

⁶⁰⁷ CIT は、CTM の幹部であったビセンテ・ロンバルド・トレダノによって 1938 年に創設されたラテンアメリカ労働者連合 (Confederación de Trabajadores de América Latina、以下 CTAL と略記) を分裂させる形で成立した。CTAL はラテンアメリカ各国の労働組合の連合組織であったが、米国内務省や AFL からは、その指導者であったロンバルド・トレダノとともに、第二次世界大戦中から「容共的」として警戒されていた。ロムアルディはメキシコを中心に各国の労働組合内の反ロンバルド勢力の支持を取り付け、1948 年 1 月に CIT を設立した。なお、同年に CTM は共産主義者とロンバルド派を追放している。Ian Roxborough, “Labor Control and Postwar Growth in Latin America” in *Latin America in the 1940s: War and Postwar Transitions*, David Rock, ed. (Berkeley: University of California Press, 1994): 248-63. 1951 年 1 月に、CIT、AFL、CIO とカナダ労働会議

(Canadian Labour Congress) の代表が参加してメキシコシティで開催された会議で、国際自由労働連 (International Confederation of Free Trade Unions) の米州支部として米州地域労働者機構

(Inter-American Regional Organization of Workers/Organización Interamericana Regional de Trabajadores、以下 ORIT と略記) が設立された。つまり、1940 年代末から 50 年代の移民労働者問題をめぐる米墨の労組の結びつきは、同時期の米州における反共的な労働運動の国際的な協力体制の構築という文脈のなかで理解する必要がある。CIT および ORIT の成立の経緯についてはロムアルディの回想録も参照。Serafino Romualdi, *Presidents and Peons: Recollections of a Labor Ambassador in Latin America* (New York: Funk and Wagnalls, 1967), chaps. 6 and 8.

(Serafino Romualdi) が、移民問題について米墨の労組が協議する会議の開催を提案した⁶⁰⁸。同年 10 月 17 日から 18 日にかけて、タマウリパス州ヌエボ・ラレドで NFLU と CPN (CIT のメキシコ側の協力団体であった) の代表が会談した。両者は米国内で就労するメキシコ人の権利保障の必要性を確認し、恒久的な両国労組の合同委員会をつくることに合意した。両者は、CPN の組合員で、ブラセロとして合法的に米国内で就労している者を NFLU に加入させることで、かれらがスト破りに使われ米国内の農業労働者を脅かすことを防ぐという提案に合意した⁶⁰⁹。この会談は NFLU によるメキシコの労働組合との協力関係構築の初めての試みであり、その後の同組織の運動がメキシコ側との協力を前提としたものとなる契機であった。

ここで注意すべきは、この会議では NFLU 代表はブラセロ・プログラムの全面的廃止を求めず、米墨両国の労働組合の代表がブラセロ協定の策定に参加する必要性を強調したということである⁶¹⁰。後述するように、メキシコの労働組合のあいだではブラセロ・プログラムそのものの廃止を求めるのではなく、労働条件や賃金をめぐる交渉に米墨両国の労組関係者を参加させることで、ブラセロの権利を保障すべきであるとの意見が強かった。したがって、NFLU も協力相手であるメキシコの労働組合のこのような方針を受け入れる必要があったと考えられる。

第 2 節 「エル・パソ事件」の米墨農業労働運動への影響 (1948-49 年)

NFLU と CPN の代表会談がおこなわれていた 10 月中旬、数千名のメキシコ人労働者が米国内国境警備隊の黙認のもとに国境を非合法に越え、テキサス州エル・パソを経て米国内に出国した。

第 3 章で述べたように、「エル・パソ事件」として知られるようになったこの事件の直後、協定

⁶⁰⁸ Ernesto Galarza to Dorothy Dowe, June 27, 1948, reel 32, STFU Papers; Summary Report: Conference of representatives of the Confederación Proletaria Nacional of Mexico and the National Farm Labor Union (AFL) held at Laredo, Texas, October 16-18, 1948, folder 4, box 23, Galarza Papers. なお、この史料の表題に記されている日付 (10 月 16 日から 18 日) と開催地 (テキサス州ラレド) は誤りのようである。本文には 10 月 17 日から 18 日にかけて、国境を挟んで隣接するヌエボ・ラレドで会議が開かれたと書かれている。同内容のスペイン語史料にもそのように記されている。Conferencia de representantes sindicales de México y Estados Unidos, folder 4, box 23, Galarza Papers.

⁶⁰⁹ Summary Report, 2-3.

⁶¹⁰ 本会談に先立って、NFLU は米国国務省に対し、米墨両国政府、雇用主、米墨両国の労働組合の代表から構成される「適切な国際機関 (proper inter-national agency) の設立を提案している。Letter from Ernesto Galarza to John Fishburn, September 20, 1948, reel 33, STFU Papers.

違反を理由にメキシコ政府によってブラセロ・プログラムは停止され、翌年の 8 月まで中止されることとなる。

エル・パソ事件直後、メキシコの労働組合はブラセロ・プログラムへの批判を強めた。メキシコの一部の労働組合指導者は、同国政府はメキシコ人の米国への出稼ぎを促す要因である農村の貧困問題に対して適切な対策を欠いていると指摘している⁶¹¹。しかし、農村部住民の現金収入を確保し非合法移民を抑制する手段として、メキシコの労働運動はブラセロ・プログラムに代わる具体的な対案を示せなかった。

米国の労働組合はエル・パソ事件の直後から、国境警備と非合法移民の取締り強化を求める主張をおこなっていたが、ブラセロ・プログラムそのものへの批判を前面に押し出すことは避けていた。まず、AFL 会長ウィリアム・グリーンは事件直後の 10 月 21 日に、すべてのメキシコ人非合法入国者の送還を求める手紙をマーシャル国務長官やトム・C・クラーク (Tom C. Clark) 司法長官などに送っている。グリーンはまた、移民法に違反して非合法に外国人を入国させた農場経営者および、これを幫助した疑いのある政府職員への訴追も要求していた⁶¹²。

NFLU は、メキシコ国内の報道機関にミッチェルによる声明を送った。CTM 機関紙『アクション・ソシアル (Acción Social)』に掲載されたこの声明文の内容は、ブラセロ・プログラムが米国内の農業労働者にもたらす悪影響を指摘しつつ、米墨両国の労働運動の協力によって農業労働者の問題を解決する必要性を訴えるものであった。この声明はまず、ブラセロが協定に反してスト破りに使われてきたと指摘したうえで、米墨両国政府は農場経営者による協定違反を効果的に取り締まることができていないと述べている。他方、ミッチェルは AFL がブラセロ・プログラムそのものに反対しているのではないと強調し、第二次世界大戦中は労働力確保の手段としてのブラセロ・プログラムの必要性を認識していたばかりか、ブラセロに対する不適切な扱いにも繰り返し抗議してきたと述べている。最後に、以下の事項が AFL/NFLU の方針とし

⁶¹¹ *Excelsior*, October 20, 1948, 1, 8.

⁶¹² William Green to George C. Marshall, October 21, 1948, 811.504 Mexico/10-2148, RG 59; William Green to Tom C. Clerk, October 21, 1948, reel 33, STFU Papers; *El Fronterizo*, October 26, 1948, 1; *Los Angeles Times*, October 26, 1948, 17.

てあげられている⁶¹³。

1. 労働者による集団契約に基づく賃金や労働条件の決定。
2. 米墨両国内における、農業労働者の募集や契約交渉への農業労働組合の参加。
3. 労働争議の迅速かつ公平な解決を可能にするための、組合による適切かつ厳正な調査体制の確立。
4. ブラセロに対する、すべての形態の搾取の禁止。
5. 米州各国の労働組合による、移動労働者問題の研究に向けた協力体制の構築。

このような活動方針から判断すると、米墨両国の労働者の連帯や協力を謳うことによって、ミッチェルは AFL/NFLU によるブラセロ・プログラム批判がメキシコ人労働者に対する排外主義や人種差別に基づくものではないと強調する意図を持っていたといえる。また、メキシコ側でブラセロ・プログラムへの必要性を認める議論が受け入れられていることに鑑み、同プログラムへの正面からの反対は避けようとしていたことが、この声明から読み取れる。

NFLU はブラセロの導入に対しては、原則的には批判的な姿勢を保っていた。たとえば、1946 年以来続いていたディジョルジオに対するストライキの参加者に対し、48 年の秋に NFLU のオーガナイザーが送った書簡では、非合法移民と並んでブラセロの雇用が批判の対象とされ、北部カリフォルニアへのブラセロの導入を阻止したことが運動の成果の一つとして言及されていた⁶¹⁴。しかし、エル・パソ事件の直後から、NFLU 幹部は米墨両国の政府がブラセロ・プログラムの再開を模索していることを認識し、近いうちに両国が新協定の策定に向けた交渉に入ることを予測していた。1948 年 10 月 28 日付けのマーシャル国務長官宛の書簡で、ミッチェルは CPN との会談に言及し、メキシコの労働組合はブラセロとして就労する自国民に対する権利保障措

⁶¹³ “Sindicato Americano Nacional de Trabajadores Agrícolas (AFL),” *Acción Social*. 104-5 (September-October, 1948): 6, 24.

⁶¹⁴ Ray Conley, Harry Hollins, and Harold Hodson to the Participants in the DiGiorgio Strike, n.d., ca. October 1948, reel 33, STFU Papers.

置に対して関心を抱いていると述べている。ミッチェルはブラセロ・プログラムの再開は不可避であると認識したうえで、新しい二国間協定に対する NFLU の提案を国務省に伝える機会を求めたのである⁶¹⁵。

しかし、第 4 章で述べたように、二国間協定の策定過程に労働組合の意見や利害が反映されることはなかった。新協定が締結された直後の 1949 年 8 月 2 日、NFLU 組合員がロサンジェルス・メキシコ領事館の前で抗議活動をおこない、ブラセロの導入再開に抗議している。このときには、ブラセロ・プログラムは米国内の労働者の労働条件や賃金水準を悪化させるものであり、カリフォルニアのメキシカン集住地域 (Mexican colonies/colonias mexicanas) では新協定に反対していると主張し、NFLU への加盟を促すビラ (英語とスペイン語で書かれていたと思われる) を配布した。メキシコ大使館はこれに対し、NFLU の活動はメキシカン集住地域の安寧秩序を乱し、ブラセロに対する暴力事件のような不測の事態を招きかねないとして批判した⁶¹⁶。

また、カリフォルニア州カーン郡のアーヴィンとラモントのメキシカン地区で、8 月 3 日に NFLU がブラセロ・プログラム反対集会を開いているが、これに先立って NFLU が配布した召集状のレターヘッドにメキシコ国旗の色である赤・緑・白が使われていたとロサンジェルス駐在メキシコ総領事は指摘し、米国の労働組合が「[メキシカンに対する] プロパガンダ」を目的にメキシコのナショナル・カラーを使用することへの不快感を表明した⁶¹⁷。これに対し NFLU は、同組合の会員にはメキシコ国籍を持つ者も、メキシコに出自を持つ米国市民も含まれているが、かれらの出身国であるメキシコの国旗と STFU 時代から使われてきた組織のシンボルカラーが同じ色の組み合わせとなっているのは幸運な偶然にすぎないと返答した⁶¹⁸。

以上のやり取りから窺えることは、NFLU の会員のなかにはメキシコ系アメリカ人と米国内に定住する在米メキシコ人の双方が含まれていたということである。つまり、1940 年代末には NFLU は農業労働者を組織するに当たって、組織化の対象となる者と排除すべき者を、米国籍を

⁶¹⁵ H. L. Mitchell to George C. Marshall, October 28, 1948, reel 33, STFU Papers.

⁶¹⁶ Memorandum by Embassy of Mexico, August 4, 1949, 811.504 Mexico/8-449, RG 59, NA.

⁶¹⁷ Salvador Duhart to National Farm Labor Union, August 2, 1949, reel 34, STFU Papers.

⁶¹⁸ Hank Hasiwar to Salvador Duhart, August 4, 1949, reel 34, STFU Papers.

持っているか否かを理由に厳格に区別することはなくなっていた。米国籍を持たなくとも、米国内に合法的に滞在・生活・就労する農業労働者については組織化の対象と見なしていたのである。つまり、組織化の対象を区別する基準は国籍ではなく、滞在期間と法的地位となっていた。そのうえで、メキシコからの短期移民労働者のなかでも非合法移民は、国籍にかかわらず米国内に生活の基盤を持つ農業労働者すべてにとって、とりわけ有害な存在であると NFLU は認識していたといえる。1949年12月には、非合法に入国した7万人以上のメキシコ人がこの措置により米国内に滞在していると NFLU は主張し、現在の契約終了直後にかれらを送還するよう提案した⁶¹⁹。

エル・パソ事件直後、NFLU はブラセロに対するあからさまな非難を避けていたとはいえ、ブラセロ・プログラム自体を積極的に容認したわけではなかった。米国内の労働運動関係者や福祉関係者に向けた声明では、NFLU は合法的に入国するブラセロも非合法入国者もともにメキシコ系アメリカ人を中心とする米国市民の農業労働者の賃金水準や労働条件に悪影響を及ぼしていると主張し続けていた⁶²⁰。また、このような米国内向けの言説では、ブラセロ・プログラムの廃止と、非合法移民労働者を雇用した者への罰則の導入の双方を同時に提案していた⁶²¹。おそらく、ミッチェルやガラルサをはじめとする NFLU の幹部および組合員の多数は、実際には外国人労働者は合法であれ非合法であれ米国内の農業労働者の競争相手となりうるため、かれらの流入は止めなければならないと認識していたと考えられる。

しかしながら、エル・パソ事件を受けてブラセロ・プログラムが中断されたにもかかわらず、翌年には再開されたことで、ブラセロの導入そのものに反対する方針は実質的には無意味なも

⁶¹⁹ *New York Times*, December 16, 1949, 3.

⁶²⁰ 国務省の内部では、ミッチェルは基本的にはいかなる形であっても外国人労働者の導入に対しては反対し攻撃する戦略をとっている人物として認識されていた。また、米国内で十分な労働力が確保できるというミッチェルの議論には説得力がないとも評価されていた。ただし、協定に基づくブラセロの導入については、当時議会で議論されていたようなメキシコ人農業労働者の入国規制の大幅な緩和に比べればまだまだとミッチェルは考えているようなので、「敵に回すよりは味方に付けておいた方がよい」と、国務省メキシコ課のロバート・E・ウィルソンは述べている。Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, December 2, 1949, 811.504 Mexico/11-2949, box 4858, RG 59.

⁶²¹ H. L. Mitchell, "America's Second Largest Minority," speech delivered at the National Conference of Social Work, Atlantic City, New Jersey, April 24, 1950, reel 35, STFU Papers.

のとなっていた。そのため、ブラセロ・プログラムの継続を視野に入れたうえでの運動方針が必要とされていたのである。NFLU は、非合法移民と、二国間協定によって合法的に米国内で就労するブラセロをしいにはっきりと区別するようになった。後者は、実際に米国内の労働者が不足していることが明らかな場合にのみに限って協定の厳格な運用のもとに受け入れられるべきものとされ、その募集・契約には米墨両国の労働組合が関与するのが望ましいとされた。また、NFLU はブラセロの労働条件の決定および導入の必要性の認定の過程において国務省および米国雇用局に協力する方針を示していた⁶²²。ミッチェルやガラルサなどの幹部は、ブラセロ・プログラムが当面継続されるとの前提に立ってメキシコの労働組合との協力関係を発展させつつ、二国間協定の内容および運用に労働組合の要求を反映させることに主眼をおくようになったと考えられる。

1949 年から 50 年にかけて NFLU はブラセロ連盟との交渉を続けていた。当初は、NFLU はブラセロ・プログラムが米国内の農業労働者にもたらす悪影響を強調していたようである。たとえば、1950 年 2 月 3 日付けのエルナンデス・セラノへの書簡で、ガラルサはブラセロがしばしばスト破りとして使われていることを問題視しており、かれらの存在は米国内の労働者の賃金や労働条件を引き下げる要因となっていると述べている⁶²³。これに対しブラセロ連盟は、ブラセロ・プログラムの廃止は米国の農業労働者が抱える問題の解決にはなんら寄与しないとの立場を示していた。また、エルナンデス・セラノは、メキシコ人労働者は少なくとも合法的な回路を通じて米国内で就労する権利があるとも主張した⁶²⁴。

しかし、ミッチェルとガラルサは、合法的な契約のもと米国内で就労しているブラセロの入国を阻止することは、農業労働者問題を解決するうえで現実的な選択肢ではないとの認識をしいに共有するようになった。1950 年の 10 月には、エルナンデス・セラノへの書簡のなかでガ

⁶²² Memorandum sent to U. S. Employment Service by H. L. Mitchell, n.d., ca. 1950, reel 35, STFU Papers.

⁶²³ Ernesto Galarza to José Hernández Serrano, February 3, 1950, folder 6, box 19, Galarza Papers.

⁶²⁴ José Hernández Serrano to H.L. Mitchell, December 19, 1949, folder 6, box 19, Galarza Papers.

ラルサはつぎのように述べている⁶²⁵。

ブラセロと米国の労働者をともに守る唯一の方法は、ブラセロもこの組合〔NFLU〕に統合し
集団で契約を結ぶことによって、すべての労働者の賃金と労働条件を同一にすることである
うと、私は考えています。

ガラルサはまた、ブラセロの経済的利害は「〔駐米メキシコ〕領事やその他の官僚組織によって
ではなく、真の労働者の組織」によって代表されるべきであるとも強調した⁶²⁶。

後述するように、ブラセロの送出についてはブラセロ連盟のみならず CPN や CTM も賛成し
ていたため、メキシコの労働組合との協力関係を構築するために NFLU はブラセロ・プログラ
ムそのものへの反対を抑制せざるを得なかった。他方で、非合法移民を深刻な問題と見なす点
では米墨両国の労働組合はおおむね見解が一致していた。そこで、NFLU は国境警備の強化を求
めつつ、ブラセロ・プログラムへの批判は抑えるという方針をとるようになった⁶²⁷。ここにおい
て、両国の労働組合のあいだで国際的な協力の基盤が成立したといえる。しかしながら、新た
に成立した米墨の労組間協力は期待されたほどには有効なものではなかった。

第3節 米墨の労働組合の協力関係の模索（1949-57年）

1950年代に入って、NFLU はブラセロ・プログラムに対するあからさまな批判こそ避けてい
たものの、国内の農業労働力は不足しておらず、したがって新規の外国人労働者の導入は不要
と主張していた。たとえば、1950年の4月には、NFLU は労働省や移民帰化局に対し、カリフ
ォルニア州南部のインペリアル・ヴァレーでは農業労働力の供給はすでに過剰となっており、
ブラセロや非合法移民の代わりに、州内で失業している約10万人の「米国生まれのアングロ・

⁶²⁵ Ernesto Galarza to José Hernández Serrano, October 21, 1950, folder 6, box 19, Galarza Papers.

⁶²⁶ Ibid.

⁶²⁷ H.L. Mitchell, "Why Import Farm Workers," *American Federationist*, 56, no. 2 (February 1949): 20-21.

アメリカ人、メキシコ系アメリカ人、そして黒人の」農業労働者を優先して雇用するよう要求していた⁶²⁸。また、組織の拡大のため、同時期にはカリフォルニアの農村部に居住するフィリピン系農業労働者の加入を促す活動も始めていた⁶²⁹。

前章で述べたように、1951年1月にメキシコシティでブラセロ・プログラムの延長をめぐる米墨両国政府の担当者協議が開催された。この日程に合わせて、ガラルサは米墨両国の政府関係者との非公式の会談、およびメキシコの労働組合関係者や米国での就労を申請したブラセロとの公開会見に臨むため、メキシコシティを訪れた。これに先立ち、ミッチェルは両国間の交渉に組合代表を公式に参加させることを望んでいたが、この要望は無視されたため「非公式のオブザーバー」としてガラルサが派遣された⁶³⁰。しかし、ガラルサによれば、国内の治安維持を担当し、ブラセロ・プログラムのメキシコ側での実施にも関与していた内務省の介入により、労働組合関係者やブラセロとの公開会見はキャンセルせざるを得なかったという。ガラルサによれば、会見の会場で、内務省の職員（治安機関関係者と考えられる）がブラセロ連盟のオーガナイザー3人に対し、会見をキャンセルしなければ「非合法の労働契約」をおこなったとの容疑により拘留すると脅迫した⁶³¹。メキシコ側の史料が残されていないため、内務省が会見を妨害した理由については推測の域を出ないが、両国の労働組合による政府間交渉への介入を同省は望んでいなかったことがその一端であったと考えられる⁶³²。

このような妨害にもかかわらず、1951年2月にはブラセロ連盟とNFLUは公式に協定を結び、同連盟に加入したブラセロが米国で就労しているあいだはNFLUの組合員として扱うことで合意した。さらに、同年3月にはNFLUは同様の協定を別のブラセロ組織であるメヒカリ盆地労働者組合（Unión de Trabajadores del Valle de Mexicali）と締結したが、同組合はより影響力の強

⁶²⁸ H. L. Mitchell to Maurice J. Tobin, April 21, 1950, reel 35, STFU Papers.

⁶²⁹ Draft for Proposal of Affiliation of Filipinos, November 24, 1950, reel 35, STFU Papers.

⁶³⁰ Galarza, *Farm Workers and Agri-business in California*, 154-57.

⁶³¹ Letter from Galarza to Mitchell, January 30, 1951, folder 6, box 24, Galarza Papers; Letter from Galarza to Mitchell, February 1, 1951, folder 6, box 24, Galarza Papers.

⁶³² メキシコ政府関係者からの脅迫は同年4月にCTMのオーガナイザーの妻に対してもなされている。Ernesto Galarza to George Rundquist, April 5, 1951, folder 6, box 19, Galarza Papers. CTM関係者はガラルサに対し、メキシコ政府がおこなっている交渉に介入しないように勧めていたという。Galarza, *Farm Workers and Agri-business in California*, 156.

いCTM系列の組織であった⁶³³。

メキシコ側との協力関係を確立するにつれて、NFLUはその批判の主たる対象を米国の農場経営者およびその支持を受けた政治家に限定し、メキシコ政府や同国の労働組合を敵に回さないように努めるようになっていた。たとえば、1952年4月にAFL機関紙『アメリカン・フェデレイションイスト (*American Federationist*)』に寄稿した記事で、ガラルサはアレマン政権による出国者への管理政策および国境警備政策を、米国の農場経営者による非合法移民労働者の導入を防ぐための「効果的な予防措置」として評価する一方、米国南部および南西部選出の議員は非合法移民の流入の責任をメキシコ政府に押し付けているとして批判した⁶³⁴。

1950年代前半を通じて、AFLおよびCIOは、CTMを中心とするメキシコの労働組合と移民労働者問題をめぐる協議を継続していた。1953年8月にはミッチェルとCTM会長フィデル・ベラスケス(Fidel Velázquez)の会談がメキシコシティで開催された。両者は、米国内のブラセロの組織化の必要性および、両国労組代表の政府間交渉への参加を求める運動方針について合意した。ベラスケスは、両国間の移民の流れの管理強化および国境警備の充実の必要性についても、ミッチェルに同意した。ブラセロ連盟のエルナンデス・セラノと同様に、ベラスケスもまたブラセロなど正規のメキシコ人労働者の米国への移動については制限を緩和し、奨励すべきとの考えを持っていた。ベラスケスは、ブラセロの米国内での雇用そのものは拡大されるべきであり、その際には二国間協定に定められた権利保障規定はより強化されるべきであると主張した。ブラセロの雇用拡大と労働条件および賃金水準の改善によって、メキシコ人労働者は米国内での合法的な就労をより魅力的なものとして捉えるようになり、非合法出国は抑えられるだろうというのが、ベラスケスの見解であった⁶³⁵。つまり、メキシコの労働組合の指導者は同国政府と同様に、ブラセロ・プログラムを非合法移民問題への対応策と捉え、同プログラムの拡大には賛成

⁶³³ Bases para un pacto entre la Alianza Nacional de Braceros de México en Norteamérica y el Sindicato Americano Nacional de Trabajadores Agrícolas-AFL, February 7, 1951, folder 6, box 24, Galarza Papers; Press Release by National Farm Labor Union, March 13, 1951, folder 6, box 19, Galarza Papers.

⁶³⁴ Ernesto Galarza, "They Work for Pennies," *American Federationist*, 59, no.4 (April 1952): 10-13, 29.

⁶³⁵ Memorandum, August 3, 1953, file 16, box 7, RG18-009, Serafino Romualdi Papers, George Meany Memorial Archives, Silver Spring, Maryland (hereafter cited as Romualdi Papers).

しつつ、その策定および運用の過程への参加を求めているのである。

1953年12月14日から16日にかけて、移民労働者問題について討議するための米墨両国の労組の会合がメキシコシティで開催された。米国側からはAFLおよびCIOと、当時両組織から独立していた統一炭坑夫組合（United Mine Workers）がそれぞれ代表を送り、メキシコ側からはCTM、CTMに所属しない労働者諸組織、全国農民連合（Confederación Nacional de Campesinos、以下CNCと略記⁶³⁶）を中心とする各組織の代表が集まった。この会議ではブラセロが米国内の農業生産に重要な貢献をしているとの認識が共有されたうえで、必要以上のメキシコ人労働者、とりわけ非合法移民の流入は米国の農業労働者に悪影響を及ぼしているだけでなく、無制限の移民の流出はメキシコ国内の経済活動にも深刻な問題をもたらしていると指摘された⁶³⁷。同会議では、両国の労働組合の代表が定期的な会合をおこない、情報を共有するための合同委員会の設立について決議された。また、非合法移民の抑止、ブラセロの雇用契約規定の改善、二国間協定の更新時には両国の労組代表を協議に参加させることなどを両国の政府に対して求めてゆく活動方針が成立した。協定の内容に労働組合の要求を反映させたうえで、その結果としてもたらされた比較的好ましい賃金水準と労働条件をブラセロと米国内の労働者に一律に適用することが構想されていたのである⁶³⁸。

これ以降、NFLUは、国境警備の強化を米墨両国政府に要求しつつ、おもにCTMと協力してブラセロおよび米国内の農業労働者の賃金および労働条件の改善を目指す方針に力を注いでい

⁶³⁶ CNCは、1946年結成のPRIの前身で、当時の政権与党であったメキシコ革命党（Partido de Revolución Mexicana）の農民部会として、1938年に結成された。Rodolfo Aláez F., “Como nació la C. N. C.,” *CNC*, no. 8 (August 1949), 10; Rodney D. Anderson, “Mexico,” in *Latin American Labor Organizations*, ed. Gerald Michael Greenfield and Sheldon L. Maram (Westport, CT: Greenwood Press, 1987), 538. 同党は、その他にCTM中心の労働部会、公務員を中心とする一般部会、軍部会から構成されていた。これらの各部会は、中央から州へ、さらに州から市町村（municipio）へと党本部からの司令を伝達するヒエラルキーを構成し、広く国民を組織化して吸収していた。国本『メキシコの歴史』、296頁。

⁶³⁷ List of Delegates: International Conference of the Trade Unions of Mexico and the United States Convened by the O.R.I.T., December 14-16, 1953, folder 10, box 21, Galarza Papers.

⁶³⁸ International Conference of the Trade Unions of Mexico and the United States Convened by the O.R.I.T., December 14-16, 1953, folder 10, box 21, Galarza Papers; H.L. Mitchell, “Unions of Two Countries Act on Wetback Influx,” *American Federationist*, 61, no.1 (January 1954): 28-29; Serafino Romualdi, “Hands across the Border,” *American Federationist*, 61, no.6 (June 1954): 19-20.

った⁶³⁹。前章で述べたように、非合法移民の雇用主への罰則の導入が米国連邦議会で法制化される見通しが立たなかった以上、その実現を目指す議会でのロビー活動はまったく無意味であった。また、CTM の立場は、ブラセロの送出による外貨獲得を望み、ブラセロ・プログラムの延長に同意してきたメキシコ政府の方針と基本的には軌を一にしたものであった。メキシコの労組の政府からの独立性の低さは、協力相手である NFLU の運動の手法にも制約を加えることとなり、同組織はブラセロ・プログラムそのものへの反対を続けることはできなかったのである⁶⁴⁰。

米墨両国労組合同委員会の設立後、両国の労働組合の代表は少なくとも 1950 年代末までは定期的な会合と協議を継続した⁶⁴¹。同委員会はまず、二国間協定の策定過程への労組の代表の参加を米墨両国の政府に要求していたが、これは実現の目を見ることはなかった⁶⁴²。ブラセロの米国の組織化については、メキシコ人労働者が米国内で就労ないし求職しているあいだは米国の労組に加入できるようにする制度を両国の労働組合が協力して構築することが合意された⁶⁴³。具体的な方策として、ブラセロとして米国に働きに出ようとしているメキシコ人労働者をメキシコ国内で組合に加入させたうえで、その資格を証明する組合員証を持たせるという案が示された。また、二国間協定に基づく雇用契約および米国の法律で定められた労働者の権利および福利厚

⁶³⁹ 1954 年のウェットバック作戦について、米墨労組合同委員会の米国側議長を務めていた CIO のフランク・L・ノークス (Frank L. Noakes) は、1955 年 3 月に開催された米国連邦議会下院の公聴会で「その手法に対してはある程度賛成できない点もある」との留保を付したうえで、米墨両国の労働組合が長年望んでいた非合法移民の激的な減少を実現したとして肯定的に評価した。そのうえで、摘発を逃れた非合法移民が米墨国境地帯を離れて、北部の都市など他地域に移動する可能性への懸念を示し、国境警備隊のいっそうの強化が必要との見解を示した。

Statement by Frank L. Noakes, Chairman, United States Section, before the House Agriculture Committee, on H. R. 3822, March 21, 1955, folder 1, box 22, Galarza Papers. 同年 8 月の米墨代表の共同声明も、非合法移民を減少させたとして米国移民帰化局の活動を賛賞している。Resolution Adopted by the Joint U.S.-Mexico Trade Union Conference at San Diego, California, August 25, 1955, folder 1, box 22, Galarza Papers.

⁶⁴⁰ Letter from Jerry R. Holleman to Paul C. Sparks, September 2, 1953, reel 37, STFU Papers.

⁶⁴¹ Minutes of Meeting: U.S. Section, Joint U.S.-Mexico Trade Union Committee, Washington, D.C., February 27, 1957, folder 1, box 22, Galarza Papers; Minutes of the Fourth International Committee, Joint United States-Mexico Trade Union Committee, Nogales, Sonora, Mexico, April 2-4, 1957, folder 2, box 22, Galarza Papers; United States and Mexican Labor Movements Will Hold Sixth International Conference at Brownsville, Tex., May 9, 1960, box 6, RG 174, NA.

⁶⁴² Press Release by the U.S. Section, Joint U.S.-Mexico Trade Union Committee, Washington, D.C., April 28, 1959, box 6, RG 174, NA.

⁶⁴³ International Conference of the Trade Unions of Mexico and the United States Convened by the O.R.I.T., 2-3.

生について、出国前にブラセロに周知させることも提案された⁶⁴⁴。

しかしながら、この案は実現を見ることがなかった。先述したように、当初メキシコ側ではこの委員会には CTM とその関連諸団体のみならず、CPN の流れを組む組織も含めた非 CTM 系の組合も加入していたのだが、これらはいずれも農業労働者の組織ではなく、ブラセロを効果的に動員することができなかったのである。これらの労働組合はサービス業や製造業の労働者を組織しており、かれらもブラセロとして米国で就労する可能性はあったのだが、農村部住民の多くはエヒダタリオ、農業労働者および小作農を組織していた農民組織の CNC に加入していた。CNC もメキシコから米国への非合法移民を批判する立場をとっていた。同団体は当時人口密度が低かった北部の諸州からの農村人口の米国への流出を、同地域の開発を進めるメキシコの政策に対して悪影響を及ぼすとしてとりわけ問題視していた⁶⁴⁵。

CTM、非 CTM 系諸組合、CNC は一致してメキシコからの労働者の非合法的な流出に反対しており、いずれも政権与党の制度的革命党（Partido Revolucionario Institucional、以下 PRI と略記）との緊密な関係を保っていた。それにもかかわらず、ブラセロの組織化を目的としたメキシコの労働運動諸団体および農民組織の協力は実現しなかった。その理由は定かではないが、CTM と CNC のあいだでの管轄権や役割分担をめぐる調整がうまくいかなかったのが一因であったとは推測できる。CNC は 1953 年 12 月に初めて開催された合同委員会の会議には代表を送っていたが、その後は参加しなくなった。さらに、CTM と、ブラセロ連盟を含む非 CTM 系の労働組合の協力も困難だったと考えられる。これらの組織はともに PRI 体制のなかに組み込まれていたとはいえ、しばしば相互に対立していた⁶⁴⁶。米国内で就労するメキシコ人労働者の保護や権利保障は、メキシコの労働組合や農民組織にとって無視できないイシューではあったが、利害や活動領域を共有しない諸組織間の協力体制を構築しうるほど重要なものではなかった。

⁶⁴⁴ Appendix to the Minutes of the Fourth International Committee, Joint United States-Mexico Trade Union Committee, Nogales, Sonora, Mexico, April 2-4, 1957, 2.

⁶⁴⁵ *El Nacional*, July 26, 1949, 1.

⁶⁴⁶ 1950 年代のメキシコの労働運動の展開と、各組織間関係については以下を参照。Pellicer de Brody and Reyna. *Historia de la revolución mexicana, 1952-1960*, vol. 22, chap. 2. なお、ブラセロ連盟は合同委員会に代表を送っていなかった。

米国側でも、NFLU への予算および人員面での適切な援助はなされず、農業労働者の組織構築に対する AFL および CIO のコミットメントは不十分であった。とくに AFL 指導部は、メキシコ側の協力団体の幹部との会談によって問題の解決を図る方針をとるようになり、米国内の農場でのブラセロの組織化やストライキの支援にはかならずしも積極的ではなくなっていたため、1950 年代中頃からの NFLU の活動は縮小の一途をたどっていた⁶⁴⁷。同時期、ブラセロや非合法移民との競争にさらされたカリフォルニア州南部在住のメキシカン農業労働者は都市部へ移動し始めたため、NFLU の組織の基盤はさらに不安定になっていった⁶⁴⁸。

組織の衰退に加えて、1950 年代中葉には NFLU は他の組合との競争に直面していた。もともと CIO の傘下にあって食品加工労働者を組織していたアメリカ食肉加工労働者連合 (United Packinghouse Workers of America、以下 UPWA と略記) が同時期にカリフォルニアで農業労働者の組織化に乗り出していた。1955 年の 3 月までには NFLU の活動はほぼ停止しており、組織の存続が危ぶまれる状態になっていたのである⁶⁴⁹。

1955 年の AFL-CIO 発足後も NFLU への支援は停滞したままであった。1958 年に全米自動車労働組合 (United Auto Workers) のウォルター・ルーサー (Walter Reuther) の働きかけを受けて 2 万 5000 ドルを提供したのを最後に、AFL-CIO は NFLU への資金援助を停止した⁶⁵⁰。ルーサーや、寝台車労働者組合 (Brotherhood of Sleeping Car Porters) 会長の A・フィリップ・ランドルフ (A. Philip Randolph)、国際婦人服労働者組合 (International Ladies' Garment Workers' Union) 会長のチャールズ・S・ジーマーマン (Charles S. Zimmerman) など、農業労働運動を支持していた幹部からの要請にもかかわらず、AFL-CIO のジョージ・ミーニー (George Meany) 会長は農業労働者の組織化の再開に対しては消極的な姿勢を示していた⁶⁵¹。活動を停止した NFLU の組織は、

⁶⁴⁷ Ernesto Galarza to H. L. Mitchell, September 29, 1954, reel 38, STFU Papers.

⁶⁴⁸ Galarza, *Farm Workers and Agri-business in California*, 186.

⁶⁴⁹ Ernesto Galarza to H. L. Mitchell, March 10, 1955, file 3, box 5, RG 18-009, Romualdi Papers.

⁶⁵⁰ Mitchell, *Mean Things Happening in This Land*, 317-18. なお、ルーサーとミッチェルは NFLU と UPWA を合併させ、強力な農業・食品加工労働者の組合を結成しようと構想していた。David McGrann, "The Agricultural Workers Organizing Committee (AWOC) Campaign to Terminate the Bracero Program, 1959-1964" (Master's Thesis, Wayne State University, 2007), 51.

⁶⁵¹ Mitchell, *Mean Things Happening in This Land*, 318.

食肉加工・屠畜労働者合同組合（Amalgamated Meat Cutters and Butchers Union）に吸収される形で、1960年8月に消滅した⁶⁵²。

第4節 AWOCによる農業労働者組織化の試み（1959-64年）

1954年の「ウェットバック作戦」による大規模な送還措置の実施後、NFLUなど米国の労働組合が求めていた非合法移民の減少はたしかに実現したとはいえ、急速なブラセロの導入の拡大は、外国人労働者への新たな反撥を引き起こした。1959年2月には、すでに活動停止状態にあったNFLUに代わる組織として、AFL-CIOによって農業労働者組織委員会（Agricultural Workers Organizing Committee、以下AWOCと略記）が設立され、カリフォルニアで大規模な農業労働者および果実・野菜加工労働者の組織化が開始された⁶⁵³。カリフォルニアが対象地域として選ばれた背景には、まず同州が野菜や果実類を中心にさまざまな農作物の全米最大の生産地であったことがあげられる。さらに、前章で述べたように、1960年代初頭にはカリフォルニアはテキサスに代わって最多数のブラセロが就労する州となった。しかしながら、AWOCはAFL-CIOから資金・人員の両面で多大な支援を受けていたにもかかわらず、地元の農業労働者たちの強固な支持をついに得ることができなかった⁶⁵⁴。

AWOCが設立された1959年当時、すでに農業労働者運動を取り巻く政治的環境には変化が生じていた。リベラル市民団体や労働組合のほか、人道的見地から一部の教会や聖職者が農業労働者の労働条件や生活状況をめぐる問題に関心を向けるようになっていた。その過程で、「アメリカ人」農業労働者の労働条件や賃金水準を低水準に留めている要因として、ブラセロ・プログラムへの批判も強まっていたのである。このような変化を促した要因の一つは、ミッチェ

⁶⁵² Galarza, *Farm Workers and Agri-business in California*, 352; Memorandum by H. L. Mitchell, May 6, 1960, reel 1, *The Green Rising*; Harry Poole to H. L. Mitchell, May 19, 1960, reel 1, *The Green Rising*; H. L. Mitchell to all officers and members of the National Agricultural Workers Union, June 23, 1960, reel 1, *The Green Rising*.

⁶⁵³ Jenkins, *Politics of Insurgency*, 115. AFL-CIO執行部は、農業労働者と食品加工労働者の両者とともに単一の組織に加入させるのが望ましいとの認識を示していた。Memorandum by H. L. Mitchell, January 12, 1960, reel 1, *The Green Rising*.

⁶⁵⁴ 結成当初、AWOCはAFL-CIOから年間25万ドルの活動資金を提供されており、17人の専従活動家を抱えていた。Jenkins, *Politics of Insurgency*, 115.

ルをはじめとする NFLU 関係者の働きかけによって形成された、農業労働問題に関心を持つ個人や組織の連合であった。1950 年代後半を通じてミッチェルは農業労働運動への協力者の確保に取り組んでおり、1956 年にはランドルフなどの労組幹部に加えて、エレノア・ローズヴェルト (Eleanor Roosevelt) やカトリック農村生活協議会 (Catholic Rural Life Council) 会長のジェイムズ・ヴィザード (James Vizzard) などを会員とする、全国農業労働諮問委員会 (National Advisory Committee on Farm Labor) を設立した。同委員会は小規模の組織で専従の職員も抱えていなかったが、ブラセロ・プログラムの批判や農業労働者への労働関係法の適用を求める内容の出版物を作成し、頒布していた⁶⁵⁵。このような努力を通じて、市民団体、労働組合や宗教団体のあいだで農業労働者の置かれた状況への関心が高まったことと、農村部出身議員の相対的な影響力の低下という 2 つの要因によって、連邦政府や議会の内部でも、より農業労働者の権利保障に親和的な立場から農業労働問題に取り組もうとする動きが現れていた。

それにもかかわらず、AWOC の初代会長ノーマン・スミス (Norman Smith) をはじめとする、AFL-CIO から派遣された指導者たちは、組合員の大多数を占めるメキシコ系やフィリピン系の労働者の強固な支持を欠いていた。スミスは当初、AWOC による組織化の対象として、「アングロ」の労働者を選んだ。彼の考えによれば、農業労働者のなかでもアングロの労働者はもっとも熟練度が高く、それゆえに組織化の対象としては最適な集団であった。しかし、かれらの多くは実際には他の職が得られない時のみに農場で働く移動労働者であり、運動を継続して支えることにはほとんど関心を示さなかった⁶⁵⁶。

一方、同時期のカリフォルニアではメキシコ系の組織を中心に、農村部住民の生活改善や労働問題への取り組みが進められていた。メキシコ系農業労働者コミュニティで活動していたカ

⁶⁵⁵ Ibid., 115. 同委員会の出版活動の例としては、例えば以下の文献を参照。Robin Myers, *The Position of Farm Workers in Federal and State Legislation* (New York: National Advisory Committee on Farm Labor, 1959).

⁶⁵⁶ スミスはルーサーの盟友で、1930 年代から 40 年代にかけて UAW で活動していたが、農業労働者を組織した経験はなかった。なお、ガラルサとミッチェルは AWOC 内部ではほとんど影響力を持たなかった。ガラルサは同組合の教育部長を務めていたが、活動方針の意思決定に関わることはできなかった。Jenkins, *Politics of Insurgency*, 114-18.

トリック組織スパニッシュ・ミッション・バンド (Spanish Mission Band) のトマス・マッカラウ (Thomas McCullough) 神父は、1958年に農業労働者協会 (Agricultural Workers Association、以下AWAと略記) を設立し、メキシコ系農業労働者とその家族の生活支援に乗り出した。マッカラウの活動に対しては、おもにカリフォルニアの都市部でメキシコ系アメリカ人の生活援助や有権者登録をおこなっていた団体であるコミュニティ・サービス協会 (Community Service Organization、以下CSOと略記) も関心を示し、両者の協力のもと、州中部のセントラル・ヴァレーの農村地域でメキシコ系農業労働者の組織化が開始された。その過程では、農業労働者コミュニティ内部にすでに存在している個人的な人間関係や社会的紐帯を重視する組織化の戦略がとられていた。CSOとAWAの目標は、たんにメキシコ系農業労働者を組合に組織して、雇用主との団体交渉を展開することには留まらなかった。両組織が重視したのは、金融機関による融資対象からの排除、貧弱な学校設備、有権者登録率の低さや米国市民権獲得の困難さといった、メキシコ系の人々の多くが抱える問題への取り組みを通じた農業労働者コミュニティのエンパワーメントであった⁶⁵⁷。

1959年のAWOC発足直後、スミスに対しマッカラウはAWAを基盤として組織化を進めるように提案している。しかし、組合活動に直接マッカラウが関与することに対する教会からの許可が得られなかったため⁶⁵⁸、CSOの職員であったメキシコ系アメリカ人のドロレス・ウエルタ (Dolores Huerta) がAWOCに加入し、メキシコ系労働者の動員に携わった。さらに、ウエルタはメキシコ系のみならずフィリピン系の労働者の組織化も考慮に入れ、フィリピン系のオーガナイザーとしてラリー・イトリオング (Larry Itliong) をスカウトした⁶⁵⁹。しかし、このような手法はスミスの方針とは相容れないものであった。スミスは、年間を通じて農業労働者コミュ

⁶⁵⁷ Ibid., 118-20.

⁶⁵⁸ マッカラウによる農業労働者の組織化への支援は、カトリック教会上層部の反撥と農場主から教会への圧力を招いた。1962年にスパニッシュ・ミッション・バンドは解散させられ、マッカラウをはじめとして同組織にかかわっていた神父らは農業労働運動に関与しないよう厳命された。中川正紀「1960年代のカリフォルニアにおける農業労働者ストライキとカトリック教会」『一橋論叢』第112巻第2号、1994年、314-33頁。

⁶⁵⁹ Susan Ferriss and Ricardo Sandoval; Diana Hembree, ed. *The Fight in the Fields: Cesar Chavez and the Farmworkers Movement* (New York: Harcourt and Brace Company, 1997), 71.

ニティにオーガナイザーを常駐させる形でおこなう組織化活動ではなく、収穫期に労働者が農場に集まった時点で初めてオーガナイザーを送り込む方法を選択した⁶⁶⁰。このような方針を批判したウエルタは1年も経たずに AWOC を脱退し、同じく CSO メンバーで、カリフォルニア南部で独自に農業労働者の組織化に携わっていたセサル・チャベス (César Chávez) とともに活動するようになる。チャベスの運動の対象は、1960 年代に入ってセントラル・ヴァレーのメキシコ系農業労働者にも拡大していった。一方、AWOC の会員にはしだいにフィリピン系が増えていった⁶⁶¹。

1960 年春から 61 年冬にかけて、AWOC は潤沢な資金を活用して 150 件以上のストライキを実施した。しかしながら、これらのストライキは AFL-CIO から派遣された専従のオーガナイザーによって指揮されており、AWOC はカリフォルニアの農業労働者からの長期的かつ強固な支持を欠いていたばかりか、現地の労働者コミュニティの内部に運動の指導者層をつくり出すこともできなかった。そのため、専従のオーガナイザーがいったんストライキの現場から引き上げると、現地の指導者を欠いた運動はすぐに瓦解し、その成果はたちまち失われてしまったのである⁶⁶²。

スミスおよび、UPWA 会長クライヴ・ノウルズ (Clive Knowles) は、ブラセロの流入を止めることが、農業労働者の組織化と、賃金や労働条件の改善にもっとも効果があると確信するようになった。というのも、ブラセロは当時に至ってもしばしばスト破り要員として雇用されていたからである⁶⁶³。スト破りとして導入されたブラセロを脅迫することで、メキシコ政府が二国

⁶⁶⁰ Marshall Ganz, "Resources and Resourcefulness: Strategic Capacity in the Unionization of California Agriculture, 1959-1966," *American Journal of Sociology*, 105, no.4 (January 2000), 1021-22.

⁶⁶¹ Ferriss and Sandoval, *The Fight in the Fields*, 71. NFLU および AWOC に所属し、のちにチャベスの協力者となったフィリピン系オーガナイザーのフィリップ・ベラ・クルス (Philip Vera Cruz) は、ウエルタが AWOC を離れてチャベスの運動に合流したもう一つの理由は、前者の会員の多くがフィリピン系だった一方、後者の参加者は基本的にメキシカンで占められていたことだったのではないかと述懐している。Craig Sharlin and Lilia V. Villanueva, *Philip Vera Cruz: A Personal History of Filipino Immigrants and the Farmworkers Movement* (Seattle: University of Washington Press, 2000), 33-34.

⁶⁶² Jenkins, *Politics of Insurgency*, 123.

⁶⁶³ 1959 年から 60 年にかけて、連邦および州レベルでは、AFL-CIO からの要求を受け入れる形で、カリフォルニアでのブラセロの雇用を抑制する施策も実施されていた。たとえば、1958

間協定のブラセロ保護規定に基づき、ストライキが展開されている農場からブラセロを撤収させ、当該の農場への導入禁止措置をとるであろうと期待された。また、場合によってはブラセロ・プログラム全体の停止もありうるとスミスらは考えていたのである。1961年2月2日、AWOCおよびUPWAの組合員およそ300名が、州南部インペリアル・ヴァレーの中心都市エル・セントロのブラセロ・キャンプの入口の前に集まり、近隣のレタス農場へ働きに出ようとするブラセロを阻止しようとした。その過程で組合員とブラセロのあいだに乱闘が起これ、数人のブラセロが重傷を負った。この事件の結果、ノウルズを含むAWOCおよびUPWA組合員13人が逮捕される一方、メキシコ政府の要請を受けて米国労働省はインペリアル・ヴァレーのレタス農場から585人のブラセロを撤収させた⁶⁶⁴。

関係者が逮捕されたとはいえ、ブラセロの撤収が実現したことは、AWOCおよびUPWAに対し、ブラセロへの脅迫によってメキシコ政府からの介入を促す手法の有効性を確信させた。事件後もエル・セントロ周辺にはまだ多数のブラセロが残っており、かれらの撤収を促すため、両組合は2月9日に別のブラセロ・キャンプを襲撃した。この時には、AWOCおよびUPWAの組合員はキャンプの設備を破壊し、ブラセロの宿舎への放火を試みるなど、さらに過激な手段をとった。襲撃に参加して逮捕された約40名のなかには、AWOCのオーガナイザーも含まれていた。さらに、AWOCとUPWA幹部の6名もこの事件への関与を理由に逮捕され、両組合は活動停止を余儀なくされた⁶⁶⁵。また、この時には、米国労働省の方針を受けてブラセロの撤収は地元農場でのレタスの収穫が終わるまで延期されたため、ブラセロによる農作物の収穫を阻止

年に労働組合の支持を受けてカリフォルニア州知事に当選した民主党候補エドモンド・ブラウン (Edmund Brown) は、就任後、ブラセロを雇用している農場に対して州労働法を厳格に適用する政策をとり、スト破り要員としてブラセロを導入することを禁止したほか、二国間協定に定められた住居・労働時間・安全確保にかんする条項の厳格な遵守を求めた。また、1960年にジェイムズ・ミッチェル労働長官は、スト破りのためにブラセロを導入・雇用することを禁止する命令を出している。Ibid., 121-22.

⁶⁶⁴ ノウルズは、ブラセロ・キャンプでのデモンストレーションの目的はスト破りとしてのブラセロの雇用への抗議に加えて、かれらに組合に参加するよう促すことであったと主張している。しかし、ブラセロに組合への参加を実際に呼びかけたのか否かは不明である。Bakersfield Californian, February 3, 1961, 2; Bakersfield Californian, February 7, 1961, 2; Bakersfield Californian, February 8, 1961, 2.

⁶⁶⁵ El Paso Herald Post, February 10, 1961, 4; Big Spring Herald, February 10, 1961, 8.

し、農場主に打撃を与えるという両組合の目的は達成されなかった⁶⁶⁶。

幹部の逮捕と活動停止を受けて、AFL-CIO は AWOC の活動の調査に乗り出した。その結果、同組合は会員数を大幅に誇張していたことが明らかになった。スマスは AWOC 組合員の数を 1 万 5000 人としていたのだが、組合の資料を精査した結果、実際の会員数は 2,500 人程度であることが判明した。さらに、ブラセロ・キャンプ襲撃事件の結果として、AWOC は合計しておよそ 5 万ドルの裁判費用や罰金を抱えていた。この調査を受けて、AFL-CIO 執行部は AWOC への資金提供の停止と、カリフォルニアでの農業労働者の組織化活動からの撤退を決定した⁶⁶⁷。

活動資金を絶たれた AWOC は、農業労働者を支援する学生組織、教会関係者や市民団体などとの連携を図り、1962 年年頭の AFL-CIO 総会では外部の支援者と農業労働者を動員して、農業労働運動への支援を要求するアピールをおこなった。また、メキシコ系農業労働者からの支援を取り付けるべく、メキシカン集住地域に「地域委員会(area council)」を設置し、これらの地域の住民が抱える生活上の問題に取り組む姿勢を示した⁶⁶⁸。これらの取り組みの結果、AFL-CIO は資金の提供を再開したが、新しいリーダーの C・アル・グリーン (C. Al Green) はスマスの方針を踏襲し、外部の支援者との関係は冷却した。グリーンは新しい戦術を一つ採用したが、それは労働者を直接組織するのではなく、契約請負人を組織することで間接的に労働者に対して影響力を行使しようとするものであった。農業労働者と契約請負人のあいだのつながりは概して弱いものであったが、フィリピン系労働者と請負人のあいだには AWOC の設立以前から、エスニシティとコミュニティを基盤とした信頼関係が存在していたため、この関係を利用して労働者の組織化と AWOC への取り込みはある程度うまくいったという⁶⁶⁹。しかし、フィリピン系の労働者の組織化を成功させた AWOC は、組合員の多数を占めるようになったかれらのリーダーシップを十分に発揮させることはできなかった。AWOC の指導者層は最後まで AFL-CIO から

⁶⁶⁶ Jenkins, *Politics of Insurgency*, 125-26.

⁶⁶⁷ Ibid., 126-27.

⁶⁶⁸ Ganz, "Resources and Resourcefulness," 1022-23.

⁶⁶⁹ Jenkins, *Politics of Insurgency*, 128-29. 契約請負人は農業労働者に払われる給料の一部を差し引く形で収入を得ていたため、一般に労働者の敵意の対象となることが少なくなかったが、日系やフィリピン系の場合、両者が協力して農場経営者との交渉に当たることもあった。Ibid., 72.

派遣されたアングロの組合員によって占められていた⁶⁷⁰。

AWOC の運動の挫折の理由としては、農業労働者運動の組織化の経験を欠き、NFLU の経験を生かすことができなかつた指導部の戦略の拙劣さや、メキシコ系農業労働者をチャベスの運動に取られたことなどが理由としてあげられている⁶⁷¹。これらの要因に加えて、AWOC はメキシコの労働組合との協力関係を通じた組合へのブラセロの取り込みに関心を示さず、AFL-CIO とメキシコ側の協力団体との結びつきを利用しようとしなかつた。このような姿勢は、先述したブラセロに対する襲撃事件に端的に現れている。

かつて NFLU の協力団体であったブラセロ連盟は 1950 年代後半以降、その主要な活動目標をメキシコに帰国したブラセロへの生活支援と、かれらが耕作するための農地の確保に移っていた⁶⁷²。他方で、1960 年代前半に至ってもエルナンデス・セラノは AFL-CIO に連絡を送り続けており、ブラセロの権利保障に対する同組織の取り組みや見解について、ガラルサやミッチェルと情報を共有しようとして試みていた⁶⁷³。AWOC はしかしながら、NFLU がかつて試みたブラセロの組織化に向けた共同の取り組みを継承すべく、メキシコの組合との接触を保つという選択肢をとることはなかつたのである。

おわりに

第二次世界大戦後の米墨の労働組合によるトランスナショナルな農業労働者組織化の試みは、大きな成功を収めることはなかつた。これが失敗に終わった要因としては、つぎの 2 点があげられる。まず、米墨両国の労働運動のナショナルセンターにとって、農業労働者の組織化は優先順位の低いプロジェクトであった。NFLU は、ガラルサやミッチェルといった、農業労働者間

⁶⁷⁰ Ganz, "Resources and Resourcefulness," 1021-30.

⁶⁷¹ このような評価については、つぎの文献を参照。Jenkins, *Politics of Insurgency*, 128-30; Galarza, *Farm Workers and Agri-business in California*, chap.6.

⁶⁷² Loza, "Braceros on the Boundaries," 55-60; José Hernández Serrano to Adolfo López Mateos, February 14, 1961, file 22, box 22, RG 18-001, Romualdi Papers.

⁶⁷³ José Hernández Serrano to George Meany, February 22, 1961, file 22, box 22, RG 18-001, Romualdi Papers; José Hernández Serrano to George Meany, April 18, 1963, file 24, box 22, RG 18-001, Romualdi Papers.

題に対して深い関心と知識を有していたオーガナイザーを抱えていたが、AFL-CIO から十分な予算面での支援を得ることができなかった。AWOC についていえば、同団体は設立当初には相当の資金面での援助を受けていたにもかかわらず、農業労働者を対象とした活動の経験を欠いたままであった。メキシコの労働運動のナショナルセンターであった CTM や CPN は、それぞれの傘下にあったブラセロの組合に対し、やはり持続的な支援をおこなうことができなかった。また、メキシコ側では管轄権の問題が組織の枠を超えた協力を困難にしていたことも指摘しておく必要がある。メキシコの労働組合は基本的に農業労働者を対象とした団体ではなかったうえ、CNC と共同でブラセロとして出国しようとする人々を組織化することもできなかった。

以上に指摘した限界にもかかわらず、戦後の米墨両国の労働組合によるブラセロの組織化の試みは画期的なものであったと評価できる。まず、合法的な資格で滞在・就労する者に限られていたとはいえ、NFLU は 1950 年代に米国籍を持つ労働者とメキシコ国籍の労働者をともに組織した数少ない労働組合の一つであった。1940 年代末から 50 年代初頭にかけて、冷戦の激化は米国内の労働運動に大きな打撃を与えた。「共産主義者」への入国・滞在資格の制限を定めた 1950 年国内治安法 (Internal Security Act) および 1952 年移民法により、労務管理と移民政策が「破壊活動分子」への対応という名目のもとに結びつけられてゆくなかで、同一の職場で同じように働く者であれば、国籍や移民法に定められた滞在・就労資格を問わない形で労働者を組織していた労働組合は壊滅させられていったのである。そのような組織の例が、前章でも紹介したが、戦前からメキシカンを中心としたラテンアメリカ系労働者の組織化にかかわってきた左派の労働運動指導者によって 1949 年に設立された ANMA であった。鉱山や製錬業のメキシコ系労働者の組織化とストライキ支援を中心に活動していた ANMA は、ブラセロの組織化や非合法移民への援助もおこなっていたが、外国籍の組合員の国外追放などの弾圧を受けて 1950 年代半ばまでに消滅した⁶⁷⁴。NFLU は非合法移民の流入については抑制すべきとする立場を明確に示してい

⁶⁷⁴ García, *Mexican Americans*, 200-27; Mario T. García, *Memories of Chicano History: The Life and Narrative of Bert Corona* (Berkeley: University of California Press, 1994), chap. 9; Ernesto Chávez, *¡Mi Raza Primero! (My People First!): Nationalism, Identity, and Insurgency in the Chicano Movement in Los Angeles, 1966-1978* (Berkeley: University of California Press, 2002), 14-18; Vargas, *Labor Rights*

たが、国籍にかかわらずメキシカンを組織化していた ANMA のような団体が消滅した後の空白を埋めることが部分的にはできたといえよう⁶⁷⁵。

本論文の対象時期からは離れるが、NFLU の活動方針は後年の米国の農業労働運動にもしばらくのあいだ影響を残したことも指摘しておきたい。たとえば、1966 年 6 月の AWOC と NFWA の合併後、チャベスが指揮するようになった統一農業労働者組合 (United Farm Workers、以下 UFW と略記) は、1950 年代以降ブラセロの組織化を試みた時期の NFLU と同様に、メキシコ系アメリカ人と合法的に米国内で就労するメキシコ人労働者をともに組織化の対象としつつ非法移民を排除していた。かつてのガラルサやミッチェルと同じく、チャベスは非法移民労働者をみずからの運動への脅威と見なし、1970 年代前半には非法移民を雇用した 6 者への罰則の導入を主張していたのである。また、同時期に UFW は CTM に協力を要請し、メキシコ人労働者がスト破り要員として米国に入国するのを国境で阻止する活動を展開していた。UFW が国籍および滞在・就労資格の差異を超えた、米国内で働くすべてのメキシカン農業労働者の団結

Are Civil Rights, 276-77. UPACAWA および ANMA の中心人物の一人で、カリフォルニアでメキシカン労働者の組織化や権利擁護運動に関わっていたルイサ・モレノ (Luisa Moreno) はグアテマラ国籍であったため、共産党への在籍経験を理由として 1950 年に国外退去処分を受けている。Carlos M. Larralde and Richard Griswold del Castillo, "Luisa Moreno: A Hispanic Civil Rights Leader in San Diego," *Journal of San Diego History*, 41, no. 4 (Fall 1995): 284-331, accessed September 9, 2015, <http://www.sandiegohistory.org/journal/95fall/moreno.htm>; Carlos M. Larralde and Richard Griswold del Castillo, "Luisa Moreno and the Beginnings of the Mexican American Civil Rights Movement in San Diego," *Journal of San Diego History*, 43, no. 3 (Summer 1997): 159-75, accessed September 9, 2015, <http://www.sandiegohistory.org/journal/97summer/moreno.htm>. 在米メキシコ人労働者のなかには、米国市民権を取得せずに働き続け、組合活動にも参加した例が 1940 年代までは多く見られた。以下に示す、メキシコ国籍の CIO 組合員が 1950 年代初頭に送還されるまでの経緯を分析した論文は、労務管理と移民政策の結びつきについての事例研究であると同時に、在米メキシコ人のエスニシティや国籍選択をめぐる意識や選好についての研究でもある。著者は、在米メキシコ人労働運動家のなかには、革命後のメキシコへの忠誠心と米国の覇権への反撥から米国市民権の取得を選択しない傾向もあったと指摘しており、どこまで一般化できるのかはともかく興味深い議論といえる。John H. Flores, "Deporting Dissidence: Examining Transnational Mexican Politics, US Naturalization, and American Unions through the Life of a Mexican Immigrant, 1920-1954," *Aztlán*, 38, no. 1 (Spring 2013): 95-123.

⁶⁷⁵ 1951 年にサン・ディエゴで設立されたエルマンダー・メヒカーナ・ナシオナル (Hermandad Mexicana Nacional) は、メキシコ人非法移民の権利擁護団体としては先駆的なものであった。同組織は非法移民の労働者としての権利を守るための組織化運動を展開し、1970 年代後半からはかれらの合法化を求める政治運動も本格的に展開していった。徳永悠「1950 年代カリフォルニア州におけるメキシコ人非法移民支援団体の設立過程 - 支援団体エルマンダー・メヒカーナ・ナシオナルを例に」『社会システム研究』第 16 号、2013 年 3 月、111-23 頁。

を支持し、非合法移民に対しても組合への参加を認めるようになったのは、1973年の組合規約改定以降のことであった⁶⁷⁶。

メキシコからの非合法移民の流入の拡大を受けて、米国政府が米墨国境の警備と非合法移民の取締りに本格的に取り組みはじめた1970年代中葉から80年代に至ってようやく、米国の農業労働組合およびそのメキシコ側の協力団体は、米国内で「合法」的に働いており組織化の対象とすべき労働者と、組織から排除されるべき「非合法」移民という二分法そのものについて再検討を迫られた。とりわけ、メキシカン労働者を中心的に組織していたUFWのようなカリフォルニアや南西部の労働組合は、この時期に非合法移民を含むメキシコ国籍の労働者が農場の労働力の主要な供給源となった状況に直面していた。さらに、1960年代後半から70年代にかけて高揚したラディカルなメキシコ系アメリカ人の社会運動であるチカノ運動は、国籍や滞在・就労資格の差異を超えた、米国内のすべてのメキシコ系の人々の糾合と団結を称揚していた。チカノ運動の参加者が唱えた、このようなメキシカンの団結への支持は、しだいにメキシコ系アメリカ人全体に広く共有されるようになっていった。1970年代中葉以降、メキシコ系アメリカ人組織との協力関係を強化してゆくにつれて、UFWなどの労働組合は、すべての非合法移民を潜在的なスト破り要員として排斥する従来の方針に変更を迫られた⁶⁷⁷。

さらに、1970年代後半以降、非合法移民の流入への関心が米国内でふたたび高まり、雇用主罰則の法制化が検討されるようになると、メキシカンを含めたヒスパニック／ラティノ全体が労働市場から排除されかねないという危機感が広まっていった。そのような危機感は、雇用主罰則を定めた法律が成立する可能性が極めて低かった1940年代末から50年代と比較して、はるかに強いものであったと考えられる⁶⁷⁸。ここに至って、非合法移民をアメリカ人や合法的に入

⁶⁷⁶ Richard Griswold del Castillo and Richard A. Garcia, *César Chávez: A Triumph of Spirit* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1995), chap.9.

⁶⁷⁷ チカノ運動とUFWの関係については以下を参照。F. Arturo Rosales, *Chicano!: The History of the Mexican American Civil Rights Movement* (Houston: Arte Público Press, 1997), chap. 8; Armando Navarro, *Mexican American Youth Organization: Avant-garde of the Chicano Movement in Texas* (Austin: University of Texas Press, 1995), 28-36; 黒田悦子『メキシコ系アメリカ人 - 越境した生活者』(国立民族学博物館、2000年)、第2章。

⁶⁷⁸ 1986年に改定された移民法は、非合法移民を故意に雇用することを禁止するとともに、農業

国した外国人から峻別して排除するのではなく、かれらに米国内で滞在・就労する権利を認め、ともに働く仲間として組織化の対象とする新たな方針が成立したのである⁶⁷⁹。

最後に、ブラセロはメキシコとの協定に基づいて入国する短期移民労働者であるがゆえに、労働条件や賃金水準を保障されていたことの意味について改めて確認しておきたい。ブラセロ・プログラムの実施に当たって米墨両国が合意した二国間協定および、これに基づいて制定されていた標準的雇用契約に盛り込まれた最低賃金および労働条件の保障規定は、米国の農業労働組合が 1940 年代後半から 50 年代にかけて、米国内で就労する農業労働者の権利保障を求める運動を展開するに当たって重要な先例となった。実現しなかったとはいえ、ブラセロを組織化していたメキシコの労働組合との協力を通じて NFLU は、政府間協定に基づいて米国内で就労する外国人労働者であるブラセロに対して保障されている権利を、米国内で生活・就労するメキシカンを中心とした労働者にも適用させるよう求めていったのである。

労働に従事する者を中心に、米国内に滞在する非合法移民を対象とする大規模な合法化措置を実施するものであった。Immigration Reform and Control Act of 1986, Public Law 99-603, 100 Stat. 3455. 1986 年移民法の立法過程については、村田『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ』、第 3 章および Tichenor, *Dividing Lines*, chap. 9 に詳しい。

⁶⁷⁹ この時期の UFW の非合法移民を含む外国人労働者に対する方針の変化については、たとえば以下の邦語文献を参照。中川正紀「米国農業労働者とメキシコ人移民」；村田勝幸「引き直された境界線 - チカノ運動、セサル・チャベス、非合法移民」油井大三元・遠藤泰生編『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』（東京大学出版会、2003 年）、108-27 頁。近年の米墨両国の労働組合の協力関係については、たとえば以下を参照。Julie Watts, “Mexico-U.S. Migration and Labor Unions: Obstacles to Building Cross-Border Solidarity” (La Jolla, CA: The Center for Comparative Immigration Studies, University of California, San Diego, 2003).

終章

本論文では、1940年代から60年代中葉の米国におけるメキシカンの法的・社会的地位や権利と、同時期に展開されていたブラセロ・プログラムをめぐる米国とメキシコ的外交関係との結びつきについて考察するために、以下の二つの問題を設定した。一つは、米国内、とくにテキサスでのメキシカンの権利保障と、ブラセロの導入実現による農業労働力の確保という二つの 이슈が、いかにブラセロ・プログラムの策定および実施をめぐる多様なアクターのあいだの交渉に影響を与えていたのかという問題であった。もう一つは、ブラセロの導入に当たって米墨両国間で結ばれた政府間協定に含まれていた、最低賃金および労働条件の保障規定が、いかに米国内の農業労働組合にメキシコ側のアクターとの協力を通じてみずからの権利を主張する根拠と機会をもたらしたのかという問題であった。

以下では、各章において考察した内容をまとめ、そのうえでこれらの問題に対する答えを示すことで、本論文全体の結論を提示したい。

第1章では、世紀転換期から1930年代までのメキシコから米国への人の移動を概観し、本論文の中心的な分析対象であるブラセロ・プログラムの成立に至る歴史的背景について、メキシコ人に対する同時期の米国の出入国管理政策の特質に注目しつつ考察した。ここで明らかにしたのは、永住と米国市民権の取得を前提とせず、労働力需要が低下すれば帰国させることができる一時的な滞在者としてメキシコ人を受け入れる制度的枠組みが、この当時から米国には存在していたことである。それは、1917年から21年まで継続された、1917年法の規定によるメキシコからの短期移民労働者の導入政策や、1920年代に実施されていたメキシコとの相互的な取り決めに基づく短期滞在者の受け入れに反映されていたが、1930年代の大恐慌下ではメキシカンの大規模な送還・追放を可能とするものでもあった。

第2章では、第二次世界大戦中のブラセロ・プログラムをめぐる政府間交渉について、テキサスへのブラセロ導入の可否をめぐる、米墨両国の連邦政府のあいだの交渉およびテキサス州政府と米墨両国政府への働きかけに焦点を当てて分析した。ブラセロ・プログラムでは二国間

協定に労働者の待遇や滞在期間についての詳細な規定が設けられるとともに、同プログラムの策定および成立後の運用においては、米墨両国政府の担当者でのあいだでの頻繁な折衝が必要となった。本章では、テキサスにおけるメキシカンに対する隔離・差別が、ブラセロ・プログラム継続に当たっての重大なリスク要因としてメキシコ側から提示され、1943年以降、同州のみがメキシコ政府の要望に基づいてブラセロの導入を禁止されたことが、州内のメキシカンの社会的地位や処遇の問題に対処するための州政府の取り組みを促したと指摘した。また、LULACに代表されるメキシコ系アメリカ人が、テキサス州内に駐在するメキシコ領事とのあいだでさかんにメキシカンへの差別問題についての情報および意見の交換をおこなっていたことに注目し、この問題は国籍や階級にかかわらずテキサス州内に滞在するすべてのメキシカンが直面している問題として認識されていたことを明らかにした。そのうえで、メキシカンの「白人」としての法的地位が、1943年のテキサス州議会による「白人種同権決議」や同年の善隣友好委員会の設立に示されているように、テキサスでのメキシカンの権利保障の政策化を可能にしたことを示すとともに、第二次世界大戦中のテキサスにおけるメキシカンへの差別・隔離問題への取り組みの効果の限界についても指摘した。

第3章では、ブラセロ・プログラムが、どのような理由によって戦後も継続されるようになったのか、また継続に伴っていかにその性格を変えたのかという問題について、非合法移民問題との関連に焦点を当てて考察した。まず本章では、農業労働力の確保するための手段としてブラセロ・プログラムを捉えていた、米国内の利益集団の動向に注目した。議会公聴会での農場経営者団体代表の発言を中心に分析することで、戦後の産業構造の変化によって米国内で農業労働者が不足しており、その傾向は長期的に続くとの認識が農場主や、その支持を受けた議員によって広範に共有されていたことが、戦後のブラセロ・プログラムの継続を促した一因であったことを確認した。さらに、本章では、先行研究では検証が不十分であったブラセロ・プログラムの存続とメキシコからの非合法移民流入の問題化の関係について考察した。まず、ここでの重要な論点は、米墨両国の外交および国境警備・移民政策担当者が、同時期に非合法移民問題への対応策としてブラセロ・プログラムを位置づけるようになったことである。メキシ

コと米国のあいだでの非合法的な労働者の移動は、1946年以降、米墨両国政府によってますます問題視されるようになった。そこで、ブラセロ・プログラムを存続させたうえで、両国政府の管理下でメキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障しておくことが、非合法移民の抑制策としては有効であるとの合意が1948年までに成立したのである。本章のいま一つの意義は、ブラセロ・プログラムは米国内でのメキシコ人の権利保障にも資するものであるとメキシコ側が認識していたことを、同プログラムの継続の一因として指摘した点にある。非合法移民は米国内で差別や搾取の対象とされる可能性が高かったことを考慮すれば、正規の滞在資格を持ち、協定によって労働者および米国内に滞在する外国人としての権利を保障されているブラセロの送出を戦後も継続することはメキシコ政府にとって有意義な選択肢であった。これはまた、テキサスでのメキシコ人短期移民労働者への労働力需要の高さについては米墨両国のブラセロ・プログラム担当者が広く認めていたのにもかかわらず、メキシカンへの差別・隔離や搾取といった問題がとりわけ深刻視されていた同州へのブラセロの導入が1948年に至っても実現しなかった理由でもあったということも、本章でのブラセロ・プログラムをめぐる米国政府・メキシコ政府・テキサス州政府間の交渉の分析によって明らかになった。

第4章では、1948年10月に起きたテキサスへのメキシコ人労働者の大量非合法入国事件によって、ブラセロ・プログラムが停止された後、翌49年8月に同プログラムが再開されるまでの経緯を分析した。本章ではまず、1940年代後半にメキシコの農村部から米国内への人口流出を引き起こした社会・経済的要因について考察したうえで、1948年に入って深刻化した米墨国境地帯におけるメキシコ人労働者の大量集中は、国境警備を担当していた米国移民帰化局やメキシコ内務省に多大な負担を強いていたことを指摘した。そのうえで、非合法移民の流れを抑制するための手段としてブラセロ・プログラムを位置づけていた米墨両国の外交・国境警備政策担当者は、国境での臨時のブラセロ募集を試みるなど、米国内でのメキシコ人労働力への需要に応えようとする一方で、移民・出入国管理に関連する両国の法律に則った形でのメキシコ人労働者の移動を実施しようとしていたことを明らかにした。さらに、本章では、このような中央の政策担当者の意図と、テキサス駐在の移民帰化局係官の方針のあいだのずれも指摘した。

本章では、さらに 1949 年協定の締結に向けた米墨間交渉を分析し、米墨両国の外交・国境警備政策担当者は、テキサスでのブラセロへの需要の高さについて合意していたとともに、同州での問題を理由にブラセロ・プログラム全体を停止することは大きなリスクを伴うとの認識を共有するようになっていたと指摘した。

第 5 章では、まず、ブラセロ・プログラムが 1949 年に再開された後、いかに米墨両国間の労働力移動を管理する方策として定着していったのかについて考察した。ここで焦点を当てたのは、テキサス州南部における非合法移民の雇用の継続に対処すべく、米墨両国の政府がブラセロ・プログラムの実施形態を同州の農場経営者の意向を反映させた形に改変していったことである。従来のブラセロ・プログラム研究がほとんど注目してこなかったこの過程について分析することで、テキサスでのメキシカン農業労働者の雇用のあり方がブラセロ・プログラムの策定と実施に大きな影響を及ぼしていたことを指摘した。また、1954 年のウェットバック作戦と、その前後の移民帰化局によるメキシコ人非合法移民の摘発がテキサスの地域社会において持った意味について、農場経営者およびメキシコ系アメリカ人の動向および、テキサス州政府による非合法移民の送還問題への取り組みに焦点を当てて考察するとともに、テキサス州内のメキシコ人労働者の雇用主の要求が、1950 年代後半のブラセロ・プログラムの実施形態に影響を与えた可能性を指摘した。最後に本章では、非合法移民の摘発と並んで、メキシコからの人の移動に対する米国の政策の中核に位置づけられ、1950 年代後半にその規模を拡大させていったブラセロ・プログラムが、1960 年代に入って米国内での農業労働力需要および政治的状況の変化によって廃止に追い込まれてゆく過程について検討した。

第 6 章では、1940 年代後半から 60 年代初頭にかけて米国とメキシコの労働組合のあいだで展開された、ブラセロの組織化をめぐる一連の交渉の分析を通じて、ブラセロ・プログラムが国境を越えた労働力移動への労組の対応をいかに促したのかという問題について考察した。1940 年代末から 50 年代初頭にかけて、ブラセロ・プログラムの長期的な存続が実現するなかで、もともと外国人労働者の流入に否定的であった農業労働組合 NFLU がメキシコの労組との協力関係の構築を模索するなかで、みずからの組織に受け入れるべき対象を、米国籍を持つ農業労働

者から、米国内に定住する外国籍労働者、さらにはブラセロまでに拡大していった過程を明らかにするとともに、そのような二国間の協力体制が持続できなかった要因についても分析した。また、二国間協定の策定過程への参加を求める米墨両国の労働組合の動向に注目することで、ブラセロ・プログラムの実施に当たって米墨間協定で定められた労働条件や賃金についての規定が、全国労働関係法の適用対象から除外されていた米国内の、とくにメキシカン農業労働者にとっていかなる意味を持っていたのかについても考察した。

以上の考察によって、本論文は序章で設定した問題に対して、以下の答えを提示する。米国内、とくにテキサスでのメキシカンの権利保障と、ブラセロの導入実現による農業労働力の確保が、いかにブラセロ・プログラムの策定および実施に影響していたのかという第一の問いに対しては、つぎのように答えることができる。テキサスがメキシコ人短期移民労働者を必要としているということについては、米墨両国政府の外交担当者とテキサス州政府のあいだにはブラセロ・プログラムの開始当初から明確な合意が存在していた。そのうえで、テキサスでのメキシカンへの権利保障を、ブラセロの導入実現による農業労働力の確保と密接に結びつけた政策課題と捉える点において、米墨両国の連邦政府およびテキサス州政府の見解は一致していたのである。

第二の問いである、米墨両国間で結ばれた政府間協定に含まれていた最低賃金および労働条件の保障規定が、いかに米国内の農業労働組合にメキシコ側のアクターとの協力を通じてみずからの権利を主張する根拠と機会をもたらしたのかという問題については、以下のように答えられる。二国間協定に定められた、最低賃金および労働条件の保障規定は、米国の農業労働組合が 1940 年代後半から 50 年代にかけて、米国内で就労する農業労働者の権利保障を求める運動を展開するに当たって、重要な先例となった。メキシコとの協定に基づいて入国する短期移民労働者であるがゆえにブラセロは労働条件や賃金水準を保障されていたが、このことは NFLU に対し、ブラセロを組織化していたメキシコの労働組合との協力を通じて、ブラセロに対して保障されているこれらの権利を米国内で生活し働いている労働者にも適用させるよう米墨両国の政府に働きかける戦略をもたらしたと結論できる。

これらの結論を踏まえたうえで、以下ではブラセロ・プログラムがもたらしたメキシカンおよび農業労働者の権利保障について、その特徴と限界について論じたい。

ブラセロ・プログラムの開始以後、メキシコ政府は非合法入国者の合法化、ブラセロの導入許可および就労要件の緩和によって州内の農場主の労働力需要を満たす見返りとして、テキサス州政府と米国連邦政府にメキシカンの権利保障を促す政策を継続していた。メキシコはメキシカンに対する隔離・差別や不当労働行為が起きた地域や農場に対し、ブラセロの導入を禁止することができた。このため、テキサス州政府は、ブラセロに州内の農業労働力の供給を依存していた 1940 年代末から 50 年代末までは、州内のメキシカンの権利保障政策を策定し実施する必要に迫られたのである。

ここで、メキシコ側がメキシカンの権利保障を求めるうえで、重要な根拠となっていたのが、メキシカンの「白人」としての法的地位であった。本論文を通じて確認してきたように、これはメキシカンに対する差別や隔離を解消するためには限定的な効果しか発揮できなかったのであるが、テキサス側でもこれを無視することはできなかったのである。

また、メキシカンを法的には「白人」と捉えることについては、メキシコ政府とテキサスのメキシカン、とりわけ本論文が分析の対象としたメキシコ系アメリカ人の指導者層のあいだには強固な合意が存在していた可能性も指摘しておきたい。たしかに、メキシカンの人種アイデンティティが多様かつ曖昧なものであったことは、先行研究によって明らかにされている⁶⁸⁰。労働者階級のメキシカンの「白人性」が日常的に否定されていたのもたしかであり、そのような状況はアイデンティティにも影響を及ぼしていたであろう⁶⁸¹。本論文では、メキシカンのな

⁶⁸⁰ メキシカンの人種アイデンティティの曖昧さに言及しつつ、白人性を希求する傾向に焦点を当てた研究としては以下を参照。Carlos Kevin Blanton, "George I Sánchez, Ideology, and Whiteness in the Making of the Mexican American Civil Rights Movement, 1930-1960," *The Journal of Southern History*, 72, no. 3 (August 2006): 569-604; Carlos Kevin Blanton, "The Citizenship Sacrifice: Mexican Americans, the Saunders-Leonard Report, and the Politics of Immigration, 1951-1952," *Western Historical Quarterly*, no. 40 (Autumn, 2009): 299-320; Geraldo L. Cadava, *Standing on Common Ground: The Making of a Sunbelt Borderland* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2013).

⁶⁸¹ ニール・フォーリーはテキサスの農村部でのメキシカン、アングロ、黒人の関係について論じた研究で、階級・国籍・言語・文化の区分によって、メキシカンのあいだでも人種アイデンティティは異なっていたと論じている。端的にいえば、中産階級以上のメキシコ系アメリカ人

かでも社会的には上層に位置する、メキシコ系アメリカ人組織の指導者や、テキサス駐在のメキシコ政府関係者に焦点を当てており、一部の限られた階層の経験および言説しか分析できなかった。ブラセロ・プログラムがもたらした権利保障の機会に対するメキシカンへの反応がいかなるものであったのか、それはかれらの人種アイデンティティといかに関連していたのかという問題については、メキシカンの内部での差異に留意したうえで、より広範な階層的背景を持つ人々を対象とした分析が必要となるのは論を俟たない。

また、序章で述べたように、先住民と「白人」との人種混淆を称揚する思考は、「白人性」への志向を強く示していたとされる、LULACの会員のあいだにも見られた。さらに、これは革命後のメキシコ国家の公定イデオロギーの重要な要素として位置づけられていたため、テキサス駐在の領事館員にも共有されていたと考えられる⁶⁸²。しかしながら、本論文の結論としては、人種隔離が法制化されていた1960年代前半までのテキサスにおいてメキシカンがみずからの権利保障と差別撤廃という目的を達成するためには、法律上は保証されていた「白人」としての地位に依拠し、自己が「白人」とであると主張する以外の戦略はとりえなかったということ強調しておきたい。そもそも、「白人」としての法的地位を主張してみずからを「黒人」と差異化することと、先住民との人種混淆を称えることは、当時のメキシカンにとってはなんら矛盾しないことであった可能性も否定できない。

以上で指摘した、外交および労働政策上の要請と、メキシカンの「白人」としての法的地位は、1940年代から50年代中葉にかけてのテキサスにおいてメキシカンの権利保障を政策化することを可能にした。第二次世界大戦中に大統領命令によって連邦政府機関として設置され、雇

はみずからが白人のアメリカ人であることを強調し、黒人との差異化を図る一方、移民第一世代や労働者層はみずからを米国の人種区分に則った形で「白人」とは見なしていなかったのである。Neil Foley, *The White Scourge: Mexicans, Blacks, and Poor Whites in Texas Cotton Culture* (Berkeley: University of California Press, 1997).

⁶⁸² 人種混淆を称揚する革命後の言説については、以下を参照。ホセ・バスコンセロス（高橋均訳）「宇宙的人種」『現代思想』16巻10号（1988年8月）、106-21頁。革命後のメキシコにおける人種アイデンティティの再編と、1930年代から40年代の同国の外交担当者の人種観については以下の研究を参照。Patrick D. Lukens, *A Quiet Victory for Latino Rights*, chaps. 5 and 9; Mark Overmyer-Velázquez, “Good Neighbors and White Mexicans: Constructing Race and Nation on the Mexico-U.S. Border,” *Journal of American Ethnic History*, 33, no. 1 (Fall 2013): 5-34.

用の場での差別への苦情受付および実態調査を担当していた公正雇用実施委員会（Fair Employment Practices Committee）が1946年に廃止されたのち、人種隔離が制度化されていた南部諸州において、善隣友好委員会はメキシカンのみを対象としていたとはいえ、マイノリティの権利擁護を目的として活動するほぼ唯一の公的機関であった⁶⁸³。戦時下での連邦政府による差別撤廃の試みと、1954年のブラウン判決以後に進展しはじめた連邦法による公民権保障の制度化のあいだの時期にあつて州政府主導でマイノリティの権利擁護を政策化した点において、当時のテキサスにおけるメキシカンの権利保障政策には一定の意義があつたと評価できる。

他方で、メキシカン差別問題への取り組みとブラセロの導入を交換条件とすることに対しては、メキシコ系アメリカ人はブラセロ・プログラム開始当初から消極的であつたと考えられる。第4章と5章で述べたように、メキシコ系アメリカ人のあいだでは、職をめぐる競争や「アメリカ人」としての自己の社会的地位の低下につながるとして、メキシコからの短期移民労働者の流入を忌避する傾向がもとより強かつた。1940年代末以降、LULACやGIフォーラムが非合法移民の取締り強化とブラセロの導入要件の厳格化を求めていったことにも示されるように、メキシコ系アメリカ人とメキシコ政府はメキシカンへの差別撤廃という目標は共有しつつも、その実現に向けたそれぞれの活動方針や戦略はしだいに乖離していったのである。とりわけ、1940年代末から50年代にかけて、テキサスおよびカリフォルニアで、メキシコ系アメリカ人が（「白人」の）アメリカ人としての権利を法廷闘争や選挙政治への参加を通じて主張する機会が増大してゆくにつれて、メキシカンの権利保障とブラセロの導入を交換条件とする戦略はかれらにとって不要となつていった。

以上の議論を踏まえたうえで、このような権利保障政策は黒人への人種隔離を定めたテキサスの法制度には一切の変更を加えることなく、あくまで法的には「白人」であつたメキシカンのみを対象に実施された施策であつたということを改めて指摘しておく必要がある⁶⁸⁴。1940年

⁶⁸³ 同時期の他州とテキサスのマイノリティ権利保障政策の比較については以下の文献を参照。
Clinchy, *Equality of Opportunity for Latin-Americans in Texas*, chap.1.

⁶⁸⁴ テキサス大学所属のラテンアメリカ史研究者で、戦時中はFEPCの委員を務めていたカルロス・エドゥアルド・カスタニェダ（Carlos Eduardo Castañeda）は、黒人を適用対象から除外して

代から 50 年代を通じて「白人」としての法的地位に依拠する形でメキシカンが自己の権利を主張し差別撤廃を求めたことは、同時期から 1960 年代にかけてテキサスでも展開されていた黒人の公民権運動との共闘を困難にする結果をもたらした⁶⁸⁵。メキシコ政府からの支援と「白人」としての法的地位という、メキシカンに特有の条件を欠いていた黒人は、ブラセロ・プログラムがもたらしたマイノリティの権利保障政策の恩恵をまったく受けることができなかった。

さらに、メキシカンのなかでも非合法移民はまったく疎外されていたということも指摘しておく必要がある。かれらは、ブラセロ・プログラムによってもたらされた二つの権利保障の枠組みから完全に除外されていた。非合法移民は二国間協定に基づく労働条件や賃金の保障を受けることもできず、基本的には「白人」としての権利を認められることもなかった。非合法移民は、合法的に米国内に滞在・就労するブラセロや在米メキシコ人と異なり、米墨両国の労働組合の協力を通じた農業労働者の権利保障の試みの対象外であった。また、メキシコ系アメリカ人は非合法移民をみずからの仲間として位置づけ、かれらにも「白人」としての権利を保障するよう要求することはなかったのである。

以上の結論を踏まえたうえで、ブラセロ・プログラムとメキシカンの権利保障の関係について論じてきた本論文の議論が、移民史・移民政策研究に示唆しうる論点を以下で示したい。

本論文では、送出国と受入国のあいだの政府間関係に焦点を当てて、短期移民労働者の導入

いるという理由で 1945 年の反差別法案に反対した。1941 年法案や 1943 年の白人種同権宣言に賛成したカスタンエダがこのときには反対に回った理由として、FEPC 委員としてメキシカンのみならず黒人の権利も擁護する立場を務めた経験が指摘されている。しかし、このような意見を表明した者はメキシカンのなかではごく少数であった。また、このような主張は、カスタンエダがみずからを「非白人」と見なしていたことを意味するわけではない。Neil Foley, *Quest for Equality: The Failed Promise of Black-Brown Solidarity* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2010), 40-42. なお、1940 年代のカリフォルニアやコロラドでは、白人と非白人の法律に基づく人種隔離がテキサスほどには固定していなかったため、メキシコ系アメリカ人と、黒人やその他の非白人とのあいだでの協力を模索する傾向も比較的強かったという。Guglielmo, “Fighting for Caucasian Rights,” 1236. また、テキサスにおいても大恐慌下ではメキシカン、アングロ、黒人労働者が共闘した事例は存在していた。Rebecca Anne Montes, “Working for American Rights: Black, White, and Mexican-American Dockworkers in Texas During the Great Depression” (Ph. D. dissertation, University of Texas, 2005).

⁶⁸⁵ テキサスでの公民権運動をめぐるメキシカンと黒人の関係は以下の研究に詳しい。Foley, *Quest for Equality*; Behnken, *Fighting Their Own Battles*; Brian D. Behnken, ed., *The Struggle in Black and Brown: African Americans and Mexican American Relations during the Civil Rights Era* (Lincoln: University of Nebraska Press, 2011).

政策の形成および実施の過程に考察した。そのうえで明らかになったことは、短期移民労働者の権利保障に当たっては、受入国の国内法に加えて、政府間協定に定められた労働条件・賃金水準規定や差別禁止規定が重要であるということである。少なくとも、送出国と受入国の双方がある程度の人権規範を共有している場合は、政府間協定には権利保障規定が定められ、その解釈および運用をめぐる交渉がおこなわれると考えられる。

さらに、本論文は移民政策をめぐる政府間関係について、その重層性に注目する視座を提示したと考えられる。現在、たいていの国で移民政策は国家の中央政府の管轄する政策領域とされている。しかし、受け入れ先での移民の処遇に際しては、地方政府が果たす役割も大きい。なぜなら、事実上、移民を住民として引き受け、その処遇を引き受けるのは地方政府となるからである⁶⁸⁶。これは、各国において移民政策をめぐる中央政府と地方政府のあいだの利害の対立や齟齬を引き起こしてきた。これは、多くの場合、制限的な移民政策を求める移民受け入れ地域と、送出国との外交関係を考慮し移民制限には慎重な中央政府のあいだの対立という図式として描くことができるだろう⁶⁸⁷。しかしながら、1940年代から50年代にかけてのテキサス州によるメキシコ政府との交渉の事例は、移民労働力の導入を求める地方政府が送出国政府とのあいだで独自の交渉を実施し、中央政府間の外交に影響を及ぼしうるということを示している。

最後に、本論文では、短期移民労働者導入政策が、当該の政策によって導入される外国人労働者のみならず、送出国に出自を持つ受入国内の集団の権利保障の契機をもたらす可能性についても示された。短期移民労働者の権利保障を定めた送出国と受入国のあいだの政府間協定が、移民を受け入れる地域の社会関係に影響を与えうるということを、ブラセロ・プログラムが実施されていた時期のテキサスの事例は示唆しているのである。

⁶⁸⁶ とりわけ、古矢旬が指摘するように、連邦制国家であり、かつ移民を大量に受け入れる米国についていえば、両者のあいだの権限分掌をめぐる関係は「一種の二重権力状況」をもたらすものである。古矢旬『アメリカニズム - 「普遍国家」のナショナリズム』（東京大学出版会、2002年）、91-92頁。

⁶⁸⁷ たとえば、日系移民史においてはこのような図式に則って、地方政治と連邦政府の政策、さらに日米間の外交関係を結びつけた研究がなされてきた。以下の研究がその一例としてあげられる。簗原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係 - 移民問題をめぐる日米摩擦、1906-1921年』有斐閣、2006年。

参考文献

文書館史料

National Archives and Records Administration (College Park, Maryland)

U.S. Department of State, Record Group 59.

U.S. Department of State, Record Group 84.

U.S. Department of State, Record Group 166.

U.S. Department of Labor, Record Group 174.

National Archives and Records Administration (Washington, District of Columbia)

U.S. Department of Justice, Record Group 85.

Central Classified Files, Mexican Agricultural Labor Program

Central Classified Files, Bracero Program General File

Texas State Archives (Austin, Texas)

W. Lee O'Daniel Papers

Coke Stevenson Papers

Beauford Jester Papers

Texas Good Neighbor Commission Records

Wirtz Labor Library, Department of Labor (Washington, District of Columbia)

Southern Tenant Farmer Union Papers (Microfilm)

The Green Rising, 1910-1977: A Supplement to the Southern Tenant Farmers Union Papers (Microfilm)

George Meany Memorial Labor Archives (Silver Spring, Maryland)

RG18: International Affairs Department

RG18-001: International Affairs Department, Country Files, 1945-1971

RG18-002: CIO International Affairs Department. Director's Files, Michael Ross, 1945-1955

RG18-009: International Affairs Department. Staff Files: Serafino Romualdi's Files, 1945-1961

Stanford University (Stanford, California)

Ernesto Galarza Papers

Nettie L. Benson Latin American Collection, University of Texas (Austin, Texas)

George I. Sánchez Papers

Eduardo Idar, Jr. Papers

Acervo Histórico Diplomático de la Secretaría de Relaciones Exteriores, Archivo Histórico Genaro Estrada (Mexico City)

Archivo General de la Nación (Mexico City)

Galeria 3, Presidentes: Fondo Manuel Ávila Camacho

_____, _____: Fondo Miguel Alemán Valdés

公刊公文書

行政府

Estados Unidos Mexicanos. Dirección General de Estadística. *Séptimo Censo General de Población. 6 de junio de 1950*. México: Secretaría de Economía, Dirección General De Estadística, 1950.

Gibson, Campbell, and Kay Jung. *Historical Census Statistics on Population by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic Origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States*. Washington DC: U.S. Census Bureau, 2002.

Report of the President's Commission on Immigration and Naturalization. *Whom We Shall Welcome*.

Washington, DC: G.P.O., 1953.

Report of the President's Commission on Migratory Labor. *Migratory Labor in American Agriculture*.

Washington, DC: G.P.O., 1951.

State of California. Department of Employment. *Mexican Nationals in California Agriculture, 1942-1959*.

Sacramento: State of California, 1959.

United States Department of Commerce, Bureau of Census. *Fifteenth Census of the United States: 1930,*

Population, vol. 2. Washington, DC: G.P.O., 1933.

_____. *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, Bicentennial Edition, Part 2. Washington, DC: G.P.O., 1975.

United States Department of Agriculture. *Termination of the Bracero Program: Some Effects on Farm*

Labor and Migrant Housing Needs. Washington, DC: G.P.O., 1965.

United States Department of Judiciary, Immigration and Naturalization Service. *Annual Report of the*

Immigration and Naturalization Service: For the Fiscal Year Ended June 30, 1949.

United States Department of Labor. *Farm Labor Fact Book*. Washington, DC: G.P.O., 1959: reprint.

Westport, CT: Greenwood Press, 1969.

立法府

House of Representatives of the State of Texas. *Journal of the House of Representatives of the State of*

Texas.

Senate of the State of Texas. *Journal of the Senate of the State of Texas*.

U.S. Congress. *Congressional Record*.

U.S. Congress, House, Committee on Agriculture. *Farm Labor Supply Program: Hearings before the*

Committee on Agriculture on H. R. 1388, 80th Cong., 1st Session, February 4-6, 1947.

_____, House, Committee on Agriculture. *Permanent Farm labor Program: Hearings before the*

Committee on Agriculture on H. R. 3367, 80th Cong., 1st Session, June 16-20, 1947.

_____, House, Committee on Agriculture. *Long-Range Agricultural Policy, Part 14: Hearings before the Committee on Agriculture, 80th Cong., 2nd Session, January 13-16, 19, and 20-22, 1948.*

_____, House, Committee on Agriculture. *Farm Labor: Hearings before the Committee on Agriculture on H. R. 6819 and S. 2767, 80th Cong., 2nd Session, June 11, 1948.*

_____, House, Committee on Agriculture. *Importation of Foreign Farm Labor: Hearings before Subcommittee No.2 of the Committee on Agriculture on H.R. 5557, 81st Cong., 1st Session, July 14, 1949.*

_____, House, Committee on Agriculture. *Hearings before Subcommittee on Equipment, Supplies, and Manpower of the Committee on Agriculture on H. R. 3822, 84th Cong., 1st Session, March 16, 17, 21, and 22, 1955.*

_____, Committee on the Judiciary, *Studies of Population and Immigration Problems, Administrative Presentations (III), Admission of Aliens into the United States for Temporary Employment and "Commuter Workers."* Washington, DC: G.P.O., 1963.

_____, House. Select Committee Investigating National Defense Migration. *National Defense Migration: Hearings before the Select Committee Investigating National Defense Migration Pursuant to H. Res. 113, 77th Cong., 2nd Session, May 22, June 11 and 19, 1942.*

_____, Senate. Committee on Agriculture and Forestry. *Permanent Farm Labor Program: Hearings before the Committee on Agriculture and Forestry on S. 1334, 80th Cong., 1st Session, June 17-19, 1947.*

_____, Senate. *The West Indies (BWI) Temporary Alien Labor Program: A Study Prepared for the Subcommittee of the Committee on the Judiciary, United States Senate.* Washington, DC: G.P.O., 1978.

_____, Senate. Senate Report No. 619, "Mexican Farm Labor Program," 87th Cong., 1st sess, July 25, 1961.

法令・条約集

Tratados ratificados y convenios ejecutivos celebrados por México

United States Statutes at Large

United States Treaties and Other International Agreements

定期刊行物

Acción Social

Agricultural Unionist

American Federationist

Associated Farmer

Avalanche-Journal (Lubbock, Texas)

Bakersfield Californian

Big Spring Herald (Big Spring, Texas)

Brownsville Herald

CNC

Congressional Quarterly Almanac

Department of State Bulletin

El Fronterizo (Ciudad Juárez, Chihuahua)

El Nacional (Mexico City)

El Paso Herald Post

El Paso Times

El Universal (Mexico City)

Excelsior (Mexico City)

Farm Labor (Department of Agriculture)

Farm Labor News

Fraternidad

Hispanic World Report

La Opinión (Los Angeles)

La Prensa (San Antonio)

Los Angeles Times

LULAC News

Masiosare (Mexico City, *La Jornada* Sunday magazine)

Monthly Review (Immigration and Naturalization Service)

New York Times

Novedades (Mexico City)

San Antonio Express

San Antonio Light

オンライン史料・データベース

The American Presidency Project (www.presidency.ucsb.edu/)

Community History Project, Chandler-Gilbert Community College, Maricopa, Arizona

(<http://www.cgc.maricopa.edu/Library/CommunityHistory/Pages/default.aspx>)

Handbook of Texas Online (www.tshaonline.org)

英語・スペイン語書籍・論文

Aguila, Jaime R. "Protecting 'México de Afuera': Mexican Emigration Policy, 1876-1928," Ph.D.

Dissertation, Arizona State University, 2000.

Alanís Enciso, Fernando Saúl. *El primer programa bracero y el gobierno de México, 1917-1918*. San

Luis Potosí: El Colegio de San Luis, 1999.

_____. "No cuenten conmigo: La política de repatriación del gobierno mexicano y

- sus nacionales en Estados Unidos, 1910-1928,” *Mexican Studies/Estudios Mexicanos*, 19, no. 2 (Summer 2003): 401-31.
- _____. “The Repatriation of Mexicans from the United States and Mexican Nationalism, 1929-1940.” In *Beyond La Frontera: The History of Mexico-U.S. Migration*, edited by Mark Overmyer-Velázquez, 51-78. Oxford: Oxford University Press, 2011.
- Alamillo, José M. *Making Lemonade out of Lemons: Mexican American Labor and Leisure in a California Town, 1880-1960*. Urbana, IL: University of Illinois Press, 2006.
- Allsup, Carl. *The American G.I. Forum: Origins and Evolution*. Austin: Center for Mexican American Studies, The University of Texas, 1982.
- _____. “Education Is Our Freedom: The American G.I. Forum and the Mexican American School Segregation in Texas, 1948-1957,” *Aztlán*, vol. 8 (1977): 27-49.
- American GI Forum of Texas. *What Price Wetbacks?* Austin: American GI Forum of Texas, and Texas Federation of Labor, n.d., ca. 1953.
- Anaya Valencia, Reynaldo, et al. *Mexican Americans and the Law*. Tucson: University of Arizona Press, 2004.
- Anderson, Henry P. *The Bracero Program in California*. School of Public Health, University of California, 1961; reprint. New York: Arno Press, 1976.
- Anderson, Rodney D. “Mexico.” In *Latin American Labor Organizations*, edited by Gerald Michael Greenfield and Sheldon L. Maram, 511-48. Westport, CT: Greenwood Press, 1987.
- Arredondo, Gabriela F. *Mexican Chicago: Race, Identity, and Nation, 1916-39*. Urbana, IL: University of Illinois Press, 2008.
- Balderrama, Francisco E. *In Defense of La Raza: The Los Angeles Mexican Consulate and the Mexican Community, 1929 to 1936*. Tucson: University of Arizona Press, 1982.
- _____, and Raymond Rodríguez. *Decade of Betrayal: Mexican Repatriation in the 1930s*. rev. ed. Albuquerque: University of New Mexico Press, 2006.

- Barber, Marian Jean. "How the Irish, Germans, and Czechs Became Anglo: Race and Identity in the Texas-Mexico Borderlands," Ph.D. Dissertation, University of Texas, 2010.
- Behnken, Brian D. *Fighting Their Own Battles: Mexican Americans, African Americans, and the Struggle for Civil Rights in Texas*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011.
- _____. ed. *The Struggle in Black and Brown: African Americans and Mexican American Relations during the Civil Rights Era*. Lincoln: University of Nebraska Press, 2011.
- Benton-Cohen, Katharine. *Borderline Americans: Racial Division and Labor War in the Arizona Borderlands*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009.
- Blanton, Carlos Kevin. "George I Sánchez, Ideology, and Whiteness in the Making of the Mexican American Civil Rights Movement, 1930-1960," *The Journal of Southern History*, 72, no. 3 (August 2006): 569-604.
- _____. *The Strange Career of Bilingual Education in Texas, 1836-1981*. College Station, TX: Texas A & M University Press, 2007.
- _____. "The Citizenship Sacrifice: Mexican Americans, the Saunders-Leonard Report, and the Politics of Immigration, 1951-1952," *Western Historical Quarterly*, no. 40 (Autumn, 2009): 299-320.
- _____. *George I Sánchez: The Long Fight for Mexican American Integration*. New Haven: Yale University Press, 2015.
- Borstelmann, Thomas. *The Cold War and the Color Line: American Race Relations in the Global Arena*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2001.
- Brilliant, Mark. *The Color of America Has Changed: How Racial Diversity Shaped Civil Rights Reform in California, 1941-1978*. Oxford: Oxford University Press, 2010.
- Buitron, Richard A., Jr. *The Quest for Tejano Identity in San Antonio, Texas, 1913-2000*. New York: Routledge, 2004.
- Bustamante, Jorge A. "The 'Wetback' as Deviant: An Application of Labeling Theory," *The American*

- Journal of Sociology*, 77, no. 4 (January 1972): 706-18.
- Cadava, Geraldo L. *Standing on Common Ground: The Making of a Sunbelt Borderland*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2013.
- Calavita, Kitty. *Inside the State: The Bracero Program, Immigration, and the I. N. S.* New York: Routledge, 1992.
- Cardoso, Lawrence A. "La repatriación de braceros en época de Obregón: 1920-1923," *Historia Mexicana*, 26, no. 4 (April-June 1977): 576-595.
- _____. *Mexican Emigration to the United States, 1897-1993*. University of Arizona Press, 1980.
- Carroll, Patrick James. *Felix Longoria's Wake: Bereavement, Racism, and the Rise of Mexican American Activism*. Austin: University of Texas Press, 2003.
- Chávez, Ernesto. *¡Mi Raza Primero ! (My People First!): Nationalism, Identity, and Insurgency in the Chicano Movement in Los Angeles, 1966-1978*. Berkeley: University of California Press, 2002.
- Clinchy, Everett Ross, Jr. *Equality of Opportunity for Latin-Americans in Texas*. Ph. D. Dissertation, Columbia University, 1954; reprint, New York: Arno Press, 1974.
- Coalson, George C. "Mexican Contract Labor in American Agriculture," *Southwestern Social Science Quarterly*, 33, no.3 (December 1952): 228-38.
- _____. *The Development of the Migratory Farm labor System in Texas: 1900-1954*. San Francisco: R and E Research Associates, 1977.
- Cohen, Deborah. "Caught in the Middle: The Mexican State's Relationship with the United States and Its Own Citizen-Workers, 1942-1954," *Journal of American Ethnic History*, 20, no.3 (Spring 2001): 110-132.
- _____. *Braceros: Migrant Citizens and Transnational Subjects in the Postwar United States and Mexico*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011.
- Copp, Nelson G. "Wetbacks and Braceros: Mexican Migrant Laborers and American Immigration Policy,

- 1930-1960." Ph. D. Dissertation, Boston University, 1963.
- Coronado, Richard J. "A Conceptual Model of the Harvest Labor Market, The Bracero Program, and Factors Involved in Organization among Farm Workers in California, 1946-1970," Ph. D. Dissertation, Notre Dame University, 1980.
- Corwin, Arthur F., ed. *Immigrants – and Immigrants: Perspectives on Mexican Labor Migration to the United States*. Westport, CT: Greenwood Press, 1978.
- Craig, Richard B. *The Bracero Program; Interest Groups and Foreign Policy*. Austin: University of Texas Press, 1971.
- Creagan, James F. "Public Law 78: A Tangle of Domestic and International Relations," *Journal of Inter-American Studies*, 7 (October 1965): 541-56.
- Davidson, Chandler. *Race and Class in Texas Politics*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 1990.
- De Anda, Roberto M. "Ernesto Galarza: His Legacy to the Study of Braceros." In *¿Qué Fronteras?: Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, edited by Paul López, 265-80. Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010.
- Déllano, Alexandra. *Mexico and Its Diaspora in the United States: Policies of Emigration since 1848*. Cambridge: Cambridge University Press, 2011.
- Divine, Robert. *American Immigration Policy, 1924-1952*. New Haven, Yale University Press, 1957.
- Dobbs, Ricky F. *Yellow Dogs and Republicans: Allan Shivers and Texas Two-Party Politics*. College Station, TX: Texas A&M University Press, 2005.
- Driscoll, Barbara A. *The Tracks North: The Railroad Bracero Program of World War II*. Austin: University of Texas Press, 1999.
- Ducock, Louis J. "Migratory Farm Workers in the United States," *Journal of Farm Economics*, 29, no. 3 (August 1947): 711-22.
- Dudziak, Mary L. *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2000.

- Durand, Jorge. *Más allá de la línea. Patrones migratorios entre México y Estados Unidos*. México, DF: Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, 1994.
- _____. "Migration Policy and Asymmetry of Power: The Mexican Case, 1900-2000." In *Citizenship and Those Who Leave: The Politics of Emigration and Expatriation*, edited by Nancy L. Green and François Weil, 224-42. Urbana, IL: University of Illinois Press, 2007.
- _____. "¿Un acuerdo bilateral o un convenio obrero patronal?" In *Braceros. Las miradas mexicana y estadounidense. Antología (1945-1964)*, edited by Jorge Durand, 11-29. México, DF: Miguel Ángel Porrúa, 2007.
- Fernández, Lilia. "Of Immigrants and Migrants: Mexican and Puerto Rican Labor Migration in Comparative Perspective, 1942–1964," *Journal of American Ethnic History*, 29, no. 3 (Spring 2010): 6-39.
- _____. *Brown in the City: Mexicans and Puerto Ricans in Postwar Chicago*. Chicago: University of Chicago Press, 2012.
- Fernandez, Ramon. "Land Tenure in Mexico," *Journal of Farm Economics*, 25, no. 1 (February 1943): 219-34.
- Ferriss, Susan, and Ricardo Sandoval. *The Fight in the Fields: Cesar Chavez and the Farmworkers Movement*. Edited by Diana Hembree. New York and San Diego: Harcourt and Brace Company, 1997.
- Filindra, Alexandra. "The Emergence of the 'Temporary Mexican': American Agriculture, the US Congress, and the 1920 Hearings on the Temporary Admission of Illiterate Laborers," *Latin American Research Review*, 49, no. 3 (2014): 85-102.
- Fincher, E. B. *Spanish Americans as a Political Factor in New Mexico, 1912-1950*. Ph. D. Dissertation, New York University, 1950; reprint, New York: Arno Press, 1974.
- Fisher, Lloyd A. *The Harvest Labor Market in California*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1953.
- Fitzgerald, David. *A Nation of Emigrants: How Mexico Manages Its Migration*. Berkeley: University of

California Press, 2009.

_____. "Inside the Sending State: The Politics of Mexican Emigration Control," *International Migration Review*, 40, no. 2 (Summer 2006): 259-93.

Fitzgerald, Keith. *The Face of the Nation: Immigration, the State, and the National Identity*. Stanford, CA: Stanford University Press, 1996.

Flores, John H. "Deporting Dissidence: Examining Transnational Mexican Politics, US Naturalization, and American Unions through the Life of a Mexican Immigrant, 1920-1954," *Aztlán*, 38, no. 1 (Spring 2013): 95-123.

Foley, Neil. *The White Scourge: Mexicans, Blacks, and Poor Whites in Texas Cotton Culture*. Berkeley: University of California Press, 1997.

_____. *Quest for Equality: The Failed Promise of Black-Brown Solidarity*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2010.

_____. *Mexicans in the Making of America*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2014.

Fox, Cybelle. *Three Worlds of Relief: Race, Immigration, and the American Welfare State from the Progressive Era to the New Deal*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2012.

Friedman, Andrea. *Citizenship in Cold War America: The National Security State and the Possibility of Descent*. Amherst: University of Massachusetts Press, 2014.

Gabaccia, Donna R. *Foreign Relations: American Immigration in Global Perspective*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2012.

Galarza, Ernesto. "The Program for Action," *Common Ground*, 9, no. 4 (Summer, 1949): 27-38.

_____. *Strangers in Our Fields*. Washington, DC: Joint United States-Mexico Trade Union Committee, 1956.

_____. *Merchants of Labor: The Mexican Bracero Story*. Santa Barbara, CA: McNally and Loftin, 1964.

_____. *Farm Workers and Agri-business in California, 1947-1980*. Notre Dame, IN: University

of Notre Dame Press, 1977.

Gamboa, Erasmo. "Braceros in the Pacific Northwest: Laborers on the Domestic Front, 1942-1947,"

Pacific Historical Review, 56, no.3 (August 1987): 378-98.

_____. *Mexican Labor and World War II: Braceros in the Pacific Northwest, 1942-1947*.

Austin: University of Texas Press, 1990.

Ganz, Marshall. "Resources and Resourcefulness: Strategic Capacity in the Unionization of California

Agriculture, 1959-1966," *American Journal of Sociology*, 105, no.4 (January 2000): 1003-62.

García, Ignacio M. *Viva Kennedy: Mexican Americans in Search of Camelot*. College Station, TX: Texas

A&M University Press, 2000.

_____. *White but Not Equal: Mexican Americans, Jury Discrimination, and the Supreme*

Court. Tucson: University of Arizona Press, 2009.

García, Juan Ramon. *Operation Wetback: The Mass Deportation of Mexican Undocumented Workers in*

1954. Westport, CT: Greenwood Press, 1980.

Garcia, Matt. *A World of Its Own: Race, Labor, and Citrus in the Making of Greater Los Angeles,*

1900-1970. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2001.

García, Mario T. *Mexican Americans: Leadership, Ideology, and Identity, 1930-1960*. New Haven: Yale

University Press, 1989.

_____. *Memories of Chicano History: The Life and Narrative of Bert Corona*. Berkeley:

University of California Press, 1994.

_____. *The Making of a Mexican American Mayor: Raymond L. Telles of El Paso*. El Paso:

Texas Western Press, 1994.

Garcia, Richard A. "Class, Consciousness, and Ideology - The Mexican Community of San Antonio,

Texas: 1930-1940," *Aztlán*, vol. 9 (1978): 23-69.

_____. *Rise of Mexican American Middle Class, San Antonio, 1929-1941*. College Station,

TX: Texas A&M University Press, 1991.

- García Berumen, Frank Javier. *Edward R. Roybal: The Mexican American Struggle for Political Empowerment*. Los Angeles: Bilingual Educational Services, 2015.
- García y Griego, Manuel. *The Importation of Mexican Contract Laborers to the United States, 1942-1964: Antecedents, Operation and Legacy*. San Diego: University of California, San Diego, 1980.
- Garcílazo, Jeffrey Marcos. *Traqueros: Mexican Railroad Workers in the United States, 1870 to 1930*. Denton, TX: University of North Texas Press, 2012.
- Gilmore, N. Ray, and Gladys W. Gilmore. "The Bracero in California," *Pacific Historical Review*, 32, no.1 (February 1963).
- Gómez Arnau, Remedios. *México y la protección de sus nacionales en Estados Unidos*. México, DF: UNAM, 1990.
- Gómez-Quñones, Juan. *Chicano Politics: Reality and Promise, 1940-1990*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1990.
- _____. *Mexican American Labor, 1790-1990*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1994.
- Gonzales, Manuel G. *Mexicanos: A History of Mexicans in the United States*. Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 2000.
- González de la Vara, Martín. *Breve historia de Ciudad Juárez y su región*. México: El Colegio de la Frontera Norte, Universidad Autónoma de Ciudad Juárez, Ediciones y Gráficos Eón, 2002.
- González, Gilbert G. *Labor and Community: Mexican Citrus Worker Villages in Southern California County, 1900-1950*. Urbana, IL: University of Illinois Press, 1994.
- _____. *Mexican Consuls and Labor Organizing: Imperial Politics in the American Southwest*. Austin: University of Texas Press, 1999.
- González, Nancie. *The Spanish-Americans of New Mexico*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1967.

- Gratton, Brian, and Emily Merchant, "Immigration, Repatriation, and Deportation: The Mexican-Origin Population in the United States, 1920-1950," *International Migration Review*, 47, no. 4 (Winter 2013): 944-75.
- Green, George Norris. *The Establishment of Texas Politics: The Primitive Years, 1938-1957*. Westport, CT: Greenwood Press, 1979.
- _____. "The Felix Longoria Affair," *Journal of Ethnic Studies*, 19, no. 3 (Fall 1991): 23-49.
- Griswold del Castillo, Richard, *The Treaty of Guadalupe Hidalgo: A Legacy of Conflict*. Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1990.
- _____, and Richard A. Garcia. *César Chávez: A Triumph of Spirit*. Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1995.
- Gritter, Mathew. *Mexican Inclusion: The Origins of Anti-Discrimination Policy in Texas and the Southwest*. College Station, TX: Texas A&M University Press, 2012.
- Grove, Wayne A. "The Mexican Farm Labor Program, 1942-1964: Government-Administered Labor Market Insurance for Farmers," *Agricultural History*, 70, no.2 (Spring 1996): 302-20.
- Guerin-Gonzales, Camille. "Repatriación de familias inmigrantes mexicanas durante la Gran Depresión," *Historia Mexicana*, 35, no. 2(October-December 1985): 241-73.
- _____. *Mexican Workers and American Dreams: Immigration, Repatriation, and California Farm Labor, 1900-1939*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1994.
- Guglielmo, Thomas A. *White on Arrival: Italians, Race, Color, and Power in Chicago, 1890-1945*. Oxford: Oxford University Press, 2003.
- _____. "Fighting for Caucasian Rights: Mexicans, Mexican Americans, and the Transnational Struggle for Civil Rights in World War II Texas," *Journal of American History*, 92, no. 4 (March 2006): 1212-37.
- Gutiérrez, David G. *Walls and Mirrors: Mexican Americans, Mexican Immigrants, and the Politics of*

- Ethnicity*. Berkeley: University of California Press, 1995.
- _____. "Migration, Emergent Ethnicity, and the "Third Space": The Shifting Politics of Nationalism in Greater Mexico," *Journal of American History*, 86, no.2 (September 1999): 481-517.
- Hahamovitch, Cindy. "Creating Perfect Immigrants: Guestworkers of the World in Historical Perspective," *Labor History*, 44, no. 1 (2003): 69-94.
- _____. *No Man's Land: Jamaican Guestworkers in America and the Global History of Deportable Labor*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2011.
- Hancock, Richard H. *The Role of the Bracero in the Economic and Cultural Dynamics of Mexico: A Case Study of Chihuahua*. Stanford, CA: Hispanic American Society, 1959.
- Haney-López, Ian. *White by Law: The Legal Construction of Race*. New York: New York University Press, 1998.
- Hawley, Ellis W. "The Politics of the Mexican Labor Issue, 1950-1965," *Agricultural History*, 40, no.3 (July 1966): 157-76.
- Henderson, Timothy J. "Bracero Blacklists: Mexican Migration and the Unraveling of the Good Neighbor Policy," *The Latin Americanist*, 55, no.4 (December 2011): 199-217.
- Hernández, Kelly Lytle. *Migra! A History of the U.S. Border Patrol*. Berkeley: University of California Press, 2010.
- Hochschild, Jennifer L., and Brenna Marea Powell, "Racial Reorganization and the United States Census 1850-1930: Mulattoes, Half-Breeds, Mixed Parentage, Hindoos, and the Mexican Race," *Studies in American Political Development*, 22 (Spring, 2008): 59-96.
- Hoffman, Abraham. "Mexican Repatriation Statistics: Some Suggested Alternatives to Carey Williams," *Western Historical Quarterly*, 3, no. 4 (October 1972): 391-404.
- _____. *Unwanted Mexican Americans in the Great Depression: Repatriation Pressures 1929-1939*. Tucson: Arizona University Press, 1974.
- _____. "Stimulus to Repatriation: The 1931 Federal Deportation Drive and the Los Angeles

- Mexican Community.” In *The Chicano*, edited by Norris Hundley, Jr., 109-23. Santa Barbara: Clio Books, 1975.
- _____. “El cierre de la puerta trasera norteamericana. Restricción de la inmigración mexicana,” *Historia Mexicana*, 25, no. 3 (January-March 1976): 403-22.
- Innis-Jiménez, Michael. *Steel Barrio: The Great Mexican Migration to South Chicago, 1915-1960*. New York: New York University Press, 2013.
- Iskander, Natasha. *Creative State: Forty Years of Migration and Development Policy in Morocco and Mexico*. Ithaca, NY: Cornell University Press, 2010.
- Jenkins, J. Craig. *The Politics of Insurgency: The Farm Worker Movements in the 1960s*. New York: Columbia University Press, 1985.
- Johnson, Benjamin H. “The Cosmic Race in Texas: Racial Fusion, White Supremacy, and Civil Rights Politics,” *Journal of American History*, 98, no. 2 (September 2011): 404-19.
- Jones, Lamar B. “Mexican-American Labor Problems in Texas.” Ph. D. Dissertation, University of Texas, 1965.
- _____. “Labor and Management in California Agriculture, 1864–1964,” *Labor History*, 11, no. 1(1970): 23-40.
- Jones, Robert C. *Los braceros mexicanos en los Estados Unidos durante el período bélico*. Washington, DC: Pan American Union, 1946.
- Kang, Shulamith Deborah. “The Legal Construction of the Border: The INS, Immigration Law, and Immigration Rights on the U.S.-Mexico Border, 1917-1954.” Ph.D. Dissertation, University of California, 2005.
- Kanstroom, Daniel. *Deportation Nation: Outsiders in American History*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2007.
- Kaplowitz, Craig A. *LULAC: Mexican Americans and National Policy*. College Station, TX: Texas A & M University Press, 2005.

- Kells, Michalle Hall. *Héctor P. García: Everyday Rhetoric and Mexican American Civil Rights*. Carbondale, IL: Southern Illinois University Press, 2006.
- Kibbe, Pauline R. *Latin Americans in Texas*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1947.
- Kingrea, Nellie Ward. *History of the First Ten Years of the Texas Good Neighbor Commission and Discussion of Its Major Problems*. Fort Worth: Texas Christian University Press, 1954.
- Kirstein, Peter Neil. "Anglo over Bracero: A History of the Mexican Worker in the United States from Roosevelt to Nixon." Ph. D. Dissertation, Saint Louis University, 1973.
- _____. "Agribusiness, Labor, and the Wetbacks: Truman's Commission on Migratory Labor," *The Historian*, 40, no. 4 (August 1978): 650-67.
- Kreneck, Thomas M. *Mexican American Odyssey: Felix Tijerina, Entrepreneur and Civic Leader, 1905-1965*. College Station, TX: Texas A & M University Press, 2001.
- Larralde, Carlos M., and Richard Griswold del Castillo. "Luisa Moreno: A Hispanic Civil Rights Leader in San Diego," *Journal of San Diego History*, 41, no.4 (Fall 1995): 284-331, accessed September 9, 2015, <http://www.sandiegohistory.org/journal/95fall/moreno.htm>.
- _____, and _____. "Luisa Moreno and the Beginnings of the Mexican American Civil Rights Movement in San Diego," *Journal of San Diego History*, 43, no. 3 (Summer 1997): 159-75, accessed September 9, 2015, <http://www.sandiegohistory.org/journal/97summer/moreno.htm>.
- Lee, John Franklin. "Statutory Provision for Admission of Mexican Agricultural Workers – An Exception to the Immigration and Nationality Act of 1952," *George Washington Law Review*, 24, no.4 (March 1956): 464-77.
- LeMay, Michael C. *Guarding the Gates: Immigration and National Security*. Westport CT: Praeger Security International, 2006.
- Levenstein, Harvey A. *Labor Organizations in the United States and Mexico: A History of Their Relations*. Westport, CT.: Greenwood Publishing Company, 1971.

- _____. "Sindicalismo norteamericano, braceros y 'espaldas mojadas,'" *Historia Mexicana*, 28, no.1 (July-September 1978): 153-84.
- Lewis, Daniel. *Iron Horse Imperialism: The Southern Pacific of Mexico, 1880-1951*. Tucson: University of Arizona Press, 2007.
- Liebson, Art. "The Wetback Invasion," *Common Ground*, 10, no. 1 (Autumn, 1949): 11-19.
- López, Paul, ed. *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*. Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010.
- Loza, Mireya. "Alianza de Braceros Nacionales de México en los Estados Unidos, 1943-1964." In *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, edited by Paul López, 215-236. Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010.
- _____. "Braceros on the Boundaries: Activism, Race, Masculinity, and the Legacies of the Bracero Program." Ph.D. Dissertation, Brown University, 2011.
- Lukens, Patrick D. *A Quiet Victory for Latino Rights: FDR and the Controversy over "Whiteness."* Tucson: University of Arizona Press, 2012.
- McCain, Johnny M. "Texas and the Mexican Labor Question, 1942-1947," *Southwestern Historical Quarterly*, 85, no. 1 (July 1981): 45-64.
- McCoy, Michael. "Darkness of a Different Color: Mexicans and Racial Formation in Greater Chicago, 1916-1960." Ph. D. Dissertation, Northwestern University, 2007.
- McGrann, David. "The Agricultural Workers Organizing Committee (AWOC) Campaign to Terminate the Bracero Program, 1959-1964," Master's Thesis, Wayne State University, 2007.
- McWilliams, Carey. *Factories in the Field: The Story of Migratory Farm Labor in California*. Boston: Little, Brown and Company, 1939; reprint. Berkeley: University of California Press, 2000.
- _____. *North from Mexico: The Spanish-Speaking People of the United States*. Philadelphia: J. B. Lippincott, 1949; reprint. Westport, CT: Greenwood Press, 1968.
- _____. "California and Wetback," *Common Ground*, 9, no. 4 (Summer, 1949): 15-20.

- Madsen, William. *The Mexican American of South Texas*. New York: Holt, Rinehart and Winston, 1964.
- Majka, Linda C., and Theo J. Majka. *Farm Workers, Agribusiness, and the State*. Philadelphia: Temple University Press, 1982.
- Marlin, Robert O. "Governor James V. Allred, Hispanics, and the Rule of Law in New Deal Texas," Master's Thesis, University of Houston Clear Lake, 2003.
- Márquez, Benjamin. *LULAC: The Evolution of a Mexican American Political Organization*. Austin: University of Texas Press, 1993.
- _____. *Democratizing Texas Politics: Race, Identity, and Mexican American Empowerment, 1945-2002*. Austin: University of Texas Press, 2014.
- Martin, Phillip L. "Mexican Workers and U.S. Agriculture: The Revolving Door," *International Migration Review*, 36, no. 4 (Winter 2002): 1124-42.
- _____. *Promise Unfulfilled: Unions, Immigration, and the Farm Workers*. Ithaca: Cornell University Press, 2003.
- _____. *Importing Poverty? Immigration and the Changing Face of Rural America*. New Haven: Yale University Press, 2009.
- Meador, Bruce Staffel. "'Wetback' Labor in the Lower Rio Grande River." Master's Thesis, University of Texas, 1951.
- Menchaca, Martha. *The Mexican Outsiders: A Community History of Marginalization and Discrimination in California*. Austin: University of Texas Press, 1995.
- _____. *Naturalizing Mexican Immigrants: A Texas History*. Austin: University of Texas Press, 2011.
- Mitchell, Don. *They Saved the Crops: Labor, Landscape, and the Struggle over Industrial Farming in Bracero-Era California*. Athens, GA: University of Georgia Press, 2012.
- Mitchell, H. L. *Mean Things Happening in This Land: The Life and Times of H. L. Mitchell, Co-founder of the Southern Tenant Farmers Union*. Montclair, NJ: Allanheld, Osmun and Co. Publishers, 1979;

- reprint. Norman, OK: University of Oklahoma Press, 2008.
- Mize, Ronald L. and Alicia C.S. Swords. *Consuming Mexican Labor: From the Bracero Program to NAFTA*. Toronto: University of Toronto Press, 2011.
- Molina, Natalia. *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship, and the Historical Power of Racial Scripts*. Berkeley: University of California Press, 2014.
- Moloney, Deirdere M. *National Insecurities: Immigrants and U.S. Deportation Policy since 1882*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2012.
- Montejano, David. *Anglos and Mexicans in the Making of Texas, 1836-1986*. Austin: University of Texas Press, 1987.
- Montes, Rebecca Anne. "Working for American Rights: Black, White, and Mexican-American Dockworkers in Texas During the Great Depression," Ph. D. Dissertation, University of Texas, 2005.
- Mooney, Patrick H. and Theo J. Majka. *Farmers' and Farm Workers' Movements: Social Protest in American Agriculture*. New York: Twayne Publishers, 1995.
- Moore, Truman. *The Slaves We Rent*. New York: Random House, 1965.
- Moore, Woodrow. "El problema de la emigración de los braceros mexicanos." Master's Thesis, Universidad Nacional Autónoma de México, 1961.
- Morales, Patricia. *Indocumentados mexicanos. Causas y razones de la migración laboral*. Segunda Edición. México, DF: Editorial Grijalbo, 1989.
- Morin, Alexander. *The Organizability of Farm Labor in the United States*. Cambridge: Harvard University Press, 1952.
- Myers, Robin. *The Position of Farm Workers in Federal and State Legislation*. New York: National Advisory Committee on Farm Labor, 1959.
- Nájera, Jennifer R. *The Borderlands of Race: Mexican Segregation in a South Texas Town*. Austin: University of Texas Press, 2015.
- Navarro, Armando. *Mexican American Youth Organization: Avant-garde of the Chicano Movement in*

- Texas. Austin: University of Texas Press, 1995.
- Nelson-Cisneros, Victor B. "UCAPAWA Organizing Activities in Texas, 1935-50," *Aztlán*, 9 (1978): 71-84.
- Nevins, Joseph. *Operation Gatekeeper: The Rise of the "Illegal Alien" and the Making of the U.S.-Mexico Boundary*. New York: Routledge, 2002.
- _____. *Operation Gatekeeper and Beyond: The War On "Illegals" and the Remaking of the U.S. - Mexico Boundary*. New York: Routledge, 2010.
- Newton, Horace Edwin. "Mexican Illegal Immigration into California, Principally since 1945: A Socio-Economic Study." Master's Thesis, Claremont Graduate School, 1954.
- Ngai, Mae M. *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2004.
- Niblo, Stephen R. *War, Diplomacy, and Development: The United States and Mexico, 1938-1954*. Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1995.
- Noel, Linda C. *Debating American Identity: Southwestern Statehood and Mexican Immigration*. Tucson: University of Arizona Press, 2014.
- Norris, Jim. *North for the Harvest: Mexican Workers, Growers, and the Sugar Beet Industry*. St. Paul, MN: Minnesota Historical Society, 2009.
- Obregón Pagán, Eduardo. *Murder at the Sleepy Lagoon: Zoot Suits, Race and Riot in Wartime L.A.* Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2003.
- Ochoa, Enrique C. *Feeding Mexico: The Political Uses of Food since 1910*. Wilmington, DE: Scholarly Resources, 2000.
- Orozco, Cynthia E. *No Mexicans, Women, or Dogs Allowed: The Rise of the Mexican American Civil Rights Movement*. Austin: University of Texas Press, 2009.
- Overmyer-Velázquez, Mark, ed. *Beyond La Frontera: The History of Mexico-U.S. Migration*. Oxford: Oxford University Press, 2011.

- _____. "Good Neighbors and White Mexicans: Constructing Race and Nation on the Mexico-U.S. Border," *Journal of American Ethnic History*, 33, no. 1 (Fall 2013): 5-34.
- Pellicer de Brody, Olga and José Luis Reyna. *Historia de la revolución mexicana, 1952-1960, vol. 22: El afianzamiento de la estabilidad política*. México, DF: El Colegio de México, 1978.
- _____, and Esteban L. Mancilla. *Historia de la revolución mexicana, 1952-1960, vol. 23: El entendimiento con los Estados Unidos y la gestación del desarrollo estabilizador*. México, DF: El Colegio de México, 1978.
- Perales, Alonso S. *Are We Good Neighbors?* San Antonio: Artes Graficas, 1948.
- Peterson, Gigi. "Grassroots Good Neighbors: Connections between Mexican and U.S. labor and Civil Rights Activists, 1936-1945." Ph. D. Dissertation, University of Washington, 1998.
- _____. "'A Dangerous Demagogue': Containing the Influence of the Mexican Labor-Left and Its United States Allies." In *American Labor and the Cold War: Grassroots Politics and Postwar Political Culture*, edited by Robert W. Cherny, William Issel, and Kieran Walsh Taylor, 245-76. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 2004.
- Pitti, Stephen J. *The Devil in Silicon Valley: Northern California, Race, and Mexican Americans*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2003.
- Potter, Marguerite. *Grass-Roots Diplomat Neville G. Penrose: Buen Amigo y Vecino*. Fort Worth: Leo Potishman Foundation and Texas Christian University, 1961.
- Powell, Fred Wilbur. *The Railroads of Mexico*. Boston: Stratford Co. Publishers, 1921.
- Pycior, Julie Leininger. *LBJ and Mexican Americans: The Paradox of Power*. Austin, University of Texas Press, 1997.
- Radosh, Ronald. *American Labor and United States Foreign Policy*. New York: Random House, 1969.
- Ramírez, José A. *To the Line of Fire: Mexican Texans and World War I*. College Station, TX: Texas A&M University Press, 2009.
- Ramos, Henry A.J. *The American G.I. Forum: In Pursuit of the Dream, 1948-1983*. Houston: Arte

- Público Press, 1998.
- Rasmussen, Wayne D. *A History of the Emergency Farm Labor Supply Program, 1943-47*. Washington DC: Department of Agriculture, 1951.
- Reisler, Mark. *By the Sweat of Their Brow: Mexican Immigrant Labor in the United States, 1900-1940*. Westport, CT: Greenwood Press, 1976.
- Richmond, Douglas W., and Sam W. Higgins, ed. *The Mexican Revolution: Conflict and Consolidation, 1910-1940*. College Station, TX: Texas A&M University Press, 2013.
- Robinson, Robert S. "Creating Foreign Policy Locally: Migratory Labor and the Texas Border, 1943-1952," Ph.D. Dissertation, Ohio State University, 2007.
- _____. "Taking the Fair Deal to the Fields: Truman's Commission on Migratory Labor, Public Law 78, and the Bracero Program, 1950-1952," *Agricultural History*, 84, no. 3 (Summer 2010): 381-402.
- Rock, David, ed. *Latin America in the 1940s: War and Postwar Transitions*. Berkeley: University of California Press, 1994.
- Rodríguez, Marc Simon. *The Tejano Diaspora : Mexican American and Ethnic Politics in Texas and Wisconsin*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011.
- Roediger, David R. *Working toward Whiteness: How America's Immigrants Became White*. New York: Basic Books, 2005.
- Romualdi, Serafino. *Presidents and Peons: Recollections of a Labor Ambassador in Latin America*. New York: Funk and Wagnalls, 1967.
- Rosales, F. Arturo. *Chicano! The History of the Mexican American Civil Rights Movement*. Houston: Arte Público Press, 1997.
- Rosales, Rodolfo. *The Illusion of Inclusion: The Untold Political History of San Antonio*. Austin: University of Texas Press, 2000.
- Rosales, Steven. "Fighting the Peace at Home: Mexican American Veterans and the 1944 GI Bill of

- Rights,” *Pacific Historical Review*, 80, no. 4 (November 2011): 597-627.
- Rosas, Ana Elizabeth. *Abrazando el Espíritu: Bracero Families Confront the US-Mexico Border*. Berkeley: University of California Press, 2014.
- Roxborough, Ian. “Labor Control and Postwar Growth in Latin America.” In *Latin America in the 1940s: War and Postwar Transitions*, edited by David Rock, 248-63. Berkeley: University of California Press, 1994.
- Ruiz, Vicki L. *Cannery Women, Cannery Lives: Mexican Women, Industrialization, and the California Food Processing Industry, 1930-1950*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1987.
- St. John, Rachael. *Line in the Sand: A History of the Western U.S.-Mexico Border*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2011.
- Salinas, José Lázaro. *La emigración de braceros. Visión objetiva de un problema mexicano*. León, Guanajuato: Imprenta Cuauhtemoc, 1955.
- Samora, Julian. *Los Mojados: The Wetback Story*. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press, 1971.
- Sánchez, George J. *Becoming Mexican American: Ethnicity, Culture and Identity in Chicano Los Angeles, 1900-1945*. Oxford: Oxford University Press, 1993.
- Saunders, Lyle, and Olen E. Leonard. *The Wetback in the Rio Grande Valley of Texas*. Austin: University of Texas, 1951.
- Schell, Greg, “Farmworker Exceptionalism under the Law: How the Legal System Contributes to Farmworker Poverty and Powerlessness.” In *The Human Cost of Food: Farmworkers’ Lives, Labor, and Advocacy*, edited by Charles D. Thompson, Jr., and Melinda F. Wiggins, 139-66. Austin: University of Texas Press, 2002.
- Schmitter Heisler, Barbara. “The ‘Other Braceros’: Temporary Labor and German Prisoners of War in the United States, 1943-1946,” *Social Science History*, 31, no. 2 (Summer 2007): 239-71.
- _____. “Temporary Agricultural Workers during World War II: Braceros and

- German Prisoners of War.” In *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, edited by Paul López, 59-74. Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010.
- Schrag, Peter. *Not Fit for Our Society: Nativism and Immigration*. Berkeley: University of California Press, 2010.
- Schuler, Friedrich E. *Mexico between Hitler and Roosevelt: Mexican Foreign Relations in the Age of Lázaro Cárdenas, 1934-1940*. Albuquerque: University of New Mexico Press, 1998.
- Schwartz, Harry. “Hired Farm Labor in World War II,” *Journal of Farm Economics*, 24, no.4 (November 1942): 826-44.
- _____. *Seasonal Farm Labor in the United States*. New York: Columbia University Press, 1945.
- Scruggs, Otey M. *Braceros, “Wetbacks,” and the Farm Labor Problems: Mexican Agricultural Labor in the United States, 1942-1954*. Ph. D. Dissertation, Harvard University, 1957; reprint, New York: Garland Publishing, 1988.
- _____. “Evolution of the Mexican Farm Labor Agreement of 1942,” *Agricultural History*, 34, no.3 (July 1960): 140-49.
- _____. “The United States, Mexico, and the Wetbacks, 1942-1947,” *Pacific Historical Review*, 30, no.2 (May 1961): 149-64.
- _____. “The Bracero Program under the Farm Security Administration, 1942-1943,” *Labor History*, 3, no. 2 (Spring 1962): 149-68.
- _____. “Texas, Good Neighbor?” *Southwestern Social Science Quarterly*, 43, no. 2 (September 1962): 118-25.
- _____. “Texas and the Bracero Program, 1942-1947,” *Pacific Historical Review*, 32, no.1 (February 1963): 251-64.
- Secretaría del Trabajo y Previsión Social, *Los braceros*. México, DF: La Compañía Editora y Librera, 1946.

- Sharlin, Craig, and Lilia V. Villanueva. *Philip Vera Cruz: A Personal History of Filipino Immigrants and the Farmworkers Movement*. Seattle: University of Washington Press, 2000.
- Sheridan, Clare. “‘Another White Race:’ Mexican Americans and the Paradox of Whiteness in Jury Selection,” *Law and History Review*, 21, issue 1(Spring 2003): 109-44.
- _____. “Contested Citizenship: National Identity and the Mexican Immigration Debates of the 1920s,” *Journal of American Ethnic History*, 21, no. 3 (Spring 2002): 3-35.
- Smith, Michael M. “Beyond the Borderlands: Mexican Labor in the Central Plains, 1900-1930,” *Great Plains Quarterly*, 1, no. 4 (Fall 1981): 239-51.
- Snodgrass, Michael, “The Bracero Program.” In *Beyond La Frontera: The History of Mexico-U.S. Migration*, edited by Mark Overmyer-Velázquez, 79-102. Oxford: Oxford University Press, 2011.
- Spradlin, T. Richard. “The Mexican Farm Labor Importation Program – Review and Reform (Parts I and II),” *George Washington Law Review*, 30, no.1 (October 1961): 84-122; and 30, no.2 (December 1961): 311-27.
- Stilwell, Hart. “The Wetback Tide,” *Common Ground*, 9, no. 4 (Summer, 1949): 3-14.
- Taylor, Paul S. “Some Aspects of Mexican Immigration,” *The Journal of Political Economy*, 38, no. 5 (October, 1930): 609-15.
- Téllez García, Ignacio. *La migración de braceros a los Estados Unidos de Norteamérica*. México, DF: Hemeroteca Nacional, 1955.
- Thompson, Charles D., Jr., and Melinda F. Wiggins, ed. *The Human Cost of Food: Farmworkers’ Lives, Labor, and Advocacy*. Austin: University of Texas Press, 2002.
- Tichenor, Daniel J. *Dividing Lines: The Politics of Immigration Control in America*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2002.
- Todayama, Tasuku. “Transnational Labor Activism against Migrant Labor: The Post-WWII U.S.-Mexican Labor Alliance for Border Control,” *Japanese Journal of American Studies*, no. 23 (2012): 163-83.

- Tomasek, Robert D. "The Migrant Problem and Pressure Group Politics," *Journal of Politics*, 23, no. 2 (May 1961): 295-319.
- Torres, Blanca Ramírez. *Historia de la revolución mexicana, 1940-1952, vol. 19: México en la Segunda Guerra Mundial*. México, DF: El Colegio de México, 1979.
- U.S. House of Representatives. *Hispanic Americans in Congress: 1822-2012*. Washington, DC: G.P.O., 2013.
- Valdés, Denis Nodín. "Machine Politics in California Agriculture, 1945-1990s," *Pacific Historical Review*, 63, no.4 (November 1994): 203-24.
- Vargas, Zaragosa. *Labor Rights Are Civil Rights: Mexican American Workers in Twentieth-Century America*. Princeton, NJ: Princeton University Press, 2005.
- Vargas y Campos, Gloria R. "El problema del bracero mexicano." Tesis Profesional, Licenciado en Economía, Universidad Nacional Autónoma de México, 1964.
- Watts, Julie. "Mexico-U.S. Migration and Labor Unions: Obstacles to Building Cross-Border Solidarity," La Jolla, CA: The Center for Comparative Immigration Studies, University of California, San Diego, 2003.
- Weeks, O. Douglas. "The League of United Latin-American Citizens: A Texas-Mexican Civic Organization," *Southwestern Political and Social Science Quarterly*, 10, no. 3 (December 1929): 257-78.
- _____. "The Texas-Mexican and the Politics of South Texas," *American Political Science Review*, 24, no. 3 (August 1930): 606-27.
- Weise, Julie Meira. "Fighting for Their Place: Mexicans and Mexican Americans in the U.S. South, 1910-2008," Ph. D. Dissertation, Yale University, 2009.
- _____. "Braceros and Jim Crow in Arkansas." In *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*, edited by Paul López, 197-213. Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010.

- Wilson, Steven H. "Brown over "Other White": Mexican Americans' Legal Arguments and Litigation Strategy in School Desegregation Lawsuits," *Law and History Review*, 21, no. 1 (Spring, 2003): 145-94.
- Wollenburg, Charles. "Working on El Traque: The Pacific Electric Strike of 1903," *Pacific Historical Review*, 42, no.3 (August 1973): 358-69.
- Zamora, Emilio. "Mexico's Wartime Intervention on Behalf of Mexicans in the United States: A Turning of Tables." In *Mexican Americans and World War II*, edited by Maggie Rivas-Rodriguez, 221-43. Austin: University of Texas Press, 2005.
- _____. *Claiming Rights and Righting Wrongs in Texas: Mexican Workers and Job Politics during World War II*. College Station, TX: Texas A&M University Press, 2009.
- Zolberg, Aristide R., *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006.

邦語書籍・論文

- 足立芳弘『近代ドイツの農村社会と農業労働者 - 〈土着〉と〈他所者〉のあいだ』京都大学学術出版会、1997年。
- 伊藤定良『異郷と故郷 - ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人』東京大学出版会、1987年。
- ウェーバー、マックス（肥前栄一訳）『東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態』未来社、2003年。
- 大塚秀之「1920年代シカゴにおけるメキシコ人労働者 - ポール・S・テイラーの研究を中心に」『神戸市外国語大学研究年報』第20号、1982年、53-90頁。
- 大八木豪「マイク・マサオカと日本人短期農業労働者導入プログラム - 人種化、冷戦の地政学、戦時強制収容の記憶」『アメリカ史研究』第38号、2015年、73-93頁。
- 国本伊代『メキシコの歴史』新評論、2002年。
- 黒田悦子『メキシコ系アメリカ人 - 越境した生活者』国立民族学博物館、2000年。

小井戸彰宏「メキシコ系『非合法』移民労働者とアメリカ国家 – 歴史的動態と 1986 年移民法改革」百瀬宏、小倉充夫編『現代国家と移民労働者』有信堂、1992 年、89-118 頁。

佐藤夏樹「エスニック・マイノリティ『ヒスパニック』の創出 – 1970 年センサスと OMB 指令第 15 号」『西洋史学』第 255 号、2014 年、1-21 頁。

庄司啓一「ブラセロ計画についての一考察」『城西経済学会誌』第 19 巻第 1 号、1983 年、19-38 頁。

_____「ブラセロ計画とカリフォルニア農業」『立教経済学研究』第 44 巻第 2 号、1990 年、71-86 頁。

_____「ブラセロ・プログラム再考 – 非合法移民問題の起源をめぐって」『城西経済学会誌』第 35 巻、2010 年、35-63 頁。

徳永悠「1950 年代カリフォルニア州におけるメキシコ人非合法移民支援団体の設立過程 – 支援団体エルマンダー・メヒカーナ・ナショナルを例に」『社会システム研究』第 16 号、2013 年 3 月、111-23 頁。

戸田山祐「『エル・パソ事件』と戦後期ブラセロ・プログラムの成立 – 移民統制をめぐる 1940 年代後半の米墨政府間交渉を中心に」『アメリカ太平洋研究』第 8 号、2008 年 3 月、139-150 頁。

_____「『メキシカン』の権利保障と短期移民労働者をめぐる政治 – 1940-50 年代テキサスの事例を中心に」『アメリカ史研究』第 37 号、2014 年、79-99 頁。

中川正紀「1960 年代のカリフォルニアにおける農業労働者ストライキとカトリック教会」『一橋論叢』第 112 巻第 2 号、1994 年、314-33 頁。

_____「デラノ・ストライキをめぐる『多人種・多民族の共存』の問題 – 異民族からなる組合どうしの『合併』の時期を中心として」『札幌学院大学人文学会紀要』第 58 号、1995 年、129-54 頁。

_____「米国農業労働者とメキシコ人移民 – UFW の組合運動を例に」油井大三郎・遠藤泰生編『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』東京大学出版会、2003 年、89-107 頁。

中野耕太郎「新移民とホワイトネス - 20 世紀初頭の『人種』と『カラー』」川島正樹編『アメリカニズムと「人種』』、名古屋大学出版会、2005 年、140-63 頁。

_____『戦争のるつぼ - 第一次大戦とアメリカニズム』人文書院、2013 年。

中野達司「ブラセロ・プログラム - 米国におけるメキシコ人労働力のあり方」『亜細亜大学国際関係紀要』第 7 巻第 2 号、1998 年、119-35 頁。

バスコンセロス、ホセ（高橋均訳）「宇宙的人種」『現代思想』16 巻 10 号、1988 年 8 月、106-21 頁。

古矢旬『アメリカニズム - 「普遍国家」のナショナリズム』東京大学出版会、2002 年。

丸谷吉男編著『メキシコ - その国土と市場』科学新聞社、1986 年。

三浦順子「テキサスにおけるメキシカンの組織活動、1910 年-1929 年 - メキシコ系アメリカ人およびメキシコ人移民による二分法的エスニック・アイデンティティを越える試み」『北大史学』第 47 号、2007 年、1-27 頁。

_____「労働組合運動の展開に見る『メキシコ人問題』と〈アメリカ人〉の境界 - 1938 年サンアントニオのピーカン加工業ストライキの事例より」『北大史学』第 53 号、2013 年、34-55 頁。

蓑原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係 - 移民問題をめぐる日米摩擦、1906-1921 年』有斐閣、2006 年。

村田勝幸「引き直された境界線 - チカノ運動、セサル・チャベス、非合法移民」油井大三郎・遠藤泰生編『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』東京大学出版会、2003 年、108-27 頁。

_____『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ - 「非合法移民問題」の社会文化史』東京大学出版会、2007 年。

山崎春成『世界の大都市 3 メキシコシティ』東京大学出版会、1987 年。